

# 国土形成計画（全国計画）

平成 27 年 8 月

## ～戦後7番目の国土計画となる「対流促進型国土」形成の計画～

### ○ 国土形成計画の意義

国土に関わる幅広い分野の政策(※)について、長期を見通して、統一性を持った方向付けを行い、目指すべき国づくりを推進するエンジンとなる。

(※)地域の整備、産業、文化、観光、交通、情報通信、エネルギー、国土基盤、防災・減災、国土資源・海域、環境、景観、共助社会づくり

### ○ 今回の計画の特色

「国土のグランドデザイン2050」(2014年7月国土交通省策定)を踏まえ、

- ・ 本格的な人口減少社会に初めて正面から取り組む国土計画
- ・ 地域の個性を重視し、地方創生を実現する国土計画
- ・ イノベーションを起こし、経済成長を支える国土計画

### ○ 計画の基本コンセプト:「対流促進型国土」の形成

#### ・ 「コンパクト＋ネットワーク」

→ 人口減少に立ち向かう地域構造・国土構造

#### ・ 「個性」と「連携」による「対流」の促進

→ 地域の個性を磨き、地域間・国際間の連携によって活発な「対流」を起こす

#### ・ 「ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土」

→ 「住み続けられる国土」と「稼げる国土」の両立

・ これにより、各地域の独自の個性を活かした、これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展を実現

### ○ 国土の基本構想の実現

- ・ 今回の計画において、「対流促進型国土」の形成に向け、関係府省の施策をベクトルを合わせて位置付け。
- ・ 計画策定後は、地方の施策への反映にも努め、時間軸を意識して計画的に構想を実現。

## ～本格的な人口減少社会に正面から取り組む国土計画～

○ 計画期間: 2015年～2025年(2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の前後にわたる「日本の命運を決する10年」)

○ 国土づくりの目標とすべき我が国の将来像

- ①安全で、豊かさを実感することのできる国
- ②経済成長を続ける活力ある国
- ③国際社会の中で存在感を発揮する国

### 国土を取り巻く時代の潮流と課題

- ・急激な人口減少、少子化
- ・異次元の高齢化の進展
- ・変化する国際社会の中で競争の激化
- ・巨大災害の切迫、インフラの老朽化
- ・食料・水・エネルギーの制約、地球環境問題
- ・ICTの劇的な進歩等技術革新の進展

### 国民の価値観の変化

- ・ライフスタイルの多様化(経済志向、生活志向)
- ・共助社会づくりにおける多様な主体の役割の拡大・多様化
- ・安全・安心に対する国民意識の高まり

### 国土空間の変化

- ・低・未利用地や荒廃農地、空き家、所有者の把握が難しい土地等の問題顕在化
- ・森林の持続的な管理
- ・海洋環境及び海洋権益の保全、海洋資源の利活用、離島地域の適切な管理

## 国土の基本構想

### 「対流促進型国土」の形成:「対流」こそが日本の活力の源泉

- ・「対流」とは、多様な個性を持つ様々な地域が相互に連携して生じる地域間のヒト、モノ、カネ、情報の双方向の活発な動き
- ・「対流」は、それ自体が地域に活力をもたらすとともに、イノベーションを創出
- ・地域の多様な個性が対流の原動力であり、個性を磨くことが重要

### 「対流促進型国土」を形成するための重層的かつ強靱な「コンパクト+ネットワーク」

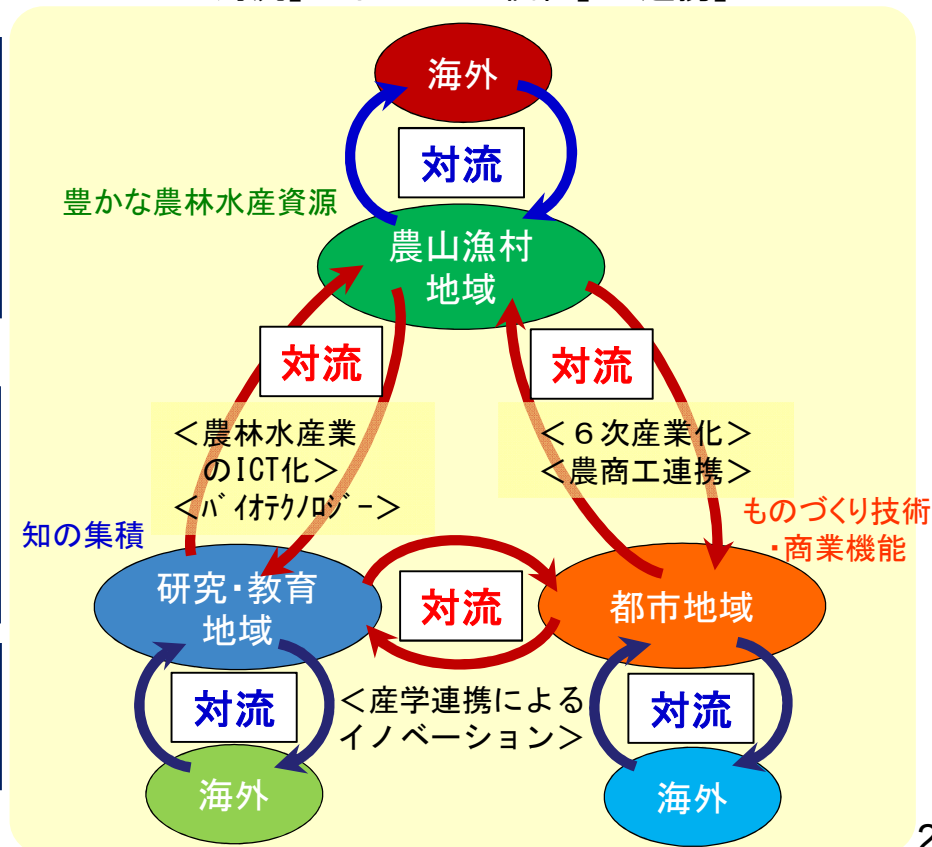
- ・「コンパクト」にまとめ、「ネットワーク」でつながる
- ・医療、福祉、商業等の機能をコンパクトに集約
- ・交通、情報通信、エネルギーの充実したネットワークを形成
- ・人口減少社会における適応策・緩和策を同時に推進

### 東京一極集中の是正と東京圏の位置付け

- ・東京一極滞留を解消し、ヒトの流れを変える必要
- ・魅力ある地方の創生と東京の国際競争力向上が必要

### 都市と農山漁村の相互貢献による共生

「対流」のイメージ:「個性」と「連携」



## ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土

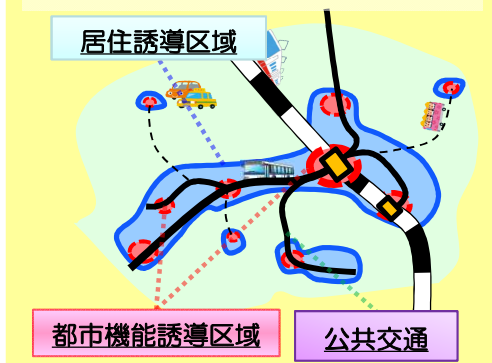
### 個性ある地方の創生

- 知恵を絞って地域の将来像を構造的に考えることが重要
- 地域消費型産業の生産性向上
- 地域資源を活かした産業の強化、海外展開
- 「地域発イノベーション」の創出、「起業増加町」の醸成
- 「人の対流」の推進：移住・住み替え、二地域居住

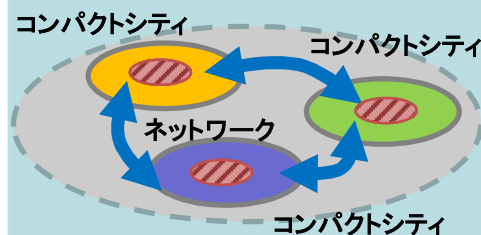


※上記は例示であり、地域の実情に応じて様々な拠点的形があり得る。

### ○コンパクトシティの形成



### ○連携中枢都市圏の形成



### 活力ある大都市圏の整備

- イノベーションを生む創造の場としての機能向上
- 災害に強い大都市圏の形成
- 急増する高齢人口への対応
- 安心して子どもを産み育てるための環境整備

知的対流拠点の形成によるイノベーションの創出  
 <ナレッジキャピタル(大阪)>

「医・職・住」近接のスマートウェルネス住宅・シティ  
 (千葉県柏市豊四季台地区)

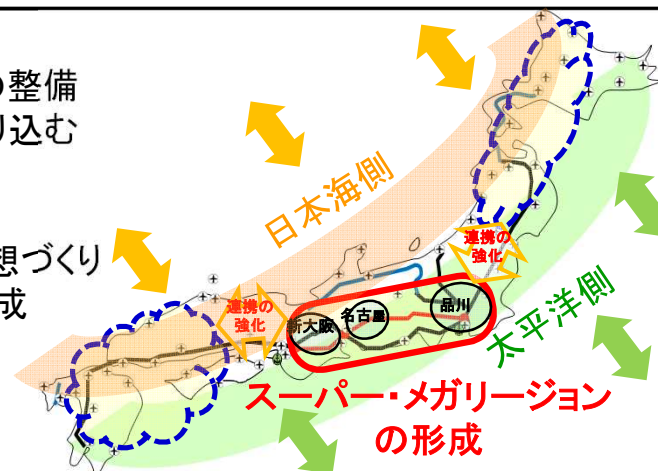


(出典) ナレッジキャピタルHP

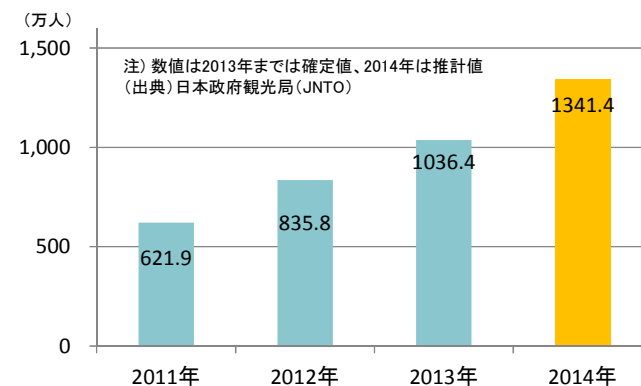


### グローバルな活躍の拡大

- 海外から投資を呼び込む事業環境の整備
- アジア・ユーラシアダイナミズムを取り込むゲートウェイ機能の強化
- リニア中央新幹線による「スーパー・メガリージョン」形成の構想づくり
- 日本海・太平洋2面活用型国土の形成
- 2020年以後を見通し、観光立国に対応した国土づくり



<訪日外国人旅行者数の推移>



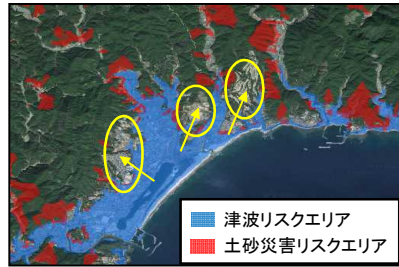


## 安全・安心と経済成長を支える国土の管理と国土基盤

### 災害に対し粘り強くしなやかな国土の構築

- ハード対策とソフト対策の適切な組合せ
- 都市の防災・減災対策の推進
- 多重性・代替性の確保による災害に強い国土構造
- 自助、共助とそれらを支える公助の強化
- 東日本大震災の被災地の復興と福島再生

土地の有効利用と防災・減災を両立



### 国土の適切な管理による安全・安心で持続可能な国土の形成

- 農地・森林の保全と多面的機能の発揮
- 美しい景観や自然環境等の保全・再生・活用
- 低・未利用地、空き家の所有から有効利用へ
- 複合的な効果と国土の選択的利用
- 多様な主体による国土の国民的経営

無電柱化による美しい街並み

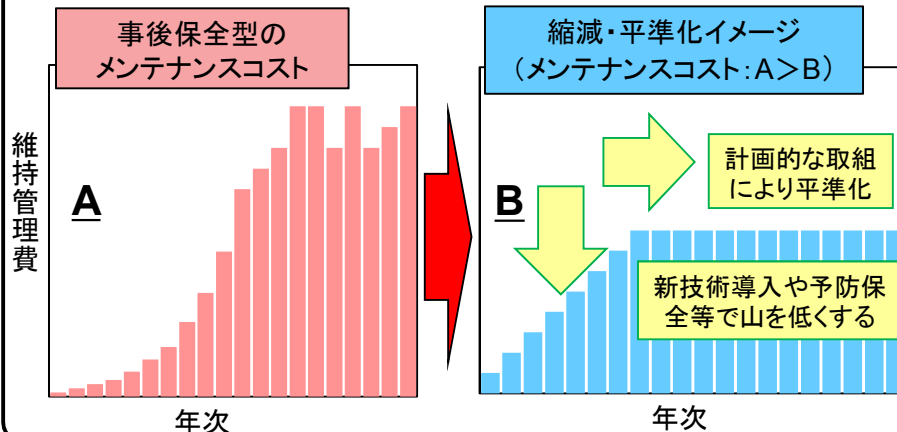


防災・減災と自然環境の再生を両立



### 国土基盤の維持・整備・活用

- 「ストック効果」の最大限の発揮
- 「選択と集中」の下での計画的な社会資本整備(安全安心インフラ、生活インフラ、成長インフラ)
- メンテナンスサイクルの構築による戦略的メンテナンス
- 国土基盤を「賢く使う」
- 担い手の確保とインフラビジネスの拡大



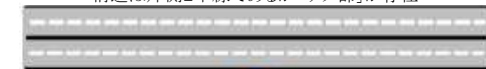
「道の駅」の更なる機能発揮のための取組  
「道の駅」の機能: 休憩、情報発信、地域連携



(写真左) 全国モデル「道の駅」とみうら(千葉県南房総市) 観光資源(びわ等)をパッケージ化、地域の伝統・文化の継承

道路を賢く使う取組

実容量不揃いのイメージ  
構造は片側2車線であるが「サグ部」が存在



実際に流せる交通容量を表した構造イメージ(実容量1車線)



実容量の不揃いをなくす(3車線=実容量2車線)



## 国土づくりを支える参画と連携

### 地域を支える担い手の育成

- 地域の教育機関の役割
- 地域内外の人材の育成・活用
- 若者、女性、高齢者、障害者の参画等

高知大学地域協働学部

- ・平成27年4月設置
- ・学生定員：60名
- ・専任教員：24名

「耕すシェフ」研修制度(島根県邑南町)



(出典) 邑南町より提供



沖縄古民家再生職人養成カレッジ  
(NPO法人 島の風(沖縄県伊是名村))



### 共助社会づくり

- 地域磨きと地域資源を活用した内発的発展
- 地域内循環による資金の確保とソーシャルビジネスの推進
- 多様な主体の連携や「人の対流」の活用による共助社会づくり

地域コミュニティの維持・再生  
(NPO法人 雪のふるさと安塚(新潟県上越市))

地域の約8割の世帯がNPOの会員となり、旧町民会館を拠点として多彩な生活サービスを展開

地域行事支援(世代間交流)

観光客用施設(地域間交流)



都市と農山漁村の対流

(NPO法人 えがおつなげて(山梨県 北杜市))



復活した棚田から  
生産された純米酒

間伐材の活用



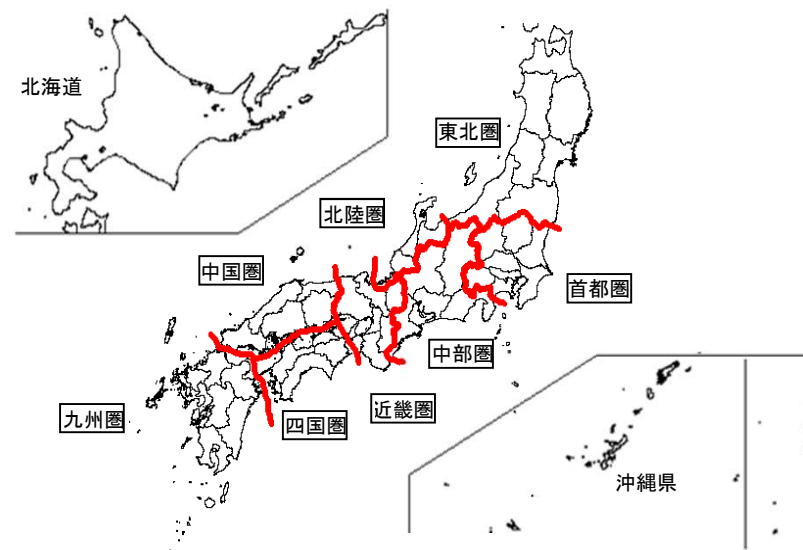
(出典) NPO法人えがおつなげてHP

### 横断的な視点

- 時間軸の設定
- ICT等の技術革新やイノベーションの導入
- 民間活力の活用

## 広域地方計画の策定

- 全国計画を踏まえて、8つの広域ブロックごとに、平成27年度中に計画策定
- 各広域ブロックの自立的な発展と相互の交流・連携
- 各広域ブロックの独自性を活かし、特色ある地域戦略を描く



(北海道、沖縄県は、それぞれ北海道総合開発計画及び沖縄振興計画を策定)

### 国土利用計画との連携

- 国土利用計画法に基づき、国土形成計画と一体のものとして第五次計画(全国計画)を策定

#### 国土利用の基本方針

- ・適切な国土管理を実現
- ・自然環境・美しい景観を保全・再生・活用
- ・安全・安心を実現

国土の利用区分ごとの規模の目標  
(万ha)

|          | 平成24年 | 平成37年 |
|----------|-------|-------|
| 農地       | 455   | 440   |
| 森林       | 2,506 | 2,510 |
| 原野等      | 34    | 34    |
| 水面・河川・水路 | 134   | 135   |
| 道路       | 137   | 142   |
| 宅地       | 190   | 190   |
| その他      | 324   | 329   |
| 合計       | 3,780 | 3,780 |

## 国土形成計画（全国計画）の変更について

（平成27年8月14日）  
閣 議 決 定

国土形成計画法（昭和25年法律第205号）第6条第8項の規定により準用する同条第4項の規定に基づき、国土形成計画（全国計画）（平成20年7月4日閣議決定）の全部を別冊のとおり変更する。

## 国土形成計画（全国計画）

|  |    |
|--|----|
| 第1部 計画の基本的考え方                            | 1  |
| 第1章 国土に係る状況の変化と国土づくりの目標                  | 1  |
| 第1節 国土を取り巻く時代の潮流と課題                      | 1  |
| （1）急激な人口減少、少子化と、地域的な偏在の加速                | 1  |
| （2）異次元の高齢化の進展                            | 1  |
| （3）変化する国際社会の中での競争の激化                     | 2  |
| （4）巨大災害の切迫、インフラの老朽化                      | 3  |
| （5）食料・水・エネルギーの制約、地球環境問題                  | 4  |
| （6）ICTの劇的な進化等技術革新の進展                     | 4  |
| 第2節 国民の価値観の変化                            | 5  |
| （1）ライフスタイルの多様化                           | 5  |
| （2）コミュニティの弱体化、共助社会づくりにおける多様な主体の役割の拡大・多様化 | 6  |
| （3）安全・安心に対する国民意識の高まり                     | 6  |
| 第3節 国土空間の変化                              | 7  |
| 第4節 新たな国土形成計画の必要性                        | 7  |
| 第5節 我が国の将来像                              | 8  |
| （1）人口等の見通し                               | 8  |
| （2）国土づくりの目標                              | 8  |
| 第2章 国土の基本構想                              | 10 |
| 第1節 対流促進型国土の形成：「対流」こそが日本の活力の源泉           | 10 |
| （1）本格的な人口減少社会における国土の基本構想                 | 10 |
| （2）対流の意義と態様                              | 10 |
| （3）対流の発生、維持、拡大に必要な要素                     | 12 |
| 第2節 重層的かつ強靱な「コンパクト＋ネットワーク」               | 13 |
| 第3節 東京一極集中の是正と東京圏の位置付け                   | 16 |
| 第4節 地域別整備の方向                             | 17 |
| 第3章 国土の基本構想実現のための具体的方向性                  | 21 |
| 第1節 ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土                 | 21 |
| （1）個性ある地方の創生                             | 21 |
| ①目指すべき地方の姿                               | 21 |
| ②地域構造の将来像                                | 22 |
| ③魅力ある「しごと」の創出                            | 24 |
| ④「人の対流」の推進と国民生活                          | 27 |
| （2）活力ある大都市圏の整備                           | 30 |
| ①大都市圏の個性と連携による新たな価値の創造                   | 30 |
| ②安全・安心な大都市圏の形成                           | 31 |
| ③安心して子どもを産み育てるための環境整備                    | 31 |



|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| (3) グローバルな活躍の拡大                 | 32 |
| ①世界に活動の場を拓げ、成長力を高める             | 32 |
| ②海外から投資を呼び込むための事業環境等の整備         | 33 |
| ③グローバルな「対流」促進の強化                | 34 |
| ④リニア中央新幹線によるスーパー・メガリージョンの形成     | 35 |
| ⑤観光立国のさらなる展開                    | 36 |
| 第2節 安全・安心と経済成長を支える国土の管理と国土基盤    | 38 |
| (1) 災害に対し粘り強くしなやかな国土の構築         | 38 |
| (2) 国土の適切な管理による安全・安心で持続可能な国土の形成 | 40 |
| ①国土の適切な管理・土地の有効利用               | 41 |
| ②環境と共生した持続可能な国土づくり              | 43 |
| ③海洋・海域の保全と利活用                   | 44 |
| ④国民の参加による国土管理                   | 45 |
| (3) 国土基盤の維持・整備・活用               | 47 |
| ①国土基盤整備の安定的・持続的な推進              | 47 |
| ②国土基盤の戦略的メンテナンスの推進              | 48 |
| ③国土基盤を賢く使う                      | 49 |
| ④国土基盤を支える担い手の確保とインフラビジネスの拡大     | 50 |
| 第3節 国土づくりを支える参画と連携              | 50 |
| (1) 地域を支える担い手の育成等               | 50 |
| (2) 共助社会づくり                     | 52 |
| 第4節 横断的な視点                      | 54 |
| (1) 時間軸の設定                      | 54 |
| (2) ICT等の技術革新やイノベーションの導入        | 55 |
| (3) 民間活力の活用                     | 55 |
| 第2部 分野別施策の基本的方向                 | 57 |
| 第1章 地域の整備に関する基本的な施策             | 58 |
| 第1節 対流の促進とコンパクト+ネットワークの構築       | 58 |
| (1) 対流の促進                       | 58 |
| (2) 集落地域における小さな拠点の形成            | 59 |
| (3) コンパクトシティの形成                 | 59 |
| (4) 連携中枢都市圏等による活力ある経済・生活圏の形成    | 60 |
| (5) スーパー・メガリージョンの形成             | 61 |
| (6) 都市と農山漁村の共生・対流               | 62 |
| (7) 地方移住、二地域居住等の促進による東京一極集中の是正  | 62 |
| (8) グローバルな対流を促進する多様なネットワークの形成   | 63 |
| 第2節 美しく暮らしやすい農山漁村の形成            | 63 |
| (1) 多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出    | 64 |
| (2) 快適な暮らしと美しい農山漁村の実現           | 64 |
| 第3節 我が国をけん引する個性際立つ大都市圏等の整備      | 65 |

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| (1) 大都市のリノベーション                    | 65 |
| (2) 環境・防災都市の形成に向けた取組の推進            | 66 |
| 第4節 少子化や高齢化に対応した地域づくり              | 66 |
| (1) 子育て世代や高齢者が安全・安心に暮らせる環境の整備      | 67 |
| (2) 女性、高齢者等が活躍できる社会の実現             | 68 |
| (3) コミュニティによる暮らしの安全・安心の確保          | 69 |
| (4) 東京圏における高齢化に伴う問題への対応            | 69 |
| 第5節 住生活の質の向上及び暮らしの安全・安心の確保         | 70 |
| (1) 良質な住宅ストックの形成と住宅セーフティネットの確保     | 71 |
| (2) 安全・安心で快適な居住環境の形成               | 72 |
| 第6節 地理的、自然的、社会的条件の厳しい地域への対応        | 73 |
| (1) 離島地域                           | 73 |
| (2) 豪雪地帯                           | 74 |
| (3) 山村地域                           | 75 |
| (4) 半島地域                           | 76 |
| (5) 過疎地域                           | 76 |
| 第2章 産業に関する基本的な施策                   | 78 |
| 第1節 産業の国際競争力の強化とイノベーションを支える環境整備    | 78 |
| (1) イノベーションの創出と成長産業への展開            | 79 |
| (2) 科学技術を支える基盤の強化と人材の育成            | 81 |
| 第2節 地域を支える活力ある産業・雇用の創出             | 82 |
| (1) 地域消費型産業の付加価値生産性の向上             | 82 |
| (2) 魅力ある地域産業の展開や地域発イノベーションによる内発的発展 | 82 |
| (3) 地域の労働供給力の向上と雇用の創出              | 83 |
| 第3節 海外からの投資を呼び込む環境整備               | 84 |
| (1) 世界をリードする魅力ある成長産業の形成推進          | 85 |
| (2) 世界最高クラスの事業環境の整備                | 85 |
| 第4節 世界最先端の技術を活かしたエネルギー需給構造の実現      | 85 |
| (1) 安定的なエネルギー供給の実現                 | 86 |
| (2) 再生可能エネルギーの活用拡大と分散型エネルギーシステムの構築 | 86 |
| (3) 徹底したエネルギー効率の向上と環境への配慮          | 87 |
| (4) エネルギーの効率的かつ安定的な利用のための環境整備      | 88 |
| 第5節 食料等の安定供給と農林水産業の成長産業化           | 89 |
| (1) 食料の安定供給と食料安全保障の確立              | 89 |
| (2) 農業・食品産業の成長産業化の促進と農業の持続的な発展     | 90 |
| (3) 林業の成長産業化の実現                    | 93 |
| (4) 水産資源の適切な管理と水産業の構造改革            | 95 |
| 第3章 文化及び観光に関する基本的な施策               | 97 |
| 第1節 文化が育む豊かで活力ある地域社会               | 97 |
| (1) 個性豊かな地域文化の保存、継承、創造、活用等         | 98 |

|                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| (2) 文化芸術やスポーツ活動への参加機会等の充実            | 99  |
| (3) 世代・地域を越えた異文化間の対流                 | 100 |
| (4) 地域の文化芸術活動を支える環境整備                | 100 |
| (5) 新しい日本文化の創造・発信                    | 101 |
| 第2節 観光振興による地域の活性化                    | 102 |
| (1) 国際競争力のある魅力的な観光地域づくり、観光旅行消費の一層の拡大 | 102 |
| (2) 先手を打っての「攻め」の受入環境整備               | 103 |
| (3) 質の高い観光を通じた対流の拡大                  | 103 |
| (4) 訪日外国人旅行者の飛躍的増加に伴う国土づくり           | 104 |
| 第4章 交通体系、情報通信体系及びエネルギーインフラに関する基本的な施策 | 106 |
| 第1節 総合的な交通体系の構築                      | 106 |
| (1) 国際交通拠点の競争力強化                     | 107 |
| (2) 東アジアとの対流の促進                      | 109 |
| (3) 地域間の対流を促進する国土幹線交通体系の構築           | 110 |
| (4) 地域交通体系の構築                        | 112 |
| 第2節 情報通信体系の構築                        | 115 |
| (1) 情報通信インフラの整備                      | 116 |
| (2) ICT・データ利活用の促進                    | 117 |
| (3) 情報通信社会の安全・安心の確保                  | 118 |
| 第3節 エネルギーインフラの充実                     | 119 |
| (1) スマートコミュニティの形成                    | 119 |
| (2) 水素社会の実現に向けたインフラ整備                | 120 |
| (3) エネルギーネットワークの充実                   | 120 |
| 第5章 国土基盤ストックに関する基本的な施策               | 121 |
| 第1節 国土基盤の戦略的メンテナンス                   | 121 |
| (1) インフラ機能の確実かつ効率的な確保                | 121 |
| (2) メンテナンス産業の育成                      | 123 |
| (3) 多様な主体との連携等                       | 123 |
| 第2節 国土基盤の有効活用（国土基盤を賢く使う）             | 123 |
| (1) インフラ機能の最大発揮                      | 124 |
| (2) インフラ機能の強化・高度化                    | 125 |
| (3) インフラの多機能化                        | 125 |
| 第6章 防災・減災に関する基本的な施策                  | 127 |
| 第1節 適切な施策の組合せと効率的な対策の推進              | 127 |
| (1) 防災・減災に資する施設の整備等                  | 128 |
| (2) 防災・減災に資する土地利用の推進                 | 129 |
| (3) 広域的連携体制及び災害対応体制の強化等              | 129 |
| 第2節 都市の防災・減災対策の強力な推進                 | 130 |
| (1) 都市における水害、土砂災害及び津波への対応            | 130 |

|   |     |
|---|-----|
| (2) 巨大地震等に強い都市の構築                         | 131 |
| 第3節 安全な農山漁村の実現                            | 131 |
| 第4節 諸機能及びネットワークの多重性・代替性確保等による災害に強い国土構造の構築 | 132 |
| (1) 中枢管理機能等のバックアップ等                       | 132 |
| (2) 交通・物流に関する施策                           | 132 |
| (3) エネルギー・産業に関する施策                        | 133 |
| 第5節 自助、共助とそれらを支える公助の強化                    | 134 |
| (1) 自主的避難の促進及び避難の円滑化・迅速化                  | 134 |
| (2) 地域防災力の向上等                             | 135 |
| (3) 迅速で分かりやすい災害情報等の提供                     | 135 |
| 第7章 国土資源及び海域の利用と保全に関する基本的な施策              | 137 |
| 第1節 農地等の利用の増進                             | 137 |
| (1) 農業の担い手への農地集積・集約化と農地の確保                | 138 |
| (2) 多面的機能の発揮を促進するための取組の推進等による地域資源の維持、継承等  | 138 |
| 第2節 次世代に引き継ぐ美しい森林                         | 139 |
| (1) 多様で健全な森林の整備及び保全の推進                    | 139 |
| (2) 国民参加の森林づくりと木材利用に対する理解の醸成              | 140 |
| 第3節 健全な水循環の維持又は回復等                        | 140 |
| (1) 流域の総合的かつ一体的な管理の推進                     | 140 |
| (2) 貯留・涵養機能の維持及び向上                        | 141 |
| (3) 水の適正かつ有効な利用の促進等                       | 141 |
| (4) 総合的な土砂管理の取組の推進                        | 143 |
| 第4節 海洋・海域の保全と利活用                          | 144 |
| (1) 海洋権益の保全及び海洋資源・海洋再生可能エネルギーの開発等の利活用の推進  | 144 |
| (2) 陸域と一体となった自然環境の保全・再生                   | 145 |
| (3) 離島の適切な保全・管理と領土・領海及び排他的経済水域等の確保・開発等    | 145 |
| (4) 沿岸域の総合的管理                             | 145 |
| 第5節 国民の参加による国土管理                          | 145 |
| (1) 人口減少下における国土の適切な管理                     | 146 |
| (2) 多様な主体による国土の国民的経営                      | 147 |
| 第8章 環境保全及び景観形成に関する基本的な施策                  | 149 |
| 第1節 生物多様性の確保及び自然環境の保全・再生・活用               | 149 |
| (1) グリーンインフラの取組の推進等の自然環境の保全・再生・活用         | 150 |
| (2) 人と野生生物等の関係の適正化                        | 151 |
| (3) 自然資源や景観を活かした魅力ある地域経済循環の創出             | 151 |
| (4) 生物多様性の社会への浸透                          | 152 |
| (5) 環境影響評価の実施                             | 153 |



|     |                                |     |
|-----|--------------------------------|-----|
| 第2節 | 物質循環の確保と循環型社会の形成               | 153 |
| 第3節 | 地球温暖化の緩和と適応に向けた取組等、地球環境問題への対応  | 154 |
|     | (1) 地球温暖化の緩和に向けた取組の推進          | 154 |
|     | (2) 地球温暖化の適応に向けた取組の推進          | 155 |
| 第4節 | 大気環境の保全、土壌汚染対策の推進等             | 156 |
|     | (1) 大気環境の保全                    | 156 |
|     | (2) 土壌汚染対策の推進                  | 157 |
| 第5節 | 美しい景観、魅力ある空間の保全、創出と活用          | 157 |
|     | (1) 持続可能な国土管理を通じた美しい景観の形成      | 157 |
|     | (2) 地域の個性を活かした魅力ある景観の形成        | 158 |
|     | (3) 美しい景観の活用による地域の活性化          | 158 |
| 第9章 | 多様な主体による共助社会づくりの実現に向けた基本的な施策   | 159 |
| 第1節 | 地域を支える担い手の育成と共助社会づくり           | 160 |
|     | (1) 地域を支える担い手の育成・確保            | 160 |
|     | (2) 参加主体の拡大と多様な主体の活動環境の整備      | 160 |
| 第2節 | 多様な民間主体の発意・活動を重視した地域づくり        | 161 |
|     | (1) 地域磨きと地域資源の情報発信             | 161 |
|     | (2) 地域内循環による資金の確保とソーシャルビジネスの推進 | 161 |
|     | (3) 地域の内発的発展と行政の役割             | 162 |
| 第3部 | 計画の効果的推進及び広域地方計画の策定・推進         | 163 |
| 第1章 | 計画の効果的推進                       | 163 |
| 第1節 | 国土計画の推進と評価                     | 163 |
| 第2節 | 地理空間情報の活用推進                    | 164 |
|     | (1) 地理空間情報の整備                  | 164 |
|     | (2) 地理空間情報の流通促進                | 164 |
|     | (3) 地理空間情報の活用推進                | 164 |
| 第3節 | 国土利用計画との連携                     | 165 |
| 第2章 | 広域地方計画の策定・推進                   | 166 |
| 第1節 | 広域地方計画の役割                      | 166 |
| 第2節 | 広域地方計画の基本的考え方                  | 166 |
|     | (1) 各広域ブロックの現況と課題              | 166 |
|     | (2) 広域ブロック間の連携及び相互調整           | 170 |
| 第3節 | 北海道総合開発計画及び沖縄振興基本方針と国土形成計画との連携 | 170 |
| 第4節 | 広域地方計画策定及び実施に当たって必要な検討事項       | 172 |

## 第1部 計画の基本的考え方

### 第1章 国土に係る状況の変化と国土づくりの目標

#### 第1節 国土を取り巻く時代の潮流と課題

##### (1) 急激な人口減少、少子化と、地域的な偏在の加速

我が国の総人口は2008年の約1億2,800万人を頂点として減少を始め、国立社会保障・人口問題研究所の中位推計によると、2025年には約1億2,100万人、2050年には約9,700万人になると見込まれており、本格的な人口減少社会を迎えた。2005年に1.26まで低下していた合計特殊出生率はその後上昇に転じ、2014年には1.42となっているものの、人口置換水準といわれる2.07にはまだ開きがあり、今後、出生率が回復したとしても、数十年間は総人口の減少が避けられない。また、出生率が上がる時期が遅れるほど、将来維持できる総人口は少なくなる。

また、地方から都市への若年層を中心とする流出超過の継続により人口の地域的な偏在が加速しており、特に東京圏への流入超過による人口の東京一極集中が依然として進展するとともに、地方の若年人口、生産年齢人口の減少に拍車をかけている。

国土交通省が、全国を1kmメッシュ<sup>1</sup>に区切って、それぞれの2050年の人口推計を行ったところ、2010年に人が住んでいるメッシュ<sup>2</sup>のうち、約63%のメッシュでは2050年に人口が半分以下になり、さらにその三分の一のメッシュ（全体の約19%）では人が住まなくなると推計される。人口規模の小さなメッシュほど減少率が高く、このようなメッシュを多く含む地域では、買い物、医療・介護等生活サービス機能が著しく低下し、現在の生活水準を維持することが困難となる可能性が高い。

人口の地域的な偏在を緩和するため、地方から東京圏への人口流出超過に歯止めをかけ、東京一極集中の是正を図る必要がある。

##### (2) 異次元の高齢化の進展

総人口に占める高齢者の割合は、2013年には25%を超えており、我が国は世界に例のない超高齢社会に到達している。とりわけ、出生率の低下に伴う少子化と団塊の世代が高齢者となったことにより、若年人口、生産年齢人口の減少と高齢人口の増加が進み、近年、高齢化が特に急速に進展している。今後も高齢化率は上昇を続け、2025年には30%を超え、2050年には40%弱まで上昇すると見込まれる。高齢人口で見ると、地方圏では

<sup>1</sup> 東西、南北それぞれ約1kmの四辺形で区分した個々の区域。

<sup>2</sup> 2010年時点で人が住んでいるメッシュは約18万メッシュある。

2025年前後にピークアウトを迎えるが、大都市圏<sup>3</sup>では今後大幅な増加が見込まれている。また、団塊の世代が2025年に75歳、2030年には80歳を越えることも相まって、大都市での医療・介護・福祉需要の増加や各種事故の増加、大都市郊外部のニュータウンではこれに加えて急速な高齢化率の上昇によるまちとしての活力の低下、高齢者単独世帯の増加等の課題が生じると見込まれ、医療・介護・福祉政策と都市・住宅・交通政策等が協調した取組が必要である。

一方で、大都市やその郊外部を中心とする高齢者の増加は、退職して時間に余裕がある健康な高齢者の増加でもあり、このような高齢者の社会参画の意識は高いことから、高齢者が生きがいを持ち、社会にとってもプラスとなるような高齢者が活躍できる社会の構築が重要である。

### (3) 変化する国際社会の中での競争の激化

我が国を取り巻く国際環境は国土形成計画を策定した2008年以降も大きく変化してきた。

2008年のリーマンショック後も中国の高度経済成長は継続し、2010年にGDPで我が国を抜き、世界第2位の経済大国となった。2013年には中国のGDPは我が国の約2倍になり、一人当たりGDPを見ても、2014年には香港に抜かれ、我が国はアジアで3位に後退した。ASEAN諸国やインドも経済発展が続いており、ロシアも豊かなエネルギー資源を背景として存在感を高めている。アジアにおける貿易構造を見ても、我が国の存在感が低下し、中国と各国、各地域との関係が強まっている。

2011年に我が国の貿易収支が赤字となってから年々赤字幅が拡大してきたが、その一方で所得収支は底堅く推移し、我が国の国際収支構造は大きく変化した。

国際間でのヒト、モノ、カネ、情報の流れはますます活発に、かつ瞬時に行われるようになってきている。このような中、経済発展と戦略的、重点的な施策展開により魅力を増したアジアの主要都市が急速に台頭しており、国際的な都市間競争は激化している。

本格的な人口減少社会を迎える中、我が国の経済を成長させ、また国際社会の中で存在感を発揮するためには、産業の国際競争力を強化するとともに、激化する都市間競争に打ち勝ち、また東アジアやロシア等のダイナミズム（アジア・ユーラシアダイナミズム）を的確に取り入れていかなければならない。

我が国の国際競争力を強化し、貿易赤字を減少させるためには、産業の再構築が不可

---

<sup>3</sup> 大都市圏は、東京圏、関西圏及び名古屋圏をいう。東京圏、関西圏、名古屋圏は、それぞれ東京、大阪・京都・神戸、名古屋及びこれらと社会的、経済的に一体性を有する地域をいう。

地方圏は、大都市圏以外の地域をいう。

なお、統計上の制約から、ここでいう地方圏は、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、関西圏（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）、名古屋圏（愛知県、三重県、岐阜県）以外の道県をいう。

欠である。例えば、輸入依存度を念頭においた食やエネルギーの産業の再構築が必要である。また、工業のみならず観光等サービス産業の付加価値向上も課題である。

国際的な都市間競争に打ち勝つためには、国際間、とりわけアジアの中での活発な流れの中で、「開かれた国土」の考え方の下、優秀なヒトやモノを集積し、海外からの投資、情報を獲得することが重要であり、そのためには、東京を始めとする大都市においてこれら呼び込むための環境整備が課題である。

また、アジア・ユーラシアダイナミズムを的確に取り入れるとともに、北極海航路輸送の拡大、パナマ運河の拡張等の世界規模での物流構造の変化に対応した物流拠点の整備への対応が課題である。さらに、訪日外国人旅行者の受入環境を整備し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を絶好の機会ととらえ、我が国の魅力を強力に発信して、更に積極的に訪日外国人旅行者を呼び込むことが重要である。

#### (4) 巨大災害の切迫、インフラの老朽化

戦後荒廃した国土を保全、整備し、伊勢湾台風等巨大災害を契機に国民をあげて防災対策に取り組んできたが、1995年の阪神・淡路大震災、2011年の東日本大震災等の地震、津波等により甚大な被害が発生し、今後、首都直下地震及び南海トラフ地震の発生が30年以内に70%程度と高い確率で予測されている。また、雨の降り方は局地化、集中化、激甚化しており、さらに今後、地球温暖化に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測されている。このため、風水害、土砂災害が頻発・激甚化することが懸念される。近年頻発している火山災害は、我が国が世界有数の火山国であること及びその危険性と対策の必要性を改めて認識させることとなった。また、都市化や土地の高度利用、物流システムの高度化、ICT（情報通信技術）の進展等に伴い、利便性や効率性が向上した反面、災害が発生した場合、広域かつ甚大な人的、物的被害が予想されるなど、社会の脆弱性は増している。このため、ハード対策・ソフト対策の適切な組合せによる防災・減災対策を進め、国土の強靱化を推進する必要がある。

我が国の社会資本は着実に整備が進められてきたが、高度成長期以降に集中的に整備されたため、建設後50年を経過する施設の割合が今後20年間で加速度的に高くなり、老朽化が急速に進むと見込まれる。建設後50年を経過しても直ちに使用できなくなるわけではなく、適切な維持管理・更新を行い、機能維持を図っていく必要がある。今後、維持管理・更新費用も増加するものと見込まれることから、行政や国民、民間企業等の多様な主体が一丸となって、予防保全の考え方に基づく措置による施設の長寿命化等の戦略的な維持管理・更新を進め、トータルコストの縮減・平準化を図っていくことが重要である。特に、道路、下水道等の社会資本の多くは市町村が管理を行っているが、技術



面、人員面で課題が多く、このような市町村がいかに持続可能なメンテナンス体制を構築するかが重要となっている。

#### (5) 食料・水・エネルギーの制約、地球環境問題

我が国は本格的な人口減少社会を迎えているが、世界の人口は引き続き大きく増加すると見込まれている。また、気候変動の影響等により農業生産の不確実性が高まっているほか、水資源の安定的な確保にも悪影響が懸念される。一方で新興国の経済発展により食料、水、エネルギー、鉱物資源等の需要が急増しており、農産物の価格高騰等の影響が出ている。将来にわたって食料、水、エネルギー、鉱物資源等の需要を安定的に満たすため、食料自給率の向上、健全な水循環の維持又は回復、省エネルギーの推進、鉱物資源の安定供給確保や循環使用等が課題となっている。

東京電力福島第一原子力発電所の事故やその後の原子力発電所の稼働停止等により、首都圏等における電力不足や電気料金の値上げによるコスト高等の問題が生じており、製造業を始めとする企業活動、特に中小企業に悪影響を与えている。原子力については、いかなる事情よりも安全性を最優先し、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進めるとともに、原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化等により、可能な限り低減させる。また、シェールガス等による天然ガスの安定確保、メタンハイドレート等の海洋資源の開発にも取り組んでいく必要がある。

気候変動の進行や良好な自然環境の喪失による生物多様性の損失等地球環境問題は深刻な課題であり、気候変動による将来への影響も考慮して、これに適応し、自然環境と調和した持続可能な経済社会システムを構築することが必要である。

#### (6) ICTの劇的な進化等技術革新の進展

近年のICTの劇的な進化は国民の生活や企業活動、経済社会に大きな変化をもたらしつつあり、そのスピードは近年加速度的に増してきている。今後、ICTに限らず様々な分野における技術革新が上記の課題の解決を含め大きな変革を社会にもたらす可能性がある。

例えば、ICTを活用した場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワーク、遠隔教育、遠隔医療や在宅医療・在宅検診等の普及は、人口の地域的偏在の是正への大きな一助となる可能性がある。情報処理技術の進歩に伴い利用可能となったビッグデータやオープンデータの活用により、国土基盤やエネルギー利用のスマート化等が期待される。一方で、ICTシステムの標準化が不十分であるため、ICTの利便性が最大限発揮さ

れていない面もあり、行政が標準化を主導することが必要である。

ロボット技術を応用したロボットスーツ等の開発は、介護従事者の負担軽減や高齢者の自立支援の促進が期待できる。自動車の自動運転は、物流システムに変革をもたらすことが考えられる。また、利活用が進みつつある水素は、電気・熱に加え、将来の二次エネルギー<sup>4</sup>構造において中心的役割を担うことも期待される。さらに、将来的には、メタンハイドレートの開発等を通じて、エネルギーの自給率を改善させる可能性もある。

このような技術革新は、新たなビジネスを産みだす可能性もあることから、安全性の確保を前提としつつ、積極的に推進されるべきものであり、国土の形成においても2025年に向けての実現の歩みとこれに伴う社会の変化を見据えるとともに、社会に円滑に取り込むことを可能とする基盤整備や、企業文化の抜本的見直しを含む社会面・制度面での対応の検討が必要である。

超電導磁気浮上式の超高速鉄道であるリニア中央新幹線の開業は東海道新幹線と同様に国土に大きな影響を与える可能性が高い。開業直後からその効果を最大限活用できるよう、開業区間のみならず効果が及ぶ全国の将来を見越して構想づくりを進め、まちづくり、他の交通機関との連携強化等国土基盤づくりを準備しておくことが重要である。

また、我が国が有する測位、通信・放送、気象、陸域・海域観測等に係る宇宙技術を活用した大規模災害等に対する予防及び対応能力の向上や、準天頂衛星の活用による高精度測位社会の実現等により、宇宙を活用した安全で豊かな国土の形成を推進することも重要である。

## 第2節 国民の価値観の変化

### (1) ライフスタイルの多様化

社会の成熟化に伴い国民の価値観が多様化している。国際化の中で競争に勝ち抜き経済的豊かさを目指す「経済志向」、自然や地域に根付いた生活により金銭に換算できない豊かさを求める「生活志向」等働き方や生き方について様々な価値観に基づくライフスタイルを実現することも可能となっている。これまで、ともすれば都市の生活が優れているとの価値観が大勢を占め、地方住民の「都会志向」がみられたが、最近では都市住民の間で地方での生活を望む「田園回帰」の意識が高まっており、特に若者において「田園回帰」を希望する者の割合が高い。また、地方暮らしのための相談件数も増加傾向にある。

結婚や出産後も仕事を継続しキャリアを積んでいくことを希望する女性や、退職後も健康であれば働き続ける意向を持つ高齢者が増加している。

---

<sup>4</sup> 最終需要家が利用する形態に転換・加工されたエネルギー。

このような中で、新しいライフスタイルの姿にも対応しつつ、個人が生活や仕事での希望を実現できる経済社会システムを構築することが必要である。

## **(2) コミュニティの弱体化、共助社会づくりにおける多様な主体の役割の拡大・多様化**

都市においては多世代家族の減少、居住地域と職場の分離、住民の頻繁な流入等により、地方においては若者の流出や高齢化等によるコミュニティ構成員の高齢化、構成員数の減少等により、地域コミュニティの弱体化が進んでいる。これにより、世代間や地域間の交流が減少し、地域の文化、伝統の伝承が困難となり、地域に対する住民の愛着の希薄化につながるとともに、災害に対する脆弱性の増大の問題も発生している。他方、東日本大震災を契機に、若者を中心に人と人との絆を求める志向が生まれてきており、地縁を越えた新たなコミュニティ形成の萌芽とみることもできる。

従来コミュニティによって担われていた様々な活動について、コミュニティの弱体化に伴いNPO等多様な主体によって補完又は代替される事例がみられるようになっていく。2008年7月策定の国土形成計画において「新たな公」による地域づくりを提示したが、その後、その取組が拡大、多様化し、共助社会づくりが進展した。

地域づくりにおいては自助、自立を第一としつつも、自助、共助、公助のバランスが取れている必要があるが、公助について財政上の制約がある中で、共助に期待される分野が拡大しており、コミュニティの再生や多様な主体による共助社会づくりを進めていくことが課題である。

## **(3) 安全・安心に対する国民意識の高まり**

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模地震・津波災害、近年頻発し今後地球温暖化に伴う気候変動の影響によりさらなるリスクの増大が懸念される風水害・土砂災害、火山災害や大規模事故等の発生により、安全・安心に対する国民意識が高まりを見せている。

特に、東日本大震災は、被災地そのものが広域で、かつ、直接的な被害も甚大であったが、それに加え、電力供給やサプライチェーンを通じてより広域的に被害をもたらし、また、地震、津波に加え原子力災害が発生し複合災害となった。このため、我が国の経済社会に大きな影響を与え、居住地の安全性に対する意識のみならずエネルギー供給や物流、その他の幅広い経済社会システムにおける危機管理への意識が高まるきっかけとなった。

さらに、これらの災害の経験を経て、大規模災害時における対応には、公助のみならず自助・共助が必要不可欠であるとの認識が進むとともに、災害ボランティア等災害関連活動への国民の参加意欲が増大しており、多数の参加者が組織的、効率的に活動でき

るような運営方法等についての知見も蓄積されてきている。

他方、災害時に適切な避難行動がされなかったり、災害リスクが高い地域に人が住み続けるなどの状況が依然として存在し、また、災害時に救急・救命活動や避難活動を行う消防団や教育関係者にも多くの犠牲が発生しており、災害リスクに対する認識を向上させていく努力を継続することが必要である。

### 第3節 国土空間の変化

人口の減少は国土空間にも大きな影響を与えつつある。既に人口減少が進展している地方では、市街地における低・未利用地や荒廃農地、必要な施業が行われない森林、所有者の所在の把握が難しい土地等の問題が顕在化している。

また、地方や大都市圏郊外部を中心に増加している空き家は、今後、世帯数の減少に伴い、更に増加することが懸念される。

一方、人口減少は開発圧力の低下等を通じて空間的余裕を生み出す側面もあり、計画的、戦略的に時間をかけてこのような空間を整序することにより自然環境、生活環境等を改善することも可能となる。

また、我が国は世界有数の森林率を誇るなど豊富な森林資源を有しており、戦後に植林した森林が本格的な利用期となっている。このため、森林の適切な整備及び保全を図りながら、国産材の活用を本格的に進めることにより、国土の7割を占める森林を持続的に管理することが可能となる。

人口減少に対応しつつ、国土を適切に管理するとともに、これを好機ととらえた自然環境、生活環境等の改善を進めることにより、美しい国土を守り次世代に継承することが求められる。

また、我が国周辺海域は、世界有数の領海及び排他的経済水域の面積を有するなど広大で、各種資源にも恵まれている。四方を海に囲まれた「海洋国家」として、領土・領海を堅守するとともに、海洋環境及び海洋権益の保全、海洋資源の利活用を進めていくことが必要である。また、離島地域は我が国の領海、排他的経済水域等の保全、海洋資源利用等について重要な役割を担う側面もあることから、離島地域の適切な管理等を行う必要がある。

### 第4節 新たな国土形成計画の必要性

我が国は、今まさに重要な岐路に差し掛かっている。

数十年にわたってしばらく続く人口減少過程でも誰もが「豊かさ」を実感できるよう、人口減少への適応策としての国土形成の取組が必要である。他方、人びとのライフスタイルが出生率を引き上げる方向に変化し、数十年後には人口が安定するよう、国土形成



の面でも人口減少の緩和策の取組が必要である。

人口減少過程の後に人口が安定して、これからも経済成長を続け活力ある豊かな国として発展できるのか、それとも、いつまでも人口減少に歯止めがかからず国の活力も縮小する一方になるのか、これからの取組が我が国の将来を左右する。

また、切迫する巨大災害や急速に進むインフラの老朽化に対する取組、世界の人口が引き続き大幅に増加する中での食料、水、エネルギー等の安定的な確保に向けた取組は、待ったなしの状況である。

このように、重要な岐路に立つ我々にとって、次の10年間は、言わば「日本の命運を決する10年」である。

2050年の長期を見通しつつ、様々な資源、技術、知恵を総動員しながらこれからの10年間における国土形成の取組を計画的、効率的に実施するためには、政府において長期的、総合的なビジョンを明確化する必要がある。

このため、今後概ね10年間における国土形成に関する基本的な方針、目標及び全国的な見地から必要である基本的な施策を明らかにすることを目的として、新たな国土形成計画を策定する。

## 第5節 我が国の将来像

### (1) 人口等の見通し

まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（2014年12月27日閣議決定）では、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指すべき将来の方向とし、そのためには、人口減少に歯止めをかけなければならず、出生率が人口置換水準に回復することが必須の条件としている。若い世代の結婚・子育ての希望が実現すると、出生率は1.8程度に向上し、さらに、政策の効果により人口置換水準（2.07）が達成されるケースを想定して、2060年に1億人程度の人口が確保されるとしている。さらに、人口の安定化と生産性の向上が図られると、2050年代に実質GDP成長率は、1.5～2%程度を維持することが可能と見込まれている。

### (2) 国土づくりの目標

第3節までの国土に係る状況の変化に手をこまねいていれば、我が国の将来像は非常に厳しいものになることは明らかである。このため、多くの困難が伴うが、叡智を結集してこれらの状況変化のうち課題となるものには正面から向き合い、ICT等の技術革新やアジア・ユーラシアダイナミズム等は積極的に取り入れながら、明るい将来像を実現するべく、全力で取り組まなければならない。我が国が明るい将来像に向けて一丸となって取り組めるよう、国土づくりの目標を次のとおりとし、今後10年間、この目

標に向けて国土づくりを進めていくことを、この計画における国土の形成に関する基本的な方針とする。

①安全で、豊かさを実感することのできる国

自然災害や事故による被害を最小化するとともに、食料、水、エネルギーや所得・職、生活サービス等を確保することによって国民生活を守り、また、多様なライフスタイルの下で地域の魅力を誇りに思えるような「安全で、豊かさを実感することのできる国」を目指す。

②経済成長を続ける活力ある国

①の必要条件の一つとして、産業の生産性の向上、地域の個性と地域間連携によるイノベーションの創出、女性や高齢者の活躍、アジア・ユーラシアダイナミズムの取り込み等を通じて、人口減少下においても「経済成長を続ける活力ある国」を目指す。

③国際社会の中で存在感を発揮する国

①や②に加え、グローバルな成長拠点として、国際社会から注目されるような文化、産業、研究開発、金融機能等の集積を図るとともに、ゲートウェイ機能を強化し、また外国人目線での移動・滞在環境を整え、「開かれた国土」を実現し、外国人から、日本を訪れたい、日本で研究やビジネスをしたい、日本に投資したいと思われるような「国際社会の中で存在感を発揮する国」を目指す。

これらの国土づくりの目標を達成するには、避けて通ることのできない課題を重圧ではなく特徴ととらえ、むしろ国土づくりに活かしていくという発想の転換も必要である。例えば、人口減少を規模拡大、開発圧力への対応からの解放、超高齢社会を豊富な経験と知恵を有する人材の集積ととらえ、そのような成熟社会だからこそ得られる豊かさやイノベーションを追求し、さらには、多くの課題が世界に先駆けていることを新たなビジネスチャンスととらえ、世界に範を示すことが重要である。

## 第2章 国土の基本構想

### 第1節 対流促進型国土の形成：「対流」こそが日本の活力の源泉

#### (1) 本格的な人口減少社会における国土の基本構想

本格的な人口減少社会において、第1章第5節で示したような、豊かさを実感でき、活力のある国土づくりを進めていくためには、まず、自然、社会、文化等の面で多様性に富んだ我が国の国土を構成する各地域が、それぞれの地域に密着した個性とその価値を改めて発見・認識し、これを深めていくことによって、人々が地域への誇りと愛着を強めていけるようにすることが必要である。その上で、各地域において個性をさらに磨き、それを海外を含む他地域に発信することにより、評価され、地域間でヒト、モノ、カネ、情報が活発に動く国土にする必要がある。

さらに、我が国が厳しい国際競争に打ち勝ち、存在感を発揮するとともに、人口減少、高齢化、地球規模の制約条件等の下で成長を継続するためには、経済成長の原動力であるイノベーションを各地で幅広く創出することが不可欠である。ここでいうイノベーションとは、異なる個性を持つ各地域が主体的に連携し、多様で異質なヒト、モノ、カネ、情報が流動し、交わり、結びつくことによって新たな仕組み、組織、プロセスが創造され、新たな価値が生み出されることを指す。これは、例えば、地場の農作物とICTが融合して高付加価値の農産物やその新たな販売ルートが開発されるような身近なものまで幅広く含むものである。そして、生み出された新たな価値が地域の新たな個性となり、新たなヒト、モノ、カネ、情報の流動をもたらし、さらなる活力を生み出す。このように、これからの国土の形成においては、全国各地において様々なイノベーションの創出を促進する環境整備を進めていく必要がある。

この計画では、流体内において温度の違いにより生じる「対流」という用語を援用し、上記のような多様な個性を持つ様々な地域が相互に連携して生じる地域間のヒト、モノ、カネ、情報の双方向の活発な流れである「対流」を全国各地でダイナミックに湧き起こし、イノベーションの創出を促す「対流促進型国土」の形成を図ることを国土の基本構想とする。

#### (2) 対流の意義と態様

対流は、ヒト、モノ、カネ、情報の活発な流れ自体が地域に活力をもたらすとともに、多様な個性を原動力とした流れであることから、個性同士の融合によりイノベーションを創出し、それを通じて生産性の向上等をもたらすものである。人口減少が避けられない数十年間、また一回り小さい規模で人口が安定した暁に、各地域、ひいては我が国が活力を維持し続けるために、対流を促進することが必要である。

また、対流は、地域の個性を大事にすることから、国土の多様性の維持・増進につな

がり、そのことが我が国の魅力をさらに向上させ、また多様なライフスタイルに応える国土の形成につながる。

さらに、対流は平時からの相互理解を醸成するものであり、都市と農山漁村の相互貢献、地域間の役割分担、災害時等における地域間の連携・協力にも資するとともに、個人レベルでも価値観の幅を広げ、生産性の向上や生きがいの発見等に資する。

促進すべき国内の地域間の対流は、第一に都市と地方の対流である。地方から都市への一方的な人の流れではなく、逆方向の人流又は都市住民の二地域居住、二地域就労を促進する。これは東京一極集中に歯止めをかけるとともに、例えば都市住民が憩い、地方の住民が消費者ニーズを把握するなどの普段得られない価値を得る意義を有し、新たな価値を生む可能性を有するものである。田園回帰やライフスタイルの多様化、ICTの進化等により、この対流が生じる環境はかつてに比べ整い始めているといえる。第二に地方都市間の対流である。この対流により、例えば高次都市機能を維持するための役割分担が可能となり、個性をより鮮明にすることを可能にし、対流をさらに活発にする。第三に大都市圏間の対流である。リニア中央新幹線の開業を見据え、三大都市圏がそれぞれの持つ個性をさらに際立たせ、一体化することによりイノベーションを起こす世界最大のメガリージョン(スーパー・メガリージョン)の形成等に向けた対流を促進する。

また、促進すべき国内と海外との対流は、第一に世界有数の国際業務拠点としての東京圏と海外との対流である。国際的なヒト、モノ、カネ、情報の対流を促進することにより、世界の中での東京圏の存在感をさらに増す。第二に関西圏、名古屋圏、その他地方圏と海外との対流である。例えば、旅行者の積極的受入れ、工業製品、農林水産品を始めとする特産品等の輸出増加により対流を促進し、活力を維持、増進させる。海外との対流は、我が国経済の成長を確保する上で極めて重要であるが、人々の考え方、習慣、その背景にある文化、歴史、風土等の違いを十分認識し、向き合っていく必要がある。

なお、イノベーションを起こすには、地域間の近接性が極めて重要であるが、地域の個性が際立っていれば、例えば農山漁村と大都市、海外のように距離がある場合でも対流は発生し、新たなイノベーションが生まれる可能性がある。また、イノベーションは個性ある二地域間の対流のみならず、それぞれに個性を有する三地域以上の間の対流の中で生まれることもある。

さらには、交通ネットワーク上のヒト、モノの流れと、通信ネットワーク上のカネや情報の流れが組み合わされて発生することもある。

したがって、対流を通じたイノベーションを促進するには、様々な地域が個性を際立たせ、様々な流れを支える国土構造が必要となる。

### (3) 対流の発生、維持、拡大に必要な要素

対流は、地域の多様な個性が原動力となって発生するものであり、したがって、地域間の個性の違いが際立つほど対流はよりダイナミックになる。このため、対流を発生させるためには、まず地域は、地域に密着した独自の個性を持つ必要があり、見つけ出す必要がある。そしてその個性を磨き、集積することによって際立たせ、海外を含む地域外に情報発信することにより、ヒト、モノ、カネ、情報を呼び込む。これが対流の第一段階である。

ここでいう個性とは、固有の自然のほか、人々の営み、すなわち生活様式、食文化を始めとする地域文化、農林水産業を含む地場産業、地場産品等様々であるが、何が対流を引き起こし得る個性であるか、それをどう磨くかは、他地域のニーズを踏まえる必要があり、時として地域住民には気づきにくい場合もあることから、地域外からの視点を活用することも必要である。また、例えば都市と地方では、居住環境や高齢化の進み方の相違等地域間の構造的・時間的な違いが対流を生み出す要素となることへの認識も必要である。

さらに、対流の第二段階として、地域の個性を使って新しい価値を創造する意欲を持ちつつ、他の地域の個性に関する情報をキャッチし、様々な交わり、結びつきを通じてイノベーションを生み出す。その際、イノベーションを促す対流の場（対流拠点）や人材、仕掛け等が重要である。

一方、対流は温度の違いによって発生するが、時間の経過とともに熱交換が進み、最後には温度の違いがなくなって対流は消えてしまうものである。このため、地域間の対流を維持、拡大させるためには、常に地域の新たな個性を見だし磨き上げるか創造するとともに、新たな地域との連携を模索することにより、オンリーワンを維持することが必要となる。このように、地域にとっては、進取の気性と競争環境にあることへの認識が常に必要である。

同時に、対流を維持、拡大させるには、地域が持続可能である必要があり、地域の安全・安心や生活サービス機能等の確保等、定住環境を保持する必要がある。

また、対流を発生、維持、拡大させるには、ヒト、モノ、カネ、情報のスムーズな動きと連携を支える交通・情報通信等の良好なネットワークが必要であるとともに、最も基本的な必要条件として、多様な価値観を認め、尊重する社会環境が必要である。

対流の主体としては、地方自治体、大学等教育・研究機関、民間企業、自営業者、NPO等多様な主体が考えられるが、各地域においては、これらの主体及び金融機関等が連携し、主体的、戦略的に対流の発生、維持、拡大に努めることが効率的である。国は、国土の隅々まで多様な対流が発生、維持、拡大されるよう、地域の様々な主体への支援や必要な各種整備を行う。

例えば、地方の大学等教育・研究機関は、自らが個性、魅力となって対流の源になり得るとともに、地域の個性を活かしたイノベーションを育む知的対流拠点になることが期待される。また、大都市の民間企業が地方と連携して対流を発生させる場合も想定され、民間活力の活用方策や官民連携による新しい取組についても検討、実施する必要がある。

対流の原動力となる地域の個性は、地域が自らの選択と責任の下に磨き上げなければならない。このため、これまでの地方分権の取組を踏まえて地域の自治力の強化を図るとともに、引き続き地方分権や規制緩和に取り組む。

## 第2節 重層的かつ強靱な「コンパクト+ネットワーク」

対流促進型国土の形成を図るための国土構造、地域構造として、「コンパクト+ネットワーク」の形成を進めていく。この計画では、「コンパクト」とは空間的な密度を高める「まとまり」を、「ネットワーク」とは地域と地域の中の「つながり」を意味する。この「コンパクト+ネットワーク」は、人口減少社会に向けた適応策としても重要である。

### （「コンパクト」の意義と新しい時代の「コンパクト」）

地域において国民生活を支える医療・介護・福祉、商業、金融、燃料供給等の生活サービス機能は、一定の利用可能人口を前提として成り立っている。このため、人口減少社会においては、地域によってはこのようなサービスが成り立たなくなるおそれがあり、高齢者を始めとするすべての利用者にとって、このようなサービスの利便性を確保する必要がある。

数十年続く人口減少過程においても持続可能な地域を維持・形成するためには、人口減少・高齢化への適応策として、地域自らが主体となって地域の構造を見直し、行政や医療・介護・福祉、商業、金融、燃料供給等生活に必要な各種サービス機能を一定の地域にコンパクトに集約化することによりこれらのサービスの効率的な提供を可能とする必要がある。これによって、これらの機能を維持するとともに、生活の利便性を向上させ、定住環境を確保することが可能となる。また、生活に必要な諸機能がコンパクトにまとまっていることで、子育て施設が身近にあるなど安心して子どもを産み育てることができる環境となり、人口減少の緩和策ともなり得る。

また、集約化する際に災害発生のおそれのより低い土地への集約に配慮することによって災害からの安全性を高めることができる。さらに、未利用エネルギーとして都市部に賦存する熱の有効利用は低炭素社会実現には欠かせないものであり、熱の有効利用の観点からも都市機能を集約することは意義がある。

居住機能の集約化については都市地域と集落地域ではその様相が異なる。すなわち、都市地域ではこれまで、人口の増加に伴い、市街地が郊外へ拡大してきたが、人口減少・高齢社会においては都市構造を変えていく必要がある。このため、従来の土地利用規制に加えて、拡散した居住機能を誘導して集約することが求められている。しかし、集落地域では、もともと低密度な居住によって形成されてきた集落が人口減少により生活が困難になりつつあるところが出てきたことから、その生活を維持するために生活サービス機能等を集約する必要性が生じているものである。このため、防災上の必要性や地域における合意がある場合等は別として、居住機能の集約までを本来的な目的とするものではない。

また、他地域との連携による対流を促進するには、例えばある特定分野の産業の集積のように、地域の個性をより際立たせるための密度の高い集積、いわゆるクラスター(房)の形成や、多様で異質なヒト、モノ、カネ、情報が交わり、結びつきながら、新しい価値を創造する対流の場(対流拠点)づくりが効果的であり、これらを新しい時代の「コンパクト」として推進することが必要である。

なお、ネットワークのノードである鉄道駅や高速道路のインターチェンジ等が新たに設置された場合、そこを新たにコンパクトな拠点として計画的に活用することが必要である。

また、地域文化や再生可能エネルギー発電施設のように、地域に密着しているため、コンパクト化になじまないものや、多様性維持や減災の観点から分散して存在していることが望ましいものがあることに留意が必要である。

### (「ネットワーク」の必要性と新しい時代の「ネットワーク」)

地域や国土の構造として、「コンパクト」のみでは不十分であり、各種サービス機能がコンパクトにまとまった地域と居住地域とが交通や情報通信のネットワークでつながることが重要である。数十年続く人口減少過程にあっても、ネットワークを強化し、サービス機能の圏域人口を維持することが、利便性の低下を回避する人口減少の適応策となる。

さらに、一つの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、複数の地域が連携して役割分担を行い、あるいは中核的な機能を有する地域とつながり、地域間がネットワークで結ばれることによって、低次の機能から高次の機能まで必要な機能を享受することが可能となる。

このように、ネットワークでつながることにより、一定の圏域内での経済循環を形成することが重要である。

ネットワークによってつながることは、安心して子を産み育てることのできる社会を



支える国土空間の実現に必要であり、人口減少の緩和策としても有効である。

また、イノベーションを生み出す多様かつ異質なヒト、モノ、カネ、情報の流動にはネットワークが不可欠であり、「コンパクト」と「ネットワーク」（「まとまり」と「つながり」）の両方によって新しい価値創造が促される。

このように、「コンパクト」と「ネットワーク」は相互に密接に関連しており、一体的、戦略的に取り組む必要がある。

また、ネットワークの充実によって、災害発生時におけるヒト、モノ、情報、エネルギー等の移動を確保することができる。

交通のネットワークに関しては、道路、鉄道、航路、航空路等それぞれのネットワークを組み合わせ、各モード間の役割分担と連携（ベストミックスの実現）や事業者、施設管理者等の関係者の連携等による総合交通体系を構築する必要がある。情報通信ネットワークに関しては、サイバーセキュリティの確保を前提に、その高度化を図ることにより、地方における起業や遠隔医療、遠隔教育等様々な可能性をもたらすものであり、そのことも念頭に置いた整備が必要である。また、交通、情報、エネルギーのネットワークに関しては、ネットワーク上の流れをICTの活用により最大限効率化した新しい時代の「ネットワーク」を形成することが必要である。

また、国内と海外との対流を促進する観点から、我が国と世界とのネットワークの形成を図る。その際、経済、外交、文化等の観点から対流を促進すべき国、地域を選定し、戦略的にネットワークを形成する必要がある。

### （「コンパクト+ネットワーク」の重層性と強靱性）

人口減少社会において、生活に必要なサービス機能を維持するためには、住民の意向を踏まえつつ、それぞれの地域内において各種サービス機能をコンパクトに集約し拠点化すると同時に、居住地域とネットワークでつながることによって一定の圏域人口を確保する必要がある。そのような各種機能は日常生活に必要なものから特定の時にしか利用しないものまで様々であり、それに応じて必要な圏域規模が規定されるため、「コンパクト+ネットワーク」は階層的な構造になる。

また、国土は産業の基盤でもあり、上述のような生活サービス機能の観点に加え、産業の集積とサプライチェーンを踏まえた海外も含むネットワークの形成が重要である。なかでも大都市、とりわけ東京を中心とする「コンパクト+ネットワーク」は、我が国経済をけん引する産業の集積と海外市場とがつながるネットワークや、ヒト、モノ、カネ、情報が世界中から集まる場の形成等を実現する意義もある。

他方、「コンパクト+ネットワーク」は、巨大災害への備えや広域的な観光周遊ルートの形成等、テーマに応じて広域的なまとまりで考える必要がある場合がある。

さらに、「コンパクト+ネットワーク」は、巨大災害の発生を念頭に置いたバックアップを含む諸機能の「コンパクト」の間における分散、再配置とネットワークの多重性・代替性の確保により、リスクを軽減する意義を有する。また、医療・介護・福祉等の各種機能について、地域特性、人口構成等に合わせて機能の集約化、再配置を検討するものとする。

このように、様々な規模の拠点を形成し「コンパクト+ネットワーク」を国土全体に重層的かつ強靱な形で形成することにより、それぞれの地域が連携しながら生活サービス機能から高次都市機能、国際業務機能が提供され、イノベーションを創出するとともに、災害に対しても強くしなやかな国土構造を実現する。

地域の個性と連携を重視する「対流促進型国土」及びそのための重層的かつ強靱な「コンパクト+ネットワーク」の国土構造、地域構造の形成は、各地域の固有の自然、文化、産業等の独自の個性を活かした、これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展を実現することにつながっていく。

### 第3節 東京一極集中の是正と東京圏の位置付け

地方から東京圏への人口の流出超過の継続により、地方の若年人口、生産年齢人口の減少に拍車がかかり、地方の活力の喪失につながっている。地方から東京圏への転出者がそのまま東京圏に留まる「東京一極滞留」を解消し、人の流れを変える必要がある。そのためには、雇用や暮らし等の面で魅力ある地方の創生が必要であり、このような観点から「ローカルに輝く国土」の形成を目指す。

また、東京圏には依然として過密の問題が存在するとともに、首都直下地震等大規模災害の切迫等の課題を踏まえ、東京一極集中の是正を図る必要がある。

さらに、東京圏では、今後、高齢人口の大幅な増加が見込まれており、これに伴って増大する医療・介護・福祉関連の施設及び人材への需要にどう対応するかが大きな課題である。とりわけ、これによって東京圏への人口の流入超過に拍車がかかることのないようにする必要がある。

東京一極集中の是正は、これまでの国土計画においても中心的課題として掲げられ、数々の施策が検討・実施されてきた。今後は、これまでの施策を踏まえつつ、また、ICTの進化、田園回帰等ライフスタイルの変化等国土に係る状況の変化を踏まえながら、前節で述べたように、全国各地に生活サービス機能や個性ある産業等の拠点、すなわち守りと攻めの拠点を形成し、それをネットワークでつなぐ重層的かつ強靱な「コンパクト+ネットワーク」の国土づくりを推進し、対流を起こすことによって、「東京一極滞留」を解消し、東京一極集中を是正する。また、例えば、首都直下地震等の災害リスクを

軽減する観点から、ICTの進化・活用等により、現在東京に存在する国や民間企業の施設、機能等について地方への移転・分散、バックアップを進め、それに伴う地方への移住を促進する。

他方、世界有数の国際都市であり、我が国の経済成長のエンジンとなる東京は、グローバル化の進展の中で、ICT等を活用しながら快適かつ魅力的なビジネス・居住空間を形成し、他の都市とともに国際競争力を向上させていく必要があり、「グローバルに羽ばたく国土」を形成する上での重要な役割を担う。

このため、東京一極集中を是正することにより、魅力ある地方の創生を実現するとともに、東京圏の過密の問題や防災面等の課題への対応を通じて活力の維持・向上を図り、快適かつ安全・安心な国土を実現する。

なお、国会等の移転については、東京一極集中の是正、国土の災害対応力の強化、東京のうるおいのある環境づくり等に寄与する重要な課題として、国会等の移転に関する法律に基づき、1999年に移転先候補地について国会への報告がなされ、現在、国会においてその検討が進められているところであるので、この検討の方向等を踏まえる必要がある。

#### 第4節 地域別整備の方向

「コンパクト＋ネットワーク」の具体化においては、地域自らが主体となって、地域の特性に即した取組を行う。

##### (集落地域)

中山間地域等における人口規模の小さな集落地域においては、生活サービス機能を始めとする各種機能を維持するため、これらを集約した「小さな拠点」の形成・活用を戦略的に進める。これらの地域では、人口減少が進む中で、なし崩し的に集落の生活サービス機能が消滅し基幹集落への依存が進んだことにより、基幹集落と既存の集落との間の必要なネットワークが十分に備わっていない事例もみられる。各種機能の集約化と利便性の高いネットワークの形成を戦略的に進めていくことが重要である。

小さな拠点は、人口減少社会における住民の定住環境の確保という守りの機能を有するとともに、ヒト、モノ、カネ、情報が集まり新しい価値を創造する攻めの機能を有する場としての役割を担う可能性も有し、両者を併せ持つ新しい時代の「コンパクト」にも取り組む。このため、地域の自然や文化等個性を維持しながら磨き上げるとともに、都市とのネットワークを強化し、ヒト、モノ、カネ、情報の対流を促進する。また、地域資源を最大限活用して地域内での経済循環の仕組みを構築する。

### (地方都市圏)

地方都市は小さな拠点を提供する生活サービス機能よりも高度な都市機能を広範に提供するとともに、雇用の場を確保する観点から重要な役割を有することから、地方都市においては、コンパクトシティの形成とともに、その都市圏内に所在する小さな拠点や他の地方都市とのネットワークの形成を進める。

地方都市に立地、成立する都市機能はその都市圏の人口に応じてある程度規定されるため、人口規模に応じた都市圏が多層的に重なることとなる。人口が概ね十万人程度未満の地方都市においては、小さな拠点の圏域を含むその都市圏内の居住者等に対して一定の都市機能を提供するが、より高次の都市機能については、近接する都市とネットワークでつながり都市間連携を図り都市圏を形成することにより維持するか、もしくは、近隣の県庁所在市又は人口が概ね数十万人以上の地方都市において提供される高次都市機能を享受することになる。

県庁所在市又は人口が概ね数十万人以上の地方都市においては、高次都市機能を提供するとともに、その都市圏内に立地する地場産業等の競争力強化、海外事業展開等のための機能の集積を図る。

### (地方広域ブロック)

広域地方計画区域等を一つの単位とする広域ブロックは、広域ブロック相互間や東アジアを始めとする諸地域との対流を深めつつ、その有する資源を最大限に活かした特色ある地域戦略を描くことによって、地域全体の成長力を高め自立していく。

このような広域ブロック相互間の連続的な連なりを、これまでの国土計画において構想され、21世紀を通じて明らかにしていくとされた北東国土軸、日本海国土軸、太平洋新国土軸及び西日本国土軸の4つの国土軸<sup>5</sup>の構想とも重ねていくこととする。

このため、地方の広域ブロックの中心的な都市においては、地方都市とのネットワークの形成を進め、より高次の都市機能を提供するとともに、広域ブロック経済のけん引役となり得る成長産業等の集積を進めて広域ブロックの自立性を支える。また、大都市圏とのネットワークを形成し、全国的な対流の拠点となる。

なお、人口規模にかかわらず「コンパクト+ネットワーク」を具体化する中で、アジアを始めとする海外とのネットワークを形成し、ヒト、モノ、カネ、情報の海外との対流の拠点となることを視野に入れながら取組を進めることも必要である。特に、日本海側の

---

<sup>5</sup> 21世紀の国土のランドデザイン（1998年3月閣議決定）では、「北東国土軸」は、中央高地から関東北部を経て、東北の太平洋側、北海道に至る地域及びその周辺地域、「日本海国土軸」は、九州北部から本州の日本海側、北海道の日本海側に至る地域及びその周辺地域、「太平洋新国土軸」は、沖縄から九州中南部、四国、紀伊半島を経て伊勢湾沿岸に至る地域及びその周辺地域、「西日本国土軸」は、太平洋ベルト地帯とその周辺地域、とされている。

地方都市等においては、アジア・ユーラシアダイナミズムにも対応した「コンパクト＋ネットワーク」を進める。

### **(大都市圏)**

東京圏を始めとする大都市圏においては、人口減少に伴う開発圧力の低下等を契機として、職住近接化、交通渋滞の解消、災害リスクの低減、都市環境の改善、空き家又は空き地の有効活用等大都市のリノベーションを推進し、あわせて機能の集積・集約化を進める。特に、国家戦略特区等を活用して我が国経済をけん引する産業の集積を図るとともに、世界の高度人材を引き付ける魅力的な都市整備を行う。

大都市圏内の様々な個性を有する各地域間又は大都市圏とブロック中枢都市や地方都市若しくは海外との間のネットワークの形成を進め、新しい時代の「コンパクト」、新しい時代の「ネットワーク」の形成にも積極的に取り組むことにより、多様な対流の発生、拡大を図る。また、三大都市圏それぞれが対流の拠点としての自立性を高めつつ、リニア中央新幹線によりそれぞれの個性を一層際立たせ、一体化することによりイノベーションを創出するスーパー・メガリージョンの形成を推進する。

### **(都市と農山漁村の相互貢献による共生)**

農山漁村は、農林水産業が行われる場として食料等を供給するだけでなく、国土保全等の多面的機能を有している。都市は農山漁村から分離して成立するものではなく、農山漁村において生産される食料や水等や、グリーンツーリズム、ブルーツーリズム等を通じた自然からの恩恵、国土保全機能等によって支えられている。農山漁村においても、都市という市場があるからこそ農林水産業が持続的に発展し、農山漁村の多面的機能を活用した都市との対流により新しい価値創造が行われている。このように、都市と農山漁村は依存関係にあり、相互に作用し、貢献することで、我が国の国土は形成されている。

一方、都市、農山漁村とも前述した国土に係る状況の変化を受け、それぞれに異なった課題が発生してきている。都市においては、特に大都市において今後急速に進む高齢化による医療・介護・福祉需要の急増、人口や諸機能の集積による災害リスクの増大が懸念されている。農山漁村においては、都市への若者を中心とする社会移動のため流出超過と高齢化が進展し、人々の生活を維持することが困難な集落も発生しつつある。このような課題は、都市、農山漁村が別々に取り組むだけでなく、「田園回帰」等の動きも踏まえ相互に協力して取り組むことで解決の道筋が見える可能性があり、この点でも都市と農山漁村の相互貢献が求められる。

都市と農山漁村を対立するものではなく、相互貢献により共生するものとしてそれぞれの課題に取り組み、国土全体の発展につなげていく。

北方領土については、全国土の一環として開発、整備が進められるよう計画されなければならないが、現在、特殊な条件の下におかれているので、条件が整った後、国土形成の基本的方向を示すこととする。

### 第3章 国土の基本構想実現のための具体的方向性

第2章において、国土の基本構想として、対流促進型国土の形成を目指すとともに、そのための国土構造、地域構造のあり方として重層的かつ強靱な「コンパクト+ネットワーク」を掲げた。また、その際、特に東京一極集中の是正が必要であるとし、他方東京圏等の国際競争力を向上させ、グローバルに羽ばたく国土を形成する上で重要な役割を担うものとした。

この国土の基本構想を実現するには、国土づくりに関するあらゆる分野の施策を総動員する必要があるが、本章においては、これらの施策の方向性のうち中心的なものについて記述する。

#### 第1節 ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土

人口減少社会においては、人口減少地域の住民の生活を守り、「住み続けられる国土」を維持することが重要である。そのためには、地域が自らの魅力を磨き上げ、地方創生を実現し、住民の生活を守るとともに成長や活力を取り戻すことにより、ローカルに輝くことが必要である。

同時に、引き続き我が国が活力を維持、向上するためには、グローバルに羽ばたくことが重要であり、我が国の経済成長を支える「稼げる国土」の形成を進めることが必要である。具体的には、我が国の成長エンジンである大都市圏が、経済をけん引し、活力を維持・発展させるとともに、地域の産業においても、グローバルに活躍することを目指す視点を持って、独自の個性を活かし、積極的な事業展開を図ることが求められる。

以下においては、以上のような観点から、まず、地方及び大都市圏に分けて具体的方向性を示すが、いずれにおいても、人口・国民生活、社会基盤・システム、産業・雇用の3つの側面から総合的に課題を解決することが必要である。その際、対流するヒト、モノ、カネ、情報の量のみではなく、質も重視することにより、人口減少社会においても地方の創生と大都市圏の整備を両立することが可能となる。その上で、我が国が国際的な活躍を拡大するための具体的方向性を示す。

##### (1) 個性ある地方の創生

###### ① 目指すべき地方の姿

国土の約9割、人口の約5割を擁する地方の今後のありようは、我が国の将来像を描く上で重要な鍵となる。また、急激な人口減少や高齢化等、我が国の経済社会環境の変化にいち早く直面し深刻な影響を受けているのも、地方である。今後さらに厳しくなる環境変化の下で地方の将来像を描く必要があるが、人口が減少する中であっても、地方が単に収縮していく国土には、決してしてはならない。



このため、地方創生を実現し、住民の生活を守るとともに、成長や活力を取り戻すことにより、(a)地域住民が「豊かさ」を実感できること、(b)地域が自立的であること、(c)地域が安定的で持続可能であること、の3点を実現する地域づくりを目指す。

#### (地域住民が「豊かさ」を実感できる地域づくり)

まずはその地域に住む人々の生活を第一に考え、住民自身が生活に「豊かさ」を実感でき、誇りを持てることを最優先とする。その「豊かさ」とは、

- ・地域に活力があり、生活の糧となる所得及び就業が安定的に確保されていること、
- ・自らの生活の中で暮らしやすさ、健やかさ、明るさ、温かさ、安全・安心を実感できること、
- ・多様な価値観・ライフスタイルを持つ住民の自己実現が可能となること、
- ・地域自らが海外に開かれ、ふれ合い、つながることにより、多様で新たな可能性を享受できること

が実現されていなければならない。

#### (自立的な地域づくり)

地域づくりにおいては、それぞれの地域が有する自然環境や景観、歴史・文化・伝統、人材・産業・技術等を活用しながら自らの地域の個性、強みを磨き上げ、発揮することが求められる。そのため、他地域の人材の助言を得つつも、地方自治体のみならず地域住民や地元企業等多様な関係者が主体的に参画し、自らの手で地域づくりが行われることが重要となる。地域の多様な個性が、我が国全体の強みにもつながることから、国は各地域の主体的な取組を支援する。この際、地理的、自然的条件の厳しい離島地域、豪雪地帯、山村地域、半島地域については、その特性に応じた取組と支援を進める。そして、こうした地域づくりを通じて、経済的・財政的にも可能な限り自立した姿を実現する。

#### (安定的で持続可能な地域づくり)

地域づくりにより築かれた生活・まち・自然環境・文化風土等を、長期にわたり安定的で持続可能なものとし、次世代に好ましい形で引き継ぐことが重要であり、このためにも中長期的な視点に立った地域づくりが必要となる。

### ②地域構造の将来像

人口減少や高齢化の中にあっても、住民の生活を守り、活力のある地方を維持するためには、各地域が知恵を絞って自らの将来像を構造的に考えることが何よりも重要である。その上で、「コンパクト＋ネットワーク」の考え方を基礎に、「小さな拠点」を始めと

する多層的な地域構造を構築するとともに、豊かな国民生活に資する使いやすい交通を実現する。

### （集落地域における「小さな拠点」の形成・活用）

急激な人口減少の影響をいち早く経験している中山間地域等では、住民の生活に必要な生活サービス機能（医療・介護・福祉、買い物、公共交通、物流、燃料供給、教育等）やコミュニティ機能が維持できなくなっている地域があり、「コンパクト＋ネットワーク」による機能維持・強化が必要である。具体的には、小学校区等複数の集落を包含する地域において、生活サービス機能や地域活動の拠点を歩いて動ける範囲に集め利便性を高めるとともに、周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークでつなぐ「小さな拠点」を形成し、必要な生活サービス機能等を維持する<sup>6</sup>。

こうした「小さな拠点」は、住民が日常生活を送る上での「守りの砦」となるのみならず、道の駅との連携や宿泊施設の併設等により地域外の住民との対流拠点となり、例えば、ICTを活用した6次産業の展開等イノベーション拠点としての機能を担い雇用を生み出すなど、いわば「攻めの砦」としての役割も期待される。

「小さな拠点」の形成に当たっては、その地域に生活する住民のニーズ、発意に基づく身の丈に合った持続可能な取組が重要であることから、地方自治体等から支援を受けつつも住民や地域のNPO等が主体となって地域づくりを進めることが重要である。

### （地方都市におけるコンパクトシティの形成）

急速な人口減少が見込まれる地方都市においては、市街地における人口密度の低下が進行し、医療・介護・福祉、商業等の都市機能の維持が困難になることが予想される。居住者が健康で快適な生活を送ることができる持続可能な地方都市を実現するためには、都市機能を都市の中心部や生活拠点に誘導して集約し、その周辺部や公共交通の沿線に居住を誘導するとともに、これらのエリアを、公共交通網を始めとするネットワークで結び、コンパクトシティを形成する必要がある。その際、例えば、日常的な医療や子育て支援、訪問看護・介護等の機能については生活拠点となるエリアへ立地し、総合的な診療を行う医療機関や行政機関等については公共交通を利用してアクセスしやすい都市の

---

<sup>6</sup> 生活サービス機能の整備としては、例えば、旧小学校区エリア等の人口数百人程度の比較的小規模な地域では、食料品・日用雑貨等を扱う商店等や診療所等の小規模な医療施設、小規模なガソリンスタンド等地域住民の日々の生活の必要性が高い生活サービス施設等が、また、平成の合併前の旧町村エリア等の人口規模が数千人程度の地域であれば、地域のニーズに応じた形で、その他に飲食店や市町村の出張所等の行政庁舎、歯科診療等の医療施設、金融機関や道の駅、農産物販売所等が考えられる。

中心となるエリアへ立地するなど、都市機能を効率的に利用できるよう適切な立地を図ることが望ましい。

コンパクトシティの形成は、高齢者・子育て世代の生活環境の整備、財政面・経済面で持続可能な都市経営の実現、熱の有効利用等による低炭素型都市構造への転換、災害に強いまちづくり等の多角的な観点から推進する。<sup>7</sup>

### （連携中枢都市圏等による活力ある経済・生活圏の形成）

人口減少下においても都市機能を維持するためには、都市間・地域間の連携によって、必要とされる機能に応じた圏域人口を確保することが必要である。このため、都市機能を他都市から享受可能な一定距離の範囲内にある地域・都市については、行政区域を越えた連携を推進する。その際、必要な都市機能を市街地の中心部や生活拠点等に集約・活性化するとともにこれらと居住地域とを結ぶ交通ネットワーク等を最大限に活用することで都市圏の形成を図る。

一定規模以上の人口・経済を擁する都市圏においては、経済成長のけん引、高次都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上の実現を目指す「連携中枢都市圏」の形成を促進する。また、その他の都市圏においては、生活機能やネットワークの確保・強化等を目的とした「定住自立圏」の形成を促進するとともに、より高次の都市機能の確保や地域の経済基盤の強化へ向けて、交通ネットワーク等を活用して近隣の大都市や他の都市圏とも連携を図っていくことが期待される。

こうした都市圏の形成は、市町村間の歴史的・文化的なつながり等にも配慮し、市町村の意向を尊重して進める。また、都市圏の将来像や連携の具体的取組の検討は、民間や地域の関係者の意見を結集して進める。

### ③魅力ある「しごと」の創出

各地域において住民の生活基盤を安定させるとともに、「まち」の活力を向上させ、地域のさらなる成長・発展を実現するためには、活発な産業活動の展開が前提となる。すなわち、地域における安定的な所得及び雇用を確保するとともに、地域住民が消費する生活サービス等を安定的に供給することが求められる。さらには、地域資源等を活用した移輸出を通じて域外からの所得を稼得することが期待される。

また、地域に魅力ある「しごと」を創出することは、東京圏等からの移住や地方出身者

---

<sup>7</sup> コンパクトシティの概念は欧州に端を発し、当初は地球温暖化等の環境問題に対し持続可能な開発をもたらす都市計画上の手段として用いられた。一方、我が国においては、中心市街地の衰退、高齢社会への対応、行政サービスの維持等の都市が抱える課題への対応策として用いられることが多い。本計画では人口減少の進む地方都市が目指すべき都市構造のあり方を示す。

の地元での就職を促進し、新しい「ひと」の流れを作り出すことにも資する。

#### **(地域消費型産業の付加価値生産性の向上等)**

地域住民の生活に必要なサービス等を提供する地域消費型産業は、地域の雇用の過半を支えるが、他の先進諸国と比較して付加価値生産性が低く、改善の余地が大きい。このため、主要業種ごとに事業の内容・形態を踏まえ、活性化・生産性向上策を推進することにより、相応の収入と安定した雇用の確保を図る。また、地域金融機関等によるきめ細かい支援等を通じ、収益性・生産性の向上を図るとともに、合従連衡や新陳代謝を促進することで、地域の資金が域内で再投資される好循環を実現する。さらに、今後の人口減少や高齢化による需要構造の変化等を踏まえつつ、さらなる潜在的需要の発掘に取り組む必要がある。

このような取組は都市政策としても重要であり、地域経済の分析を通じて域内へのサービスの供給構造を把握し、生活サービス機能のコンパクト化や公共交通ネットワークの改善を推進することで生産性向上につなげ、地域のサービス需要に対応した提供体制を構築する。

また、エネルギーの地産地消を始め、各地域が持つ地域資源を最大限活用して、域外からの調達を代替し、域内での所得・雇用を生み出す構造を構築するという視点に立った地域消費型産業の創出も重要である。

#### **(移輸出型産業の競争力強化)**

移輸出型産業は、海外を含む他地域に製品を移輸出するなど域外から所得を稼得し、地域の経済発展をけん引する役割を担っている。特に今後は、地域の産業がグローバルな視点を併せ持ち、産業競争力の強化や海外需要の取込み等積極的な事業展開を戦略的に推進し、世界経済と直接つながりを持つことが重要である。

特に製造業は、引き続き地域の成長の重要なけん引役としての役割が期待され、グローバルニッチトップ<sup>8</sup>企業を始め雇用を拡大させる可能性がある企業や関連する産業分野を総合的に支援するとともに、地域資源を活かした地場産業の競争力強化を図るため、製品の高付加価値化や品質管理の徹底、域外や海外への事業展開を推進する。

また、地域を支える農林水産業も重要な移輸出型産業の役割を担うものであり、地域の農林水産資源を活用した地産地消等の取組を進めつつ、ICTやロボット技術を活用したスマート農業による農林水産物の生産・流通システムの高度化、6次産業化等によ

---

<sup>8</sup> NT（ニッチトップ）企業とは、特定の製品分野でトップクラスの国内市場シェアを有する企業のこと。技術力を生かしてNT企業となった後、世界市場においてトップクラスのシェアを持つGNT（グローバルニッチトップ）企業へと発展していく企業が多い。

る付加価値を高めた新商品の開発や商品の競争力強化による国内外の市場の販路・需要開拓等を進める。林業については、CLT（直交集成板）等の新たな木材製品の普及による木材需要の創出、需要に応じた国産材の安定的かつ効率的な供給体制の構築等による成長産業化を推進する。水産業については、6次産業化に加えて、海の恵みを観光等にも多面的に活用する取組の展開を推進し、漁村地域の活性化を目指す。

今後、国内外で観光需要の増加が見込まれており、域内での追加的な消費の形で域外から所得を稼得するとともに、地域産品の新たな域外展開への足がかりとなる観光も重要な産業分野であり、他産業と同様に、競争力を強化し、付加価値生産性の向上を図る必要がある。このため、地域の個性を活かし、国立公園・ジオパーク等の特色ある自然環境や景観、海洋資源、文化財や歴史的まちなみ、温かい農山漁村、魅力ある食文化・伝統文化等を組み合わせ、「見る物、食べ物、買い物」の複合的な魅力を効率的かつ効果的に創出することにより、内外からの観光客を力強く地域に呼び込み、地域における交流人口の拡大と旅行消費の増大、雇用の創出を図る。

#### **（地域発イノベーションの創出、「起業増加町」の醸成）**

地域に魅力ある「しごと」を安定的に創出・維持するためには、域外からの企業・工場誘致のみに依存するのではなく、地域発のイノベーションを契機とした新産業の創出や既存企業の高付加価値化等内発的発展を促すことが重要である。このためには、地域特有の産業、知識、技術等の資源を集積させるとともに、域外から取り込んだヒト、モノ、カネ、情報とこれらを結び付け、対流によるイノベーションを誘発することが必要である。また、若者や女性を含む地域の人材による起業や既存企業による新たな事業分野での第二創業を促進するには、それに向けたサポート体制の強化が必要である。

このため、地元の企業、大学、研究機関、地方自治体、金融機関等の産学官金等が連携し、知識と情報の対流を通じたイノベーションや起業の拠点となる知的対流拠点づくりを推進する。その際、地元大学等の技術シーズを活用することが効果的であるため、地域資源や外部とのネットワークを活用した新たな商品開発、新たな販路開拓などを担う経営・企画力のある域内外の人材登用に対する支援を行う。あわせて、地方大学、高等専門学校、専修学校等において、地元事業者のニーズに対応した教育・研究プログラムの実践に努め、地域産業を担う人材を育成する。

こうした取組を通じ、数多くの起業が行われる「起業増加町」を増やしていく。

#### **（業務機能の東京からの分散等）**

地方での雇用確保及び我が国の経済機能等の強靱化を図るためには、企業の本社等の東京23区への集中が進んでいる現状を踏まえると、特に東京23区にある本社機能の一

部移転等による地方分散や企業の地方採用枠拡大が必要である。

このため、事務所、研修施設等の本社機能の移転、新設等を行う事業者に対して支援を行う。また、政府関係機関については、地方からの提案を受ける形で地方への移転を進めることにより、雇用の確保や地域の戦略に応じた発展にもつなげるため、その具体化を図っていく。

企業が地方に工場等を設置する際には、環境に十分配慮するとともに、地方自治体等受け入れる側も、受入れ環境を整え、積極的に受け入れることにより雇用の確保を図る。

また、ICTの発達によって、テレワークやクラウドソーシング等、場所にとらわれない柔軟な働き方が可能となってきた。大都市圏に居住しなくても地方に住みながら仕事ができる環境を整備することは、地方の雇用の増加に資することから、地方の実情や企業のニーズを踏まえつつ、モデルケースの検証を行い、また企業の業務の進め方の改革を促進しながら、ふるさとテレワーク等、遠隔勤務（サテライトオフィス、テレワーク）が可能となるような環境整備を推進する。

#### ④「人の対流」の推進と国民生活

地方における人口減少が加速し、東京圏への人口集中が強まっている中、東京一極集中を是正し、個性ある地方の創生を進めるためには、地方から東京圏への人の流れを変える必要がある。この点、近年地方への移住により、豊かな自然・生活環境、自己実現、コミュニティへの参加や社会参画・協働、地方固有の歴史・文化・伝統への憧憬を希求する、いわば「生活志向」の動きも強まっているところである。「ふるさと」を自ら主体的に選ぶ時代になりつつあるとも言え、新たな「ふるさとづくり」が求められている。

また、我が国全体の活力を向上させ、成長力を強化するためには、多様な人材が出会い、互いを高めながらイノベーションを誘発し、新たな価値を創出することが期待される。こうしたことから、人口の地域的偏在を是正しバランスの取れた人口分布を達成しつつ、地域間での人の動きが双方向かつダイナミックに行われる国土、すなわち人が対流する国土を形成することにより、地方の活力を維持し、我が国の持続的な成長を実現する。

##### （人の対流の原動力となる地方の魅力・強みの強化等）

人の対流を引き起こし、都市から地方への人の流れを促進するためには、対流の原動力となる個性を地方自らが作り出さねばならない。各地域は、現在でも独自の自然環境・景観、歴史・文化・伝統、人材・産業・技術等様々な資産を既に持っている。このため、それぞれこうした地域資源を改めて見つめ直し、最大限活用しながら、地域の強みや魅力を磨き上げ、若年層を含む幅広い世代を地方に引き寄せるための取組を、各地域が主

体となっていく。具体的には、地域に継続的に安定した所得や就業をもたらす産業や魅力的な働き口の創出・確保、魅力ある観光・スポーツ拠点の形成、特色ある学術・研究開発拠点の形成、良好なふるさと景観や魅力的な空間づくり等、地域の個性に合った多様な手法で人々を引き付ける取組を推進する。

あわせて、若者、女性、高齢者、障害者等を含むあらゆる人が快適で充実した生活を送れるように、医療・介護・福祉、子育て、生活サービス等の面での環境整備に努める。

### **(地方への移住・住み替え、「二地域居住」、「二地域生活・就労」の推進)**

都市から地方への移住を促進するため、生活、就職等移住に係る情報提供の充実を図り、地方移住についてのワンストップ相談の実施等支援施策を体系的・一体的に推進する。また、新たな「ふるさとづくり」の一環として長期休暇を積極的に活用した滞在型観光等「田舎探し」の取組を推進する。さらに、今後、大都市での高齢者の急増が見込まれる中、地方での暮らしを希望するシニア世代の意向を実現するための「元気なうちの地方居住」を促進する。

また、地方への移住・住み替えでなくとも、複数の生活拠点をもち、いわば人生を2倍楽しむ「二地域居住」、「二地域生活・就労」という新たなライフスタイルも生じつつある。「二地域居住」を促進するため、個人所有の空き家や公的賃貸住宅の活用、LCC<sup>9</sup>の参入促進等の取組を推進する。また、単なる「季節居住」等にとどまらず、生活・就労の拠点という形でより積極的に複数の地域にかかわりを持つライフスタイルを実現するため、「お試し居住」等の取組を推進する。さらに、島留学や山村留学についても促進を図るとともに、企業と農山漁村との連携による一社一村運動や学校教育等の場における子どもの農山漁村での宿泊体験等、都市と農山漁村の対流を推進する。

### **(若者が地方で住み続けられる環境の整備)**

地方からの人口流出は、大学進学や就職等の節目に多く生じている。このため、教育や雇用の面で地方の若者が地域に住み続けられる環境の整備が重要である。具体的には、地方大学、専門学校等の魅力を向上させ地方大学等への進学を促進するとともに、奨学金を活用した大学生等の地元定着の取組や地方公共団体と大学等との連携による雇用創出等、若者定着に向けた支援策を講じる。また、ICTやサテライトキャンパスの活用等により、地方大学進学者がその居住する地域において、他地域の大学の授業を受けられる取組を推進する。

あわせて、地方大学等が、地元の地方公共団体や企業等と連携し、それぞれの地域の

---

<sup>9</sup> Low Cost Carrier(ローコストキャリア)の略。低コストかつ高頻度の運航を行うことで低運賃の航空サービスを提供する航空会社。



未来を担う人材を育成し、地元に着する取組を推進する。

### **(集落の生活の維持)**

集落においては、主要産業である第一次産業等がそうであるように仕事が生活と密接に関係し、かついくつかの仕事を組み合わせて従事することが一般的に行われてきた。このような「半農半X」等の多業（ナリワイ）による生活を積極的に評価することによって、人口減少下においても集落での生活が維持できる可能性がある。

また、集落によっては若者の進学時や就職時における転出等により、その維持が困難となってきたが、転出した住民も、週末や盆暮れには家族を連れて集落に帰省し、家業に従事するなど集落での生活維持に貢献している。さらに、このような住民は将来集落に戻る可能性があり、都市住民が地方移住するよりもはるかにその可能性が高い。このため、これらの家族が継続して帰省し、時期が来れば集落に戻るができるように、広い意味での集落構成員を前提として集落のあり方を考え、このような集落に住み続けられるような国土づくりが必要である。なお、人口減少が進み、人材や財源に限られる中で集落の生活を維持するためには、生活に必要な社会基盤等について、従来の公助だけでなく、共助、自助によって維持するなど低密度な住まい方を前提とした生活維持の方策を検討することも必要である。

### **(2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機とした地域の活性化)**

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等開催によるプラスの効果を開催地のみならず広く全国に波及させることが必要である。また、地方自身がより身近に海外を感じ、直接つながりを持つことで、「海外に開かれた地方」へと生まれ変わる絶好の機会でもある。

東京のみならず外国人観光客を広く地方へ誘導し、訪日リピーターにしていくため、地方においてインバウンド推進の担い手の拡大や個性ある全国各地の魅力の発信等の戦略的訪日プロモーションを実施し、航空・船舶による地方へのアクセスの充実や鉄道旅行の促進等の環境整備を行うとともに、2016年リオデジャネイロ大会終了後から実施する文化プログラムや聖火リレーの機会等を活用して、全国各地で日本文化等の多彩な観光の魅力を発信する訪日プロモーションを実施する。このほか、外国人観光客がストレスなく滞在、移動しやすい環境の整備や外国人観光客のニーズに応じた滞在プログラムの開発等受入側の体制整備への支援を行う。

また、開催国としての国際的注目度を活かし、海外メディアを通じた情報発信や国際観光展、観光イベント等を活用して、地域の製品、技術、特産品、文化、伝統、社会インフラ等の地方の魅力を発信し新たな販路開拓を図る。

## (2) 活力ある大都市圏の整備

大都市圏は、我が国経済の成長エンジンであり、経済をけん引することにより活力を維持・発展させるとともに、大都市圏の有する高度な都市機能を周辺の都市・地域に提供する役割を担っている。グローバル化が急速に進展し、アジア主要都市が台頭する中、我が国が世界レベルの競争力を保つためには、世界中の優れた人材と投資を引き付ける魅力を持った大都市圏を形成していかなければならない。

なお、大都市圏の中には、人口の著しい減少等がみられ、(1)で述べた方向性をとる必要がある地域が含まれている点に留意が必要である。

### ①大都市圏の個性と連携による新たな価値の創造

#### (国内外のヒト、モノ、カネ、情報が対流する「創造の場」としての機能の向上)

我が国の三大都市圏は、後述するようにそれぞれが個性を持ちつつ、国内外の企業、大学、研究機関等の集積がみられるところである。今後はさらに個性を際立たせ、国内外からの高度な人材等を引き付けるような都市圏整備を行う。具体的には、国内外のヒト、モノ、カネ、情報の対流を活発にするような個性を形作る機能や産業等の集積、都市のリノベーションによる良質なオフィス空間の形成、都市内移動環境の高度化、知的対流拠点の整備等に取り組むことで、都市全体でイノベーションをおこしやすい環境、国際的なビジネスがしやすい環境を整備し、「創造の場」としての大都市圏の機能の向上を図る。

#### (国際的な都市間競争に打ち勝つ世界のモデルとなる東京圏の形成)

東京圏は、我が国の政治・経済の中枢を担い、様々な都市機能が高度に集積する世界有数の大都市圏である。このため、2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会を契機とし、世界に先駆けて実現を目指す水素社会や情報通信・ロボット等の最先端技術の導入を図るなど、先進的・構造的な取組を推進することで、世界のモデルとなる大都市圏を形成し、国際競争力を高めていく。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、首都直下地震を始めとする大規模災害への対応が重要であり、事前の防災対策を集中的に実施するとともに、建築物や交通機関等のバリアフリー化等を推進し、安全で安心な東京圏を実現する。さらに東京圏から機能分散を進めるとともに、東京中心部と東京圏の業務機能を多核的に担ってきた業務核都市については、一層の機能集積を図り、均衡のとれた東京圏の形成を推進する。

### （個性を活かした関西圏、名古屋圏の形成）

関西圏、名古屋圏については、東京圏と並び我が国経済の主要な成長エンジンの一翼を担うことが求められる。関西圏については長きにわたり培われてきた文化、歴史、アジア有数の商業機能、健康・医療分野の産業集積等、名古屋圏については自動車、航空宇宙産業を始めとする世界最先端のものづくりとそれを支える、研究開発等、それぞれの圏域は個性を有しており、それを活かせるような都市圏整備を推進する。

また、後述するリニア中央新幹線によるスーパー・メガリージョンの形成を見据え、三大都市圏が一体となったときの効果が最大限に発揮できるよう、個性を更に磨いて魅力を高め、対流を通じた発展を目指す。

### ②安全・安心な大都市圏の形成

大都市圏においては、それぞれの都市のみならず、広域的な観点からも、ハード・ソフトの防災・減災対策を推進することにより、各種災害に強い都市圏の形成を推進する。また、廃熱等都市に賦存する未利用エネルギーの有効活用による都市の低炭素化、水と緑のネットワークによる環境共生型の都市構造の形成を促進する。

さらに、大都市のあらゆる世代の住民によるまちの美化・保全、防犯・防災活動、共同施設の維持・管理等のコミュニティ活動、とりわけ大都市圏で急増する元気な高齢者のボランティアやソーシャルビジネス<sup>10</sup>等での活躍を促進する。このため、コミュニティ拠点の整備や支援体制の整備を図る。

また、高齢人口の増加に伴い、医療・介護・福祉需要が急速に拡大することを見据え、都市政策、住宅政策、交通政策と医療政策・福祉政策が連携して、地域包括ケアとコンパクトなまちづくりを一体的に推進することにより、高齢者を始めとする多様な世代がまちで交流し、安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅・シティ」の実現を図る。その際、サービス付き高齢者向け住宅や医療・介護・健康、コミュニティ等のサービス拠点施設の整備を行うとともに、中古住宅・リフォーム市場の活性化により、高齢者世帯等のライフステージに応じた住み替えの円滑化を図る。

### ③安心して子どもを産み育てるための環境整備

大都市圏においては、地方と比べて出生率が低い状況にあることから、仕事と子育てを両立し、安心して子どもを産み育てることができる環境整備を推進する必要がある。

このため、市街地の中心部や生活拠点への良質な住宅の供給や、保育所の整備等を促

---

<sup>10</sup> 環境保護、介護・福祉、子育て支援、まちづくり、観光等、地域社会における多種多様な課題の解決に向け、住民、NPO、企業等、様々な主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組むもの。

進する。また、安全で快適な道路や公園等の整備、公共空間におけるバリアフリー化の推進等子育て世代が安全に安心して暮らせる空間を創出する。あわせて、多世代の交流を促進するコミュニティ拠点の形成、三世帯同居・近居、テレワークの普及、ワーク・ライフ・バランスの確保等により、子育てに係る負担の軽減を図る。

### (3) グローバルな活躍の拡大

経済のグローバル化が進展する中で我が国経済の成長力を高めるためには、我が国の企業や人が海外とつながり、海外の企業や人がもたらす成長力を取り込む必要がある。このため、我が国の企業や人が、例えば革新的な技術シーズを生み出すなどにより国際競争力を高め、東アジア等の国とのゲートウェイ機能を強化するとともに、国内外で活躍する企業にとって魅力のある事業環境を構築していかなければならない。また、特に地方において、グローバルに活躍できる人材の確保も必要である。

あわせて三大都市圏を結ぶリニア中央新幹線の開業を見据えて世界からヒト、モノ、カネ、情報を引きつけるスーパー・メガリージョンの形成を推進することが重要である。さらに、観光による交流人口や留学、ビジネスによる滞在人口の拡大を図っていくことが重要である。

こうした取組を通じて、グローバル化に対応した国土の形成を図っていく。

#### ①世界に活動の場を拡げ、成長力を高める

##### (我が国の企業の国際競争力の強化)

世界で活躍する我が国企業が厳しい国際競争に打ち勝つためには、グローバル企業を中心に大胆な事業の選択と集中を行い、持続的な企業価値拡大を実現する必要がある。また、金融機関等においては、融資先企業の成長性を見極めてリスクマネーを供給するとともに助言機能を発揮していく。地域金融機関等においては、目利き能力やコンサルティング機能を発揮し、専門人材を活用しつつ、中堅・中小企業・小規模事業者に対するきめ細かい支援を行うことが重要である。

また、コスト競争にさらされているグローバル企業、労働者の高齢化が進む中小製造事業者、医療・介護・福祉サービスや人材不足が深刻な農業・建設等の分野、物流業等においては、ロボットやICTの活用により生産性の向上を図っていく。製造業では、マザー工場の国内立地によって開発機能を維持しつつ、生産拠点としての優位性を確保するため、スマートファクトリー（ICTを活用した効率的な生産システム）への移行を進めることが重要である。また、ロボット技術は工場の製造ラインに限らず、医療・介護・福祉、農業、物流等の分野でも、過酷労働や単純作業をサポートするなど活用が広まっていることから、ロボット技術の発展を取り入れ、生活や産業の革命的な進化を図っ

ていく。

### **(我が国の技術力強化)**

我が国が技術力で世界をリードするためには、先端的な技術分野において、革新的な技術シーズが持続的に生み出され、そのシーズを円滑に事業化するための仕組みづくりが必要となる。このため、国家戦略に基づき、行政機関の縦割りや組織の垣根を越えた連携体制を構築し、イノベーションの中心としての産学官の人材が対流する場及び世界最先端の産学官集積地を生み出す。さらに、こうした拠点においてナレッジ・イノベーションにつながる人材育成の強化を図る。

また、技術シーズを見いだすために多様で競争的な基礎研究の強化を図るとともに、革新的な技術シーズを事業化に結びつける「橋渡し」機能の強化や産業クラスターの域外連携の強化を通じ、企業が技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを推進する。

こうした取組に当たっては、まちづくりの観点からも、都市全体としてイノベーションを起こしやすい環境整備を推進する。

### **(新しい成長産業の誘導)**

オープンイノベーションにより成長を目指す中で、国は新しい成長産業の形成を誘導する役割を担っていく。例えば、水素社会に向けた基盤技術開発や水素ステーション等のインフラ整備、医療・介護・福祉、スマートファクトリー、農業等様々な分野でのICTとロボットの活用等、我が国が比較優位をもち、世界市場において需要拡大が見込まれる分野について、我が国が世界をリードすべく取組を進める。

## **②海外から投資を呼び込むための事業環境等の整備**

国内外から地域に投資を呼び込むためには、上述したようにパートナーとなる我が国の企業や技術力、及び市場そのものが魅力的であることが重要であるが、あわせて、外国企業のニーズを踏まえ世界最高クラスの事業環境を整備する必要がある。このため、インパクトの大きな思い切った規制制度改革の実現に向け、国家戦略特区を活用して成功例を創出し、国全体へ広げていく。

また、事業コストの低減を図るため、小売全面自由化を柱とする電力システム改革、ガスシステム改革を着実に推進することで、低コストかつ安定的なエネルギー供給を実現する。

グローバル企業が海外の拠点や取引先と効率的に業務を進める環境を提供するため、国際空港から都心への快適なアクセスの実現、都市内交通や情報通信ネットワーク等の

企業活動の基盤となる業務環境が高度に整備された都心街区の形成、物流施設の整備を通じた輸送網の効率化・高度化等により、ヒト、モノ、アイデアが円滑に流れる環境を実現する。その際、大都市圏で整備が進む環状道路等の広域交通ネットワークについて、大都市圏と周辺地域との対流を促進する観点から最大限の有効活用を図る。

また、多様なヒト、モノ、アイデアのマッチングの場となる「知的対流拠点」の整備を推進することで、国内外から集まる企業と個人による、ダイナミックな対流を通じた価値創造を促進する。

さらに、価値創造に関与する外国人を含めた高度人材が生活し、業務に携わる上でストレスのない環境を提供するため、医療や福祉、教育、商業、アミューズメント等の諸機能の充実を図る。

### ③グローバルな「対流」促進の強化

#### (空港の機能強化等による航空ネットワークの充実)

4つの主要国際空港（羽田・成田・中部・関空）等の機能強化を通じ、国際及び国内の航空市場並びにそれらが融合した多様な航空ネットワークを構築する。

また、今後急速な発展が見込まれるLCC等低コスト型のビジネスモデルの普及を通じて運賃水準を低下させ、国内の地域間又は国内と海外を結ぶ直行便の増加や、乗継需要の取り込みにより、地方空港も含めた航空利用を促進する。

#### (国際競争力を有する物流網の構築)

国際貿易航路の新たな選択肢である北極海航路の貨物輸送量は増加傾向にあり、更にパナマ運河の再拡張工事が進み、また船舶の大型化が進展するなど、物流構造は世界規模で大きく変化することが予想されており、これに対応した戦略を構築する必要がある。

企業の立地環境を向上させ、我が国産業の国際競争力を強化するため、国際コンテナ戦略港湾、国際バルク戦略港湾を核とした国際物流ネットワークの強化を推進する。また、地域の基幹産業の競争力強化に資する港湾の機能強化を通じた物流ネットワークの充実を図る。さらに、三大都市圏環状道路を始めとする物流ネットワークの強化等、広域物流の効率化に向けた取組を推進する必要がある。

#### (アジア・ユーラシアダイナミズムを取り込むためのゲートウェイ機能の強化と日本海・太平洋2面活用型国土の形成)

東アジア諸国やロシアの経済活動の活発化を背景に九州や日本海側の地域の貿易が拡大し、エネルギー開発の面でも日本海側地域の活用が増大している。とりわけ、東南アジア地域を含めた東アジア諸国の急速な経済成長、東アジア全体での生産ネットワーク

の構築を踏まえ、従来にも増して円滑な対流の促進を図ることが重要である。このため、アジア・ユーラシアダイナミズムを取り込む等の観点から、九州及び日本海側のゲートウェイ機能の強化を図るとともに、その交流・連携方策についても検討することが重要である。

また、東日本大震災後、国土全体の強靱性を確保する上で、日本海側と太平洋側の連携を強化し、ネットワークの多重性・代替性の確保を図りつつ、日本海・太平洋両面を活用することの重要性が再認識された。このような国土構造をつくり上げることは、太平洋側だけでなく日本海側の安全性を高めることにもつながることになる。

このように、現在諸機能が集中している太平洋側だけではなく、日本海側を活用することの重要性が高まっていることから、日本海側の機能の強化を図るとともに、整備新幹線の整備や道路ネットワークの強化を着実に進めるなど日本海側と太平洋側を結ぶネットワークの形成等を通じて、日本海側と太平洋側の2面をフル活用し、世界との結びつきを強化する。

#### ④リニア中央新幹線によるスーパー・メガリージョンの形成

##### (スーパー・メガリージョンの新たな可能性の発揮)

リニア中央新幹線の整備は、東西大動脈の二重系化、三大都市圏の一体化、及び地域の活性化等の意義が期待されるとともに、国土構造にも大きな変革をもたらす国家的見地に立ったプロジェクトであり、建設主体である東海旅客鉄道株式会社による整備が着実に進められるよう、国、地方公共団体等において必要な連携・協力を行う。

リニア中央新幹線の開業により東京・大阪間は約1時間で結ばれ、時間的にはいわば都市内移動に近いものとなるため、三大都市圏がそれぞれの特色を発揮しつつ一体化し、4つの主要国際空港、2つの国際コンテナ戦略港湾を共有し、世界からヒト、モノ、カネ、情報を引き付け、世界を先導するスーパー・メガリージョンの形成が期待される。具体的には、東京圏の世界有数の国際的機能と、名古屋圏の世界最先端のものづくりとそれを支える研究開発機能、さらに関西圏で長きにわたり培われてきた文化、歴史、商業機能及び健康・医療産業等が、新しい時代にふさわしい形で対流・融合することにより、幅広い分野で新たな価値が創出されていくことが期待される。

また、国及び独立行政法人並びに企業の様々な研究機関、大学等が集積する筑波研究学園都市、大学、研究機関、オンリーワンの技術を有する中小企業等が集積する関西文化学術研究都市や、沿線の大学、研究機関等の連携が強化されるなど、知的対流（ナレッジ・リンク）の形成・拡大により、スーパー・メガリージョン内外のヒト、モノ、情報の高密度な連携から、高度な価値創造が行われる可能性がある。

さらに、リニア中央新幹線中間駅の活用により、これまで大都市から短時間でのアク



セスが困難だった地域と大都市との間の対流が活発になり、都市生活と大自然に囲まれた環境が近接した新しいライフスタイル（二地域居住を含む）や、大自然の中での企業立地が実現する可能性がある。

スーパー・メガリージョンの効果を全国に拡大するためには、リニア中央新幹線と他の交通ネットワークとの結節の強化により、交通ネットワークを充実させることが必要である。例えば、九州におけるアジアゲートウェイ機能とスーパー・メガリージョンとの連携により、相互に相乗効果が期待できる。

#### （スーパー・メガリージョンの形成に向けた構想）

リニア中央新幹線の開業は、国土形成計画の計画期間後となるが、スーパー・メガリージョンの形成等我が国の国土構造に大きな変革をもたらす可能性がある。これにより新たに生み出される価値、及びそれが我が国の社会や経済に与える影響を正確に見定めることは容易ではないが、それらの効果を全国に拡大し最大化するため、広範に叡智を集め、広域的かつ分野横断的にスーパー・メガリージョンの形成に向けた構想の検討を行う。

### ⑤観光立国のさらなる展開

#### （2020年を大きな通過点としつつ、その後の長期を見通した戦略的な取組の推進）

アジアを中心とする大交流時代を迎える中、観光は我が国の力強い経済を実現するための柱の一つである。とりわけ、人口減少が進む地域においては内外の観光客を積極的に呼び込み、交流人口の増加によって地域経済を活性化することが極めて重要となる。

このため、アジアを中心とする新興国の経済成長に伴う国際観光需要の伸びを念頭に置きつつ、2020年にとどまることなく、これを大きな通過点として、2025年を見据えて、ターゲットに応じた訪日プロモーションの強化や受入環境の整備、地域の魅力の創出等に戦略的に取り組んでいく。

#### （戦略的な訪日プロモーションの強化）

訪日外国人旅行者数は急増し、我が国の経済を下支えしているところであるが、訪問先は東京やゴールデンルートに集中しており、必ずしも地方が恩恵を享受できていない状況である。また、訪日外国人には春の桜や夏のシーズン等に人気集中しているが、更なる訪日シーズンの創出・定着が重要である。

このため、訪日外国人旅行者の地方への誘客を図るべく、LCCやチャーター便の地方空港への就航等を契機としたプロモーションや、広域観光周遊ルートの形成等の取組を通じ、地方の魅力を積極的に発信するとともに、スノーリゾートの魅力の発信により、

閑散期である冬の雪のシーズンの需要を喚起するなど、訪日プロモーションの強化を図る。

#### **（外国人旅行者の受入環境整備）**

訪日外国人旅行者数について、2020年に向けて2000万人、そしてその後のさらなる増加を目指すためには、外国人旅行者の不便や障害、不安等を徹底的に解消するとともに、訪日外国人旅行者の満足度を一層高めることが重要である。このため、多言語翻訳機の開発・普及を含む多言語対応の改善・強化や、二次交通・宅配サービス等の利便性向上、通信環境、決済環境、買物環境、ムスリム旅行者のための食事・礼拝環境の改善、空港・港湾におけるC I Q（税関、入管、検疫）体制整備、外国人旅行者の安全確保等、外国人目線に立って、あらゆる切り口から、国内において外国人旅行者が快適かつ安全に移動・滞在できる環境の整備に向けた取組を徹底・強化する。また、クルーズ船の寄港を受け入れるための環境整備等（クルーズ船の寄港増や大型化に対応した既存の港湾施設等におけるクルーズ船の受入の円滑化等）を加速化させ、大量の旅行者を受け入れ、地域の活性化等に寄与するクルーズ船による訪日旅行を促進する。

さらに、急増する訪日外国人旅行者の受け入れに当たって、航空・バス等の交通機関や宿泊施設等の供給能力（キャパシティー）が制約要因となることがないように、需給の状況を丁寧に見ながら、適切な対応に努めることが重要である。

#### **（世界に通用する魅力ある観光地域づくり）**

我が国の豊富な観光資源を世界にアピールするためには、全国各地で地域住民や自治体が主体となって、地域の自然環境や景観、歴史、伝統等個性ある魅力を外国人目線で観光資源として掘り起こし、さらには「日本ブランド」として磨き上げ、各地域を「点」から「線」、「線」から「面」へと結び、我が国の魅力を海外へ強力に発信することが極めて重要である。このような、「ローカルな魅力のグローバルな価値」の創出・発信によって、世界から選ばれる観光地域にする必要がある。

その際、各地域において、自らの魅力の各市場への訴求力等を分析しながら、いずれの市場に更に力を入れるか等、国の全体戦略と連携の上、各地域が主体的な戦略を持って海外の旅行者の呼び込みを進めていくことが重要となる。

数多くの外国人旅行者が訪れ、賑わいと活気にあふれる観光地域は、日本人にとっても改めてその魅力が強く認識される旅行先となる。世界に通用する魅力ある観光地域づくりを行うことによって、内外の旅行者が行き交い、活力ある地域を実現することができる。

これらを踏まえ、地域連携によって情報発信力を高めるとともに、広域観光周遊ルー

トの形成や、世界に通用する地域資源の磨き上げ、地域の魅力を来訪者に体感してもらうための仕組みづくり、地域全体の景観向上等を、国、地方自治体、民間事業者が各々の役割分担の下に推進することが必要である。

#### **(MICEの誘致・開催促進と外国人ビジネス客の取り込み)**

MICEの誘致・開催は、国際会議や企業研修等への参加を通じて、国際ビジネス・イノベーション拠点としての我が国の都市の魅力を発信することにより、ビジネスの呼び込み、対内直接投資・拠点機能の誘致等を促進する機能を有する。そのため、我が国では、国を挙げた一体的なMICE誘致体制の構築に取り組んでおり、近年、数千人規模の複数の大型国際会議の誘致に結びつき、我が国の都市の国際競争力強化に貢献している。

今後、こうしたMICEの誘致・開催強化を進めながら、アジア諸国を中心に成長著しいビジネス需要を取り込むべく、ビジネス目的の外国人が訪日・滞在しやすく、ビジネスしやすい環境整備を抜本的に進めていく。

## **第2節 安全・安心と経済成長を支える国土の管理と国土基盤**

### **(1) 災害に対し粘り強くしなやかな国土の構築**

安全は、すべての活動の基盤であり、「安全で、豊かさを実感することのできる国」を目指す上においても、防災・減災、国土強靱化は、最も重要な取組の一つである。特に、30年以内に70%程度の確率で発生するとされる首都直下地震、南海トラフ地震の切迫や雨の降り方の局地化・激甚化・集中化に伴う風水害、土砂災害の頻発等が懸念される中、国民の命と暮らしを守る喫緊の取組が不可欠となっている。このため、防災をあらゆる政策に反映させる「防災の主流化」を推進するとともに、国土の形成においても、国や地方公共団体を始めとして、あらゆる機関と連携しつつ、災害から人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、また、速やかに復旧・復興できる、災害に対し粘り強くしなやかな国土とすることを目指す。

#### **(適切な施策の組合せと効率的な対策の推進)**

災害は想定外の事態を引き起こすことがあり得るということを前提に、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、重点化を図りながら防災・減災対策を進める。その際、既存の社会資本の有効活用や民間資金の積極的な活用等による効率的な対策の推進に努めるとともに、災害時のみならず平時にも有効に活用される対策となるよう工夫することが重要である。また、災害の発生を未然に防ぐ観点から、農地の適切な保全管理、森林の適切な整備及び保全等を通じて国土保全機能を適切に発揮させる。さらに、災害リス

クの高い地域において、災害の特性や地域住民の意向等を踏まえつつ、土地利用を適切に制限するなど、災害リスクを踏まえた土地利用を図っていく必要がある。

また、防災・減災において重要となるICT、エネルギーシステム、交通インフラ等は、経済成長にとっても重要な要素であることから、防災、減災を成長戦略と一体的に推進する複眼的な視点が必要である。例えば、大規模災害発生時に我が国の経済社会活動を維持し、迅速な復旧・復興を可能とするためには、国や地方公共団体はもとより、個々の企業における事業活動の継続確保に向けた取組が重要であり、事業継続計画や復旧・復興に係る事前の準備等を推進する必要がある。こうした取組は、自然災害のみならず事故災害等の様々なリスクへの対応にも応用することが可能である。官民を問わずリスク管理能力を向上させることは、我が国経済や社会に対する国際的な信用の向上に資するとともに、国際的な災害等の対策の水準の向上にも寄与することから、このような取組を進め、海外にも発信することが重要である。

#### **（都市の防災・減災対策の強力な推進）**

人口と各種機能が集中している大都市圏では、利便性と効率性の向上と引き替えに、災害に対する脆弱性が高まってきている。このため、地下街や地下鉄の浸水等の都市型水害に対しては、河川の氾濫防止対策や下水道による浸水対策を推進するとともに、都市機能が集積するゼロメートル地帯等における台風時の高潮による浸水や地震時の堤防・水門等の損壊により生じる浸水等への対策を推進する。また、地震時に倒壊する危険性がある住宅・建築物の耐震化や大規模な火災が発生するおそれのある密集市街地の改善整備、帰宅困難者対策等、都市の安全性の向上を図る取組を強力に推進する必要がある。

また、都市においても、土砂災害や大規模な津波に備える必要があるため、施設整備や警戒避難体制の強化を図る必要がある。

#### **（諸機能及びネットワークの多重性・代替性確保等による災害に強い国土構造の構築）**

東日本大震災は、災害対応の中心となる市町村等の中枢管理機能の喪失や、交通、エネルギー、ライフラインの寸断による対応の遅れ、サプライチェーンの寸断による経済被害の拡大等、巨大災害に対する我が国の経済社会システムの脆弱性をあらわにした。今後、首都直下地震や南海トラフ地震等による被害を最小化し、迅速な復旧・復興を可能にする観点から、まず人命を守ることを第一に対策を進めつつ、東京圏に集中する人口及び諸機能の分散を図るとともに、首都機能を始めとする中枢管理機能のバックアップ体制の整備等を推進する。

また、ライフライン・インフラの耐災害性向上や結節点の機能強化を含めた交通、エ

エネルギー、ライフラインの多重性・代替性を広域的に確保することにより、巨大災害に際しても、これら重要インフラが機能を失うことのないようにする必要がある。特に、道路ネットワークのミッシングリンクの解消等により我が国の経済社会を支える東西大動脈の代替輸送ルートの確保や日本海側と太平洋側との連携を強化することなどにより、国土の骨格にかかわる多重性・代替性を確保する。

これらの取組は、官民を問わず促進することが重要であり、エネルギーの備蓄等官民が連携した取組や、市場、金融機能を活用した企業の取組等を促進する。

#### **（自助、共助とそれらを支える公助の強化）**

地域における防災・減災対策の基本は、住民自らが自分の身を守るために判断・行動することである。このためには、住民個人が地域の災害リスク等を認識し、行政機関等から提供される情報を活用するなど自ら考え適切に行動する自助と、住民相互や地域コミュニティの中で助け合う共助を広めていく必要がある。その際、防災教育や防災訓練の充実等により災害に対する意識の継続と知識の向上を図る必要がある。

このような自助、共助をサポートするために、行政はICTを活用した災害リスクの確かな評価・公表と災害時に迅速でわかりやすい情報提供に努めるとともに、災害時における避難の円滑化・迅速化を図るため、基礎自治体によるタイムライン（時系列の行動計画）の策定や避難訓練の実施等を促進する必要がある。

#### **（東日本大震災の被災地の復興と福島の再生に向けた取組の推進）**

東日本大震災の被災地については、一日も早い復興を進めていく。このため、海岸堤防や復興道路等の復旧・整備に加え、住宅再建・復興まちづくり、産業・生業の再生、被災者支援（健康・生活支援）等のための各種支援を行い、復興を加速させる。また、原子力災害からの福島の復興・再生の加速化のため、早期帰還支援と新生活支援の両面から施策を推進する。

### **（２）国土の適切な管理による安全・安心で持続可能な国土の形成**

我が国は、変化に富んだ豊かな自然に恵まれている一方、地震や台風を始めとする自然災害を受けやすく、このような条件の下に、人と自然との関係やそれを支える国土が構築されてきた。その中で、自然の恵みを持続的に享受する知恵や自然の脅威を避け暮らしの安全を図る知恵が生まれ、これらが生産や生活様式として織り込まれることで、地域の文化として個性を形づくり、継承されてきた。現在の多様性に富む国土は、先人の努力の積み重ねの結果であり、これを次世代に継承するため、都市や農山漁村等多様な地域に人が住み、時代の変化に応じた人と自然との新たなかかわり方を模索しつつ、

安全・安心で持続可能な国土を形成する必要がある。

### ①国土の適切な管理・土地の有効利用

農山漁村においては、荒廃農地や必要な施業が行われない森林等により、食料の安定供給だけでなく、国土の保全、水源涵養、生物多様性の保全等の多面的機能の発揮に支障が生じる事態が懸念される。また、都市部においても、土地需要が減少することにより、低・未利用地や空き家がますます増加することが懸念される。

豊かな国土を次世代に継承するためには、農地や森林等の利活用による持続的な国土管理の方策を構築するとともに、国土に関する地理空間情報の整備等を通じて諸活動の基盤となる土地の有効利用を促進する必要がある。

#### （食料の安定供給に不可欠な農地の確保と多面的機能発揮のための良好な管理）

農地は、国民生活を支える食料等の生産基盤であることから、食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保を図る。その際、農業の担い手による営農等の効率化を図るため、農地の大区画化等や農地中間管理機構等の活用による担い手への農地集積・集約化を進めるとともに、担い手に集中する水路等の管理を地域で支えることが必要である。また、中山間地域等の条件不利地域では、地域ぐるみの農地等の管理に加え、他の地域の担い手が農地管理を行う「通い耕作」等の営農形態や都市農村対流等地域間の連携による管理も推進する。

これらの取組による農業の持続的な発展を通じた農村振興を実現することにより、将来にわたって担い手を確保し、必要な農地を確保するとともに、国土保全等の多面的機能を発揮するための良好な管理を持続させる。

#### （国土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全）

森林は、国土の約7割を占め、再生産可能な資源である木材の供給はもとより、国土の保全、水源の涵養、豊かな自然環境の保全や地球温暖化防止等の多面的機能を有しており、重要な役割を果たしている。しかし、我が国の林業・木材産業は、長期にわたって木材価格が下落し林業所得が減少傾向にあるなど厳しい状況にあり、一部に必要な施業が行われない森林もみられる。一方、戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えていることから、この機会をとらえ、将来にわたり森林が、その多面的機能を持続的に発揮できるよう、森林資源の循環利用や必要な森林の整備及び保全を官民一体となって進めていく必要がある。

このため、森林整備を着実に実施するとともに、CLT（直交集成板）や耐火部材等の新たな製品・技術の開発・普及等による都市部等における中大規模建築物の木造化等の

推進や木質バイオマスの利用促進等を通じた国産材の需要拡大、国産材の安定的かつ効率的な供給体制の構築等の取組を進めていく。

#### **(健全な水循環の維持又は回復等)**

水は、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与え続け、その循環する過程において、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきた。

しかし、都市部への人口集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動等の様々な要因が水循環に変化を生じさせたことにより、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響等、様々な問題が顕著となっている。

このため、関係者の連携による流域の総合的かつ一体的な管理、持続可能な地下水の保全と利用、安全でおいしい水の安定供給の確保、地球温暖化への対応、危機的な渇水への対応、水環境の改善等、健全な水循環を維持し、又は回復するための施策を包括的に推進する必要がある。

#### **(土地の有効利用の促進等)**

人口減少等により土地の利用密度が低下している都市においては、市街地の集約（コンパクト化）を進め、郊外部の開発による中心部の一層の密度の低下を避けるとともに、中心部では、低・未利用地や空き家等の有効利用を促進し、地域価値の向上に結びつけていく必要がある。一方で、地域によって新たに土地利用を図る必要がある場合には、土地の利便性、自然条件等、地域の実情を踏まえ、適切に行う。

また、土地取引、民間開発・国土基盤整備の円滑化等に加え、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化の観点からも、土地の境界を明確化する地籍整備等の推進は不可欠であり、その成果は国土利用の基本ともいえる重要なものであるが、地籍調査の進捗率（2014年度末）は全国で51%、うち都市は24%、山村は44%と十分なものではない。今後は、南海トラフ地震、土砂災害等の災害にも備えて人口や機能が集まる都市等の優先すべき地域をより明確にするとともに、急速に境界情報が失われつつある山村における地籍整備の効率的な実施手法についても検討を進める。

さらに、都市への人口移動が進む中で、地方を中心に、今後も、所有者の所在の把握が難しい土地が増加するおそれがある。このため、所有者の探索手法や、このような土地の利活用等について、現場の対応を支援するための方策を総合的に検討する。

#### **(美しい景観、魅力ある空間の保全、創出と活用)**

我が国の良好な景観は、地域の自然や歴史、文化と、これらに根ざした暮らしの営みや生産活動と一体となって形成されてきた。成熟社会を迎える我が国において、山紫水

明の国土や、農山漁村から大都市までの各地域において築き上げられてきた魅力ある空間を保全、再生、創出し、次世代に継承することは現世代の重要な責務である。このため、人の活動と自然とが調和した土地利用の推進や美しい農山漁村、集落、屋敷林の保全やまちなみの形成に向けた支援、魅力ある水辺空間の創出、無電柱化等を推進する。良好な景観は、豊かな生活環境に不可欠であるとともに、地域の魅力を高め、観光や地域間の対流の促進にも大きな役割を担うことから、個性ある地方の創生の観点からも、その保全、創出と活用を進めていくことが必要である。

## ②環境と共生した持続可能な国土づくり

世界の人口や経済の拡大により、我が国がその多くを輸入に頼る食料、エネルギー、天然資源等の逼迫や価格の高騰が懸念されるとともに、国内においても生物多様性の損失、その他の地球環境の負荷の増加等の課題が顕在化している。このような中、自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の構築に向けた取組を総合的に進め、環境と共生した持続可能な生活や経済活動を行う基盤となる国土づくりを行っていく必要がある。

### (生物多様性の確保及び自然環境の保全・再生・活用)

我が国の生物多様性の損失はすべての生態系に及んでおり、過去の開発・改変による影響の継続、里地里山等の利用・管理の縮小等により、今後もさらなる損失が懸念される。このような生物多様性の損失は、食料の安定供給、水源の涵養や国土の保全等の暮らしを支える生態系サービス（自然の恵み）に大きな影響を及ぼすとともに、地域の魅力の喪失にもつながる。

このため、将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、自然環境の保全・再生を進め、森、里、川、海の連環による生態系ネットワークの形成を推進する。また、森林・河川・海・公園等のフィールドを活かした環境教育等の推進や、自然公園等の自然資源や農山漁村における緑豊かな環境等を活かした観光や産品による雇用の創出及び経済循環による都市と地域との対流の促進等を通じ、生物多様性を社会に浸透させる。

また、都市部においても、地域の生態系の特質を踏まえつつ、多自然川づくりや緑地管理等の取組を地域が一体となって行うなど自然環境の保全・再生や魅力ある空間の維持・創出を推進する。

さらに、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組を推進する。



### **(地域における食料、エネルギー、資源の安定確保)**

我が国の物質循環においては、循環型社会への移行が進みつつあるが、リサイクルに比べて遅れている2R（リデュース、リユース<sup>11</sup>）や廃棄物等からの有用資源の回収については、さらなる取組を進めていく。

また、大規模災害時の被災地の食料・エネルギー確保の観点に加え、世界的な食料・エネルギー危機に備える観点からも、国外からの資源の安定供給に努めつつ、国内においては、地域毎に一定の食料、エネルギーを確保できるような仕組みを構築する必要がある。このため、地域における電源の分散化を推進するとともに、地域の資源をできるだけ地産地消し、地域の中で循環して持続的に活用する自立分散型の地域社会の構築を目指す。

さらに、ICT等を活用したエネルギー需給の総合的な管理や、コージェネレーション等の分散型エネルギーの普及促進、さらに、太陽光や風力、水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーの普及促進を進める。一方、資源とエネルギーを地域内のみで需給することには限界があることから、日常的な交流を含めた健全な地域間の需給関係の構築も必要である。

### **(地球温暖化の緩和と適応に向けた取組等、地球環境問題への対応)**

地球温暖化問題は、世界的な規模で深刻化しつつあり、我が国においても、風水害・土砂災害の態様の変化のみならず、農林水産物の品質悪化、熱中症発生率の増加、サンゴ礁の減少等、地球温暖化を原因とする幅広い影響が顕在化している。このため、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出の抑制と森林整備等の森林吸収源対策等を通じた吸収量の確保に係る取組に加え、温暖化の影響を考慮に入れた経済社会システムの再構築に向けて、総合的な適応計画に基づいた取組を進める。

## **③海洋・海域の保全と利活用**

### **(海洋権益の保全及び海洋資源・海洋再生可能エネルギーの開発等の利活用の推進)**

我が国の領海及び排他的経済水域等は水産資源を始めエネルギーや鉱物資源等各種の資源に恵まれている。このため、政府が一体となって海洋に関する基本的な計画の下、海洋権益の保全、海洋の資源や洋上風力等の海洋再生可能エネルギーの開発や海洋環境保全のための技術開発や調査研究等を総合的かつ計画的に進めるとともに、これらの基礎となる海洋情報の整備を推進する。

---

<sup>11</sup> リデュース（発生抑制）は、廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。リユース（再使用）は、いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

### **（陸域と一体となった自然環境の保全・再生）**

湖沼・湾等の閉鎖性水域や干潟・海浜等の沿岸域については、自然環境が悪化している地域もみられる。特に湾や干潟・海浜等を含む海洋環境の保全に当たっては、海洋における生物資源の育成に必須の栄養塩類や土砂が、山地から河川を通じて供給されていることを踏まえ、山、森、里、川、海的环境や土砂移動の状況を一体的に考慮し、陸域と一体となった自然環境の保全・再生を推進する。

### **（離島の適切な保全・管理と有人離島への持続的な定住への取組）**

離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の保全や利用、自然環境の保全等に重要な役割を担う。離島を適切に管理するとともに、有人離島については海洋権益保全の拠点となる場所に人が住み続けることが重要であるとの認識の下、持続的な定住を可能とする取組を推進する。

### **（領土・領海の堅守）**

海洋権益を適切に保全し、海洋環境の保全・再生を図りつつ、海洋の利活用を進めていく観点からも、領土・領海を引き続き堅守する取組を進める。

## **④国民の参加による国土管理**

今後、人口減少や財政制約が継続する中で、すべての土地について、これまでと同様に労力や費用を投下し、管理することは困難になることが想定される。人為的な管理がなされた土地は、放棄されれば自然に戻らず荒廃する可能性もあるため、国土を荒廃させない取組を進めていくことが一層重要となる。

### **（複合的な効果をもたらす施策の推進による国土管理）**

国土の適切な管理は、国土保全や生物多様性の保全、健全な水循環の維持又は回復等を通じて、自然との共生や防災・減災等を促進する効果に加え、これらを通じた持続可能な地域づくりにも効果を発揮する。人口減少下においても国土の適切な管理を続けていくためには、このような複合的な効果をもたらす施策を積極的に進めていくことが重要である。

例えば、治水対策のための遊水地整備に伴う湿地等の再生により、自然と調和した防災・減災が実現されている。また、森林の適切な整備及び保全により、国土の保全や水源の涵養に加えて良好な景観を形成するなど、持続的な国土資源の管理と地域の豊かな暮らしを実現させる取組もみられる。さらに、災害リスクのより少ない低・未利用地等に

生活サービス機能や居住を誘導するため、災害リスクに関する情報提供を積極的に行うとともに、公共施設の更新の機会をとらえ、そのような地域への移転を進めるなど、土地の有効利用と防災・減災を両立する取組も重要である。

#### **（人口減少等に伴う開発圧力低下の機会をとらえた国土の選択的利用）**

人口減少や産業構造の変化により開発圧力が低下することは、国土利用の選択肢が広がり、より安全で快適かつ持続可能な国土を形成する好機をとらえることもできる。例えば、市街地については、都市のコンパクト化により、拠点となる地域における生活の利便性の向上を図る。一方、人口減少、高齢化等により適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地等の土地については、森林等新たな生産の場としての活用や過去に損なわれた湿地等の自然環境の再生、希少な野生生物の生息地等としての保全の促進等、新たな用途を見いだすとともに、美しい景観の創出や生物多様性の確保を図る。また、災害上危険な土地については地域の事情も踏まえつつ、その程度に応じて土地利用を制限するという取組等を進めることにより、地域の安全性の向上を図る。

地域の事情や土地の条件を踏まえながら、管理コストを低減させる工夫とともに新たな用途を見いだすことで、国土を荒廃させず、むしろ国民にとってプラスに働くような最適な国土利用を選択し、必要な取組を進めていく。

#### **（多様な主体による国土の国民的経営）**

このような取組は、地域を取り巻く自然や歴史、文化、経済環境等を踏まえ、地域の発意と合意形成を基礎として実現される。このため、地域住民や市町村等、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用のあり方等について検討し、地域のビジョンを確立することが重要である。国は、そのような地域の取組を基本としつつ、防災や環境、国土管理等の観点から必要な情報を提供するとともに都道府県とも協力して広域的な観点から調整を行うなどの役割を果たすことにより、地域の取組を支援する。

また、国土管理の担い手は、地域住民に加え、移住者や都市住民等域外の人々や企業、NPO等多様化している地域もみられ、人口減少下における適切な国土管理を実現するためには、このような動きを一層、推進する必要がある。このため、地域による取組を基本としつつ、国土の多面的な価値に応じた公による管理と合わせ、水、農林水産資源等国土の恵みを享受する都市住民等国民各層の参画を進める。その際、農地の保全活動や森林づくり等直接的な国土管理への参加のみならず、地域産品の購入やグリーンツーリズム、ブルーツーリズム等への参加、国土管理に貢献する寄付、投資等様々な取組を推進する。

人口減少下においては、このように国民一人ひとりが国土に関心を持ち、その管理の

一端を担う国民の参加による国土管理（国土の国民的経営）を進めていくことが、一層、重要となる。

### （３）国土基盤の維持・整備・活用

道路、空港、港湾等の社会資本、エネルギーインフラ及び情報通信インフラは、国土の基盤をなすものである。我が国特有の厳しい国土条件の中で、先人たちの知恵と努力によって蓄積されてきた国土基盤は、今日の経済社会の諸活動や日々の生活の基盤となっている。

国土を取り巻く状況が大きく変化する中で活力ある国土づくりを進めていくためには、これまでに整備してきた国土基盤を適切に維持管理し、賢く使うことによりその機能を十全に発揮させるとともに、必要な国土基盤についてはその充実を図ることが重要である。将来世代のためにも、こうした取組を持続的に行うとともに、整備された国土基盤が機能することによって得られる効果（「ストック効果」）が最大限発揮されるよう戦略的に取り組んでいく必要がある。

#### ①国土基盤整備の安定的・持続的な推進

##### （厳しい財政状況を踏まえた「選択と集中」の徹底の下での社会資本整備）

これからの社会資本整備は、道路ネットワークのミッシングリンクの解消、交通結節点の機能強化等必要な整備を行うとともに、既存ストックの有効活用を図りながら、加速するインフラ老朽化、激甚化する気象災害・切迫する巨大地震、人口減少に伴う地方の疲弊、激化する国際競争等に対応するよう、選択と集中を徹底しつつ計画的に推進することが重要である。

具体的には、我が国が安全で安心な国であり続けるために、「安全安心インフラ」の整備の推進を図り、災害リスクを低減し、国民の命と財産を守るとともに、平時の成長へつなげる。

また、生活の質の維持・向上により豊かさを実感できる国とするため、「生活インフラ」の機能改善を推進し、人口減少・高齢化等に伴う地域ニーズの変化に応じた生活サービスの持続的・効率的な提供を支える地域構造への転換を図る。

さらに、経済成長を続け、活力を維持・拡大するとともに国際社会の中で存在感を発揮する国とするため、「成長インフラ」の整備の推進を図り、産業の生産性の向上による競争力の強化、地域経済の活性化を図り、イノベーションの創出による経済成長の実現につなげる。

その際、メンテナンスを含めた社会資本整備の適切かつ着実な実施、担い手の計画的かつ安定的な確保・育成、民間投資の誘発のためには、安定的・持続的な公共投資の見通

しが不可欠である。

### (エネルギーインフラの充実)

国内資源の限られた我が国において社会的・経済的な活動を安定的に営むことができる環境を実現するためには、エネルギーの需要と供給が安定的にバランスした状態を継続的に確保できるエネルギー需給構造を確立しなければならない。平時においては、エネルギー供給量の変動や価格変動に柔軟に対応できるよう、安定性と効率性を確保するとともに、危機時には、特定のエネルギー源の供給に支障が発生しても、その他のエネルギー源を円滑かつ適切にバックアップとして利用できるようにする必要がある。このような“多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造”の実現を目指し、小売全面自由化を柱とする電力システム改革、ガスシステム改革の着実な推進を踏まえつつ、必要なインフラ整備を行う。

さらに、エネルギー制約・環境問題への対応のため、再生可能エネルギー、水素エネルギー等新たなエネルギーの開発・活用を進め、必要なインフラ整備を行う。特に水素エネルギーは、将来、二次エネルギーの中心的な役割を担うことが期待されることから、その製造、貯蔵・輸送について技術開発や低コスト化を推進するとともに、戦略的に制度やインフラ整備を進めていく。

### (情報通信インフラの整備)

情報通信インフラは、国民生活の利便性や経済活動の効率性・信頼性を支えるICTの利活用を促進するとともに、新たな価値や多様なサービスを生み出すイノベーションの創出に不可欠な基盤の一つである。そして、全国に高度な情報通信インフラを整備することにより、テレワーク等を通じて勤務地、居住地の選択肢が広がり、国土構造を大きく変える可能性がある。また、平時だけでなく、大規模災害等の緊急時には緊急通報や安否確認等のための通信手段を提供するなど、国民の生命・身体安全確保や国家機能の維持等に必要不可欠な基盤として機能する重要な役割も担っている。

安全・安心な社会環境を構築するとともに、国民生活の向上や国際競争力の強化、観光立国を実現するため、これらに資する世界最高レベルの情報通信インフラの整備が必要である。

## ②国土基盤の戦略的メンテナンスの推進

今後、約800兆円に及ぶインフラストック<sup>12</sup>が高齢化を迎え、例えば全国の橋梁（2 m

---

<sup>12</sup> 内閣府政策統括官（経済社会システム担当）「日本の社会資本2012」（2012年11月）、17部門（道

以上)のうち、建設後50年を超えた橋梁の割合は、2013年現在18%のところ、2023年には43%、2033年には67%へと増加する。これへの的確な対応として、これまで以上に戦略的メンテナンスを進めることが重要である。

まず、国民の安全・安心を確保するためには、定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握した上で、必要な対策を実施し、得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用するという「メンテナンスサイクル」を構築し、継続的に発展させていく必要がある。

また、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減しつつ、予算を平準化するためには、インフラの長寿命化を図り、大規模な修繕や更新をできるだけ回避することが重要である。このため、施設特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」の導入を推進する。

他方、国土を取り巻く状況の変化の中で、インフラに求められる役割や機能も変化していくものと考えられる。このため、戦略的メンテナンスの検討に当たっては、他の関連する事業も考慮した上で、その施設の必要性、対策の内容や時期等を再検討し、必要性が認められる施設については、更新等の機会をとらえて経済社会情勢の変化に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化を図る一方、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を進めるなど、戦略的な取組を推進する。

また、多くのインフラを管理する一方、技術力、人員等で多くの課題を抱える市町村に対し、マスマリットの追求、民間の創意工夫やノウハウの活用、民間技術者等の活用を図る必要がある。

さらに、社会資本のメンテナンスに向けた理念や情報を共有するとともに、ベストプラクティスの普及を図る取組を推進する必要がある。

### ③国土基盤を賢く使う

三大都市圏環状道路や整備新幹線等の基幹的な交通基盤の整備が大きく進展することを見据え、必要な国土基盤の整備に加え、今後は、既存のネットワークの機能を最大限に活用すること等を通じて経済・社会システムのイノベーションを創出するため、国土基盤を賢く使う取組を推進する。

「コンパクト+ネットワーク」によってダイナミックな対流を生み出すためには、ヒト、モノ、情報がよどみなく流れていけるようにしていかなければならず、それを支え

---

路、港湾、航空、鉄道・運輸機構等、地下鉄等、公共賃貸住宅、下水道、廃棄物処理、水道、都市公園、文教、治水、治山、海岸、農業、林業、漁業、郵便、国有林、工業用水道)の粗資本ストックの推計結果。

る国土基盤も、対流を促進するものとならなければならない。

このような対流の促進だけでなく、巨大災害等様々なリスクに機動的に対応するためにも、また、我が国の国際競争力を維持していくためにも、これからの国土基盤は、運用の工夫等により機能を最大限に発揮させるとともに、先進技術やシステムを付加（多機能化）し、多面的に活用することが必要である。

#### ④国土基盤を支える担い手の確保とインフラビジネスの拡大

国土基盤は現場の担い手・技能人材によって支えられるものであることから、中長期的視点に立った総合的な人材の確保・育成を推進する。また、技術者・技能労働者が尊敬され、誇りを持てるよう、処遇等が確保される環境整備を通じて、若者が安心して一生を託せ、女性がより一層活躍できる環境を実現する。

今後、本格的なメンテナンスの時代を迎えることから、世界最先端の技術に支えられた安全で強靱な国土基盤を維持・確保するシステムをインフラビジネスの柱の一つとして位置付け、メンテナンス産業として発展させることが重要である。

研究開発の推進によるイノベーションの創出や市場の整備、輸出促進による国際展開等の取組を通じ、メンテナンス産業において世界のフロントランナーとしての地位を築き、我が国のインフラビジネスの競争力強化を実現する。

また、国土基盤の維持・整備・活用に当たっては、民間の資金、技術、ノウハウを最大限に活用することとし、PPP／PFIを推進する。その際、民間事業者が創意工夫を発揮できるコンセッション方式の対象拡大等多様な手法を用いて、2013年から2022年までの10年間で政府全体の取組として12兆円規模に事業規模を拡大する。

### 第3節 国土づくりを支える参画と連携

#### (1) 地域を支える担い手の育成等

人口減少が進む中で、個性ある地域づくりを進めていくためには、国が示した処方箋を地域が受け身で実施するのではなく、地域がそれぞれの特性を踏まえて自ら考え、地域づくりに取り組んでいく必要があり、各地域において地域を支える担い手をいかにして育成、確保するかが重要な課題である。特に、少子化と高齢化、人口の転出超過が続く、生産年齢人口が減少している地域では、地域を支える担い手を戦略的に育成することが必要となってくる。

#### (地域を支える担い手の育成等)

地域を支える担い手の育成においては、それぞれの地域の実情がよくわかっているその地域にある大学、専門学校、専門高校等の教育機関が果たす役割が大きい。時代の変

化や地域社会のニーズを踏まえ、地域の教育機関も個性を磨き、地域での就職に結びつくような実践的教育や、地域の個性を活かす教育、専門技術を磨く教育等により、地域に貢献する人材を育成することが期待される。そのような教育を行うことができる教育者の確保も重要である。

地域外の大学等を卒業するなど地域外で勉強や経験を積んだ若者が地域に戻って活躍するなど、地域間でのヒトの「対流」による担い手の育成も重要である。また、地域住民が主体となり、社会教育施設等における学習活動等を通じて、地域課題の解決やコミュニティの再生を実現する取組を推進する。

優秀な人材を確保し続けるためには、このようにして育成された人材について、地域づくりに取り組んだ経歴が評価され、将来に向けたキャリアパスが形成されるような仕組みづくりを進めていく必要がある。

さらに、経営、管理、ICT等の分野で仕事を通じて培ったスキルや知識、経験を活かして、社会的・公共的な目的のために活動する専門家、いわゆるプロボノ人材が活動しやすい環境の整備も重要である。

#### （「若者希望社会」の形成）

地域社会が持続可能であるためには、若い世代が希望を持って地域で働き、生活することができる地域づくりを行っていく必要がある。このため、地域における教育、雇用、生活等の面での環境整備を進めるとともに、高齢者の智慧と経験を受け継ぐなど、世代間の交流の中で若い世代が主体となって、自らの希望を実現するための地域づくりに取り組むことを支援することが重要である。

また、現場で働く若者が希望を持てるように、就労環境の整備、安心してキャリアアップできる道筋の明確化、技術者や技能者の処遇の改善等を進めるとともに、職人が尊敬される社会の構築等も必要である。

#### （「女性活躍社会」の実現）

性別にかかわらず持てる能力を十分に発揮できる社会を築く観点から、女性が活躍できる社会を実現することが必要である。我が国では欧米に比べ、出産等を機会に離職する女性の割合が高いこともあって、子どもを持つ女性の就業率が低い。出産後もキャリアアップを目指す女性がその希望を実現できるよう、女性が働きやすく、働きながら安心して子どもを産み育てられる「女性活躍社会」の実現を目指す。

このため、国土形成の観点から、住居、職場、保育施設等が近接するまちづくり、地域で子育てを支援するまちづくり等を進めるとともに、テレワークの推進等による就業環境の整備を図る。



これに加え、女性の起業を促進することが重要であり、女性自らが仕事と子育てを両立する働き方を実践することで、それが若い世代の希望につながることも期待できる。

### （「高齢者参画社会」の推進）

高齢化の進行自体は問題ではなく、「健康・長寿」の社会を目指す必要がある。70代前半までの要介護認定率は6%に過ぎず、70代以降も元気な限り働きたいという意欲を持つ高齢者は数多く存在する。このような高齢者の希望を実現し、社会に貢献する「生涯現役」の「高齢者参画社会」の実現を目指す。

このため、健康増進に資するまちづくりを行うとともに、高齢者の有する経験、専門知識等が発揮できる就業の場をマッチングするための仕組みを確立することが重要である。例えば、高齢者の持つ豊かな経験やコミュニケーション能力を活かした総合力が必要な業務への就業や、若者の活動を支援することによる技術力の伝承等が考えられる。特に、大都市周辺部に居住する退職者が今後増加すると見込まれることから、このような退職者の持つ経験、知識等を地方の地域づくりに活用することが重要であり、そのための参画の場づくりを進める。

また、地方に居住する高齢者についても、産業面や食文化等における熟練した技術等が地域の個性を形成するなど、地域づくりに貢献することが考えられ、高齢者の参画が重要である。

### （「障害者共生社会」の実現）

地域社会において、住民がその障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができ、また障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、能力を最大限発揮し得る「障害者共生社会」の実現を目指す。

このため、障害者が身近な地域で相談支援を受けることのできる体制の構築を進めるとともに、障害者の雇用の促進及び就労支援の充実を図る。さらに、障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するなど、障害者に配慮したまちづくりを推進する。

## （2）共助社会づくり

共助社会とは、地域の課題に対応し地域の活性化を図っていくために、共助の精神によって、住民が主体的に支え合う活動を行っている活力ある社会である。2008年7月策定の国土形成計画において提唱した「新たな公」は、多様な主体が、従来の公の領域に加え、公共的価値を含む私の領域や、公と私の中間的な領域にその活動を広げ、地域住民の生活を支え、地域活動を維持する機能を果たしていくという考え方であり、その後、

その取組が拡大し、その担い手も多様化してきている。共助社会づくりでは、自助、自立を第一としつつも、自助、共助、公助のバランスが取れている必要があるが、人口減少が進み、また公助については財政的制約がある中で、共助に期待される分野が拡大してきており、共助社会づくりを進めていく必要がある。その際、ボランティア活動だけではなく、事業化が可能なものは収益性のある事業・活動（ソーシャルビジネス）として地域の課題の解決を図るという視点が重要である。

### （共助社会づくりにおける多様な主体の形成）

共助社会づくりにおいては、担い手となる多様な主体の育成と環境整備が重要である。このため、事業活動の主体として医療・介護・福祉、給食、見守り、子育て等の多様な日常生活支援サービス産業の育成や、地域の課題を発見して解決するソーシャルビジネスの起業の推進等を進めるとともに、担い手による自由な活動が確保できる環境を整備する。

共助社会づくりを行う主体の活動の継続性を実現するためには、人材の育成・確保、資金調達の仕組みづくり等が必要となる。活動を担う人材については、企業OBを始めとする都市住民の豊かな知識・経験の活用も進める必要がある。このため、マッチングの仕組みを構築することや、二地域生活・就労を推進し、ライフスタイルやライフステージに応じて、生活や就労の場を都市と地方で行き来することができる社会を実現すること等の取組が期待される。また、資金提供の仕組みについては、クラウドファンディング等、不特定多数の者からの資金調達手法の仕組みづくりや寄付文化の醸成等を進める。

さらに、共助社会づくりを行う主体を支援する、中間支援組織としてのプラットフォームの構築を進めるとともに、多様な主体と地域の企業等が人材交流を進めるなど、地域と企業等の協働による共助社会づくりの推進を図る。

また、様々な地域の課題に多様なソーシャルビジネスの事業活動を通じて取り組む地域自立的な組織等への支援を推進する。

### （ヒトの「対流」を活用した共助社会づくり）

共助社会づくりを考えるに当たっては、現在その地域に居住する住民だけでなく、例えばお盆と年末年始には帰省する、また週末には親の介護のために実家に戻るなど、地域外に居住する家族と地域の対流の視点、すなわち地域外の力を活用することが重要である。また、近年の若者、女性等の「田園回帰」の傾向を地域づくりに活かすため、「田舎暮らし」を受け入れる開かれた地域社会を構築することが必要である。

### (コミュニティの再生、新たなコミュニティづくり)

コミュニティは住民による地域づくりの基礎となる単位であり、地域の文化、伝統を継承し、地域の個性や住民の地域に対する愛着を醸成するものである。このため、都市化、近代化等の過程で弱体化した地域のコミュニティを再生していく。また、住民の頻繁な流出入がある地域、移住、二地域居住、二地域生活・就労等ヒトの対流が進んだ地域等では新たなコミュニティづくり（コミュニティの創生）を進める。これにより、世代間、地域間の「対流」が促進され、地域の絆が復活する。子育てや介護を地域で支えることが可能となり、少子化対策、高齢化対策としても有効である。また、高齢者から子どもに生きるための知恵が継承され地域社会の教育力の向上にも資する。

なお、人口減少社会におけるコミュニティのあり方として、コミュニティが担っていた一部の機能について、共助社会づくりにおける多様な主体を活用して維持、向上することも有効である。

### (出産・子育ての環境整備)

性別にかかわらず仕事と子育てを両立できるよう、働き方やキャリア形成の変革等の環境の整備を図る。多様なライフスタイル、家族構成に対応した子育て環境を整備することが重要であり、この際、子どもの視点からの対応も必要である。また、三世帯同居・近居の推進や、職住近接、テレワークの推進等を進める。

## 第4節 横断的な視点

### (1) 時間軸の設定

前節までに、第2章の国土の基本構想、すなわち「対流促進型国土の形成」、国土構造、地域構造としての「コンパクト+ネットワーク」等を実現するための具体的方向性を明らかにした。しかしながら、この国土の基本構想を実現するには様々な分野の施策を総合的に実施する必要があり、しかもそれは一朝一夕に実現するものではなく、中長期の時間を要するものである。

したがって、国土の基本構想を効率的かつ効果的に実現する観点から、施策の優先度とその時間軸を明確にし、計画的に推進する必要がある。そして国土づくり、地域づくりは、国、地方公共団体、民間事業者、大学・研究機関、NPO、住民等多様な主体がかかわることから、実施に当たっての優先度や時間軸等を公表するなどにより、共有することが重要である。

時間軸の設定に当たっては、まず、第1章で掲げた、今後我が国が立ち向かわなければならない課題等の緊急性を考慮する必要がある。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会や2030年には団塊の世代が80歳代になるなど既に明らかにな

っていることがらや、さらにはICT等の技術革新の進捗に関する見通し等を踏まえる必要がある。その上で、施策間の整合性や進めるべき順序を考慮しながら、優先すべき施策を時間軸上に明らかにする必要がある。なお、その際、地域によって直面する課題や施策のあり方が異なることにも配慮が必要である。

## (2) ICT等の技術革新やイノベーションの導入

国土形成計画の推進に当たっては、ICTの進化等の技術革新やイノベーションを積極的に導入することが重要である。技術革新やイノベーションが国土の形成に与える影響は、以下に示すように将来にわたっても重大かつ広範に及ぶことが予想される。

第1に、技術革新やイノベーションは、我が国の経済成長の原動力となり、発展のためのフロンティアを開拓する役割を担う。例えば、医療関連（再生医療技術等）、エネルギー関連（再生可能エネルギー技術等）分野における最先端技術の実用化、ビッグデータ・オープンデータの活用等により、産業の生産性が向上するとともに、成長産業・市場の創出が実現する。さらに、将来的には、メタンハイドレートの開発等を通じて、エネルギーの自給率を改善させる可能性もある。また、こうした動きを通じて、我が国の産業構造あるいは経済システム全体もまた変容していくと考えられる。

第2に、技術革新は、経済活動のみならず市民生活をも変容させ、社会のあり方自体を変化させる。例えば、ロボット技術の開発による介護の現場等への普及や事故災害現場での活用、ICTの発達によるテレワーク・遠隔教育・遠隔医療等の実現等により、国民生活の質が向上するとともにライフスタイルにも影響を及ぼすことが考えられる。

第3に、技術革新の進展は、人々が必要とする生活基盤を変化させ、まちの姿を変貌させる。例えば、エネルギー利用のスマート化や水素社会の実現は、環境保全に資するとともに、エネルギーシステムや交通体系等都市のあり方を大きく進化させる。また、自動車の自動運転等ITS（高度道路交通システム）技術の普及は、交通事故・渋滞の緩和のみならず、物流システムに変革をもたらし、国全体の交通体系を大きく発展させることが考えられる。

しかし、今日では、海外諸国においてもイノベーションの推進を既に国家戦略として展開しており、激しいグローバル競争の中にあると言える。このため、「世界で最もイノベーションに適した国」づくりを実現すべく、国土政策としても、科学技術イノベーションが起きやすい環境整備が求められている。また、イノベーションの成果による恩恵が広く国民に享受され、社会的に受容される環境を醸成することも、併せて必要である。

## (3) 民間活力の活用

これからの国土づくり、地域づくりは、これまでも見てきたように、国や地方公共団

体のみならず、民間事業者、大学・研究機関、NPO、住民等多様な主体の参画の下に行われるべきものである。

とりわけ、民間の資金、技術、ノウハウを活用して行われるPPP/PFI等は、施策の効率的かつ効果的推進に資するとともに、民間のビジネス機会の拡大にもつながるものである。このため、国土形成計画の推進に当たっては、PPP/PFI等による民間活力の活用に努めるものとする。その際、民間による創意工夫が最大限発揮されるよう配慮する必要がある。

## 第2部 分野別施策の基本的方向

第1部においては、国土の基本構想として対流促進型国土の形成を示した。その実現のためには、各分野の施策が相互の連携をもって効果的に実施される必要がある。第2部においては、この計画の推進のために必要な基本的な施策を政策分野別に示すこととする。

まず、対流促進型国土の形成を目指し、人口減少社会においても豊かで活力のある国土の形成を図る観点から、第1章から第4章までに基本的な施策を示す。

第1章では、豊かで活力ある国土を実現するための地域構造について、対流促進型国土の形成に向けた、対流を促進するための施策及びコンパクト＋ネットワークの構築のための施策を示す。

第2章では、豊かさと活力の源泉である産業について、対流を通じたイノベーションの創出等その振興のための施策を示す。

第3章では、対流の発生、維持及び拡大に必要な要素である地域の個性のうち、その最も基礎となる文化についての施策を示すとともに、文化を始めとする地域の個性を活用した対流の一形態である観光に関する施策を示す。

第4章では、対流促進型国土の形成に不可欠な、対流を支えるネットワークについて、交通体系、情報通信体系及びエネルギーインフラの整備のための施策を示す。

次に、安全・安心で美しい国土の再構築を図る観点から、第5章から第8章までに基本的な施策を示す。

第5章では、国土基盤の老朽化等に適切に対応するとともにその効果を最大限に活用するための施策を示す。

第6章では、災害から生命や財産を守り、安全・安心な国土を実現するための施策を示す。

第7章では、人口減少社会においても海域を含む国土を適切に管理し、国土の持つ多面的機能を維持、向上するための施策を示す。

第8章では、生物多様性の確保、地球温暖化への対応等環境に関する諸課題に適切に対応するとともに、美しい景観を保全、創出及び活用するための施策を示す。

最後に、横断的な観点から、第9章では、第1章から第8章までの施策を支える担い手の確保、多様な主体が活躍できる環境整備等共助社会づくりに関する施策を示す。

## 第1章 地域の整備に関する基本的な施策

本格的な人口減少社会においても、地域の個性を活かした対流を通じて、豊かさを実感でき住み続けることができる地域づくりを進めることが重要である。このため、対流の促進及びコンパクト＋ネットワークの構築を進めるとともに、農山漁村及び大都市圏等において、それぞれの特性を踏まえた地域の整備を進める。

また、子育て世代、高齢者等の多様な世代が安心して豊かに暮らせる地域づくりを進めるため、医療・福祉政策とも連携したまちづくりや住宅整備を進める。

地理的、自然的及び社会的条件により、人口減少、高齢化等地域を取り巻く状況が特に厳しい地域においては、地域の実情に応じた取組を推進する。

以上を踏まえ、地域の整備に関する施策を、次の基本方向に沿って進める。

- ①対流の促進とコンパクト＋ネットワークの構築
- ②美しく暮らしやすい農山漁村の形成
- ③我が国をけん引する個性際立つ大都市圏等の整備
- ④少子化や高齢化に対応した地域づくり
- ⑤住生活の質の向上及び暮らしの安全・安心の確保
- ⑥地理的、自然的、社会的条件の厳しい地域への対応

### 第1節 対流の促進とコンパクト＋ネットワークの構築

#### (1) 対流の促進

対流は、地域の多様な個性を背景とした、地域間のヒト、モノ、カネ、情報の流れであり、地域の活力やイノベーションを創出するものである。とりわけ、情報の流れは、ヒト、モノ等の流れに大きな影響を及ぼし、具体的な対流を促進させるものであることから、きわめて重要である。

集落地域、地方都市圏、地方広域ブロック、大都市圏等の国内の各地域や地域間における対流から、国内と海外との対流に至るまで、様々なレベルにおける対流を促進し、活力ある国土を形成することを目指す。また、そのための国土構造、地域構造として、「コンパクト＋ネットワーク」の形成を進める。

人口減少が進む中で、対流を引き起こすためには、地域自らが個性を磨き、人を引き付ける魅力を高めていかなければならない。このため、地域の人材や資源を最大限に活用するとともに、専門的能力を持った外部の人材に加え、地域おこし協力隊等の制度も活用しながら、地域の魅力を再発見し、磨き上げて、その情報を発信する。大学・研究機関等、民間企業、自営業者、NPO、金融機関等は、地域における対流の主体として主体的、戦略的に連携を行う。また、地域の個性を活かしたイノベーションを育む対流拠点の形成を図る。国は、このような対流を促進するための施策を検討し、推進する。

## (2) 集落地域における小さな拠点の形成

中山間地域等において、住民の日常生活に必要な買物、医療等の生活サービスのいくつかの維持が困難となると見込まれる人口規模の小さな集落地域では、必要なサービス機能を歩いて動ける範囲に集め、周辺の集落とのネットワークを確保した小さな拠点の形成を進めることが有効である。この小さな拠点づくりは、人口減少が進む地域においても人々の生活を支え、愛着のある地域に住み続けられることを目指す取組である。小さな拠点は、生活サービスを維持する守りの機能だけでなく、道の駅や農産物の加工施設を活用して地域外から所得を獲得することや、地域内外の住民の交流拠点の役割を果たすなど、攻めの機能も有する。さらに、小さな拠点において雇用を生み出し、U I J ターン者の受け皿となることも期待される。

このような取組を進めるに当たっては、地域の将来人口の見通しに加え、地域の生活サービスの現状や住民のニーズを把握した上で、どのような生活サービス機能を地域内のどのエリアに確保するのか、またどのようにして持続的にサービスを提供していくのかなど、いわば地域全体の将来像について、地域住民の間で時間をかけて合意形成を図るプロセスが不可欠である。地域の実情、人口規模等に応じて、多様性に富んだ小さな拠点が形成されるよう、国は、小さな拠点づくりの考え方の普及に努めるとともに、集落地域における地域公共交通の維持のため、地域公共交通網形成計画の策定等を通じて、交通事業者、NPO等関係者の連携により、コミュニティバス、デマンド交通等住民のニーズに応じた移動手段の維持及び確保を図る。

また、モデル事業の実施、制度面も含めた対応の検討等を通じて、既存公共施設を活用して行う施設の確保、集約、宅配等の物流システムの維持、改善を図るための取組等を進める。

## (3) コンパクトシティの形成

経済成長や人口増加により市街地が拡散してきた地方都市では、既に多くの都市で人口が減少に転じ、今後は減少が加速することが見込まれる。これに伴い、市街地、郊外部ともに人口密度の低下が進行し、医療・介護・福祉、商業等の生活サービスを提供する都市機能の存続が危ぶまれる状況となっている。

都市機能を存続させるためには、その集約によってサービスの持続的な提供に必要な圏域人口を確保することが必要である。また、高密度に集約することによって新たな地域の魅力を創出するため、都市機能の集約等を進める都市のコンパクト化と、公共交通網の再構築を始めとするネットワークの構築による「コンパクトシティ」の形成を目指す。コンパクトシティは、いわば「まちの顔」である中心市街地の活性化等都市の活力の



維持増進、高齢者等の生活利便性の確保及びCO<sub>2</sub>の排出量の削減の観点からも有効である。コンパクトシティを形成していく過程では、様々なアイデアやノウハウを活用して都市機能の高度化や対流拠点の形成にも取り組み、高度なサービスが提供され、イノベーションが創出されるまちづくりを推進する。

コンパクトシティの形成を図るため、立地適正化計画制度の利用を促進し、都市の中心拠点や生活拠点において、公共施設の再編、空き建築物等既存ストックの有効活用、市街地の再開発等を進めつつ、各種都市機能を誘導し、集約する。あわせて、居住については、拠点となるエリアや公共交通の沿線への誘導を図る。立地適正化計画については、2020年までに作成する市町村数を150市町村とすることを目指す。

また、都市内交通については、地方公共団体、公共交通事業者等の関係者が一体となり、地域公共交通網形成計画制度を活用し、LRT（低床等の次世代型路面電車）及びBRT（専用道路等を活用した高速輸送バスシステム）の整備、運行、バス路線網の再編等ハード・ソフト両面からなる総合的な交通政策を戦略的に推進する。地域公共交通網形成計画については、2020年までに策定総数を100件とすることを目指す。

コンパクトシティの形成に当たっては、公共施設の統廃合、再配置等を効果的に推進するとともに、「まちづくり」や「地域経営」の視点から、地域の価値を高めるために、官民の不動産を有効に活用する取組が重要である。このため、我が国の不動産全体の約4分の1を占める公的不動産を官民連携によって活用する事業（PRE<sup>13</sup>／FM<sup>14</sup>）、老朽化した建築物をリノベーションによって再生する事業等を推進し、自立的かつ持続的な事業活動による地域の活性化と利益の地域内循環を目指す。その際、公的不動産の活用における手法の一つとして、不動産証券化の活用を促進する。

こうした取組とあわせて、土地利用の整序及び集約化を図りながら都市機能の効率を高めるため、郊外における都市開発を抑制し、市街地における未利用地の有効利用を図るなど、市街地の無秩序な縮退を防ぐとともに、自然・田園環境再生についても取り組む。

#### （４）連携中枢都市圏等による活力ある経済・生活圏の形成

コンパクトシティの形成に加え、さらに高次の都市機能を確保する観点から、複数の市町村がネットワークの強化等により連携することによって、より広域的な経済・生活圏を形成することが重要である。

とりわけ、拠点性の高い大都市から離れた地域において生活圏域の中心を担っている

<sup>13</sup> 国、地方自治体等が保有する公共施設を始めとした公的不動産のこと。

<sup>14</sup> 業務用不動産（土地、建物、構築物、設備等）のすべてを経営にとって最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有、運営、維持するための総合的な管理手法のこと。

地方都市では、人口減少や高齢化が著しく進展すると、医療・介護・福祉、商業等の生活サービスを提供する都市機能を単独で維持することが困難となることが懸念される。周辺の農山漁村を含めた生活圏域の生活を維持するためにも、これらの地方都市を中心とした地域における連携の取組は重要である。

このため、コンパクトシティの形成により都市機能の集約化等を進めるとともに、コンパクトシティが相互に連携する形で、地方の中心都市と周辺都市、地方都市圏と大都市圏等の広域的、重層的な都市間の対流によってイノベーションを促進し、経済・生活圏の活力の維持、増進を図る。

広域的な経済・生活圏の形成に当たっては、地域の実情を踏まえつつ、通勤・通学圏、医療圏、商圈等の様々な圏域等について十分に検討することが必要であり、その範囲については、鉄道、バス等の公共交通、高速道路等の道路ネットワーク等の状況や、地域の実態に即したものとなるよう配慮する。

具体的には、地域がその実態に応じ、「連携中枢都市圏<sup>15</sup>」や「定住自立圏<sup>16</sup>」の形成、地域交通網の再編、都市計画制度の活用等により、暮らしやすく活力のある経済・生活圏の形成を図る。定住自立圏については、2020年までに圏域数を140圏域とすることを目指す。

また、拠点化を含めた機能分担による医療連携体制の構築、図書館等の社会教育施設の相互利用等、圏域を構成する市町村間での適切な役割分担と相互補完を促進する。あわせて、集約化、高度化した医療、公共サービス等の都市機能の広域的共有に必要な道路の整備及び公共交通の充実、改善を重点的に進めるとともに、遠隔医療の導入等ICTの活用による代替可能性を確保するための情報通信基盤の整備を進める。

地域間・都市間連携の取組は、単に地方公共団体間の連携ではなく、産業、医療・介護・福祉、教育、金融、文化、地域づくり等にかかわる幅広い関係者の参画を得て、行政単位を越えた広域的な経済・生活圏の政策立案の枠組みの下に推進する。

## (5) スーパー・メガリージョンの形成

東京、名古屋及び大阪を結ぶリニア中央新幹線の開業により、世界最大の人口を有するスーパー・メガリージョンが形成されることを見据えて、世界からヒト、モノ、カネ、

---

<sup>15</sup> 連携中枢都市圏は、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」、「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するもの。

<sup>16</sup> 定住自立圏は、生活に必要な都市機能について既に一定の集積がある中心市が近隣市町村と協定を締結することで形成する圏域のことで、中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより圏域全体として必要な生活機能を確保し、地方における定住の受け皿となることを目的とする。

情報を引き付け、世界を先導する巨大経済圏の形成を推進することが重要である。

具体的には、三大都市圏の経済、産業、文化等が一体となり新たなイノベーションを持続的に創出するため、それぞれの地域の産業、都市機能等を活かし、独自の魅力を発揮する地域づくりを実施し、連携する。また、大学、研究機関等及び民間企業による国際研究ネットワーク強化等の知的対流環境の整備を推進する。さらに、国際的なヒト、モノ、カネ、情報の移動の円滑化を図るため、空港、港湾等の機能強化、利便性向上を図るとともに、情報通信ネットワークの更なる整備を進める。

また、リニア中央新幹線の高速特性による効果を沿線地域以外にも波及させるため、リニア中央新幹線と鉄道及び道路との結節機能の強化を図る。

さらに、リニア中央新幹線の整備は、大都市圏と地方圏のアクセスの利便性を飛躍的に向上させることから、「二地域居住」、「二地域生活・就労」等の新たなライフスタイルを促進する。

スーパー・メガリージョンの形成に向けては、効果を最大化し、それを全国に波及させることを目的に、スーパー・メガリージョン構想の検討を行い、それに基づく施策を推進する。

#### (6) 都市と農山漁村の共生・対流

豊かな地域資源を活用して、農林水産業を軸に観光、教育、福祉等の多様な分野と連携して取り組むことにより、交流人口の増加を図るとともに、田園回帰等の動きも踏まえ、都市と農山漁村の相互貢献による共生を目指す。

具体的には、農業体験等を含むグリーンツーリズムやブルーツーリズムと広域観光周遊ルート等の組合せ等の取組を推進する。また、農作業等による心身の健康増進の効果等に着目した高齢者の健康や生きがいの向上、障害者等の自立を支援するための福祉農園の拡大、定着等に向けた取組を推進する。

#### (7) 地方移住、二地域居住等の促進による東京一極集中の是正

第1部で述べたように、地方から東京圏への転出者がそのまま東京圏に留まる「東京一極滞留」を解消し、ヒトの流れを変え、東京一極集中の是正を図る必要がある。近年、都市住民の地方移住への関心が高まっており、潜在的な地方への移住希望者も相当数存在すると考えられる。このため、地方移住に必要となる一元的な情報提供システム、ワンストップ窓口等の活用により、住まいや医療・介護を含む生活面の情報、農林水産業を含めた求人情報、農業就業体験等に関する情報等地方への移住のための情報提供や相談支援の充実を推進する。また、移住希望者が試行的に居住できる仕組みづくり、空き家、廃校等を活用した就農研修施設等の整備、就農と住居をパッケージ化した総合的支

援プランの策定等の取組を推進する。さらに、今後、大都市での高齢者の急増が見込まれる中、地方での暮らしを希望するシニア世代の意向を実現するための「元気なうちの地方居住」を促進する。

また、地方への移住に加えて、「二地域居住」、「二地域生活・就労」等の新たなライフスタイルは、地方の創生にも資するものであることから、これを支援するための体制を充実させるとともに、国民的な運動を展開し、積極的に促進する。

特に、若い世代から複数の地域にかかわりを持つことは、それぞれの地域への愛着を深め、将来のヒトの対流の促進に向けても有効であると考えられるため、山村留学、島留学、農山漁村体験等を推進する。

さらに、大学進学時等に地方から流出した若者に対して、地元での就職情報の提供を強化すること等により、Uターン・Jターンを促進する。

#### (8) グローバルな対流を促進する多様なネットワークの形成

地球規模の大対流時代において、地域が、国内にとどまらず、東アジアを始めとした世界に開かれた存在となり自立的に発展していくためには、固有の自然、生活様式、地域文化、地場産業、地場産品等の個性を磨くとともに、創造的で多様・多層なヒト、モノ、カネ、情報の対流を促進するためのネットワークの構築が重要である。

このため、新幹線ネットワークの整備等による都市間移動の高速かつ広域化、首都圏空港の発着枠増加、それに伴う国際線の新規就航促進等による国際航空ネットワークの拡充、国際コンテナ戦略港湾への集貨促進策等による北米、欧州とを結ぶ基幹航路の維持、拡大等の取組を通じて、国内の地域間や、東アジアを始めとした世界との多様なネットワークを構築する。

我が国が、アジア・ユーラシアダイナミズムを取り入れ、新たな価値を創造し続けながら国際社会の中で存在感を発揮する国となることを目指して、これまでに蓄積された我が国の国土政策、地域政策の経験と教訓を、人口増と都市化の時代を迎えつつある国々に活かすべく、関連する国連会議等と連携して持続的開発に向けた国際社会の取組に積極的に参画し発信する。

### 第2節 美しく暮らしやすい農山漁村の形成

農山漁村は、地域住民が美しく豊かな自然環境の中で農林水産業等を営み、地域コミュニティを形成、維持してきた地域であり、農林水産業の持続的発展の基盤として国民に食料を安定供給する場であるだけでなく、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、美しい景観、伝統文化の伝承等の多面的機能を発揮してきた場である。このため、近年、若者を中心に生まれつつある「田園回帰」の流れもとらえつつ、多様な地域資源の積極

的な活用による雇用と所得の創出、快適な暮らしと美しい農山漁村の実現等の取組を進める。これらの取組に加え、農山漁村と周辺の中小都市での対流を深めることにより、都市的サービスとゆとりある居住環境、豊かな自然を併せて享受できる圏域として「多自然居住地域」を形成する。

## (1) 多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出

### (地域の農林水産物、バイオマス等の地域資源を活かした新たな価値の創出)

農林水産物の地産地消の取組のほか、地域の農林漁業者による農林水産物の加工、直売等による高付加価値化、観光農園、農林漁家民宿等の農林水産業を起点とした6次産業化の取組及び屋敷林（散居村）、棚田等の農山漁村特有の景観を活かした地域おこしの取組を推進する。また、地域に存在する、木質、家畜排せつ物、食品廃棄物等のバイオマス、水、土地等の資源を活用したバイオマス発電・熱利用、小水力発電、太陽光発電等の再生可能エネルギーを利用するなど、地域の農林水産業の健全な発展に資する取組を促進する。

### (農業関連産業の導入のための環境整備等)

食品製造業等農林水産関連産業の農山漁村への導入のため、農林漁業者が主体となった加工、販売等の取組に対する農林漁業成長産業化ファンドによる資金支援等の環境整備を進めるとともに、経済的な価値を域内で循環させる地域内経済循環の構築を図る。

また、漁村においては、地域の創意工夫の下で、水産流通機能の集約化、陸揚げ機能の高度化等の漁港の機能再編を進める。

## (2) 快適な暮らしと美しい農山漁村の実現

農山漁村では、都市と比べて生活環境の整備が立ち後れていることから、快適な生活環境を実現するため、生活の利便性向上や地域の対流に必要な生活道路、污水处理施設、情報通信基盤等の整備を推進する。

農山漁村の美しさは、都市にはない様々な自然や生き物、良好な景観、歴史と文化からもたらされており、豊かな地域資源、農林水産業の生産基盤、生活環境施設等が良好な状態に管理され、健全に機能することにより創出されるものである。これらの管理は、農林水産業の営みに加え、地域コミュニティによる共同作業として行われているが、過疎化、混住化等の進展にともなう集落機能の低下により適切な管理が困難となってきた。このため、農業者を中心に地域住民も取り組む、農業・農村の多面的機能の維持及び発揮を図るための水路、農道等の維持管理、景観形成等の地域活動を支援するなど、多様な主体が参画した環境保全活動を含む地域の資源管理の取組を支援するとともに、

これらの活動について幅広く国民の理解や支持を得るための普及啓発を図る。

### 第3節 我が国をけん引する個性際立つ大都市圏等の整備

既に一定程度の人口、産業、都市機能等が集積している大都市圏は、これらの集積を活かした都市機能の充実と創造的人材等の集積の好循環により、新たな価値を生み出すなど個性を際立たせていくことで、我が国をけん引する役割を担う。大都市圏に次ぐ規模の都市圏についても、地域の強みを活かし、域外から所得を獲得できる産業の育成を進めるなど個性を磨き、地方広域ブロックの拠点となる都市圏への発展を目指す。

これらの大都市圏等においては、コンパクト＋ネットワークの考え方の下、様々な都市機能を密度高く集積するとともに、交通、情報等のネットワークを充実し国内外と緊密に結びつくことで、ヒト、モノ、カネ、情報の対流を活発化させてさらに個性を磨き、それぞれの強みを活かした都市圏の形成を図る。

また、地球環境問題等の新たな課題や、広域防災等の共通課題について、具体的な行動計画に基づき総力を挙げて取り組むほか、時間リスクの軽減、関連公共施設の整備により民間の資金やノウハウを引き出し、地域の創意工夫に基づく取組を柔軟に支援することにより、都市の活力を増進する。

#### (1) 大都市のリノベーション

大都市圏の国際競争力の強化を図るためには、競争力のある産業の成長を促進するとともに、海外から企業や高度人材を呼び込むことが重要である。このため、優良な民間都市再生事業等により、知的対流拠点となり得るハイスペックなオフィスの整備、外国語対応環境の整備、医療・介護・福祉、教育、商業等の生活サービス機能の集積、良好な住宅の整備等ビジネス環境や生活環境の整備、公共交通網の充実等による都市内移動環境の高度化等を図るとともに、災害に対する脆弱性を解消し都市の防災機能の向上を図る「大都市のリノベーション」を引き続き推進する。その際、整備した地域の効率的な管理や、発達した公共交通機関の有効活用の視点が重要である。加えて、急速な高齢化を見据え、医療・介護・福祉施設の計画的整備と一体となった、地域包括ケアによる在宅介護体制の充実を図る。

また、大都市圏のベッドタウンとしての役割を果たしてきた郊外においては、人口減少や高齢化により、一部の住宅地において空き家や空き地、老朽化した住宅が増加しているため、都市のコンパクト化や自然・田園環境再生についての検討も含め、広域的な土地利用の再構築を推進する。さらに、細分化された土地を集約、整形し土地の有効高度利用を図る大街区化の推進、公共施設の再編及び大都市圏全体での緑の維持、増加を推進する。

なお、大都市圏の整備に当たっては、地域における創意工夫の下、既存の誘導や規制、PPP/PFI等による民間資金、税制・金融支援等の様々な手法や制度を最適に組み合わせ有効活用する視点が重要である。

## (2) 環境・防災都市の形成に向けた取組の推進

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」によると、世界の気温は2100年までの100年間で、特段の温暖化対策を講じない場合には最大で4.8℃上昇すると言われており。都市においては、経済・社会活動の増大と過密化による熱環境の悪化（ヒートアイランド現象）により、気温は更に上昇することが見込まれる。このため、特に大都市圏においては、エネルギー消費量の抑制、保水力の向上、風の通り道を確保する観点からの水と緑のネットワークの推進等によって環境負荷の少ない都市構造を形成することが必要である。

このため、複数の施設間でのエネルギーの融通、風、太陽光・熱等の自然エネルギー、廃熱・下水熱、下水汚泥等の未利用エネルギー等の地域の特色あるエネルギー資源の徹底活用、緑地や水面の確保、湧水、下水再生水等の活用、保水性の高い舗装材の活用等を進める。また、廃棄物の不法投棄の防止、ごみゼロ型都市への再構築、再生可能材料の利用促進、海面処分場の計画的確保、沿道等における良好な大気環境の確保、汚水処理対策等を通じた水質の保全等を進める。

また、人口や資産の集積により被災時に被害が大きくなる可能性が高まっている都市圏では、近年の集中豪雨等による甚大な被害の発生に加え、地下空間利用の増加による地下街等の浸水等、新たな形態の浸水被害も発生している。さらに、都市圏の拡大により、住宅等が土砂災害の危険性の高い区域まで広がっている。このため、高規格堤防の整備等による壊滅的な被害の防止、校庭等における雨水貯留浸透の推進、災害リスクを考慮した安全な国土利用への誘導等、まちづくりと一体となった都市防災対策を進める。

## 第4節 少子化や高齢化に対応した地域づくり

人口減少に歯止めをかけるためには、少子化対策を急がなければならない。このためには、若い世代の結婚や子育ての希望を実現するための環境を整備することが必要である。

また、高齢者の増加に伴い、大都市圏を中心に医療・介護・福祉の需要の急速な増加が見込まれる一方で、人口減少によって施設経営が成り立たず、また、医療従事者等が不足すること等により、十分なサービスの提供を受けられない地域が発生するおそれがある。こうした地域の解消に向け、国、地方公共団体及び医療機関等の事業者が主体となり、相互に連携を保ちながら一体的に取り組んでいく必要がある。

一方で、結婚や出産後も仕事を継続しキャリアを積むことを希望する女性や、退職後も健康であれば働きたいと希望する高齢者が増加している。少子化の進展に伴い生産年齢人口が減少する中で、女性、高齢者等が活躍できる社会を実現することにより、我が国経済を支える労働力の底上げを図ることが重要である。

## **(1) 子育て世代や高齢者が安全・安心に暮らせる環境の整備**

### **(出産、子育て環境の整備)**

若い世代の結婚や子育ての希望を実現するためには、子育て世代の夫婦がともに仕事と子育てを両立でき、安心して出産、子育てができる環境を整備することが重要である。

このため、柔軟な休暇制度の充実、テレワークの推進等によるワーク・ライフ・バランスを意識した働き方の改善、職住近接、クラウドソーシングの活用、子育て世帯に優しい住宅の普及、三世帯同居・近居、認定こども園・幼稚園・保育所、放課後児童クラブ等の整備等の取組を推進する。あわせて、安全な子育ての場となるほか、高齢者の健康づくりの場等にもなる多様な機能を有する都市公園の整備を推進する。また、公共交通機関と連携してベビーカーの利用に対する周囲の配慮を呼びかけるなど、子育て世代が安心して移動できる環境を整備する。

### **(多様な世代が安心して健康に暮らせる医療・福祉とまちづくりの推進)**

女性、高齢者、若者等多様な世代が安心して暮らせるよう、高齢化に伴う医療需要の増加に対応し、患者に応じた質の高い医療を効率的に提供する体制を確保するため、遠隔医療やICTの活用を推進するとともに、都道府県における地域ごとの将来の医療需要と必要病床数を含む「地域医療構想」の策定を支援する。その際、人口が大きく減少することが見込まれる地域においては、必要な医療へのアクセスを確保する取組を推進する。また、医療従事者を確保するため、チーム医療等による勤務環境の改善に取り組む。さらに、救急医療や周産期医療の確保、ドクターヘリの配備等についても地域の実情を踏まえて取組を推進する。

まちづくりにおいては、サービス付き高齢者向け住宅、子育て世帯向け住宅及び子育て、医療・介護・健康、コミュニティ等のサービス拠点施設の整備等により、多様な世代が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅・シティ」の展開を図る。

また、医療・介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を推進する。その際、公的不動産や空き家の活用を進める。これらの取組は、都市政策、住宅政策、交通政策と医療・福祉政策が連携して総合的に行う。

これらの取組の前提として、高齢者の社会参画、きめ細かな生活支援、生活習慣病予



防や食育の啓発等を通じて、高齢者が長く健康に暮らすことができるための取組を進め、医療・介護への依存が少ない老い方を実現することが重要である。また、地方での暮らしを希望するシニア世代の意向を実現する移住、医療・介護・福祉施設へアクセスしやすい場所への住み替えを支援する。

### **(歩いて暮らせるまちづくりの推進)**

徒歩、自転車又は公共交通機関の利用により医療・介護・福祉、教育等の生活サービスを享受することができるよう、道路だけでなく建築物も含めた連続的なバリアフリー空間の形成、歩行者と自転車の通行区分等により、安全で快適に歩ける空間・環境の整備を図るとともに、生活に必要な諸機能がほどよくまとまった、「歩いて暮らせるまちづくり」を進める。また、都市機能の集積を促進する拠点間をサービス水準の高い公共交通により連絡し、その他の地域からのアクセスについても可能な限り公共交通によって確保することで、地域公共交通の利用促進を図る。あわせて、都市政策と交通政策の一層の連携を図り、街なか居住や、病院、学校等の教育施設、大規模小売店舗等の街なか立地を促進するなど、にぎわいのある市街地の整備を推進する。

具体的には、ハード・ソフト両面からなる総合的な交通政策を戦略的に推進し、L R T、B R T等の公共交通の導入や利用促進、交通結節点の改善、歩行者と公共交通が共存する道路空間（トランジットモール）の形成、駐車場の整備と有効利用、安全・安心な歩行空間の確保、自転車の利用環境の整備、情報提供や誘導等のモビリティ・マネジメントによる自動車と公共交通の適切な役割分担等、まちの活性化のために必要な快適な空間づくりのための取組等を総合的に支援する。

## **(2) 女性、高齢者等が活躍できる社会の実現**

女性、高齢者等が社会参画して活躍できる働き方を目指し、結婚や出産後も仕事を続けられる休暇制度、勤務制度の導入等による女性の就業支援、継続雇用制度導入や定年の引上げ等による高齢者の就業支援等を進める。

具体的には、一層柔軟でメリハリをつけた働き方が可能となるようなフレックスタイム制の見直しや、場所にとらわれない柔軟な働き方を可能とするテレワークの普及促進のため、相談センターの設置、セミナーの開催、事例集の作成による普及啓発、テレワークモデルの構築や周知等を推進する。また、会社を辞めた女性、高齢者等がその専門知識を活かせるようクラウドソーシングの活用による就業機会の拡大を図る。

さらに、例えば退職高齢者による小学校区等の地域の見回りをソーシャルビジネスへとつなげるなど、地域のニーズに応じた、高齢者が誇りをもって社会参画できる取組を推進する。この取組により、医療・介護負担の軽減にも効果をもたらすことが期待され

る。

### (3) コミュニティによる暮らしの安全・安心の確保

暮らしの安全・安心の確保は、行政による取組を基本としつつも、地域住民がコミュニティづくりを通じて自らの安全・安心は自らの手で確保するとの気概をもって行政と協働することが重要である。地域住民、民間事業者等の主体的取組による地域で支え合う絆を育むため、地域住民等が活動する場の提供等の支援を推進する。

具体的には、地域において、住民、行政、医療・介護・福祉の関係者等が協力し、子育て支援、高齢者介護、障害者支援等を行う体制の整備を進めるとともに、支援を要する方々の自立した生活を確保することの重要性について、地域の誰もが理解を深めて支え合う、「心のバリアフリー」に関する施策を推進する。また、防犯や防災について住民意識の向上を図るとともに、地域防災の主体となる消防団や水防団の充実強化や活性化、生活安全センターとしての交番の機能を支える交番相談員の活用、防災・防犯活動拠点の確保、ボランティアに対する支援等を行う。教育については、学校と地域の連携の強化、身近な学習と交流の場である公民館等の社会教育施設の積極的活用を図る。

さらに、地域によっては、外国人が増加し、多文化・多言語化が進展していることを踏まえ、コミュニケーションの円滑化を図りながら、医療・介護、教育等生活面での安全・安心をサポートする体制を構築する。

以上のようなコミュニティづくりの取組を推進するため、既存の公共施設、空き家等の活用により、多世代交流の場ともなるコミュニティ創造拠点の整備を進める。

### (4) 東京圏における高齢化に伴う問題への対応

団塊の世代は、2025年に75歳、2030年には80歳を超える。これにともなって、大都市圏、とりわけ東京圏においては、急激な医療・介護需要の増加が見込まれる。また、高齢単身世帯、認知症の高齢者の増加等に伴い、見守り等のサービス需要が拡大することが見込まれる。さらに、郊外の住宅団地等においては団地入居者の高齢化が進み、まちの活力の低下、地域コミュニティの崩壊等も危惧される。急増する医療・介護サービスの需要に対応するには新たな施設や人材が必要となるが、地方と比べて施設整備に要する費用が高額であること、人材を確保しようとするれば地方から東京圏への人口流入を加速させるおそれ等の問題がある。

このような東京圏において顕在化する課題に対応するためには、健康寿命を延ばすことによって医療・介護需要そのものの増加を抑制するとともに、医療・介護の効率的なサービス提供体制と、高齢者が生きがいをもって長く健康に暮らせるまちづくりを、高いレベルで実現する必要がある。

このため、まず、高齢者の社会参画の促進、きめ細かな生活支援、生活習慣病予防や食育の啓発等、高齢者が長く健康に暮らすための「健康長寿」の取組を推進することで、医療・介護需要の増加を抑制する。

次に、供給体制の面からは、人口減少下で医療・介護分野における人手不足が一層深刻化していく中、徹底したサービスの生産性向上を図る必要がある。このため、ICT、ロボット、遠隔医療等の新たな技術やサービスの手法を開発、普及するなど、イノベーションを促進し、効率的なサービス提供に取り組む。

さらに、「地域包括ケアシステム」による在宅介護体制を構築するとともに、高齢単身世帯や認知症の高齢者が安心して生活できるよう、地域における見守りサポート等、コミュニティとして受け止めることのできる体制づくりや地域づくりに官民一体となって取り組む。

まちづくりの面においては、「スマートウェルネス住宅・シティ」や「歩いて暮らせるまちづくり」の展開を通じ、コンパクトに集約した施設に徒歩や公共交通を利用してアクセスできるようにするための取組を促進する。その際、医療・介護施設やサービス付き高齢者向け住宅の計画的な整備、団地の再生による福祉拠点化、公的不動産や空き家の有効活用による施設整備等に総合的に取り組む。

以上のような取組に際しては、それぞれの地域における取組を基本としつつ、関係者の幅広い連携によって広域的な対応を図る必要がある。

これらの取組に当たっては、何よりも、「住み慣れた場所に住み続けたい」という高齢者の思いを尊重することが必要である。一方で、地方での暮らしを希望するシニア世代もあることから、医療・介護サービスの提供体制が充実している地方への移住によって医療・介護サービスに係る需給のミスマッチが緩和されることも期待される。その際、「お試し居住」を含む「元気なうちの地方居住」の取組が重要である。

## 第5節 住生活の質の向上及び暮らしの安全・安心の確保

これまでの住宅政策は、住宅の「量」の確保を通じて居住水準の向上等に一定の成果を挙げてきたが、国民が真に豊かさを実感できる社会を実現するため、良質な住宅ストックを形成するとともに、良好なまちなみや景観、水・緑豊かで美しい居住環境の整備やユニバーサルデザインの推進により、国民の住生活全般の質の向上を図る政策への本格的な転換を図る。特に、今後、資源の有効活用の必要性が一層高まること等を踏まえれば、超長期にわたって活用できる耐久性の高い住宅ストックを社会全体の資産として将来世代に継承することが極めて重要である。あわせて、住宅の確保に特に配慮を要する低額所得者、高齢者等に対する住宅セーフティネットを確保することが求められる。

## (1) 良質な住宅ストックの形成と住宅セーフティネットの確保

### (良質な住宅ストックを長く大切に使う社会の実現)

現在及び将来の住生活の基盤となる良好な住宅の蓄積を目指して、耐久性に優れ、維持管理がしやすく、ライフスタイル等の変化に応じたリフォームにも柔軟に対応できる長期優良住宅の普及、耐震診断や耐震改修の促進、住宅のユニバーサルデザインの推進、省エネルギー性能を始めとする環境性能の向上の促進等により、住宅の長寿命化や品質、性能の維持及び向上を図る。あわせて、住宅の履歴情報システムの構築、適切な維持管理、リフォームの促進等を図る。これらを通じ、良質な住宅ストックを適切に手入れして、超長期にわたって利用可能とするなど、長く大切に使う社会を実現する。

### (住宅市場の環境整備)

国民一人一人がそれぞれの価値観、ライフスタイル等に応じた住宅を無理のない負担で安心して選択できる住宅市場の実現を目指し、住宅性能表示制度の普及、充実、長期固定金利型等の多様な住宅ローンが安定的に供給される住宅金融市場の整備等を推進する。あわせて、不動産取引の信頼性や安全性の向上、建物評価の改善、定着等中古住宅の品質の向上や可視化、長期優良住宅化リフォームへの支援、リバースモーゲージ等による高齢者の持家資産の活用等により中古住宅・リフォーム市場の活性化を図るとともに、地域の生活環境も含めた情報提供の充実等により、円滑な住み替えや二地域居住を支援する。

### (重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築)

住宅の確保に特に配慮を要する低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等（住宅確保要配慮者）の居住の安定を確保するため、既存ストックを有効活用しつつ、民間賃貸住宅を活用した重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの充実を図る。そのため、サービス付き高齢者向け住宅や併設する高齢者生活支援施設等の供給、大規模な公的賃貸住宅団地における居住機能の再生、集約化等と併せた福祉拠点化、居住支援協議会<sup>17</sup>による住宅確保要配慮者の入居を受け入れる民間賃貸住宅の情報提供を始めとした居住支援等、住宅政策と医療・福祉政策の連携した取組を促進する。その際、都市政策や交通政策の観点も交えつつ、これらの政策とも連携して総合的に取り組む。また、高齢者向け住宅等の整備に当たっては、ヘルスケアリートの活用も促進する。

---

<sup>17</sup> 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、地方公共団体、不動産関係団体、福祉団体等で組織する協議会。

## (2) 安全・安心で快適な居住環境の形成

### (安全・安心の確保とユニバーサルデザインの理念に基づく取組の推進)

安全で安心に暮らせる居住環境の実現に向け、密集市街地の整備、住宅・建築物の耐震化、老朽化した空き家の除却等による災害への備え等を図るとともに、夜間照明や防犯カメラの設置、死角をつくらない配置等に配慮した道路や公園の整備、防犯性能の高い建物部品（C P 部品）の普及等、防犯に十分配慮した取組を推進する。

また、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの理念<sup>18</sup>を踏まえ、交通結節点における利便性向上や乗継円滑化、駅等を中心とした一定の地域内における旅客施設だけでなく建築物も含めた連続的なバリアフリー空間の形成、バリアフリー対応型信号機の整備、ICTを活用した歩行者移動支援サービスの導入、多言語化等、まち全体を視野に入れた取組を推進する。

### (増加する空き家への対応)

人口減少、既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズや産業構造の変化等にとともない、年々空き家が増加している。空き家の中には、適切な管理が行われていない結果として安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等の影響を及ぼしているものがあり、今後その数が増加すれば問題は一層深刻となる。

このため、状態が良好な空き家については、例えば地域活性化のための宿泊・交流施設としてリノベーションを行うなど地域課題の解消につながる有効活用を図る。地域の居住環境に深刻な影響を及ぼしている空き家については、地方公共団体が法令に基づき所有者等に必要な措置を講じるとともに、所有者等に対する支援等を行うことで、問題の解消を図る。

### (良好な景観の形成と水・緑豊かな環境の整備)

眺望や色彩にも配慮した良好なまちなみや景観の維持及び形成を図るため、景観計画、景観地区、地区計画等の規制誘導手法の活用、無電柱化の推進、景観行政と連携した屋外広告物規制、歴史的な建造物や伝統的なまちなみ、自然環境と一体となった歴史的風土の保全、水辺の活用等を推進する。また、環境負荷の低減を図るとともに空間の快適性を高めるため、都市公園の整備、都市空間の緑化、緑地の保全を通じた緑の再生、河川整備、下水処理水の有効活用等を通じた水辺の再生や健全な水循環の再構築、適正な汚水処理の確保等に取り組む。

---

<sup>18</sup> 身体的状況、年齢、国籍等を問わず、可能な限りすべての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備、改善するという理念。

## 第6節 地理的、自然的、社会的条件の厳しい地域への対応

地理的、自然的、社会的条件の厳しい、離島地域、豪雪地帯、山村地域、半島地域、過疎地域等については、これまでも地域特性に応じた支援策が講じられてきた。我が国全体が人口減少社会を迎え、地域を取り巻く状況がさらに厳しくなる中であっても、地域の実情に応じた内発的発展を実現し、地域の特性を活かした自立的な地域社会を構築する。

### (1) 離島地域

離島地域は、四方を海等に囲まれており、厳しい自然的、社会的条件の下、人の往来や生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であることのほか、産業基盤、生活環境等に関する地域格差が課題となっている。さらに、離島地域の人口減少や高齢化が進展するとともに、基幹産業である一次産業の停滞等、離島地域をめぐる現状は依然として厳しい状況にある。一方、離島地域は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然とのふれあいの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている。このような役割が十分に発揮されるよう、厳しい自然的、社会的条件を改善し、地域間の対流の促進、居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進等を目的として、自立的発展の促進、生活の安定、福祉の向上及び地域間の対流の促進という観点から離島の振興のための支援策を講ずる必要がある。

離島地域が創意工夫を活かし自立的発展を遂げるため、離島地域の有する地域差を価値ある地域差ととらえ、戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による対流の拡大促進及び安全・安心な定住条件の整備強化の取組を支援する。また、基幹産業である農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化や担い手の育成・確保、技術の開発及び普及を促進する。さらに、漁業、農業等と、自然、歴史、文化等の資源を積極的に結合し、市町村、漁業者、宿泊業者等が一体となった観光地域づくりや新たな産業形態の創出を図る。加えて、離島地域相互、離島地域と専門家や民間企業とのネットワーク構築の支援等を進め、地域資源の発掘並びにそれらの維持及び確保に努める。

生活の安定のため、離島航路及び離島航空路の維持や安全かつ安定的な輸送の確保、港湾、道路等交通施設の整備、高度情報通信ネットワークの充実、水の確保や汚水処理に関する取組、地震・津波対策、洪水、土砂災害、風害等に対する治山治水対策、再生可能エネルギーの利用の推進及びガソリン小売り価格の引下げを支援する。

福祉の向上のため、出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援等の医療の

確保、介護サービスの確保、子どもの修学の機会を確保するための支援を含む教育及び文化の振興等を支援する。

地域間の対流の促進のため、自然等を活かした取組を推進するとともに、離島及び周辺海域における自然環境の保全、再生等を支援する。

排他的経済水域の保全等の面で特に重要な役割を担っている国境離島等については、このまま人口減少等が進めば、その重要な国家的役割を果たすことが困難となるおそれがあることから、交通アクセスの改善、農林水産業を中心とした産業振興、観光振興等に対して、なお一層の支援を行う。

沖縄については、個性豊かな自然、文化等の貴重な財産を有するとともに、我が国の領海、排他的経済水域等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を担っている。このため、定住条件を整備し、人口流出の防止、地域経済の活性化による雇用の場の創出及び交流人口を拡大するための振興策を推進する。

奄美群島については、貴重な自然環境を保全しつつ、長寿、子宝、癒しに関連の深い多様な資源を有する各島を、固有の文化を発信する定住拠点として振興を図る。また、世界自然遺産登録や観光等の一層の振興に向け沖縄等周辺地域とのネットワークの維持、充実を図りつつ、アジアをも視野に南西諸島間の新たな対流を促進する。

小笠原諸島については、世界自然遺産登録地として自然環境の保全、再生に努めつつ、その価値を広く発信することにより振興を図る。また、本土とのネットワークの維持・充実を図りつつ、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共施設等の更新を進め、広大な領海を保全する拠点として整備する。

## (2) 豪雪地帯

豪雪地帯においては、人口減少や高齢化が進展している現状を踏まえて、雪に強い安全・安心な地域づくりのためのハード・ソフトにわたる克雪対策の充実を促進するとともに、親雪、利雪の観点から、雪や地域の文化を活用した産業振興、地域活性化等を図る。

このような観点から、降雪体制の強化対策として、除雪優先区間の設定、早めの通行止めによる迅速な除雪作業の実施、高速道路及び関係機関との連携等を推進するとともに、除排雪体制の確保を図る。また、道路利用者への冬装備装着の注意喚起及びホームページ、ラジオ、ツイッター等を活用した道路情報や除雪状況の情報提供の充実を行うとともに、迅速な立ち往生車両の移動を行う。地域が行う除排雪への支援、克雪住宅の普及促進及び空き家に係る除排雪等の管理の確保に加え、冬期居住施設等、高齢化が進み、雪処理の担い手が不足している地域への対策等を促進する。都市においては、面的

な消融雪施設の整備、電線類の地中化、中小河川等に消流雪用水を供給する導水路等の整備、下水道の整備、下水再生水や下水熱の活用、下水道施設等を活用した流雪水路の整備、空き地や河川敷を利用した雪捨て場の確保等を促進する。さらに、雪崩、地吹雪、融雪期の土砂災害、積雪期の大規模地震災害等の災害対策を推進する。

親雪、利雪の観点からの産業振興、地域活性化等の対策としては、豊かな土地、水資源、自然環境や美しい景観の保全を行いつつ、雪国の特性に対応した農林水産業等の振興を図るとともに、雪氷冷熱エネルギー等各種資源の利活用等を促進する。さらに、冬期のスポーツ施設、公園の整備等を図るとともに、雪国の豊かな自然や文化を学び、体験することを通じて魅力ある地域社会の形成に努め、海外をも含めた交流と連携を促進する。

また、気象、交通、イベント等の情報提供、生活の利便性向上、産業の振興等の観点から、高度な情報通信基盤の整備とともに、総合的な雪情報の提供を図る。さらに、降積雪等の観測の強化、雪処理の機械化等の克雪技術及び利雪技術の研究開発を促進する。

### (3) 山村地域

山村は、林野面積比率が高く、交通及び経済的条件等に恵まれないため、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない状況にあり、人口減少、高齢化の進展等により、荒廃農地、必要な施業が行われない森林等の問題が顕在化している。また、その地形条件等から土砂災害等の対策の必要性が高い地域である。一方で、山村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝統等に重要な役割を担っており、これらの多面的機能が十分に発揮され、国民が将来にわたってそれらの恵沢を享受することができるよう、森林等の保全を図るとともに、産業の振興、住民の福祉の向上、地域間の対流の促進等により山村における定住の促進を図ることを旨として、山村の振興を推進する必要がある。

このような観点から、交通・通信施設の整備、農林業の生産基盤の整備、国土保全施設の整備、教育・文化施設の整備等の産業基盤及び生活環境の整備とともに、農林水産物の加工業、販売業等の導入、山村の振興に寄与する人材の育成、確保等により、地域間の対流の促進、産業の振興及び住民の福祉の向上を図る。

また、山村は、森林を支える基盤であり、これに由来する我が国固有の文化の発信源でもあることを踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮のため、森林や林業にかかわる人々が山村に定住し、林業生産活動、日常的な見回り等の管理活動を行うことが重要である。このため、山村の主要産業である林業の成長産業化を進めるほか、地域特産物の振興等による山村の就業機会の増大、里山林等山村固有の未利用資源の活用、都市と山村の対流等を推進する。例えば、地域の複数の林家等が協力して間伐等を行い、収集及



び運搬した間伐材をバイオマス原料等として販売する取組や、適切な管理を続けることが困難な荒廃農地等の低未利用地に植林を行うことで新たな生産の場としての活用を進めるとともに、早生樹等も含めた新たな施業技術や製品の開発、普及等の取組を行う。

#### (4) 半島地域

半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれないなど、地理的条件不利性を抱えており、全国を上回る人口減少、高齢化が進展し、地域産業の低迷やコミュニティ機能の低下が進んでいる。また、地形的な制約から災害時には交通や情報の途絶の危険性が高く、近年頻発する風水害や、発生が危惧される大規模地震に伴う津波等の被害も懸念される。一方で、海、山、里、川が近接し、多様な資源に恵まれ、海を通じた交易や交流の拠点として栄えてきた歴史を持つ地域が多いなど、独自の経済や文化を形成してきた。

半島地域は、国土の保全、多様な文化の継承、自然との触れあいの場及び機会の提供等、我が国において多岐にわたる役割を果たしているとともに、我が国の国土の多様性の重要な構成要素であって、今後も地域における営みが継続し、我が国における役割が引き続き果たされていくことが必要である。このため、地域における多様な農林水産物、独自の歴史によって育まれた文化等、豊かな地域資源を活かしながら、地方公共団体、NPO、住民団体等の多様な主体が連携して行う、地域間の対流の促進や産業の振興を通じた地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。また、災害にも対応した安全・安心な暮らしを実現するため、防災機能を強化するための交通基盤整備、生活環境の整備、医療の確保、介護サービスの確保等を図る。その際、半島地域の置かれた環境は地域それぞれ異なるとともに実情も多様であることから、地域の特性を活かした取組が必要である。

#### (5) 過疎地域

過疎地域は、人口の著しい減少にともなって地域社会における活力が低下し、産業・生活基盤等の面で他の地域に比較して十分でない状況である。引き続く人口減少、著しい高齢化、産業経済の停滞、生活基盤整備の格差、身近な生活交通の不足、地域医療の危機等、依然として住民生活にかかわる様々な課題が残されている。一方で、過疎地域は、国土、自然環境等の保全、エネルギーの提供、安全・安心な食料や水の供給、文化の伝承等、国民全体の安全・安心な生活を支える極めて重要な公益的機能を有している。このため、生活基盤の整備等により地域格差の是正を図るという視点にとどまらず、過疎地域が有する公益的機能について適切に認識するとともに、過疎地域と都市との対流を通じて、相互補完関係にある新しい生活空間を確保し、自立的な地域社会を構築するという視点も持つことが不可欠である。

このような視点から、過疎地域の実情に応じた主体的な取組を最大限尊重しつつ、各種支援施策により、産業の振興、安定的雇用の増大、交通通信体系の整備、地域の情報化の促進、地域間の対流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健・福祉の向上、医療の確保、子育ての支援、教育の振興、地域文化の振興、集落の整備等について、ハード・ソフトの両面にわたり推進する。

さらに、継続的な集落の維持、活性化を図るため、基幹集落を中心とした複数のネットワーク化を推進する。多様な集落が連携することにより、生活圈全体で日常生活に必要な機能を確保するとともに、就業機会の創出を推進する。

## 第2章 産業に関する基本的な施策

本格的な人口減少社会を迎え、我が国産業を支える生産年齢人口は減少を続けている。また、我が国産業を取り巻く国際競争環境は厳しさを増しており、アジア諸国等の経済成長により、我が国の存在感は低下してきている。

このような状況において、我が国が成長力を高め、国際社会において存在感を発揮していくためには、アジア・ユーラシアダイナミズムを的確に取り込み、産業の国際競争力を強化しなければならない。

このため、生産性の向上や持続的なイノベーションの創出のための取組を強力に推進する。

また、個性ある地方の創生のためにも、地域消費型産業の付加価値生産性の向上や地域発イノベーションによる内発的な発展のための取組が必要である。

持続的なイノベーションを創出するためには、地域において、人材、知識、情報等を集積させ、個性豊かな知的対流拠点として空間的に集約することが必要である。

イノベーションは大企業のみならず中小企業によっても活発に生み出される必要があり、地域資源を活かした地域発イノベーションを推進し、新たな事業展開や起業を促進する。

地域における活発な産業活動のためには、多種多様な産業を支える地域の労働供給力の強化も必要であり、地域の産業構造を踏まえて、能力開発、就業支援等を進める必要がある。

優秀なヒト、モノ等の集積を図りつつ、海外からの投資や情報を獲得するなど、我が国産業の再構築を図ることが重要である。

東アジア、ロシア等を始めとした海外諸国の急速な経済成長等を踏まえ、産業活動や国民生活の基盤となるエネルギー、食料等の安定確保への対応も必要である。

以上を踏まえ、産業に関する施策を、次の基本方向に沿って進める。

- ①産業の国際競争力の強化とイノベーションを支える環境整備
- ②地域を支える活力ある産業・雇用の創出
- ③海外から投資を呼び込む環境整備
- ④世界最先端の技術を活かしたエネルギー需給構造の実現
- ⑤食料等の安定供給と農林水産業の成長産業化

### 第1節 産業の国際競争力の強化とイノベーションを支える環境整備

我が国企業は、これまで、世界最高水準の品質の製品を製造、販売することで世界の

産業をリードしてきた。しかし、近年、先進国を始めとして、革新的な技術シーズ<sup>19</sup>を一気に事業化して新たな市場を自ら作り出すことで差別化を図り、高い利益を確保する企業等が登場している。

我が国産業が、こうした厳しい国際競争に打ち勝つためには、企業が事業の大胆な選択と集中を断行するとともに、将来性のある成長産業へと進出し、展開するなど、企業価値を高めていくことが重要である。また、人口減少や高齢化が進む中で、我が国が引き続き世界を技術力でリードしていくためには、多様なヒト、モノ、アイデアのマッチングの場となりイノベーションを持続的に生み出すことができる知的対流拠点を組織の垣根を越えて整備し、集中的な投資を行うことが不可欠である。

## (1) イノベーションの創出と成長産業への展開

### (知的対流拠点の整備等によるイノベーションの創出と円滑な事業化)

革新的な技術シーズを創出し事業化に結びつけるためには、産学官が一体となった連携体制を構築し、都市政策、地域政策等を含む総合的な観点からのアプローチを図りながら、イノベーション創出の中心となる知的対流拠点を整備する必要がある。知的対流拠点では組織の壁を越えた研究、人材及び資金の融合化を図り、他にはないユニークな拠点として人材、知識、情報が集まり、イノベーションが創出される場となることを目指す。

具体的には、優位性のある研究開発資源や地域資源を核として、優秀な人材、高度技術等に関する知識、情報が組織を超えて対流することができるよう、技術シーズを有する大学、研究機関やその事業化を目指す企業等の集積、連携強化を図る。あわせて、その周辺では良質なオフィス空間の整備、公共交通網や情報通信ネットワークの高度化、医療・介護・福祉、教育、商業等の都市機能の集積等による研究者等がストレスを感じず研究等に集中できる環境を整備する、イノベティブなまちづくりを推進する。

また、企業が技術の自前主義や自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境を整備する。

具体的には、大学等の技術シーズを民間企業が速やかにイノベーションへとつなげるため、「橋渡し」機能の強化を図る。また、研究開発法人が主体となり、受託研究企業から民間資金を獲得する仕組みの構築、大学等と他の機関のそれぞれと雇用契約関係を結ぶなどにより各機関の責任の下で業務を行うことができる「クロスアポイントメント制度」の導入等に取り組む。

さらに、特許の権利化までの期間短縮化や、大学や企業が保有する特許の中小企業等

---

<sup>19</sup> 企業や大学における新技術について、将来大きく実を結ぶ可能性を秘めた種(たね)に例えたもの。

による有効活用、官民が一体となった研究開発投資の促進等に取り組む。

### （大胆な事業の選択と集中及び持続的な企業価値の創造）

企業が収益力を向上させるためには、事業再編等により大胆な事業の選択と集中をするとともに、持続的な企業価値の向上を実現するための仕組みの強化が必要である。このため、社外取締役の活用、投資家との積極的な対話等によるコーポレートガバナンス<sup>20</sup>の強化を通じて、グローバル競争に打ち勝つ攻めの経営判断と企業価値向上のための対応を促進する。

### （ベンチャーを生み育てる環境の整備）

企業の新陳代謝を促進し、収益性や生産性の高い分野へ投資や雇用をシフトさせるためには、既存産業の変革にとどまらず、ベンチャーが次々と生まれ成長産業へと結びつく環境を整えることが非常に重要である。このためベンチャーのスタートアップ支援とともに、大企業からのスピノフ<sup>21</sup>、カーブアウト<sup>22</sup>又はM&A<sup>23</sup>の形態を含め、ベンチャーが活躍できるよう、制度面、人材面及び資金面における障害を取り除くための総合的な対策を講じる。さらにベンチャー企業と大企業とのマッチングを促すプラットフォームの構築を目指す。

### （イノベーション創出のためのリスクマネーの供給）

イノベーションの創出のためには、銀行、機関投資家等の我が国の金融を担う各プレーヤーが、企業の長期的な価値創造という大きな方向に向けて、よい意味での緊張関係を保ちつつ積極的な役割を果たすことが重要である。銀行、機関投資家等においては、企業の新陳代謝等を支援する観点から、ファンド等を通じた民間によるエクイティ・ファイナンス（投資）、メザニン・ファイナンス（融資と投資の中間に位置するミドルリスク・ミドルリターンのファイナンス）等への貢献を含む収益性を意識したリスクマネー供給の促進や、目利き・助言機能の発揮が求められる。

### （新しい成長産業の誘導）

産業の国際競争力を強化するためには、既存産業の一層の強化を図るとともに、新しい成長産業を創出することが重要である。例えば、ライフサイエンス、情報通信、環境、

---

<sup>20</sup> 会社の不正行為を防止、あるいは適正な事業活動の維持、確保を実現すること。

<sup>21</sup> 企業が事業部等の一部門を独立させて別の会社をつくること。

<sup>22</sup> 企業が埋もれた技術や人材を新会社に移し、外部の投資を呼び込み、事業価値を高めること。

<sup>23</sup> 企業の合併及び買収のこと。

ナノテクノロジー・材料等の知識集約産業や、航空宇宙、燃料電池、次世代知能ロボット等の次世代産業において、今後の成長が期待される。

特にロボット産業については、我が国がこれまで世界をリードし、今後も新たな市場を作り出すことができる、我が国のイノベーションの象徴とも言える産業である。工場の製造ラインのほか、医療・介護・福祉、農業、物流等の生活・労働支援や、過酷な条件下での調査等、効率化、省力化、代替性等広く役立つだけでなく、人口減少や高齢化により人手不足やサービスの縮退が進む中、我が国が抱える課題解決の切り札として、また、世界市場を切り開く成長産業として、市場の拡大を強力に推進する。

## (2) 科学技術を支える基盤の強化と人材の育成

科学技術は人類の英知を生み、国力の源泉を創り、健康と安全を守るものであり、社会のあり方を飛躍的に変える力を持っている。我が国が技術力で世界をリードしていくためには、この科学技術における革新的な技術シーズが持続的に生み出される仕組みを構築する必要がある。このため、大学、研究開発法人等における国際競争力の強化が重要であり、先端的な研究領域に着目して、これを推進するための重点的な投資を行うなど、競争原理の下で世界トップクラスの研究教育施設を核とした知的対流拠点の形成を目指す。

具体的には、ロボットを始め、ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料等の先端的な科学技術を支える基盤強化のため、大学、研究開発法人等の施設、設備及び研究情報基盤の再生、改修、計画的かつ重点的な整備等に努める。

また、競争的資金の拡充による若手研究者の自立支援、基礎から応用・実用段階に至るまで継ぎ目なく研究ができる競争的資金のあり方の検討等の取組により優れた人材を育成するとともに、大学のガバナンス改革により、国際競争力のある卓越した大学院の形成、キャリア教育やプロフェッショナル教育の充実による大学における人材育成機能の強化等を図る。

さらに、優秀な外国人研究者を招聘するため、研究環境の充実はもちろんのこと、住宅の確保や教育等の生活環境にも配慮した受入体制の構築、査証発給に係る必要な見直しや運用改善等を一層推進する。

なお、次世代がん治療の開発実用化、生活支援ロボットの実用化、革新的な省エネルギー技術の開発等を目指す筑波研究学園都市、最先端医療技術を始めとする健康・医療分野や、スマートコミュニティ等のエネルギー分野における研究開発及び成果の事業化を目指す関西文化学術研究都市の集積を始めとして、大学、試験研究機関等は重要な知的・人的資源であることから、我が国全体の発展に貢献するよう活用する。

## 第2節 地域を支える活力ある産業・雇用の創出

地域の活性化のためには、魅力ある雇用の場を実現する必要がある。このためには、地域の「稼ぐ力」を向上させる取組を推進して域外から資金を稼ぐとともに、その資金が地域内において広く循環することが重要である。

また、産学官連携等を通じ、地域産業の高付加価値化や人材育成を進めるとともに、地域の内発的・自発的な発展や、地域の課題を自ら解決するための地域発イノベーションを推進することが重要である。

このため、収益性や生産性の向上を通じて、地域の雇用と賃金の安定を図るとともに、地域の実情を踏まえ、地域が自ら考え、地域資源を活かし、魅力ある地域産業を展開する必要がある。

また、特色ある地域産業を展開するためには、意欲のある多様な人材を安定的に供給できる力を高めて、労働需給のミスマッチを解消するとともに、産業構造の柔軟性を高めるなど、地域経済を支える足腰を強化する必要がある。

### (1) 地域消費型産業の付加価値生産性の向上

サービス産業等の地域消費型産業は、実質GDP及び雇用の約7割を占め、生産性の上昇余地も大きい。地域内で資金を循環させ地域の活力を高めていくため、地域消費型産業の付加価値生産性の向上の取組を推進する。

具体的には、高齢化の進展、女性の社会進出、健康志向化、団塊世代による多業・多芸への関心の高まり等、社会構造やライフスタイルの変化を的確にとらえた上で需要の拡大が見込まれる分野への進出、ICTの活用による地理的制約を越えたサービスの提供等の事業展開を図る。また、ビジネス支援や物流・流通分野は、製造業と密接に関連していることから、その生産性の向上を図ることにより、地域の経済を支える製造業の競争力強化にもつながることが期待される。

このため、金融、放送、通信、公共サービス等の幅広い分野における規制改革や標準化、ICTの本格的活用、ビッグデータを活用したマーケティング等、サービス産業の生産性向上に向けた施策や運動の展開、分野間や大学等との連携を通じた取組等を推進する。さらに、今後発展が期待される育児支援、健康・福祉、観光・集客、コンテンツ、ビジネス支援、流通・物流等の分野に重点的に施策を展開するほか、サービス分野の革新に資する人材の育成等を図る。

### (2) 魅力ある地域産業の展開や地域発イノベーションによる内発的発展

魅力ある地域産業の形成のためには、まず地域資源等の魅力について再認識し、最大限活かすことによって、付加価値の向上を図ることが重要である。

例えば、観光資源、農林水産品等の地域資源を基にしてストーリー性やテーマ性を持たせるなど付加価値を高めた商品を開発し、海外を含めた地域外へと発信することや、畜産クラスターの構築等による畜産物のブランド力強化、農家とレストランとのタイアップによる地場野菜のプレミアム化等、地域資源が持つ価値を、地域の創意工夫によって最大限引き出して魅力を高める取組を推進する。その際、地域外等の目利き人材、経営・企画力のある人材等を活用することで、地域ブランドの構築、新商品開発、異分野への進出等を更に推進する。あわせて、地域における起業等の支援体制の整備や、クラウドファンディング等を活用したベンチャー向け支援のための取組を推進する。また、地域の環境等をデータ化して分析し、その環境に適した、又はその環境を必要とする産業にデータを提供することで戦略的に立地を誘導したり、地域の研究所の技術シーズ等を核にして関連する産業を誘致すること等を通じて、特色ある産業集積を進める。

中小企業は、地域の雇用を支えるとともに、製造分野における高度なものづくり活動を支えており、とりわけ、海外展開により特定の分野で高いシェアを占める中小企業には地域経済をけん引する役割を担うことが期待される。その活性化は地域経済ひいては我が国経済にとって不可欠であることから、中小企業の新たな事業展開等を支える環境整備を積極的に推進する。具体的には、最終製品の製造を担う大企業や技術シーズを有する大学とのマッチング機能の強化や場の提供、新たな技術シーズを生み出す研究開発、グローバルニッチ分野等への金融面の支援、地方大学、高等専門学校、専門学校等と連携した実践的な教育による人材育成、ICT化による経営能力の向上支援、技術の円滑な継承のための支援等を積極的に推進する。また、海外進出、輸出入、外国企業との生産、販売、技術等の業務提携等、中小企業のグローバル化のための取組を支援する。

さらに、魅力ある地域産業の形成に向けて、地域の金融機関の果たす役割が大きいことから、地域の金融機関による資金面、経営面等における支援を強化する。具体的には、創業・第二創業のための円滑な資金供給、後継者不在企業の事業売却等により地域産業の新陳代謝を後押しする。

なお、我が国にとって重要な施設であるエネルギー関連施設が立地する苫小牧東部地域及びむつ小川原地域については、これまでの取組を踏まえるとともにその特色を活かしつつ、貴重な空間として我が国の発展に活用すべく開発を推進する。

### (3) 地域の労働供給力の向上と雇用の創出

地域の実情に応じて、都道府県、市町村、経済団体等の関係者が一体となって雇用創出、能力開発、就職促進等を進めるとともに、国はこうした取組に対して支援する。

具体的には、地域の創業、事業拡大等に必要の中核的・専門的人材の誘致等を通じた雇用機会の創出、求職者に対する能力開発、情報提供、相談等の取組を、国の支援制度も



活用しながら進めるとともに、地域の雇用情勢に応じて雇用創出、能力開発等を行う事業者への助成を行う。また、地域における雇用創出には、東京から事務所、研修施設等の本社機能の一部移転、企業の地方採用枠拡大等が効果的であるため、移転等を行う事業者に対し支援を行うとともに、優れた教育・研究開発体制の整備、高度人材の確保、知的産業クラスターの形成促進等について、都道府県、市町村、経済団体、中小企業等が連携して取り組み、移転先としての魅力を高める。

国は、正規・非正規労働者間の均衡待遇等を進めるとともに、ニート・フリーター対策による若者の就業支援等正社員化の推進、クラウドソーシング<sup>24</sup>を活用した就業機会の拡大、仕事と家庭の両立支援による女性の就業支援、定年の引上げや継続雇用制度導入による高齢者の就業支援等を進める。

また、テレワークについても、例えば、育児期の親、高齢者等が場所にとらわれない柔軟な働き方を可能とするなど地域の労働力向上とともに、新たな雇用創出が期待できることから、円滑な導入や効率的運用に資する調査研究、労働関連の制度環境整備等を進める。

さらに、PPP／PFIの取組は、地域における民間の事業機会の創出に資するとともに、事業者が複数の地域における担い手となることで広域連携にもつながるものであり、今後拡大を図る。

建設業は、地域の基幹産業として雇用を下支えしてきたが、激しい市場環境の変化等により離職者の増加、若年入職者の減少等構造的な問題が発生している。今後、将来にわたる社会資本の着実な整備や維持管理を進めるためにも、技術者や技能労働者の処遇改善、若者や女性が活躍できる環境整備等により、中長期的な担い手の確保・育成を図るとともに、施工の標準化、新技術・新工法の活用等による効率化、施工時期等の平準化、行き過ぎた重層下請構造の改善等により、現場の生産性向上を推進する。また、大きな建設需要を抱える東アジア等の海外において、高い技術力、ノウハウ等を活かしたインフラ整備に貢献する建設業の海外展開の取組について建設業の振興を図る観点から支援する。

### 第3節 海外からの投資を呼び込む環境整備

国際化が進展する中で、我が国が「稼ぐ力」を発揮し、厳しい競争に打ち勝つためには、国内外の企業の経営マインドを国内に向けさせ、グローバルなヒト、モノ、カネ等を国内へと呼び込むことが重要である。このため、魅力ある成長産業を形成するとともに世界トップクラスの事業環境の整備等により国際的な立地競争力を強化し、我が国にお

---

<sup>24</sup> 企業が主にインターネット等を利用し、不特定多数の人に業務を委託（アウトソーシング）すること。

ける投資環境の魅力を高める必要がある。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催も視野に入れ、対内直接投資残高を拡大するために、国を挙げた取組体制を構築する。

#### **(1) 世界をリードする魅力ある成長産業の形成推進**

世界をリードする魅力ある成長産業の形成に向け、従来の行政機関の縦割りや組織の垣根を越えた連携体制を構築し、イノベーション創出の中心となる知的対流拠点において、革新的な技術シーズを次々に新製品や新たなビジネスモデルへつなげるための取組を支援する。また、世界最高の知財立国の実現を目指し、知的財産の取扱いや標準化に向けた戦略的な取組を推進する。

我が国がこれまで世界をリードしてきたロボット技術については、近い将来我々の生活を革命的に変える大きな可能性を秘めていることから、世界市場を切り開く成長産業として、市場拡大に向けた取組を強力的に推進する。

#### **(2) 世界最高クラスの事業環境の整備**

国内外の企業から国内への投資を促進するため、世界トップクラスの事業環境を整備し国際的な立地競争力を高める。

具体的には、環太平洋パートナーシップ（TPP）を始めとする経済連携交渉の加速によりモノ、サービス、投資の国境を越えた移動の障害を取り除くとともに、電気料金等のエネルギーコスト抑制のためのエネルギー政策の抜本的改革、成長志向に重点を置いた法人税改革の推進、国家戦略特区の活用等によるスピード感を持ったインパクトのある規制改革の実行等により、事業環境の改善を強化する。

あわせて、民間都市再生事業等による都市のリノベーションを推進し、良質なオフィス空間の形成、都市内交通等の移動環境や情報通信ネットワークの高度化、国際線ネットワークや国際空港へのアクセス強化、医療・介護・福祉、教育、商業、アミューズメント等の集積等を図り、グローバル企業が効率的に業務を行うことができ、ストレスを感じない環境を提供する。

### **第4節 世界最先端の技術を活かしたエネルギー需給構造の実現**

我が国はエネルギーの大部分を海外に依存しているため、国際情勢の変化等によるエネルギー供給の不安定性や、新興国の高い経済成長等を背景としたエネルギー需給の逼迫等によるリスクに対して脆弱性を抱えている。また、東日本大震災以降の化石燃料の輸入増加は、我が国の貿易収支の赤字幅を拡大させ、エネルギーコストの増大が家計や経済活動への負担を増大させている。

国民生活と経済活動を支えるのは、安定的かつ低コストなエネルギー需給構造であり、その実現に向け世界最先端の技術を活かした取組を推進する必要がある。

## (1) 安定的なエネルギー供給の実現

エネルギーの安定供給のため、資源外交やエネルギー環境協力を積極的に取り組むとともに、化石燃料、再生可能エネルギー等のエネルギー源ごとにサプライチェーン上の特徴を把握し、安定供給、低コスト、環境適合等のバランスの良い供給構造を実現する。

小売全面自由化を柱とする電力等のシステム改革は、事業者の新規参入により競争が促進されることで料金の低下が期待されるが、安定供給に問題が生じることがないように適切な制度の設計及び運用を図る。また、電力システム改革による地域を越えた取引の拡大や、再生可能エネルギーの普及に対応するとともに、災害時を含む電力供給の逼迫に備えるため、送電インフラの増強を進める。

原子力発電は、優れた安定供給性と効率性を有しており、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源である。その上で、いかなる事情よりも安全性を最優先し、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。また、その依存度については、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入、火力発電の効率化等により、可能な限り低減させる。

石油の供給危機に備えた石油備蓄や緊急時供給体制については、国内の石油需要動向、リスク等を勘案して、備蓄総量や国家備蓄における原油油種の構成比率を見直しつつ、危機発生時における製油所等の石油供給インフラの早期機能回復や緊急時石油輸送にかかわる機動力を向上することに重点を置く。また、5基地体制に増強されたLPガス国家備蓄についても着実に蔵置を進める。東日本大震災以降、需要が拡大している天然ガスについては、LNG受入基地間での補完体制の強化及びパイプライン整備の供給体制の強化策を推進する。

## (2) 再生可能エネルギーの活用拡大と分散型エネルギーシステムの構築

### (再生可能エネルギーの活用)

地熱、水力、バイオマス、太陽光、風力等の再生可能エネルギーについては、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、低炭素の国産エネルギー源であることから、積極的に活用拡大を推進する。このため、固定価格買取制度の適正な運用を基礎とし、地域の自然環境や景観等にも十分配慮した上で、環境アセスメントの期間短縮化等の規制緩和等を今後も推進するとともに、大型蓄電池の開発及び実証、送配電網の整備

等の取組を積極的に進める。

#### (分散型エネルギーシステムの構築)

地域に賦存する再生可能エネルギーの有効活用は、地球温暖化対策に資するとともに、地域のエネルギー自給率を高め、災害時に一定のエネルギー供給を確保することに貢献するものである。木質バイオマス、下水汚泥、中小水力、太陽光、小規模地熱発電、再生可能エネルギー熱（太陽熱、地中熱、雪氷熱、下水熱等）等は、地域に密着したコスト面でもバランスの取れた分散型エネルギーとして、「地産地消」型のエネルギービジネスとして自立し、地域活性化にとっても重要な役割を果たすことが期待されることから、活用を推進する。

また、地域内でのエネルギーの有効活用を図る観点から、コージェネレーションや下水熱等の都市廃熱の利用の推進を図る。

### (3) 徹底したエネルギー効率の向上と環境への配慮

#### (業務・家庭部門の省エネルギー)

石油危機以降の省エネルギーの取組により、我が国のエネルギー効率の世界の最高水準を達成している。エネルギー効率の更なる向上に向け、トップランナー制度を通じたエネルギー消費機器や建築物・住宅の省エネルギー化を強化する。建築物・住宅については、様々なエネルギー技術の導入によるネット・ゼロ・エネルギー<sup>25</sup>を推進する。

時間帯に応じた電気料金の設定は、ピーク時間帯の電力需要を抑制して電力供給設備の投資を抑制する効果が期待されることから、業務部門に留まらず家庭部門を含め広く多様な電気料金設定が可能となるよう、2020年代早期に、スマートメーターを全世帯及び全事業所に導入する。あわせて、スマートメーターの情報を利用することで、需要家が経済的なインセンティブに基づき行動するディマンド・レスポンス<sup>26</sup>の拡大を図る。

また、新技術に対する初期需要の創出促進策、省エネ効果に対する表示制度、省エネ投資や省エネを魅力あるビジネスとするための支援策等を進める。

#### (運輸部門の省エネルギー)

運輸部門については、自動車に係るエネルギー消費がその大部分を占めていることから、次世代自動車の普及拡大等の自動車単体の対策を進めるとともに、環状道路等幹線道路ネットワークの強化、ITS（高度道路交通システム）の推進等の交通流対策を進

---

<sup>25</sup> 高断熱外皮や高性能設備と制御機構等を組み合わせ、建築物・住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味（ネット）でゼロとなること。

<sup>26</sup> エネルギーの供給側ではなく、需要側が需要量を抑制することで需給バランスを調整する手法。

める。

また、物流分野でのエネルギー使用量を削減するため、物流拠点の集約化、モーダルシフト等により効率的な物流体系の実現を目指す。

さらに、鉄道駅、港湾、空港、道路等の施設において、省エネルギー機器の導入や照明のLED化を通じた省エネルギー化を進める。

#### (産業部門の省エネルギー)

産業部門では、石油危機以降の省エネルギーの進展により、高い水準のエネルギー効率を達成している。更なる省エネルギーを進めるためには、効率の高い設備への更新を促進する必要があることから、省エネルギー設備投資に対する支援に加え、製造プロセスの改善等を含む省エネルギー改修に対する支援等、多様な施策を用意することで、企業自らが最善の省エネルギー対策を進める環境を整備する。

### (4) エネルギーの効率的かつ安定的な利用のための環境整備

#### (化石燃料の効率的かつ安定的な利用)

石炭火力発電は、安定供給性と経済性に優れている一方でCO<sub>2</sub>の排出量が多いことから、環境負荷と効率性を両立させるために、IGCC（石炭ガス化複合発電）<sup>27</sup>、IGFC（石炭ガス化燃料電池複合発電）<sup>28</sup>等の最新鋭の技術の開発と実用化を推進する。あわせて天然ガス火力発電の発電効率の向上を図る。また、我が国の製油所は、東アジア等で新たに建設される大規模な製油所との競争にさらされていることから、統合運営や事業再編を通じて設備の最適化等を進めるとともに、グリーンリファイナリー<sup>29</sup>の視点も踏まえ抜本的な競争力の向上を図る。

#### (水素社会の実現)

水素は、利用方法次第では高いエネルギー効率、低い環境負荷等の効果が期待され、将来の二次エネルギーの中心的役割を担うことが期待される。

水素を本格的に利活用する水素社会を実現するためには、社会構造の変革をともなう大規模な体制整備が必要である。普及が進みつつある家庭用燃料電池、市販が開始された燃料電池車等の普及拡大に向けた取組を推進し、2020年東京オリンピック・パラリン

---

<sup>27</sup> 石炭をガス化し、そのガスを利用しガスタービンを動かして発電し、さらにガスタービンの排熱を利用して蒸気をつくり、蒸気タービンを回して発電するという2段階の発電プロセスによる複合発電方式

<sup>28</sup> IGCCに加え、石炭ガスと蒸気から水素を生成して燃料電池による発電も行い、さらなる高効率化を図る複合発電方式

<sup>29</sup> CO<sub>2</sub>削減、エネルギー効率の向上及び廃棄物や排出物の最小化を図ること。

ピック競技大会で水素の可能性を世界に発信するなど水素社会の実現に向けて戦略的に取り組む。

### （戦略的な技術開発）

海外からの化石燃料に過度に依存する我が国のエネルギー供給を長期的視点に基づき変革していくため、再生可能エネルギーの低コスト化、高効率化等の研究開発を推進する。同様に原子力についても、過酷事故対策を含めた軽水炉の安全性向上に資する技術、信頼性・効率性を高める技術等の開発、放射性廃棄物の減容化、有害度低減や安定した放射性廃棄物の最終処分に必要となる技術開発等を進める。

また、我が国の排他的経済水域に豊富に賦存するとみられるメタンハイドレートの商業化の実現に向けた技術の整備、水素の製造から貯蔵、輸送及び利用にかかわる技術開発並びに高温ガス炉等の安全性の高度化に貢献する原子力技術の研究開発を推進する。また、ITER（国際熱核融合実験炉）等の核融合、宇宙太陽光発電システム等の革新的なエネルギー等の中長期的な技術開発について必要な取組を行う。

## 第5節 食料等の安定供給と農林水産業の成長産業化

世界的な人口増加等による食料需要の増大、気候変動による生産減少等、我が国の食料等の安定供給に影響を及ぼす可能性のある様々なリスクが顕在化しつつある。また、森林については、世界的には森林の減少や劣化が進行しており、地球温暖化の緩和を含めた多様なニーズに対応することが求められている。このような状況の下、国民に対する食料等の安定供給の確保のためには、食品の安全確保、食育等の取組、農業・食品産業の成長産業化の促進と農業の持続的発展に向けた取組や、水産資源の適切な管理と水産業の構造改革に向けた取組により、国産農林水産物の消費拡大及び生産拡大を図ることが重要である。また、不測の事態に備え、様々なリスクに対する総合的な食料安全保障の確立を図る必要もある。さらに、戦後に植林した森林が利用期を迎えていることから、こうした豊富な森林資源の安定供給や循環利用を通じ、地球温暖化防止を含む森林の持つ多面的機能の維持、向上を図りつつ、林業の成長産業化を実現することが必要である。

### （1）食料の安定供給と食料安全保障の確立

食料の安定供給については、国内の農業生産等の増大を図ることを基本に、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせる。また、凶作、輸入の途絶等の不測の事態が生じた場合にも、国民が最低限度必要とする食料の供給を確保する。

### （食料自給率目標の達成と食料自給力指標の提示）

食料の安定供給の確保に当たり、我が国の人口減少、高齢化の進展等を踏まえた 2025 年度における総合食料自給率目標として、供給熱量ベースで 45%、生産額ベースで 73% の達成を目指す。

このため、国産農林水産物の消費拡大の観点から、食品に対する消費者の信頼の確保、官民一体となった国民運動、地産地消、食育の推進、日本人の伝統的な食文化である和食の発信等に取り組む。消費者ニーズに対応した国産農林水産物の生産拡大の観点から、優良農地の確保、農業の担い手への農地集積・集約化、担い手の育成・確保、農業の技術革新及び食品産業事業者との連携等による生産・供給体制の構築並びに水産資源管理の強化及び漁港・漁場の総合的整備等に取り組む。

また、現実の食料消費を踏まえた食料自給率に加えて、我が国農林水産業が有する食料の潜在生産能力をフル活用することにより得られる食料の供給熱量を示す指標として、食料自給力指標を提示し、我が国の食料安全保障に関する国民的議論を深め、食料の安定供給の確保に向けた取組を促す。

### （食料供給に係るリスクの分析・評価と対応）

食料の安定供給に関する様々なリスクに対処するため、恒常的な取組として、主要な農林水産物の供給に影響を与える可能性のあるリスクごとの影響度合い、発生頻度、対応の必要性等について分析、評価を行う。特に、海外からの輸入に依存している穀物等については、輸入相手国との良好な関係の維持、強化等を通じて輸入の安定化や多角化を図るほか、不測の事態に備えた小麦や飼料作物の適正な備蓄水準を確保する。不測の事態の発生時には、備蓄の活用、代替輸入の確保、緊急増産等の対策を講じる。また、「世界の食料安全保障」への貢献を図る観点から、我が国からの海外農業投資を促進する。

一方、国民の食の安全に対する関心が高まる中、食品の安全を確保するため、国際的な枠組み（リスクアナリシス）によるリスク評価、リスク管理及びリスクコミュニケーションを行う。また、食品に対する消費者の信頼を確保するため、食品表示情報の充実、適切な表示等の取組を推進する。

## （2）農業・食品産業の成長産業化の促進と農業の持続的な発展

農業・食品産業の成長産業化の促進と農業の持続的な発展に当たっては、グローバルマーケットの戦略的な開拓等の「需要のフロンティアの拡大」、生産、加工及び流通を通じた新たな価値の創造による需要の開拓等の「生産から消費までのバリューチェーンの構築」、農業の担い手の育成・確保、経営所得安定対策等の「生産現場の強化」の取組を

実施する。これにより、農業所得及び農村地域の関連所得の増大を図る。

#### **（グローバルマーケットの戦略的な開拓）**

今後成長が見込まれる世界の食関連市場の獲得に向けて、国を挙げた取組により、我が国の農林水産物及び食品の輸出や食品産業の海外展開を促進する。輸出先となる国等から求められる食品の安全管理手法の確立、イスラム法に則った方法で処理、加工等された食品としてハラール等の認証取得を促進するとともに、物流面では輸送時の荷痛みが少なく鮮度が保持される高品質な輸送の普及を促進することや集約化による能率の良い輸送を促進するなど、輸出環境の整備を図るほか、ユネスコ無形文化遺産に登録された和食の海外展開を戦略的に推進する。また、高品質かつ希少性、多様性に富んだ農産物、食品づくりを推進し、そのブランド化等を進めるとともに、知的財産を戦略的に創造、活用、保護する取組を推進する。

#### **（生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創造による需要の開拓）**

農業者が食品産業事業者、他の農業者等とも積極的に連携しつつ、主体的に取り組む6次産業化や農商工連携を促進し、農産物、食品等の生産・加工・流通過程において価値をつなぎ、高めていくバリューチェーンの構築や、各段階におけるイノベーションを通じた新たな価値の創造を促進する。なお、6次産業化等の促進に当たっては、農林漁業成長産業化ファンド等の支援策の活用を積極的に推進するとともに、農業と観光の連携、バイオマスの利活用、再生可能エネルギーの生産、医福食農連携（医療・福祉分野と食料・農業分野との連携）等、地域の多様な資源の活用を図る。

また、食品産業事業者については、食品流通の各段階における効率化や機能の高度化に加え、新たな市場の創出に向け、医福食農連携による介護食品や食を通じた健康管理支援サービスの分野への参入を促す。

#### **（コスト削減や高付加価値化を実現する生産・流通現場の技術革新等の推進）**

高齢化や労働力不足が進む中で、コスト削減や高付加価値化を図るため、生産段階においては、担い手の一層の規模拡大、省力化や低コスト化、ICTやロボット技術を活用したスマート農業の実現等の取組や、次世代施設園芸拠点の整備を推進する。また、流通段階においては、農産物の鮮度保持技術や食品の付加価値を高める加工技術の開発等を推進する。

#### **（農業の担い手の育成・確保と経営所得安定対策の推進）**

農業の担い手の育成・確保に当たっては、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の



相当部分を担う農業構造の確立に向け、認定農業者、認定新規就農者及び集落営農に対し、重点的に経営発展に向けた支援を実施する。その際、効率的かつ安定的な農業経営に向けてメリットが多い農業経営の法人化とともに、雇用労働力、農業機械等の経営資源の有効活用、価格変動や自然災害による経営リスクの分散等を図るため、経営の多角化や複合化を推進する。

また、将来に向けて世代間バランスのとれた農業就業構造を実現するためには、青年層の農業就業者を増加させることが必要であることから、就農の準備、所得の確保、農業法人等が実施する新規就農者に対する実践研修等を支援するなど、農業の内外からの青年層の新規就農を促進する。加えて、企業の農業参入を促進し、農業界と産業界の連携による地域農業の発展を図る。さらに、女性農業者は地域農業の振興、農業経営の発展及び6次産業化の展開に重要な役割を担っていることから、女性農業者が一層活躍できる環境整備を推進する。

担い手に対する経営所得安定対策については、認定農業者、認定新規就農者及び集落営農を対象として、諸外国との生産条件の格差から生じる不利がある畑作物を生産する農業者に対する格差是正の措置及び国民への熱量供給を図る上で特に重要なもの等で収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する必要がある農産物を生産する農業者に対する影響緩和の措置を安定的に実施する。

#### **（需要構造等の変化に対応した農産物の生産・供給体制の改革）**

高齢化、世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化等が進む中で、加工・業務用需要の増加等需要構造等の大きな変化に対応した農産物の生産・供給体制の改革が必要である。このため、米政策改革の着実な推進により需要に応じた米の生産を推進するとともに、食料自給率や食料自給力の維持向上に資する飼料用等の戦略的作物の生産拡大を推進する。また、園芸作物等の供給力の強化を図るため、野菜については、専用品種の開発、導入等による加工・業務用ニーズに対応した生産を推進し、果樹については、産地戦略に基づく優良品目・品種の導入の加速化、加工原料の安定的な生産供給体制の構築等による生産・加工・流通の構造改革等を進める。需要拡大が見込まれる有機農産物については、有機JAS認証の取得等を推進するとともに、生産拡大を推進する。薬用作物については、契約栽培の取組を推進するとともに、栽培技術の確立等を推進する。

#### **（力強い農業を支える農業生産基盤の整備・保全）**

農地や農業用水は、農業生産に欠くことのできない基礎的な資源であることから、担い手への農地集積・集約化、生産コストの削減、地域の営農戦略に即した収益性の高い農業経営の実現に資する農地の大区画化、汎用化及び畑地かんがい施設の整備を推進す

る。また、農業用水を農地に供給する農業水利施設については老朽化が進行しており、将来にわたって施設の機能を安定的に発揮させるため、施設の点検、機能診断、計画的かつ効率的な補修、更新等により、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの低減を図る。

#### **（多面的機能を維持及び発揮する農業生産の推進等）**

食料等の供給だけでなく、国土の保全、自然環境の保全等の農業や農村の多面的機能を維持及び発揮させるため、中山間地域等での農業生産活動の継続及び自然環境の保全に資する農業生産活動を支援する。具体的には、中山間地域等の農業生産条件が不利な地域において、農業生産活動の維持により多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正するための施策を引き続き実施する。また、農業の自然循環機能の維持、増進の観点から、化学肥料及び化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い環境保全型の営農活動を支援する。

一方、都市及びその周辺の地域においては、新鮮で安全な農産物の都市住民への供給、災害時の防災空間の確保、やすらぎや農作業体験の場の提供等の都市農業の持つ多様な機能が発揮され、都市住民がその恵みを楽しむことができるよう、都市農業の振興を図る。

#### **（農山漁村における鳥獣被害への対応）**

野生鳥獣の増加による農林水産業や生活環境への被害が深刻化、広域化していることから、都市の人材の活用も含めた捕獲従事者の育成・確保や、ICT等を用いた効率的かつ効果的な新技術の開発、普及等捕獲活動を強化する取組を推進する。また、捕獲した鳥獣の食肉利用等地域資源としての有効活用を推進する。

### **（3）林業の成長産業化の実現**

戦後に植林した森林が本格的な利用期となっていることから、新たな木材需要の創出、国産材の安定的かつ効率的な供給体制の構築並びに再生林、間伐等の森林の適切な整備及び保全により豊富な森林資源を循環利用し、森林の持つ多面的機能の維持、向上を図りつつ、林業の成長産業化を実現する。また、林業の成長産業化を通じ、人口減少が進展する山村地域等に産業と雇用を生み出し、地方創生を実現する。

#### **（新たな木材需要の創出）**

都市等における中大規模建築物の木造化等を推進し、木材需要の創出を図ることは、林業の成長産業化や地方創生の実現に寄与する。

このため、CLT（直交集成板）を用いた建築物の一般的な設計法の確立や国産材C

L Tの生産体制の構築に加え、C L T等先導的な技術の実証による施工ノウハウの確立、耐火部材の開発、普及等の取組を総合的に推進する。加えて、木材を利用した建築物に携わる設計者等の担い手の育成を行う。

公共建築物等の木造化や内装木質化については、専門家の派遣等設計段階からの技術支援等を行うとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も視野に入れ、多数の利用者等への普及啓発効果が高い施設への木材の利用促進に努める。

また、地域における木造住宅生産体制を強化し、地域材の利用を促進するため、地域における森林所有者から製材、合板等の工場、工務店等までの連携による家づくりを推進する。

木質バイオマスについては、木質バイオマス発電施設への安定的かつ効率的な供給に向けた取組を行うほか、地域密着型の小規模発電、熱利用等を推進するため、関連施設の整備等を行う。

さらに、国際的な木材取引においては、森林認証材が標準となりつつあることから、我が国における森林認証の取得促進に向けた取組を推進するほか、丸太のみならず付加価値の高い製材品等木材製品の輸出を促進する。また、合法木材の使用を徹底するなど違法伐採対策の取組を進める。

#### **(国産材の安定供給体制の構築等)**

国際競争力のある国産材の安定的かつ効率的な供給体制を構築するためには、木材生産及び造林作業の飛躍的な生産性の向上が必要であることから、施業集約化の加速化や、地域に応じた路網<sup>30</sup>整備を行うとともに、伐採と地拵え<sup>31</sup>の一体化による低コスト造林技術等の導入促進や急傾斜地等での集材における低コストで効率的な作業システムの確立を行う。これらの実施に当たっては、土壌保全等に配慮する。

また、山村では世代交代の際に境界情報が十分に継承されないこと等を背景に境界確認に必要な情報が喪失しつつあるため、山村における地籍整備の効率的な実施等に取り組む。

さらに、ICT技術の活用による森林資源の把握や生産・流通システムの構築、住宅メーカー等の需要に対応した木材の加工や流通施設の整備、民有林材と国有林材の協調出荷等を推進する。

これらの取組の着実な実施には人材の育成が必要であることから、市町村、森林所有者等への指導等を実施するフォレスターの育成や、森林所有者に対し施業集約化の提案を行う森林施業プランナーの実践力向上及び森林作業道作設オペレーター等の現場技能

---

<sup>30</sup> 森林内にある公道、林道及び森林作業道の総称、又はそれらを適切に組み合わせたもの。

<sup>31</sup> 苗木を植栽する前に、雑草、かん木、伐採した木の枝等を片付けて整地する作業。

者の育成を強化する。

加えて、森林の多面的機能の維持、向上のため、適切な整備及び保全を進めるとともに、森林資源の循環利用を進める上で必要な再造林を効率的かつ確実に実施するため、コンテナ苗の利用等の低コスト化技術の確立と普及に努める。

#### (4) 水産資源の適切な管理と水産業の構造改革

水産物は食料供給源として世界的に需要が高まっているが、水産資源量には限りがあることから、水産業の持続的発展のためには、水産資源の適切な管理とともに、浜ごとに水産業を核とした総合的かつ具体的な取組を定めた「浜の活力再生プラン」の策定や水産物の加工・流通・輸出の取組による水産業の構造改革が必要である。

##### (水産資源の管理の強化)

近年、我が国周辺海域の水産資源は、全体としては概ね安定的に推移しているが、低位水準にある魚種が5割となっており、水産資源の管理の強化を図る必要がある。このため、漁業権漁業<sup>32</sup>、許可漁業<sup>33</sup>及びTAC（漁獲可能量）制度<sup>34</sup>、TAE（漁獲努力可能量）制度<sup>35</sup>による公的な資源管理と資源管理計画に基づく漁業者による自主的資源管理の取組により、漁業活動を適切な水準に管理する。あわせて、外国漁船による違法操業の取締の強化等により水産資源の回復及び管理を図る。また、環境負荷の少ない持続的な養殖業の確立を図り、長期的に漁獲を安定させ、増大させる。

加えて、水産資源の回復、増大等を目指し、漁場の造成、干潟や藻場の保全、造成等生態系全体の生産力を底上げし、漁場環境を保全するための事業を総合的に展開する。

##### (水産物の加工・流通・輸出の取組の強化)

顧客ニーズへの適合を優先した商品づくりのため、販売ニーズや産地情報の共有化及び学校、病院、介護施設等の個別のニーズの的確な把握とともに、「ファストフィッシュ<sup>36</sup>」商品の選定等水産物の消費拡大に取り組み、漁業者等による加工及び販売、他産業と

---

<sup>32</sup> 沿岸の定着性の高い資源を対象とし、都道府県知事が漁場の区域、対象魚種、漁法等を特定し漁業協同組合等に漁業権を免許する漁業。

<sup>33</sup> 主に移動範囲が広い魚種を対象とし、1隻当たりの漁獲量が多い沖合・遠洋漁業等について、農林水産大臣又は都道府県知事の許可制度により、漁船の隻数や総トン数の制限（投入量規制）、操業期間・区域や漁法の制限（技術的規制）等が行われる漁業。

<sup>34</sup> 魚種ごとに年間の漁獲可能量を定め、水産資源の適切な保存、管理を行うための制度。

<sup>35</sup> 資源状態が悪化している漁業資源を早急に回復するため、対象となる漁業と海域を定めた上であらかじめ漁獲努力量の上限を「漁獲努力可能量」として定め、その範囲内に漁獲努力量を収めるように対象漁業を管理する制度。

<sup>36</sup> 手軽・気軽においしく水産物を食べること及びそれを可能にする商品や食べ方のこと。

連携した付加価値の高い新商品の開発、販路拡大の取組等の6次産業化を推進するほか、生産コストの縮減、鮮度保持対策及び衛生管理対策に重点的に取り組む水産物の流通拠点となる漁港への対策の重点化を図り、水産物の生産から陸揚げ、流通・加工までの一貫した供給システムの構築を推進する。

また、「国別・品目別輸出戦略」に沿った輸出促進に向けた取組、輸出先国が求める衛生管理に対応するための水産加工場等のHACCP<sup>37</sup>認定の加速化及び高度衛生管理型漁港整備を推進する。

### （「浜の活力再生プラン」等による構造改革）

漁村及び地域漁業の活性化のためには、地域の実情に応じた方策が必要であることから、浜ごとに水産業を核とした総合的かつ具体的な取組を定めた計画である「浜の活力再生プラン」の策定及び実現を推進する。

水産物の安定供給の基盤となる漁港機能の維持及び向上並びに漁港及び漁村の防災・減災対策の強化により、機能的で災害に強い安全な漁港・漁村づくりを推進する。また、意欲ある漁業者の育成・確保を図るため、収益性の高い新しい操業・生産体制への転換を通じた漁業構造改革を推進する。また、計画的に資源管理、漁場改善に取り組む漁業者を対象にした収入安定対策と燃油等の価格高騰対策を組み合わせた対策を着実に実施する。

これに加え、海の恵みを観光等にも多面的に活用する取組を展開し、漁村地域の活性化を図る。特に、条件が不利な離島漁業の再生については、種苗の放流、漁場監視その他の漁場生産力を向上させる取組、流通体制の改善その他の創意工夫を活かした取組を行う離島の漁業集落に対する支援等を行う。

---

<sup>37</sup> 食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法。

### 第3章 文化及び観光に関する基本的な施策

我が国には、長い歴史に培われてきた風土があり、またそれを背景として育まれた地域固有の多様な文化が存在する。歴史的な建造物、伝統的なまちなみ等の景観、伝統芸能、祭り、伝統工芸等の蓄積が美しい国土を形成しており、これらを維持、継承、発展させることはもとより、日本人自身がその価値を十分に認識した上で、国内外への発信を強化する必要がある。

これらの文化は、魅力ある観光資源となり、あるいは独自の地域産品を生むなど地域の活性化に資する資源にもなる。教育、福祉、まちづくり等、幅広い分野への波及効果を視野に入れた施策の展開がより一層求められている。

人口減少、高齢化等により、地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足が指摘されるなど、地域の文化芸術を支える基盤の脆弱化に対する危機感が広がっており、文化芸術が生み出す社会への波及効果を、こうした諸課題の改善や解決につなげることも求められている。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、我が国の文化の価値を世界に発信するとともに、文化芸術が生み出す社会への波及効果によって諸課題を解決するまたとない機会である。この機会を捕まえて、さらなる文化芸術の振興、地域資源を活用した観光振興等により国内外各層の対流を促進し、地域の活性化につなげることが重要である。

国際競争力のある魅力的な観光地域づくりを進めること等により、国内外から多くの人が地域を訪問すれば、地域独自の文化の発信につながるとともに、観光による対流の増大は新しい文化芸術の創造をもたらす。このように、文化と観光は相互に密接に関連するものであり、その相乗効果により、個性ある地域の発展が期待される。

以上を踏まえ、文化及び観光に関する基本的な施策を、次の基本方向に沿って進める。

- ①文化が育む豊かで活力ある地域社会
- ②観光振興による地域の活性化

#### 第1節 文化が育む豊かで活力ある地域社会

我が国に暮らす人々の日々の営みの中で育まれてきた文化は、住民の地域への誇りや愛着を深めるとともに、地域の個性の基礎となって地域社会の連帯感を強め、郷土愛を生み出している。また、文化は、経済活動において新たな需要や高い付加価値を生み出す源泉ともなっている。

東日本大震災は、文化芸術の果たす役割の重要性を改めて認識する機会となった。人々に精神的な豊かさや感動を与え、人々のコミュニケーションを活発化し、生きる勇気と喜びをもたらす普遍的な力を持つ文化の力が今後一層重要となる。

## (1) 個性豊かな地域文化の保存、継承、創造、活用等

地域に存在する有形・無形文化財、民俗文化財、記念物等の文化財や文化遺産は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためにはなくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎となるほか、貴重な地域資源として地域の活性化にも資するものであり、その適切な保存、継承、創造、活用等を図る。

文化の保存、継承、創造には継続した取組とともに投資が必要である。その一定の部分は公的部門によって担われる必要があるが、それだけでは不十分であり、文化に関心のある多様な主体によって、資金面を含め、継続して支える仕組みが必要である。文化を支える人材を育成し、担い手を確保することや、そのための国民の意識向上も重要な課題である。

### (「日本遺産」の認定等文化財の整備・活用による地域活性化)

人口減少が進展する中で、地域独自の文化芸術や、歴史的な建造物、伝統的なまちなみ等の景観等を地域資源として戦略的に活用することで、地域の特色に応じた優れた取組を展開して対流や移住者の増加につなげる必要がある。具体的には、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化、伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定し、ストーリーを語る上で不可欠な有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備、活用するなど、地域のブランド化を進め、国内外に戦略的に発信するほか、伝統的建造物群保存地区制度等の活用、歴史的風土保存区域の指定による歴史的風土の保存、歴史的風致維持向上計画の認定による歴史的風致の維持、向上を通じた魅力的な地域づくり等、地域の活性化を図る新しい動きを支援し、地方創生の実現を図る。

### (「文化芸術創造都市」の振興等文化芸術による地域活性化)

産業構造の変化により都市の空洞化や荒廃が問題となる中、欧州等では、文化芸術の持つ創造性を活かした産業振興や地域活性化の取組が、行政、芸術家及び文化団体、企業、大学、住民等の連携の下に進められてきた。文化芸術の持つ創造性を地域活性化、観光、産業振興等に領域横断的に活用して地域課題の解決に取り組む地方公共団体を「文化芸術創造都市」と位置付け、表彰等を通じ国内ネットワークの構築等を支援する。具体的な目標として、文化芸術創造都市に関するネットワーク、情報発信、世界との交流拠点に関する機能強化を目指す組織として2013年に創設された「創造都市ネットワーク日本」への自治体の加盟数を、52自治体(2015年6月)から2020年までに約170自治体(全自治体の約1割)とすることを目指す。

地域の出身者にちなんだ文化芸術、文芸、漫画等のミュージアム、屋外展示等の整備

や、空港の名称変更等の公共施設等との連携による情報発信は、地域への誇りと愛着の醸成に資するほか、地域の貴重な観光資源となっていることから、地域の創意工夫による取組を促進する。

#### (伝統的な食文化の普及等)

地域の伝統的な食文化について、早い段階からの関心と理解を深めるべく、学校給食に郷土料理や地元食材の導入を促す。特に我が国の様々な伝統的な和食は多様で豊かな自然と人々の知恵が育んだ食に関する習わしであり、味、美しさ、栄養バランス等に優れ、国際的にも高い関心を集める一方、ライフスタイルの変化により人々の生活との結び付きが薄れつつある。ユネスコ無形文化遺産に登録されたことを契機に、国内外における和食の普及及び拡大に係る取組や、国産農林水産物及び食品の消費拡大に向けた取組を推進する。

伝統的な食文化は、その普及と同時に質の維持も重要である。地域と密接に結び付いた食品等の品質を保持するための仕組みを、生産者を始め地域の関係者が主体的に構築するなどの取組をさらに進めていくことが必要である。同時に、伝統的な食文化は、地域の農業生産や文化的景観と密接にかかわっている。地域内で継続的な消費が行われることは、少量であっても生産を継続し、景観を守ることにつながるため、地域において小さな経済を循環させていくことが重要である。

また、伝統的な食文化に加え、日本の感性を加味した新しい食文化は国際的に高い評価を得ており、新たなマーケットの開拓にもつながっていることから、我が国の食文化に対する国際的な信頼性をさらに高めるため、その魅力を効果的に発信する取組を推進する。

## (2) 文化芸術やスポーツ活動への参加機会等の充実

地域住民は、地域文化の本来的な担い手であり、その文化芸術活動への主体的な参加によって、地域における文化力の向上とともに、充実感を持った生活の実現も図られる。このため、伝統的な行事や祭りのほか、地域に根ざした文化芸術団体の活動等、地域で身近に存在する文化資源の価値を再発見し、地域住民の文化芸術活動への参加を促進する。また、地域住民が質の高い文化芸術に対して鑑賞、参加、創造する機会の拡充を図る。

学校や地域における活発なスポーツ活動や地域に密着したプロスポーツチームの活躍は、地域住民に活力や地域への誇りと愛着をもたらすものである。特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定したこと等から、スポーツへの関心の高まりは顕著であり、実際にプレーする以外にも、観戦、運営ボランティア等、様々な



形態でのスポーツへの参加を促し、地域スポーツ文化の振興を図るとともに、スポーツによる健康増進の取組を推進する。さらに、オリンピック憲章に規定されている「文化プログラム」を、国、文化芸術創造都市を始めとした地方公共団体、民間団体等とともに、全国において実施又は支援することを目指す。

このような取組を通じ、文化芸術に対する鑑賞活動を行う国民の割合を2009年の62.8%から、2020年までに約8割とすることを目指すほか、文化芸術活動を自ら行う国民の割合を、2009年の23.7%から2020年までに約4割とすることを目指す。

### **(3) 世代・地域を越えた異文化間の対流**

異なる文化の対流は、人々の相互理解に資するだけでなく、異文化の融合により新しい文化を創造する。国内各地域間の対流を促進するとともに、積極的な国際文化交流を推進する。伝統文化から現代の文化芸術活動に至る我が国の多彩な文化芸術の積極的な海外発信や国際的な対流の推進は、我が国に対するイメージの向上や、諸外国との友好関係の進展にもつながるものである。

地域文化や文化芸術の継承者となり得る子ども世代を対象に、学校や企業との連携等により文化芸術活動に参加し、体験する機会を充実するほか、高齢者との交流機会を増やして地域の伝統文化を伝承すること等により、将来の担い手の確保を図る。

### **(4) 地域の文化芸術活動を支える環境整備**

文化芸術は、成熟社会における成長の源泉、地域への愛着の深化、周辺ビジネスへの波及効果、将来世代のために継承すべき価値等の社会的便益を有する公共財である。また、文化芸術は、子ども・若者や高齢者、障害者、在留外国人等にも社会参加の機会を開く社会包摂の機能を有している。

しかしながら、文化芸術は、その性質上、市場のみでは資金調達が困難な分野も多く存在していることから、公的部門を含めた様々な主体による支援体制づくりが不可欠である。

このような状況の下、CSR（企業の社会的責任）への認識が高まる中で、企業が自らの理念を持って独自の支援を行うなどの動きの継続、拡充を図ることや、クラウドファンディング等の手法を活用することにより、公的支援だけでは手の届かない地域の文化芸術活動を支える環境が整備され、地域独自の文化芸術活動を様々な主体が支える環境づくりにつながる。

また、大学、民間企業、報道機関等を含む関係機関の連携と協働により、地域文化を振興するとともに、文化芸術の創造性や魅力を教育、福祉、観光、産業等の分野に活用し、地域の活性化を図る取組を推進する。

具体的には、文化芸術活動の拠点である文化施設（文化会館、美術館・博物館、図書館等）について、複数の施設が相互に連携したネットワーク化を推進する。また、余裕教室や廃校施設、廃工場等の遊休施設も含めた様々な空間を、地域の芸術家、文化芸術団体、住民等の公演、展示や練習の場として有効活用を図る。これらの文化施設において、民間の資金、能力やノウハウを活かした、より柔軟な運営によって優れた文化芸術活動が行われるように必要な支援を行う。

また、都市と農山漁村の共生・対流の推進の視点も踏まえつつ、地域の歴史等に根ざした個性豊かな祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の伝統文化に関する活動の継承、発展や、生活及び生業に関連して形成された文化的景観の保存と活用を図る。

### （５）新しい日本文化の創造・発信

近年海外で高い評価を得ている我が国の映画、音楽、ゲーム、マンガ、アニメ等のエンターテインメント・コンテンツは、「クールジャパン」という言葉で語られるように、我が国の文化力の発信によるソフトパワーの強化に貢献するだけでなく、関連産業への波及効果や観光資源としての価値も大きいことから、我が国の魅力ある商品及びサービスの海外需要開拓のための取組を進める。具体的には、地域経済活性化の観点から、関係機関等と連携し、特に地方が主体となって海外に向けて我が国の魅力を伝えるコンテンツの制作や継続的に発信する取組を実施するとともに、クールジャパン機構等を積極的に活用し、我が国の魅力を効果的かつ戦略的に発信する。

通信環境の整備や、ソーシャルネットワーク等の新たなコミュニケーションツールの発達等のICTの発展は、国境を越えた対流を活性化するほか、情報の受発信を容易にするなど、文化芸術活動の創造活動への貢献のみならず、多様で広範な文化芸術活動の展開に貢献する一方で、違法配信等による著作権の侵害の深刻化という新たな課題も生じている。こうした課題を克服し、優れたコンテンツを豊富に生み出し、有効活用するため、クリエイターが適切な報酬を得られるための環境整備、人材育成、コンテンツに関する研究開発等を促進する。

地域資源や地場産品の魅力を高めるためには、機能面での向上だけでなく、人間の感性を重視した新しい価値を提示することが有効であるが、この新しい価値の創造には文化が重要な役割を担うことが期待できる。地域が育んだ文化を深く理解し、新しい価値の創造につなげることができる人材育成を進めるなど、文化を産業面で活かす視点も重要である。

## 第2節 観光振興による地域の活性化

### (1) 国際競争力のある魅力的な観光地域づくり、観光旅行消費の一層の拡大

観光は地域の活性化に資するものであることを踏まえ、国内外の多くの観光客に全国各地を訪問してもらえるよう、官民が連携して魅力的な観光地域づくりを進めることが重要である。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーワールドカップ2019等を契機に、外国人旅行者を全国津々浦々、各地域に呼び込むとともに、その後も国内各地を訪問してもらえるよう取り組むことが必要である。

このため、行政、NPO、地域住民が一体となって、地域に根付く伝統文化、文化遺産、歴史、自然、景観、農林水産物、産業遺産・施設、スポーツ、スノーリゾート、新しい日本文化等の地域資源を発掘、活用し、国内外へ積極的に発信する。その際、地域における関係者の合意形成、マーケティングに基づく戦略策定、観光関連事業のマネジメント等の観光地域づくりの中心となる組織・機能（日本版DMO）を確立し、これらの取組を支援する。また、個々の地域のみならず、複数の地域間で連携を強化し、ストーリー性やテーマ性に富んだ多様な広域観光周遊ルートを形成し、情報発信力を高める。さらに、このような地域の取組に対する支援を行い、地域の観光資源を「日本ブランド」として、JNTO（日本政府観光局）を活用しつつ、海外へ積極的に発信する。加えて、若者の相互理解にも貢献する海外からの教育旅行の受入れを促進する。

国内観光需要の拡大を図るため、一年間に一度も宿泊を伴う旅行に行かない層への対策を強化するとともに、若者旅行や高齢者、障害者による旅行を促進する。さらに、顕在化していない国内の観光需要を掘り起こし、対流の拡大による地域経済の活性化を図るため、テーマ別観光に取り組む地域のネットワーク化や柔軟に休暇を取得できる環境づくりに向けた休暇改革を推進する。

魅力ある観光地域づくりの企画や情報発信を行う観光関係人材の育成を図るため、専門学校、大学、大学院等の教育機関との連携を図る。加えて、地方公共団体が独自に育成する「地域ガイド制度」を導入し、地域における多様な通訳ガイドのニーズに応える。あわせて、観光産業の付加価値生産性向上に向けた取組を推進する。

インバウンドによる観光消費の拡大は、国内での投資や地域の雇用を生み出す原動力となりつつある。地域経済の活性化のためには、インバウンド消費を一層拡大するとともに、インバウンドにかかわる産業の裾野を拡大させ、観光を軸としたサービス産業の付加価値生産性の向上を図る必要がある。このため、外国人旅行者向け消費税免税制度を活用した全国各地の魅力あふれる地域産品や農産品の販売拡大、外国人観光客に訴求するサービスや商品についての「地域ブランド」認定等により、地域におけるインバウンド消費を更に拡大するとともに、幅広い産業を観光関連産業として取り込みつつ、業種を超えた連携を深める取組を推進する。

## (2) 先手を打っての「攻め」の受入環境整備

外国人旅行者の受入環境整備を促進するため、看板、地図及びナビゲーションの多言語対応、無料公衆無線LAN等の通信環境の整備、公共交通機関、公共施設やまちづくりでのバリアフリー化、無電柱化、クレジットカード決済環境、海外発行クレジットカード等で現金を引き出せるATMの設置、地方における免税店数の拡大、ムスリム旅行者のための食事や礼拝環境の改善、通訳ガイドの充実等を進める。

観光地へのアクセスや観光地間の対流を支える交通基盤の整備も重要であり、首都圏空港等の機能強化を図るとともに、空港及び港湾や観光地域を結ぶ鉄道ネットワーク及び道路ネットワークの強化、交通系ICカードの利用エリア拡大等による二次交通等の利便性向上を図る。また、高速バスの活用等により低廉で利便性の高い空港アクセスを確保するほか、高速バスについて、利用情報等の提供の充実やサービス向上の取組を推進するとともに、「道の駅」との連携促進等により、高速バスネットワークの拡充を図る。さらに、訪日外国人旅行者が自ら荷物を運ぶことなく、手ぶらで観光できるよう、宅配運送サービスの充実、そのサービス拠点を明示するための共通ロゴマークを活用した周知等を図る。

外国人旅行者の出入国手続の迅速化、円滑化を図るべく、税関、出入国審査及び検疫(CIQ)に必要な体制の整備を進める。訪日外国人の95%が利用する空港においては、利用者増加に向けた施設の機能強化、航空企業のコスト競争力向上、LCCやビジネスジェットの就航促進等を図る。

また、2020年「クルーズ100万人時代」を目指し、これによる地域の活性化を図るため、クルーズ船社へのウェブサイトを通じた積極的な情報発信、商談会等の開催等を推進するとともに、貨物ふ頭等の既存ストックの有効活用、外航クルーズ船に多様なサービスを提供する場としての「みなとオアシス」の活用、クルーズふ頭における免税店制度の活用等、クルーズ船の受入環境の改善を進める。

今後、多様な国・地域から幅広い外国人による多様な滞在ニーズに対応するため、ビザ要件の戦略的な緩和を進めるとともに、外国人富裕層を対象とした観光目的による滞在期間最長1年の長期滞在制度も活用し、成長著しいアジアを中心に増加する富裕層の需要を取り込む。また、冬季のスノーリゾートの活用、外国人旅行者が怪我や病気になった際の対応を含めた医療との連携及び体験学習等の多様化、高付加価値化を推進するとともに、海外における認知度の向上を進める。

## (3) 質の高い観光を通じた対流の拡大

外国人旅行者に、我が国の歴史、文化、芸術を深く理解し、よく知ってもらうため、我

が国の文化財の価値や魅力を伝える外国語でのわかりやすい解説の充実を図るとともに、我が国の歴史や文化に関心の高い欧米等からの旅行者に訴求する質の高い日本文化体験プログラムの充実等により、地域の文化芸術の魅力を発信し、日本文化への理解を深める。

また、国際会議、国際文化・スポーツイベント、国際展示会・見本市等の誘致、開催は、我が国の都市の魅力を発信し、ビジネスを呼び込み、我が国の経済をより力強いものとするだけでなく、世界レベルの知見や動向、国際水準の技芸や学術又は様々な文化に接する機会の増大、対流を通じた地域の活性化等にも資する。これまでの学会を中心とした国際会議の誘致に向けた取組に加え、企業が主体となる国際会議、イベント、展示会等の誘致に向けた取組を拡大し、国際的な対流を促すことが重要である。このため、主要分野の学会や協会に対して強い影響力を有し、当該分野の国際的なネットワークを有するMICEアンバサダー等による誘致活動の促進等、国を挙げた一体的なMICEの誘致、開催に取り組む。企業が実施する研修旅行やインセンティブ旅行についても、誘致のためのキーパーソンの招請等を積極的に行う。また、二国間対話や、国連世界観光機関（UNWTO）、ASEAN+3を始めとする観光分野における多国間協力の枠組みを通じ、観光交流を推進する。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機として、我が国の歴史、文化やその魅力を世界に力強く発信し、インバウンド政策を一層推進する。事前キャンプの誘致等、外国人が全国各地を訪問するための取組を行うとともに、「ホストシティ・タウン構想」により全国の地方公共団体と参加国・地域との人的・経済的、文化的な相互交流を図り、2020年以降も多様な国・地域からの観光客の誘致を促進する。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催後を見据えて、外国人や障害者を始め誰もが安心して利用できるようユニバーサル・デザイン化された公共施設及び交通インフラを整備するとともに、地域の歴史、文化等の魅力を観光資源として磨き上げるなど、ハード・ソフト両面のレガシーを遺し、発展させる。

#### （４）訪日外国人旅行者の飛躍的増加に伴う国土づくり

「観光立国」の推進により、「訪日外国人旅行者数2000万人時代」の早期実現を図り、さらに、3000万人を超える外国人旅行者が訪れるような、世界に誇る魅力あふれる国づくりを目指す必要がある。このためには、交通機関、宿泊施設等を始めとする受入環境の整備が必要であるが、それに留まらず、多くの外国人旅行者を日常的に迎える時代に対応した国土づくりを進めることが必要である。

さらに、外国人旅行者の飛躍的増加により、我が国と諸外国との間でヒト、モノ、カネ、情報の活発な対流が促進され、幅広い分野において新たなイノベーションが創出さ

れることが期待される。我が国を真に世界に開かれた国とし、活力ある地域社会を実現できるよう、観光立国に対応した国土づくりが必要である。

このため、例えば、これまで外国人旅行者が訪れる機会が少なかった地域を国内外の旅行者が訪れるようになることを見据え、公共交通機関の整備、高精度測位技術の活用等により、きめ細かな移動の円滑化を図る。また、商業施設、公共施設、医療施設等様々な施設について、ユニバーサルデザインの徹底や、外国人が利用できる医療施設に関する情報提供等により、誰もが利用しやすい環境の整備を推進する。これらを通じて、外国人目線も考慮に入れた、コンパクト＋ネットワークの構築を進める。

安全・安心という面からは、自然災害の多い我が国においても外国人旅行者が安心して移動、滞在できるよう、災害時における外国人旅行者に対する情報提供や避難誘導の徹底等、防災体制の充実を図る。

外国人旅行者にとって大きな問題である「言葉の壁」をなくすためには、多言語音声翻訳機等の開発、普及が有力な手段となる。このような技術革新を踏まえて、我が国における語学教育のあり方について、新たな取組が必要となる可能性もある。

さらに、外国人旅行者に我が国の歴史的、文化的な魅力や各地の特色ある地域文化を知ってもらい、そして、理解を深めてもらうことが重要である。他方、日本人も外国人旅行者の文化、習慣等を理解する必要がある。そのためには、我が国や諸外国の風習、マナーも含め、文化に関する相互理解を深めていく取組が求められる。

## 第4章 交通体系、情報通信体系及びエネルギーインフラに関する基本的な施策

国際化の進展やアジア諸国の急成長の中で我が国の成長力を高めるためには、我が国の企業やヒトが海外とつながり、海外の企業やヒトがもたらす成長力を取り込む必要がある。

また、多様な個性を持つ地域が対流を通じて自立的に発展する国土の実現に当たっては、地域と地域がこれまでも増して緊密な連携と競争を繰り広げる一方で、東アジア諸地域との直接的な対流を通じてその成長のダイナミズムを取り込むことによって、地域が有する固有の資源、蓄積、魅力等を活かしつつ活力と多様性に満ち安定した成長を達成することが必要である。

一方で、小さな拠点、コンパクトシティ、経済・生活圏の形成のためには、交通、情報通信及びエネルギーインフラの維持、向上が不可欠である。

このため、地域が他の地域や近隣の東アジア諸地域と直接結ばれる陸海空の横断的な視点に立った交通体系及び情報通信体系の構築を総合的に進め、全国の基幹的なネットワーク機能を確保する。また、交通機関がそれぞれの特性に応じて役割分担し、有機的かつ効率的な交通ネットワークを形成するため、ハード・ソフト一体での取組を推進する。さらに、エネルギーを確実かつ円滑に供給し、安定的かつ低コストなエネルギー供給構造を実現するため、エネルギーインフラの充実を図る。

以上を踏まえ、長期的な構想も展望しつつ、交通体系、情報通信体系及びエネルギーインフラに関する施策を、次の基本方向に沿って進める。

- ①総合的な交通体系の構築
- ②情報通信体系の構築
- ③エネルギーインフラの充実

### 第1節 総合的な交通体系の構築

交通は、国民の日常生活や社会生活の確保、活発な地域間交流、国際交流や円滑な物流を実現し、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図るための社会的な基盤である。交通がその機能を十全に発揮するためには、道路、鉄道、港湾、空港等がそれぞれの特長に応じて役割分担し、有機的かつ効率的な交通ネットワークを形成する総合的な交通体系を整備する必要がある。高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等の高速交通ネットワーク、首都圏空港、国際コンテナ戦略港湾等の早期整備・活用を通じた対流の促進を図る。

なお、その際は、交通施設の大規模災害等への備えを万全なものとする、交通を担う人材を確保・育成すること等交通の安全・安心の確保も重要である。

## (1) 国際交通拠点の競争力強化

国際化がますます進展する中で我が国の存在感を高めるためには、東アジアと世界を結ぶ国際ゲートウェイ機能や東アジアにおける我が国の交通ネットワークの拠点機能を有する、総合的かつ重層的な国際交通体系を構築する必要がある。

我が国のみならず東アジア諸地域でもその機能が共有される世界規模でのヒトやモノの流れの拠点形成に向けて、ゲートウェイ機能の強化、都市圏間的高速交通ネットワークの充実、強化等により、国際競争力のある都市圏形成のための交通体系を構築する。

### (拠点空港の機能強化に向けた取組)

経済の国際化の進展により、国境をまたぐ投資やビジネスの往来が活発化し、アジアを始めとする海外諸国が急成長を遂げている。特に、中国、ASEAN諸国等では、国民所得の増加により海外に旅行する中間層が増大すると見込まれている。このため、増大する世界の航空需要を取り込もうと、航空企業間や拠点空港間で国際競争が激化している。一方、我が国の航空企業や空港は、諸外国・地域と比べ、路線ネットワークの規模だけでなく、旅客数、運賃、コスト等の水準で優位にあるとは言えず、改善が急務である。

このため、我が国の国際航空ネットワークを充実させ、国内外の需要を広く取り込むとともに、東アジア、中でもASEAN諸国と我が国を結ぶネットワークの形成を促進し、アジア-北米間を始めとした国際・国際間乗継需要の積極的な取込みを進めるため、空港処理能力の確保及びネットワークの充実化に向けた方策を推進する。

具体的には、首都圏空港においては、東京国際空港において飛行経路の見直し等により空港処理能力の拡大を図るとともに、国際・国内の乗継ぎ利便性の向上に向けた取組を推進する。また、成田国際空港においては、高速離脱誘導路の整備等により空港処理能力の拡大を図る。

関西国際空港及び大阪国際空港については、民間事業者の柔軟な創意工夫による空港ビジネスの展開を可能とするコンセッションを実現し、関西国際空港の国際拠点空港としての再生、強化、関西の航空輸送需要の拡大等を図る。

中部国際空港においては、将来の完全24時間化という課題を見据え、空港機能の充実を始めとする空港活性化の取組を推進する。

那覇空港及び福岡空港については滑走路増設等を推進するとともに、新千歳空港については遅延解消や混雑緩和のため、ILS（計器着陸装置）の双方向化等を実施するなど、地域の拠点空港等の機能強化を図る。

また、LCC等の参入促進、オープンスカイの拡大及び航空企業のコスト競争力向上を図る。

さらに、空港・航空サービスの安全の確保を図るため、定時性及び効率性に配慮しな



がら、搭乗旅客及び機内持ち込み手荷物検査、航空貨物検査等の適切な実施を確保する。空港制限区域内への不法侵入や不法妨害行為を防止するための施設整備を行う。

なお、国管理空港等において、民間能力の活用や航空系事業と非航空系事業の一体的経営を通じた空港経営改革を推進する。

### （国際的な物流拠点の形成に向けた取組）

生産活動の国際化にともない、輸送コストの削減、在庫損失が発生する危険性の回避等の物流効率化が企業競争力を左右することとなるため、アジアの生産ネットワークの中で事業活動を繰り広げる我が国企業においても、調達、生産、販売等を総合的に管理し最適化を図るSCM（サプライチェーンマネジメント）の構築が必要不可欠となっている。このようなSCMを支えるため地球規模でのターミナル事業展開を行う海外の物流事業者は、最新のICTを活かした流通・在庫管理、流通加工等の高度な物流機能（ロジスティクス機能）を競って強化するとともに、世界の主要港湾間や主要空港間のネットワーク化を進め取扱貨物のシェア拡大を進めている。

国際コンテナ戦略港湾においては、基幹航路で輸送されるコンテナ貨物を広域から集貨する取組を進める。このため、国際フィーダー輸送や鉄道フィーダー輸送の強化等の多様な国内輸送ネットワークの充実等、抜本的かつ強力な集貨を促進する。また、国際コンテナ戦略港湾背後における貨物需要を創出するため、流通加工機能を備えた物流施設のふ頭近傍への誘致、集積により、ロジスティクス・ハブ機能の強化を図る。また、コンテナ船の大型化に対応した大水深の岸壁を整備し、港湾運営会社へ直接貸し付けること等により港湾コストの大幅な低減を図る。さらに、港湾運営会社に対する国からの出資により、国、港湾管理者及び民間の協働体制を構築することで、国際コンテナ戦略港湾への全国からの貨物集約や国際的なポートセールス活動を強力に進める。これらの施策により、我が国と北米・欧州とを結ぶ基幹航路の維持、拡大を図り、グローバルに展開する我が国立地企業のサプライチェーンマネジメントに資する多方面かつ多頻度の直航サービスの充実を図る。

穀物、鉄鉱石及び石炭については、国際バルク戦略港湾を核とした安定的かつ効率的な海上輸送網を形成するため、穀物にあつてはパナマ運河の拡張も見据えつつパナマックス級以上の船舶<sup>38</sup>が、石炭にあつてはケープサイズ級の船舶<sup>39</sup>が、鉄鉱石にあつてはVLOC級の船舶<sup>40</sup>が、それぞれ入港することが可能となるよう港湾機能の拠点的な確保に取り組むとともに、民の視点を取り込んだ効率的な運営体制の確立、船舶の運航効率改

<sup>38</sup> 船型 6～7 万 DWT 程度の船舶

<sup>39</sup> 船型 10～20 万 DWT 程度の船舶

<sup>40</sup> 船型 30 万 DWT 程度の船舶

善のための制限の緩和及び港湾間や企業間の連携の促進に取り組む。また、エネルギー輸送ルートが多様化に対応した海上輸送体制の確立を進める。

地域の産業・生産基盤を担い、国民生活の安定を支える港湾の整備及び拡充を通じて、産業物流のコスト低減及びサービス水準の向上を図り、地域活性化や企業立地の促進につなげる。また、相互に補完性の高い港湾サービスの提供に向けて港湾の広域的な連携を促進するほか、外貿岸壁や内貿岸壁の一体運用、港湾と鉄道貨物駅のアクセス強化等によって国際輸送と国内輸送のシームレス化を推進する。

国際航空貨物についても、豊富な北米との旅客便ネットワークを活かしたアジア－北米間を始めとする国際トランジット貨物や生鮮品輸送を積極的に取り込むことに加え、地域の成長産業の重点的な育成や振興を支えるための航空物流機能の強化を図る。

なお、迅速で円滑かつ低廉な物流システムが十分にその機能を発揮できるよう、港湾及び空港の機能強化だけでなく、国際物流に対応した高規格幹線道路等の道路ネットワークの強化や、首都圏の高速道路における新たな料金体系の導入等による既存高速ネットワークの効率的活用及び機能強化を推進する。

## (2) 東アジアとの対流の促進

東アジアの成長を取り込み、我が国経済の発展を図るため、我が国と東アジア諸地域との生産、貿易、交流等ネットワークの拠点形成に向けて、ゲートウェイ機能を強化するとともに、日本海・太平洋2面活用型国土の形成のための高速交通ネットワークの強化を図るなど、東アジアとの対流を促進するための交通体系を構築する。

また、東アジア諸地域の成長による観光、ビジネス等の需要増大に対応するとともに、国内の空港と東アジア諸地域との間が国内に準じた時間距離であることを活かすため、国内の各地域がアジアの近隣都市と航空ネットワークにより直接つながることができるよう、既存の空港施設を有効に活用しつつ、空港能力の向上、背後都市とのアクセスの利便性向上、バリアフリー化、税関、出入国管理、検疫（C I Q）等手続きの迅速化、多言語対応、公衆無線LAN環境の整備等のハード・ソフト両面にわたる空港利用環境の向上を図る。

東アジアとの国際物流においても定時性、速達性、輸送頻度等の点で国内物流と同水準のサービスが求められることから、地域において国際フェリー、RORO船等による高速海上輸送、航空貨物輸送等を駆使した複合一貫輸送サービスの利点を享受できるよう、物流需要を的確に見定めつつ、港湾及び空港の有効活用並びに道路、鉄道等のアクセス網の充実を通じたゲートウェイの形成を図る。あわせて、これら港湾及び空港と物流拠点間を結ぶ幹線道路ネットワークの構築、鉄道貨物輸送力の増強等によって、国際貨物を迅速かつ円滑に処理できる陸海空の総合的な輸送ネットワークの構築を推進する。

その際、東アジアにおけるシームレスで効率的な物流を実現するため、パレット等物流機材の標準化、ASEAN諸国等へのNEAL-NET（北東アジア物流情報サービスネットワーク）の拡大、チャーシの相互通行の拡大等の取組を推進する。また、近年の我が国の対アジア貿易において、循環資源物流が増加していることから、国際循環資源取扱港湾の拠点化と循環資源の追跡可能性（トレーサビリティ）の向上による管理の適正化を図る。

### （３）地域間の対流を促進する国土幹線交通体系の構築

道路、鉄道、港湾、空港等がそれぞれの特性に応じて役割分担し、有機的かつ効率的な交通ネットワークを形成する総合的な交通体系を整備する。

なお、交通基盤施設の耐震性強化、無電柱化の推進等を図るとともに、これらを有機的に結節することでネットワーク性を強化し、地域相互間の安定的で安全な対流を促進する。

#### （総合的な陸上交通網の形成）

国土を縦貫あるいは横断し、全国の主要都市間を連結するものとして14,000kmの高規格幹線道路網が構想された。

規格の高い道路ネットワークは、大都市圏及び拠点性の高い都市を結ぶ高速鉄道網とともに、基幹的な高速陸上交通網の役割を果たすことが期待される。

このため、地域や拠点の対流を支える道路ネットワークの強化、迅速かつ円滑な物流を実現する三大都市圏環状道路、港湾及び空港へのアクセス道路、代替性確保のためのミッシングリンクの解消等に重点をおいてコスト縮減を図りつつ効率的な整備を推進する。湾口部、海峡部等を連絡するプロジェクトについては、長期的視点から取り組む。

地域間の対流を促進する幹線鉄道的高速化を一層推進する。整備新幹線については、2015年1月の「整備新幹線の取扱いについて（政府・与党申合せ）」に基づき、2012年6月に着工した区間の着実な整備を進める。在来線については、軌間可変電車や電化・非電化の両方に対応できるハイブリッド型車両の開発等の新たな鉄道技術の動向を踏まえつつ、新幹線との直通運転化、新型車両の導入等により高速化を進め、新幹線と在来線が一体となった高速鉄道ネットワークを形成する。

リニア中央新幹線については、建設主体である東海旅客鉄道株式会社による整備が着実に進められるよう、国、地方公共団体等において必要な連携・協力を行う。

環境負荷低減及び物流のより一層の効率化を図るため、鉄道、内航海運等の大量輸送モードへの転換を図るモーダルシフトを促進する。また、共同輸配送を支援するマッチングによる輸送の集約化等の幹線輸送の効率化、コンテナのラウンドユース（往復利用）、

国際海上コンテナの内貨転用の取組等広域的な視点での物流システムの構築、物流効率化に資する物流施設の集約化や大規模で高度な物流施設の整備の促進等、荷主及び物流事業者の連携により物流の低炭素化に向けた取組を一層進める。加えて、宅配便における受取方法の多様化、パワーアシストスーツ等物流分野における最新技術の開発、普及等を促進する。

さらに、低床の鉄道コンテナ貨車を開発、調達し、従来鉄道で輸送できなかった輸送区間において海上背高コンテナを鉄道輸送する実証実験を推進するとともに、鉄道における低炭素化を促進するため、エコレールラインプロジェクト<sup>41</sup>の推進を図る。

#### (効率的な海上輸送網の形成)

CO<sub>2</sub>の排出量が少ないなど環境への負荷が小さく、エネルギー効率の高い大量貨物輸送が可能な内航船の更なる利用促進を図るため、三大湾及び北部九州並びにその他の地方の拠点港湾をターミナルとして、太平洋、瀬戸内海、日本海等沿岸部の人口及び産業集積地を相互に連結するとともに、海峡部、島しょ部を連結する全国海上輸送網の安全性及び定時性の更なる向上を図る。特に、高速コンテナ船、フェリー及びRORO船<sup>42</sup>の活用、陸上交通網との円滑な接続による物流の効率化等を図ることは重要である。このため、複合一貫輸送網の拠点となる港湾については、船舶の大型化に対応した係留施設等の整備、防波堤の整備による静穏度の確保、幹線道路と接続する臨港道路の整備及び港湾背後地の物流拠点の機能の充実を図る。また、船舶における低炭素化を促進するため、省エネ船等の建造の推進を図る。

#### (国内航空輸送網の形成)

東京国際空港及び成田国際空港においては、航空交通システムの高度化を図るほか、乗継利便性の向上を図る。また、その他の空港においても、航空の定時性や安定性を確保するための航空機就航率の向上、近隣都市とのアクセス機能の向上及び空港のバリアフリーの推進等航空サービスの向上のための施策を推進する。あわせて、震災時における緊急物資・人員輸送や航空網を維持するため、空港施設の耐震性向上を図るとともに、保安体制の向上、適切な維持更新による機能維持等を推進する。

また、モデル的取組による実証調査を行うほか、拠点空港を経由した乗継利用の促進、

---

<sup>41</sup> 鉄道駅、運転司令所等に対する再生可能エネルギーの導入、エネルギーを効率的に使用するための省エネ設備の導入等、路線丸ごとの省電力化、低炭素化について計画的に取り組む鉄道事業者を支援することで、鉄道の省電力化、低炭素化技術の普及を促すプロジェクト。

<sup>42</sup> ROLL-ON/ROLL-OFF船の略で、貨物をトラックトレーラに積載したまま、岸壁から船舶に積み込み、又は船舶から岸壁に積み卸す荷役が可能な船舶。

小型機材に係る着陸料又は航行援助施設利用料の軽減措置等により地方航空ネットワークを維持する。加えて、航空における低炭素化を促進するため、エコエアポート<sup>43</sup>の推進を図る。

#### (4) 地域交通体系の構築

急激な人口減少、高齢化の進展、地方から東京圏への人口流入、クルマ社会の進展等により、地域の生活の足の確保が大きな課題となる中で、地域にとって最適な公共交通ネットワークの実現を強力に推進するため、地方公共団体が中心となって、土地利用等の都市計画等と連携し、小さな拠点、コンパクトシティ、連携中枢都市圏等の形成にも資するよう、交通ネットワークの再構築を図る。

地域が有する資源や魅力を活かし、生産、物流、観光等の経済活動を支援するため、経済や生活の拠点となる都市間を結ぶ幹線交通ネットワークの強化等、地域の活性化を支援する交通体系の整備に取り組む。

あわせて、中心市街地等の「まちなか」において、歩行空間の確保、バリアフリー対策等を十分に講じることにより、人が主役となる交通環境の提供を推進する。

また、集落地域等において、高齢者等の移動制約者のモビリティ、医療機関へのアクセス確保等の生活機能維持のための交通ネットワークの充実、強化を図る。

これらの施策を推進することにより、異なる個性を持つ地域の主体的な連携を促し、さらには多様で異質なヒト、モノ、カネ、情報の対流促進を図る。

#### (地域における総合的な交通政策の推進)

地域における都市圏等の規模や構造に適切に対応し、人口減少の時代においても持続的に経営可能な公共交通手段を確保するために、地域公共交通網形成計画制度も活用しながら、鉄道、LRT、モノレール、新交通システム、バス等の様々な交通手段を適切に選択し、組み合わせるとともに、それらの結節点において歩行者、自転車、自家用車、公共交通等の乗換えの円滑化を推進する。その際、複数の公共交通機関の事業者間の連携によるサービスの向上、パークアンドライドの導入等を促進する。あわせて、交通系ICカードの利用エリア拡大等公共交通機関の利用者利便の向上を図る。

都市の周辺集落等においては、地域の需要に応じた旅客輸送を確保するため、デマンドバス、乗合タクシー等の普及促進により、高齢者、通学者等自家用車で移動できない人のための公共交通手段の機能維持、向上を図る。

また、地域交通の実態として、日常の移動において自家用車が重要な役割を果たして

---

<sup>43</sup> 空港及び空港周辺において、環境の保全及び良好な環境の創造を進める対策を実施している空港。

いるという現実にも立脚し、自家用車の利点を活かすため、ITS等の技術を活用した情報提供を進めるとともに、道路構造上の走りやすさに関する情報の活用等を進める。

さらに、これらの輸送の安全性及び安定性の確立に向け、事故防止対策の更なる推進を図るとともに、事故の発生や、システムダウン等による輸送障害が発生した際の影響の最小化のための取組を進める。

#### (地域の活性化を支援する交通体系の整備)

地域が有する資源や魅力を活かし、他の地域との対流を促すことにより、生産、物流、観光等地域経済活動の広域的な展開につなげていくことが求められる。このため、これらの経済活動を先導する民間プロジェクトにあわせて、地域の港湾、空港、産業集積、地域観光資源等を相互に結ぶ規格の高い道路、高速鉄道その他の公共交通機関等の機能向上及び接続の円滑化によるネットワークの強化及び物流拠点の整備を総合的に推進する。その際、都市への自動車の流入の抑制と幹線道路の隘路の解消や沿道環境の保全に向けて、三大都市圏環状道路や都市間を相互に結ぶ道路ネットワークの強化を推進するほか、高速道路の渋滞ボトルネック対策、バイパスの整備、環状道路の整備、主要な渋滞箇所における交差点改良、「開かずの踏切」等による渋滞の解消や踏切事故防止のための連続立体交差化等の対策を重点的に推進する。

また、国際標準コンテナを積載したトレーラー等の貨物車交通の市街地への流入を回避するため、幹線道路ネットワークの構築や大型車誘導区間の追加指定、高規格幹線道路等のインターチェンジから港湾及び空港への迅速な接続を可能とするアクセス道路等の整備、交通結節点における大規模物流拠点の形成促進及び首都圏の高速道路における新たな料金体系の導入の実施を重点的に進める。

さらに、地域と一体となったコンパクトな拠点の形成、地域経済の活性化及び高規格幹線道路に隣接する主要施設へのアクセス性向上に資するスマートICの整備等を促進する。また、VICS（道路交通情報通信システム）による即時的な道路交通情報の提供等、ITSを用いた安全で効率的な移動の実現を推進する。このほか、自動走行システム、DMV（線路と道路の両方を走行できる車両）、IMTS（軌道系システムとバスシステムを融合させた新交通システム）等の新たな輸送手段の実用化に向けた取組を推進する。

都市鉄道については、新線建設や複々線化の推進のほか、オフピーク通勤の普及促進等を図ることにより、混雑率の緩和を目指す。また、既存ネットワークを有効活用した連絡線等の整備による速達性の向上及び鉄道駅内外の一体的な整備による交通結節機能の高度化を図るほか、空港アクセス鉄道の整備等による交通の利便性向上を推進する。

地方の鉄道については、地域住民の日常生活や企業活動に直接的な効用をもたらす交

通基盤のなお一層の活用を図るために、環境にやさしい交通手段の選択や利用に向けた国民一人一人の意識転換を促す取組を推進するとともに、受益者である地域の地縁型コミュニティ、NPO、地域の企業等の多様な主体が協働し、地域でまもる地域の鉄道（マイレール）等にみられる様々な取組を展開することによって、地域独自の交通基盤としての新たな付加価値を創出することも重要である。また、地域公共交通網形成計画の枠組みを活用して、鉄軌道利用者の利便性向上を図るための施設の整備を支援し、地域が行うサービスの向上や利用の活性化の取組を推進する。

### （人が主役のまちなか交通体系の整備）

行政機関、教育研究機関、医療施設、商業施設等の広域的都市機能が効果的に集積したコンパクトなまちづくりを進めるためには、公共交通機関と自家用車が適切な役割分担の下にその長所を活かしあい、都市における移動の利便性が確保される必要がある。このため、総合的な交通政策を戦略的に推進し、交通の分散を図るバイパス及び環状道路の整備、主要な渋滞箇所における交差点改良等の道路整備による対策とあわせて、交通行動の変更を促すTDM（交通需要マネジメント）の推進等により、中心市街地等の渋滞ピークの平準化、事故の削減を図る。

また、極めて身近な交通手段である自転車の活用は、環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康増進等を図る上で重要である。このため、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づく自転車ネットワーク計画の策定を推進し、安全で快適な自転車通行空間を確保するとともに、観光振興等自転車を活用した取組と連携する。

バリアフリーの推進、沿道緑化等による安全で快適な歩行空間ネットワークの形成や、中心市街地等において、歩行者と公共交通機関が共存する区域（トランジットモール）の導入等も視野に入れ、道路空間の魅力向上やまちのにぎわい創出を図ることにより、歩いて暮らせる「まちなか交通」の環境整備を進める。その際、低床型バス等の導入を通じた公共交通機関のユニバーサルデザインを推進するほか、幅の広い、ゆったりとした歩道、電線等のライフラインを地中に収容するための電線共同溝等の整備及び駐車場の適正配置を通じ、歩行者等に配慮した「地域の顔」としてうるおいのある道づくりを進めていく。自動車交通を安全性の高い高速道路等へ転換し道路の機能分化を図ることにより、生活道路を歩行者、自転車中心の空間に再生することが重要であり、車両の通過交通抑制及び速度低減による安全な歩行空間の確保等を目的として、面的な速度規制と連携した交通事故抑制対策を推進する。

また、視覚・聴覚障害者等に対応した情報提供の充実を図るべく、公共交通機関の旅





サービスの利用を可能とするオープンな情報通信インフラを有線・無線の両面で整備することが重要である。

これまでの取組により、光ファイバー、モバイル通信等ブロードバンド環境が整備されてきたが、世界最高レベルの環境を確保し、さらに、正確な位置情報、時刻情報等とともに膨大なデータを利活用できる環境を適正かつ安全に発展させる。また、耐災害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から、離島を含むすべての地域におけるブロードバンド環境を整備するとともに、対流を促進し、我が国と世界をつなぐ信頼性、安定性の高いグローバルな情報通信インフラの整備を進める。

I C T利活用の裾野を広げ、分野や領域を超えた膨大なデータの利活用や様々なモノがネットワークにつながるM2M<sup>46</sup>、I o T<sup>47</sup>等の普及促進によって新たな付加価値を創造するとともに、変革のスピードを向上させ、産業構造や社会生活において新たなイノベーションを可能とする社会の構築につなげる。

また、サイバー空間を取り巻くリスクが急速に深化する中、サイバーセキュリティ対策の拡充、サイバー攻撃への対処能力の向上等を図る。

これらは世界最先端I T国家創造宣言工程表に基づき、着実に進めることとする。

## (1) 情報通信インフラの整備

低廉かつ高速のブロードバンド環境が利用できるよう事業者間の公正な競争条件の確保等の競争政策や、新たなワイヤレス産業の創出等にも資する電波の有効利用を引き続き推進するとともに、過疎地、離島等の不採算地域においても、地域特性を踏まえつつ、高速のブロードバンド基盤の整備と確保を図る。また、観光地、防災拠点等における無料公衆無線LANの整備を促進する。

光ファイバー並み（最速1Gbps）の高速通信を実現する第4世代移動通信システムの導入を促進するとともに、周波数の使用効率の一層の向上を可能とし、M2M、I o T、I o E<sup>48</sup>の通信基盤となることも期待される第5世代移動通信システムの実現に向けた研究開発や国際標準化に取り組む。また、世界最高レベルの光通信技術やネットワーク仮想化技術の実用化を目指す。

### (通信・放送における耐災害性の強化と災害時等の情報伝達)

通信インフラは、大規模災害等の緊急時には、緊急通報や災害時優先電話を始め安否

---

<sup>46</sup> ネットワークにつながれた機械同士が人間を介在せずに相互に情報交換し、自動的に最適な制御が行われるシステムのこと。

<sup>47</sup> モノのインターネット。パソコンや携帯電話に限らず、センサ、家電、車等様々なモノがインターネットでつながること。

<sup>48</sup> すべてのヒト、情報システム（業務プロセスとデータ）、モノがインターネットでつながること。

確認等のための通信手段を提供するとともに、警察・防災通信等基本的な行政機能の維持に必要な通信手段を提供するなど、国民の生命の安全確保、国家機能の維持等を担うことになる。緊急時の通信手段として音声通話は重要な役割を有し、その利用を最大限確保することが必要であるため、ネットワーク全体としての疎通能力を向上させる取組を進める。また、音声通話に利用が集中しないように他の通信手段を充実、改善する取組や、音声通話以外の通信手段の利用を促進するための適時適切な情報提供、災害に強い情報通信の実現に向けた研究開発等を総合的に推進する。

また、テレビ、ラジオ放送等は極めて高い公共性を有しており、日頃から国民生活に必要な情報をあまねく届け、災害や国民的な関心事に関する重要な情報を国民に瞬時に伝達できることから、民放ラジオの難聴解消の支援や放送ネットワークに関する耐災害性の強化を進める。

さらに、災害による被害を最小限にとどめるため、災害に関する情報が確実かつ迅速に住民へ届くよう、地方公共団体が発する災害情報を集約し、既存の多様なメディアを通じて住民へ伝達するシステムの普及を図る。

## **(2) ICT・データ利活用の促進**

### **(ビッグデータ等の利活用の推進)**

ICTにより流通、蓄積されている個人、機器及びインフラの行動、状態等に関する膨大なデータ（ビッグデータ）の利活用を促進するため、データやネットワークの安全性及び信頼性の向上、相互接続性の確保、大規模データの蓄積、処理技術の高度化等、共通技術の早期確立を図るとともに、新ビジネスや新サービスの創出につながる新たなデータ利活用技術の研究開発及びその利活用を推進する。行政、民間企業等のデータの分野横断的な流通を促進するとともに、これらを活用する環境の整備を進める。

また、公共データをオープンにしてビジネスや官民協働サービスで容易に利用できるよう、国、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含めて自由な編集、加工等を認める利用環境を整備する。このため、オープンデータに係る基盤の整備を進めるとともに、データカタログに登録するデータの充実を図る。

### **(ワーク・ライフ・バランス実現のためのICT環境整備)**

ICTを活用して場所にとらわれない柔軟な働き方ができるテレワークを社会全体へと波及させる取組を推進し、女性の社会進出、労働力の確保、男性の育児参加、仕事と介護の両立等を促進するなど、労働者のワーク・ライフ・バランスを実現する。

また、過疎地、離島等においてブロードバンド環境の整備を進めることにより、テレ

ワークやクラウドソーシングの実現、地域の特性に応じた遠隔医療の推進、離島等における高等学校の教育機会を充実する遠隔教育の普及、促進等を進めることが可能となり、地方への移住を促すことが期待できる。

このため、仕事をどこにいても行うことができるテレワーク本来の特性を引き出す環境を整備する。また、医療機関を始めとする遠隔医療、在宅医療・介護及び生活支援サービスを担う関係者が、情報を共有し連携することで地域を越えて効率的かつ効果的な医療・介護サービス提供等を可能とする医療情報利活用基盤の構築を目指す。遠隔教育では、実施体制、環境等を整備する。

さらに、超高精細映像技術（4K・8K）やスマートテレビを活用した放送サービスやデジタルサイネージの実用化を図り、高精細で高臨場感なテレビ会議、遠隔医療等への利用を拡大する。

#### （ICT活用によるストレスフリー社会の実現）

外国人旅行者にも使いやすい公衆無線LANの認証手続き簡素化等の利用環境を実現するとともに、観光や防災の情報配信における公衆無線LANとデジタルサイネージ等の相互連携を推進する。

また、多言語音声翻訳技術の翻訳精度の向上を図るとともに、観光地、商業施設、病院等を始めとする様々な地域拠点での性能評価を行う社会実証の実施を通じて、世界の「言葉の壁」をなくし、グローバルで自由な対流を実現する。

さらに、外国人旅行者だけでなく誰もが自由に自律的に移動できるよう、屋内外の電子地図、屋内測位等の高精度測位技術を活用し、位置に応じたバリアフリー情報の提供、案内情報の多言語による提供等、円滑な人の移動を支援するICT環境の整備を推進する。

#### （国際貢献及び国際競争力強化に向けた展開）

様々な分野におけるICTの利活用は、インフラ輸出の新たなフロンティアであり、国内戦略と国際戦略を連携させ、機動的で実効的な官民連携体制を整備し、我が国の知見を総合的に活用してパッケージで海外展開することにより、国際貢献と我が国の国際競争力強化に貢献する。

また、地域の魅力を伝える放送コンテンツ等の製作や現地化（字幕付与等）及び継続的な発信活動等に対する支援を行い、放送コンテンツ等の海外展開を促進する。

### （3）情報通信社会の安全・安心の確保

情報システム、情報通信ネットワーク等により構成され、多種多量の情報が流通する

仮想的な空間であるサイバー空間は、日常生活、経済社会、行政活動等、多様な分野において利活用されている。一方、匿名性が高く、地理的・時間的制約を受けることが少ない、短時間のうちに不特定多数の者に影響を及ぼしやすいという特性を有しており、サイバー空間の脅威が増大している。

このため、サイバー犯罪・サイバー攻撃への対応を増強するとともに、関連する情報共有等の機能を高めるほか、サイバー空間における事後追跡可能性の確保に取り組むこと等により、強靱なサイバー空間を構築し、サイバー犯罪・サイバー攻撃に対する防衛力や回復力の強化を目指す。また、国際的なルールづくりへの参画、海外市場への展開、能力構築支援等により、国際的な戦略的空間における貢献力や展開力の強化を目指す。

また、サイバー空間内の違法行為の取締り、違法・有害情報の排除等に取り組む。さらに、無線通信の利用が拡大する中、限られた電波資源を有効かつ適正に利用できるよう、電波の利用状況を監視し、混信・妨害源の除去、不法無線局の排除等に取り組む。

### 第3節 エネルギーインフラの充実

安定的かつ低コストなエネルギー需給構造を実現するためには、電力・ガスシステム改革等の制度整備、再生可能エネルギーの普及拡大、分散型エネルギーシステムの構築、省エネルギー等の様々な取組を推進する中で、エネルギーを確実かつ円滑に供給するためのインフラを充実させる必要がある。

このため、スマートコミュニティ<sup>49</sup>の形成や水素社会の実現に必要なインフラの充実を図るとともに、送電網、ガス導管・パイプライン、熱導管等のネットワークの充実を図る。

#### (1) スマートコミュニティの形成

スマートコミュニティでは、多様なエネルギー源を組み合わせることで供給し、需要側がICTを活用したディマンド・レスポンスによって省エネルギーを実現することが可能となるとともに、非常時には余剰発電容量をバックアップとして活用することも期待でき、エネルギーにおける「コンパクト+ネットワーク」を実現するものといえる。このため、スマートコミュニティの実証プロジェクト等の取組を推進する。また、地区や街区単位で都市開発と連携し、エネルギーの面的利用のためのエネルギーインフラ等の整備を促進するとともに、エネルギー需給管理事業の運営と水道等の他の公益事業や高齢者見守

---

<sup>49</sup> 様々な需要家が参加する一定規模のコミュニティの中で、再生可能エネルギー、コージェネレーション等の分散型エネルギーを用いつつ、ICT、蓄電池等の技術を活用したエネルギー・マネジメント・システムを通じて、分散型エネルギーシステムにおけるエネルギー需給を総合的に管理し、エネルギーの利活用を最適化するとともに、高齢者の見守り等他の生活支援サービスも取り込んだ新たな社会システム。

りサービス等の周辺サービス事業との統合を進めることで、スマートコミュニティの事業基盤の構築を図る。

## **(2) 水素社会の実現に向けたインフラ整備**

水素社会の実現には、水素の製造から貯蔵、輸送及び利用にいたるサプライチェーンの構築が必要となることから、長期的かつ総合的なロードマップに基づき着実に技術開発等の取組を推進する。

特に燃料電池自動車の普及には、水素ステーションの設置によって日常生活でも利用できるエリアの拡大が不可欠なことから、導入支援等を通じステーションの設置を促進する。

## **(3) エネルギーネットワークの充実**

電力供給については、災害時を含む電力需給の逼迫、地域を越えた電力取引の拡大、出力変動のある再生可能エネルギーの導入拡大等に対応する必要があることから、東西の周波数変換設備、地域間連系線等の送電インフラの増強を進める。また、天然ガスについては、基地の整備及び機能強化を図るとともに、太平洋側と日本海側の輸送路及び天然ガスパイプラインの整備等に向けて検討を進めることにより、LNG受入基地間での補完体制を強化する。

熱供給については、地域性の高い事業であり、ビル単位での熱電一体供給、熱導管を面的に敷設して行う地域型の熱供給等サービスの形態も多様化していることから、熱供給事業への参入を容易にするシステム改革等を通じ、熱供給インフラの充実を促す。また、都市のコンパクト化により、太陽熱、地中熱、雪氷熱、下水熱等の未利用の再生可能エネルギー熱の利用可能性が高まることから、熱供給設備の導入支援等により熱利用の拡大を図る。

## 第5章 国土基盤ストックに関する基本的な施策

これまで蓄積された国土基盤（国土基盤ストック）については、戦略的な維持管理・更新等の取組を行うことで、国民の安全・安心の確保、中長期的なトータルコストの縮減及び予算の平準化並びにメンテナンス産業の競争力確保を図る。また、インフラ機能の最大限発揮、機能強化、高度化及び多機能化等国土基盤を賢く使う取組を推進し、インフラを最大限に活用する。

以上を踏まえ、国土基盤ストックに関する施策を、次の基本方向に沿って進める。

- ①国土基盤の戦略的メンテナンス
- ②国土基盤の有効活用（国土基盤を賢く使う）

### 第1節 国土基盤の戦略的メンテナンス

国民生活や経済社会活動の基盤であるインフラは、時代とともに変化する社会の要請を踏まえつつ、利用者の安全を確保した上で、必要な機能を確実に発揮し続けることが大前提であり、そのために必要な維持管理、更新等の取組を戦略的に推進する。

また、厳しい財政状況下で必要なインフラの機能を維持するためには、予防保全を基軸とするメンテナンスサイクルを構築、実行するとともに、人口減少を見据えた集約化、規模の適正化等、様々な工夫を凝らし、的確に維持管理、更新等を行うことで中長期的なトータルコストの縮減や予算の平準化を図る必要がある。これらを確実に実行することにより、インフラ投資の持続可能性を確保する。

今後は、世界最先端の技術に支えられた安全で強靱なインフラを維持、確保するシステムをインフラビジネスの柱の一つとして位置付け、メンテナンス産業として発展させることが重要である。研究開発の推進によるイノベーションの創出、市場の整備、国際展開等の取組を通じ、メンテナンス産業において世界のフロントランナーとしての地位を築き、我が国のインフラビジネスの競争力強化を実現する。

#### （1）インフラ機能の確実かつ効率的な確保

##### （安全・安心の確保）

インフラは、利用状況、設置された自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行は施設ごとに異なり、その状態は時々刻々と変化する。現状では、これらの変化を正確にとらえ、インフラの寿命を精緻に評価することは技術的に困難であるという共通認識に立ち、インフラを構成する施設の特性を考慮した上で、施設の状態を正確に把握することが重要である。道路の橋梁（約70万橋）、トンネル（約1万本）等は、5年に1回の点検が義務化されたところであり、計画的な点検、修繕等を実施する必要がある。加えて、点検・診断の結果、維持・修繕基準等に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的、効果

的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態、対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用する「メンテナンスサイクル」を構築し、継続的に発展させる必要がある。また、国民の財産である道路について、適正利用者にはより使いやすく、道路を傷める重量制限違反車両を通行させる悪質違反者に対しては指導や処分を厳格に実施するなど、メリハリの効いた取組を実施する必要がある。

このため、国民生活やあらゆる経済社会活動を支える各種施設を対象とし、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本計画として、「インフラ長寿命化基本計画」がとりまとめられたところであり、国、地方公共団体等において、維持管理、更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画（行動計画）」の策定を推進する。また、定期的な行動計画のフォローアップを実施し、計画に関する進捗状況を把握するとともに、進捗が遅れている施策の課題整理、解決方策等の検討を行う。なお、維持管理、更新等に係る技術的知見やノウハウは、いまだ蓄積途上であるため、劣化・損傷箇所の早期発見等に繋がる非破壊検査技術等の新技術、ICTを活用した維持管理、更新技術等新たに得られた知見やノウハウを確実に蓄積し、それらを基に、管理水準を向上させる取組を継続する。

#### **（中長期的視点に立ったコスト管理）**

中長期的な維持管理、更新等に係るトータルコストを縮減し、予算を平準化するためには、インフラの長寿命化を図り、大規模な修繕や更新をできるだけ回避することが重要である。このため、インフラ利用の適正化を図るとともに、施設特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持や回復を図る「予防保全型維持管理」の導入を推進する。

なお、維持管理コストは、管理水準や採用する構造、技術等によって大きく変化する。このため、新設や更新時には、維持管理が容易かつ確実に実施可能な構造を採用するほか、修繕時には、利用条件、設置環境等の施設の特性を考慮するなど、合理的な対策を選択する。

また、人口減少、高齢化、国際的な都市間競争、地球温暖化等の進展が見込まれる中、インフラに求められる役割や機能も変化していくものと考えられる。このため、老朽化対策の検討に当たっては、その時点で施設が果たしている役割や機能を再確認した上で、その施設の必要性自体を再検討する。その結果、必要性が認められる施設については、更新等の機会をとらえて経済社会情勢の変化に応じた質的向上、機能転換、用途変更、複合化及び集約化を図る一方、必要性が認められない施設については、廃止又は撤去を進めるなど、戦略的な取組を推進する。

## (2) メンテナンス産業の育成

一連のメンテナンスサイクルを継続し、発展させていくためには、インフラの安全性、信頼性の向上や、維持管理や更新業務の効率性向上を図るための新技術の開発、導入が極めて重要である。このため、産学官の連携の下、研究開発を推進し、生み出される新技術を積極的に活用することで、メンテナンス産業に係る市場の創出や拡大を図る。

具体的には、行政、国民、民間企業等の多様な主体が一丸となってこれらの取組を進めるための会議を設置し、インフラメンテナンスに関する理念や情報を共有するとともに、異業種からの新規参入を促進し、メンテナンス産業の育成、発展を図る。さらに、インフラメンテナンスに関する表彰制度を創設し、ベストプラクティスの定期的な表彰と情報発信を行うことにより、インフラメンテナンスの理念の普及及び理解の促進を図る。道路については、全都道府県において「道路メンテナンス会議」を設置しており、本会議を活用した取組を一層推進する。

これらを通じ、民間開発を活性化させ、我が国のメンテナンス技術を世界の最先端へと導くことで、世界をリードする輸出産業へと発展させる。

## (3) 多様な主体との連携等

地域の実情に応じて、安全性や利便性を維持、向上するためには、メンテナンスにかかわる予算の確保、人材の確保・育成を図るとともに、新技術の開発及び活用、PPP/PFIの活用等多様な主体との積極的な連携が重要である。このため、適切な役割分担の下、政府内や地方公共団体内の連携はもとより、国と地方公共団体、都道府県と市町村、官と民、地域社会、協力団体等の相互連携を強化し、各々が責任を持って取組を推進する。具体的には、人員や技術力の不足等を補うため、マスメリットによる効率性の追求に向けた地域単位での維持管理の共同処理の推進のほか、点検・診断から補修・修繕及び異分野間の一括発注等の民間の創意工夫やノウハウの活用を図るメンテナンス包括的委託を推進する。また、地方公共団体職員向け研修の充実、技術者派遣の仕組みの構築等、地方公共団体で実施する老朽化対策の支援にも積極的に取り組む。さらに、都市再生と連携した首都高速道路等高速道路の老朽化対策の具体化に向けた取組を進める。

## 第2節 国土基盤の有効活用（国土基盤を賢く使う）

インフラの機能は、老朽化、経済社会環境の変化等に伴い、変遷していくものである。例えば、特定のインフラに対する需要が過度に大きくなってしまうと、混雑の発生等により本来の機能が発揮できなくなるケースもある。また、人口減少によりインフラの利用が低下すれば、整備当初想定されていた機能を発揮する機会がなくなる。経済社会構造等の変化により個々のインフラに求められる役割や機能に変化した場合、「賢く使う」



ことによって対応を図ることが必要である。

このため、厳しい財政状況下においては、蓄積されてきたインフラを活用し、少ない費用で最大限の効果が発揮されるよう、地域ニーズの変化に対応しつつ、インフラ機能の最大限発揮、機能強化、高度化及び多機能化することで、賢く使う取組を推進し、インフラを最大限に活用することが重要である。

### (1) インフラ機能の最大発揮

混雑の発生等十分に本来の機能を発揮できていないインフラ等について、ICT等の新技術の活用、運用の工夫等により、インフラ機能を最大限発揮する必要がある。

具体的には、我が国の道路ネットワークは貧弱であり、また、十分に使い切れていない<sup>50</sup>ことから、今ある道路を更に賢く使い、渋滞による時間損失、低い時間信頼度、交通事故及び地域の活力低下の克服を図る必要がある。安全、円滑かつ快適で地域の活力向上にも資する道路交通サービスを実現するため、必要なネットワークの整備と合わせ、ITSやビッグデータを活用し、道路の運用改善、小規模な改良、信号制御の改良等、今ある道路の更なる機能向上に向けた取組を推進する。また、首都圏の高速道路における新たな料金体系の導入により、道路の稼働率を高め、渋滞等による社会的な損失の削減を推進する。

また、大雨による浸水リスクや少雨による渇水リスクを軽減するため、河川管理施設については、タイムライン型事前放流等によるダム運用の高度化を図るとともに、既設ダムの嵩上げや、洪水吐きの増設、堆砂の除去等による治水機能、利水機能の向上等を行うダム再生を推進する。

水道施設については、水道システムとしての機能向上を図るため、異なる水系間での相互取水・導水や他の系統からの送配水を可能とする水供給システムの構築、貯留施設の整備、応急給水等の体制の強化や相互補完化を推進する。

下水道施設については、観測情報、施設情報等を活用した既存ストックのより一層の浸水対策機能の向上や下水再生水の渇水時利用を図る。加えて、河川及び下水道の既存施設を接続する連結管、兼用の貯留施設等の整備等により、河川及び下水道施設の一体的運用を推進する。

さらに、港湾について、ターミナルオペレーター、荷主、海貨事業者、運送事業者等の関係事業者で、一元的にコンテナ物流情報を共有化する情報システムサービス（C o l l i n s）の運用を開始したところであり、コンテナターミナルの効率的な運用を図るため、荷役機械の遠隔操作化等、荷役システムの高度化を推進する。

---

<sup>50</sup> 渋滞による損失時間が、移動時間全体の約4割（欧米の約2倍）

また、空港について、既存空港の有する機能をより効率的に活用するため、東京国際空港の飛行経路の見直し等による空港処理能力の拡大を推進するとともに、国内空域の抜本的再編、統合管制情報処理システムの整備等による航空交通システムの高度化を推進し、管制処理能力の向上を図る。

このほか、政策コンテストによる空港発着枠配分により、インフラの効率的かつ効果的な利用の仕組みを構築する。

## (2) インフラ機能の強化・高度化

人口減少等の経済社会情勢の変化から、利用が低下するインフラが増えることが予想される。一方、都市機能、産業競争力等の維持、強化を図るためには、インフラのストック効果を高めることが重要であり、必要な場合にはインフラに新たな価値を付与すること、他のインフラとの相乗効果を発揮させること等、インフラ機能の強化や高度化を図る必要がある。

このため、団地の建替に伴う地域の医療・福祉拠点の設置、廃校となった小学校の老人福祉施設への転用等の用途転換等を進める。

また、港湾施設について、船舶の大型化等の社会情勢の変化に対応するため、既存岸壁の増深、荷捌き用地の確保等、ふ頭再編とあわせた機能強化等を推進する。

## (3) インフラの多機能化

現状において一定程度の利用があるインフラでも、従来の用途だけでなく、他の用途としても用いられれば、インフラの便益の及ぶ範囲が広まる。また、既存のインフラを使いつつ、その空間を有効活用すれば、インフラの価値は更に高まる。こうしたことから、インフラに対するニーズの変化に応じ、インフラが本来有する機能に他の機能を付加（多機能化）し、インフラの多面的活用を推進する。

具体的には、道路利用者のための休憩機能、情報発信機能及び地域の連携機能を併せ持つ道の駅について、産業、教育、福祉等の様々な分野において更なる機能発揮のための取組を進める。「道の駅」相互、地方公共団体、駅長等の関係者間の連携強化や、「道の駅」の質を高める取組、関係府省と連携した既存の「道の駅」への再投資、個性ある取組への重点的な支援等を進める。

また、バイパスと二線堤の双方の機能を有する道路整備等、インフラの整備及び運用の工夫により、インフラに本来の用途に加えて防災・減災面からの機能を付加する取組を進める。

国土基盤ストックを有効活用して効率的に沿線地域の通勤・通学輸送の確保や都市機能の向上及び活性化を図るため、貨物専用線を複線化又は複々線化して、貨物線と旅客

線の両方で利用する、貨物専用線の旅客線化を行う。

既存の公共施設等の上部空間を有効活用して、ソーラーパネルを設置し、太陽光発電を実施する。また、低炭素・循環型社会の形成に貢献するため、官民連携により、質及び量ともに安定的に有する下水道の水・資源・エネルギーの活用を促進する。

さらに、オープンカフェ、広告塔、看板の設置等、地域のにぎわいの創出等のために、道路空間や河川空間の有効活用等、公共空間のオープン化を進める。

このような取組とともに、駅前の土地や市街地内の空き地を広場として整備し、住民同士あるいは住民と来訪者の交流、多様な民間活動等の拠点として活用する取組を推進する。

## 第6章 防災・減災に関する基本的な施策

我が国は、災害リスクの高い約35%の国土に人口の約70%以上が居住するなど、災害に対して脆弱な国土構造となっている。また、首都直下地震や南海トラフ地震の発生が高い確率で予想されていることに加え、地球温暖化に伴う気候変動の影響により災害リスクの増大が懸念されており、安全・安心に対する国民意識が高まりを見せている。また、人口と諸機能が集中している大都市圏においては、利便性と効率性の向上と引き替えに水害、地震等に対する脆弱性が高まってきており、農山漁村においても、その地形条件等から土砂災害等の危険性が高い箇所が多い。東日本大震災では、電力供給の停止やサプライチェーンの分断による影響が広域に及んだことから、これらの被害を防ぐ対策の必要性が認識された。急激な人口減少、少子化、高齢化により地域コミュニティの弱体化が懸念される中、災害時における対応に必要な不可欠な自助、共助の取組を、公助による支援とあわせて、今後一層充実させていく必要がある。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会について、首都直下地震等、大会の運営に影響を及ぼす様々なリスクを踏まえ、大会前後を通じ世界各国から多くの来訪者等が滞在することを考慮した対応策の検討、実施等、関係機関が密接に連携しながら必要な対策を計画的かつ総合的に実施することが必要である。

以上を踏まえ、ハード対策とソフト対策の適切な組合せや災害時のみならず平時にも有効に活用される対策とするなど効率的な防災・減災対策を進め、国や地方公共団体を始めとして、あらゆる機関と連携しつつ、国土の強靱化を推進することにより災害に強くしなやかな国土を構築するため、防災・減災に関する施策を、次の基本方向に沿って進める。

- ①適切な施策の組合せと効率的な対策の推進
- ②都市の防災・減災対策の強力な推進
- ③安全な農山漁村の実現
- ④諸機能及びネットワークの多重性・代替性確保等による災害に強い国土構造の構築
- ⑤自助、共助とそれを支える公助の強化

### 第1節 適切な施策の組合せと効率的な対策の推進

想定される災害に対して、防災・減災に資する施設の整備等を効果的に進めることに加え、土地利用、災害対応体制等の観点からも防災・減災対策を進め、これらのハード対策とソフト対策を効果的に組み合わせて防災・減災対策を効率的に推進する。

## (1) 防災・減災に資する施設の整備等

### (施設の整備等による防災・減災対策)

地震、津波、高潮等の災害から人命や資産を防護するため、河川・海岸堤防等の嵩上げや耐震・液状化対策、海岸の侵食対策、上下水道施設の耐震化等を推進する。また、背後地の被害の軽減を図るため、粘り強い構造の海岸堤防、漁港施設等の整備を推進する。さらに、水門、陸閘等の自動化や遠隔操作化の推進とあわせて、操作従事者の安全確保を最優先とした効果的な管理運用を推進する。この他、防波堤、防潮堤、避難路、津波避難施設等の整備を組み合わせた津波対策を推進するとともに、最大クラスの津波に対しては、これらの施設整備に加え、ハザードマップの周知等ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」により被害を最小化し、津波防災地域づくりを進める。

洪水、内水等に対しては、河道掘削、河川堤防、排水機場及び洪水調節施設の整備及び機能強化並びに下水道による浸水対策に加え、堤防が決壊に至るまでの時間を引き延ばすことを可能とするような堤防の構造について検討を進める。また頻発する局地的な大雨への対応として、100mm/h 安心プラン等による流域貯留浸透施設等の整備を推進する。これらに加えて、輪中堤等によるハード整備と土地利用規制等によるソフト対策を組み合わせるなど、土地利用状況を考慮した治水対策を推進する。

降雨、地震、火山噴火活動等に起因する、土石流、急傾斜地の崩壊等の土砂災害から人命、財産及び公共施設を保全するため、砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備を推進する。また、被災地域の経済社会機能を早急に回復させるとともに再度災害の防止を図るため、必要に応じて施設の改良復旧等を迅速に行う。さらに、災害対応や行政の重要拠点である官庁施設、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の活動の拠点施設、学校、公民館等の避難所指定施設、石油コンビナート等のエネルギー供給施設、金融機関、災害拠点病院、福祉施設、交通施設、通信施設、ネットワーク等の重要施設については、耐震・液状化対策、備蓄の充実、電力の確保等による耐災害性の向上を図る。

### (自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策)

自然生態系の有する防災・減災機能も活用することにより、持続可能かつ効率的、効果的な防災・減災対策を進めることが重要である。また、海岸林、湿地等の自然生態系は、平時には生物多様性の保全を始め、景観、レクリエーションの場の提供等の様々な機能を提供するのみならず、気候変動による影響への適応にも有効な方策である。このため、自然生態系が有する非常時の防災・減災機能や、その機能の利用による長期的なコストの評価、検証等を行い、各地域の特性に応じた計画や事業を通じて、自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進する。

## (2) 防災・減災に資する土地利用の推進

### (諸機能や居住のより安全な地域への誘導等)

災害リスクが高い地域においては、災害の種類、頻度、地形地質条件等を考慮し、地域住民の意向等を踏まえつつ、新たな住宅の建築の抑制、既に居住している住宅の安全な構造への改修又は移転等を促すため、災害リスクについて充実した情報提供を行うとともに、関係法令に基づく規制区域の指定を促進する。加えて、都市機能や居住を集約化する過程において、災害リスクを考慮して立地を検討することが重要である。特に、要配慮者利用施設、災害時に重要な役割が期待される公共施設等について、建て替え等の機会をとらえつつ災害リスクの低い地域への立地を促すこと等により、各施設の災害対応能力を向上させるだけでなく、当該地域の利便性を向上させることにより中長期的な視点から居住をより安全な地域へ誘導する効果が期待できる。

### (地籍整備等の推進)

地籍整備の実施による土地境界の明確化は、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化を始めとして、土地取引、民間開発や国土基盤整備の円滑化等に大きく貢献し、極めて重要な取組である。地籍調査の主な実施主体である市町村は、第6次国土調査事業十箇年計画（計画期間：2010年度～2019年度）で示された目標事業量に基づく毎年度の事業計画に従って地籍調査を行っており、国は、市町村への財政支援等を通じ、地籍調査の計画的な実施を促進する。また、同計画に基づき、2019年度末までの地籍調査の進捗率の目標を57%とする。さらに、東日本大震災の被災地における地籍調査の有用性を踏まえ、南海トラフ地震等の被災想定地域においては地籍整備を重点的に実施する。また、東日本大震災の被災地等における登記所備付地図作成作業を実施する。

## (3) 広域的連携体制及び災害対応体制の強化等

### (広域連携体制の整備)

大規模地震等により広域かつ甚大な災害が発生した際に、必要な資機材等の搬送や被災地における応急活動及び復旧・復興活動を効果的に実施するため、国、地方公共団体その他の関係機関による相互応援協定の締結等の体制整備を図るとともに、これら機関の役割分担や連携内容の明確化に努める。また、広域的な災害対応を効果的に実施するため、応援部隊の集結及び進出、広域医療搬送、広域物資輸送等の機能を有する広域防災拠点について、あらかじめ明確にしておく。

### (災害対応体制の強化)

災害時の応急体制を強化するため、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊（エネルギー・産

業基盤災害即応部隊含む)、緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)、海上保安庁機動防除隊、初動対応部隊 (FAST-Force、防衛省・自衛隊) 等の体制を整備するとともに、高度な特殊車両、装備品等の着実な整備や、情報通信基盤の堅牢化及び高度化を推進する。また、これらの部隊及び関係機関の連携を強化するための訓練等を実施することにより、対処能力をより一層向上させる。災害発生時に医療体制が絶対的に不足する事態を回避するため、災害派遣医療チーム (DMAT) の着実な養成を図るとともに、防災拠点において患者の受入れが可能となるよう、医療モジュール等の診療ユニットについて平時活用を含め検討する。

#### (迅速な復旧・復興に向けた事前の取組)

東日本大震災の教訓を活かし、地域の災害の態様や実情を踏まえつつ、必要に応じて迅速な復旧・復興のための体制、手順、施策等についてあらかじめ計画を策定しておく。また、災害時に必要となる避難場所、防災活動拠点、仮設住宅用地及び災害廃棄物の仮置きのためのオープンスペースについて、あらかじめ確保するよう努める。さらに、本格的な復興には、被災地における生活再建が重要であるため、住宅再建のための支援、被災者に対する各種情報提供等の充実を図る。

## 第2節 都市の防災・減災対策の強力な推進

人口と諸機能が集中している都市では、災害が発生した場合に被害が激甚化するおそれがあるほか、地下空間への浸水、密集市街地での火災、大量の避難者や帰宅困難者の発生等の都市特有の被害が発生することが想定されるため、これらに対する防災・減災対策を推進する。

### (1) 都市における水害、土砂災害及び津波への対応

都市型水害に対応するため、引き続き河川整備や、雨水管、ポンプ場等、雨水を排除するための下水道施設の整備を一層促進するとともに、河川管理者、下水道管理者等が一体的に雨水貯留浸透施設を整備するなどにより流域対策を推進する。特に、地下鉄等の地下空間の浸水は人命にかかわる深刻な被害につながる可能性が高いため、土嚢等の水防資機材の備蓄、防水板や防水扉の設置等の対応を行うほか、地下空間の管理者と連携した防災訓練、管理者への情報提供等を通じて、災害時の迅速な避難誘導を図る。また、多発する浸水被害への対応を図るため、想定し得る最大規模の洪水、内水、津波及び高潮を想定したハザードマップ策定、排水施設の整備、官民連携による雨水貯留浸透施設の整備等の総合的な施策により、浸水被害の最小化を図る。また、ゼロメートル地帯においては、高潮等による浸水により甚大な被害を受けることが想定されるため、ハード・

ソフト両面からの対策に取り組む。

さらに、土砂災害や津波のリスクが高い区域において、土砂災害防止施設、海岸保全施設等の整備を推進するとともに、ハザードマップ配布等による災害リスクの周知、警戒避難体制の強化、居住等のより安全な地域への誘導等、まちづくりと一体となった都市防災対策を一層進める。

## (2) 巨大地震等に強い都市の構築

### (住宅・建築物及び密集市街地の耐災害性向上)

住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建替え等を進めるとともに、住宅や不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物等の耐震診断、耐震改修等の促進を図る。

地震時等に大規模な火災発生リスクが高い密集市街地の改善を促進するため、避難地、避難路等の整備促進、幹線道路沿道建築物の不燃化による延焼遮断帯の形成、老朽建築物の除却と併せた耐火建築物等への共同建替え等を推進する。

また、長周期地震動に対する構造安全対策を進める。さらに、住宅・建築物の建替えや改修を誘発するための国民向けの広報及び啓発を積極的に展開する。

### (避難者・帰宅困難者対策)

災害時において大量の避難者が発生することを想定し、避難所の指定及び確保、様々なニーズに配慮した避難所運営、避難者への迅速かつ的確な情報提供、各種行政手続の簡素化等の対策を推進する。また、都市における大量の帰宅困難者の発生に対応するため、公共・民間建築物の一時滞在施設としての活用、公園緑地等のスペース確保、行動ルールの周知等を推進する。さらに、必ずしも防災機能を有していない一時滞在施設や避難所となる施設については、耐震化、備蓄の充実、代替水源・エネルギーの確保等による耐災害性の向上を図る。

### (災害時の業務継続機能の確保)

都市機能が集積しエネルギーを高密度で消費する拠点地区において、エネルギー面的ネットワークを整備することにより、災害時の業務継続に必要なエネルギーの安定供給が確保される業務継続地区（BCD）の構築を推進する。

## 第3節 安全な農山漁村の実現

都市から地方への人の流れを促進するためには、安全・安心な居住環境を実現することが重要である。このため、自然災害に対して安全性を高め、安心して暮らせる農山漁



村を形成する。農山漁村には、その地形条件等から土砂災害等の危険性が高い箇所が多いため、このような箇所における土砂災害防止施設や、孤立時に備えた非常用通信設備の整備等を推進する。さらに、森林、農地等の適切な保全管理により、これらが持つ中小洪水の緩和や雨水を一時的に貯留する機能や、山地災害防止等の国土保全機能を維持、発揮させるとともに、農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、基幹的農業水利施設、漁港施設等の耐震対策、老朽化したため池を含む農業水利施設の整備、農村の排水対策、治山対策等のハード対策を進める。加えて、土砂災害警戒区域等の指定、各種ハザードマップの作成及び周知、避難行動要支援者名簿の活用等の警戒避難体制の整備、強化、施設の保全管理体制強化、地域コミュニティの強化等を組み合わせた総合的な対策を推進する。

#### 第4節 諸機能及びネットワークの多重性・代替性確保等による災害に強い国土構造の構築

東日本大震災は、サプライチェーンの寸断等により、被災地域だけでなく他地域の経済等にも大きな影響を及ぼした。このため、災害の発生により諸機能の喪失やネットワークの寸断が生じ、国内外に被害が拡大することを防ぐため、諸機能やネットワーク自体の耐災害性を向上させる。経済社会的に重要な機能についてはバックアップ体制の整備等を推進するとともに、ネットワークについては多重性・代替性を確保する。

##### (1) 中枢管理機能等のバックアップ等

災害対応や復旧・復興で重要な役割を担う行政の諸機能が、災害直後においても適切に維持、確保できるよう、政府全体のBCP（業務継続計画）を踏まえ、各府省庁のBCPについて、実効性を高めるための訓練や評価を実施しつつ、不断に見直す。また、機能が集積している地域の防災・減災対策を進めつつ、官庁施設の耐震化、物資の備蓄、電力等の確保、通信経路やネットワーク拠点の二重化、各種データのバックアップ体制の整備等の対策を推進する。さらに、東京に集中する人口及び諸機能の分散、中枢管理機能のバックアップ体制の整備等を進める。また、政府業務継続計画（首都直下地震対策）に基づき、行政中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該行政中枢機能の一時的な代替に関する事項について検討する。

##### (2) 交通・物流に関する施策

緊急輸送道路としての機能を発揮し、実働部隊が迅速に活動できるよう、代替性確保のためのミッシングリンクの解消、橋梁の耐震性能向上、道路法面の防災対策及び倒壊による道路閉塞を回避するための無電柱化を推進する。また、災害発生時における混乱

を最小限に抑える観点から、停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備を推進するとともに、交通量等が一定の条件を満たす場合において安全かつ円滑な道路交通を確保できる環状交差点の活用を図る。あわせて、道の駅の防災拠点化、民間団体等と道路管理者との協定締結による道路啓開体制の強化及び官民の所有する自動車のプローブ情報等の活用による被害状況の早期把握による初動強化を推進する。さらに、異常降雪等に備え、冬期道路交通を確保するための除雪体制等を構築する。

鉄道についても、主要駅、高架橋等の耐震対策や地震発生時に列車を安全に止めるための対策（新幹線においては更に脱線、逸脱の防止）を一層推進するとともに、貨物鉄道の早期復旧や緊急物資輸送を図るためのBCP策定等を促進する。また、貨物鉄道における輸送障害発生時の代替輸送を促進するため、諸課題を整理した上で関係者間の連携を促進し、輸送障害に強い鉄道貨物輸送体系を構築する。

港湾においては、物資、人員等の安定的な輸送を確保するため、施設の耐震化や基幹的広域防災拠点の運用体制の強化を図る。また、地域の最低限の経済活動の維持、被災した施設の早期復旧等のため、港湾BCPの策定、航路啓開体制の構築等、災害対応力の強化を図る。さらに、津波対策として、粘り強い防波堤の導入、GPS波浪計の活用や港湾の特殊性を考慮した避難対策を推進する。コンビナート港湾等については、災害発生後においてもエネルギー物資等の輸送や供給を安定的に行うため、航路沿いの民有護岸等の耐震改修を促進する。また、海上輸送の長期的な断絶を防ぐため、一元的な海上交通管制の構築、航路標識の耐震補強等整備、航路啓開のための体制整備等を着実に進める。

空港施設の耐震化を進めるとともに、津波リスクの高い空港については、津波避難計画を確実に実施するため、空港関係者による訓練等を継続的に実施する。

物流事業者等から構成される協議会等を通じて、円滑な支援物資物流及び災害時のサプライチェーンの確保に向けた検討を行い、官民の連携体制構築、荷主と物流事業者が連携したBCPの策定等を推進する。また、物流拠点となる民間物流施設について、防災機能強化を図る。

### **(3) エネルギー・産業に関する施策**

災害時におけるエネルギー確保の観点から、電力、天然ガス等の地域間相互融通のための輸配送ネットワークの強化や供給拠点の地域分散化を促進するとともに、製油所等のインフラ設備の強靱化や、石油及びLPガスの国家備蓄量の確保等により、災害時においても必要なエネルギー供給量を確保できるよう努めるとともに、関係省庁間の連携強化を図ることにより、被災地への円滑な燃料供給に備える。あわせて、エネルギー供給源の多様化及び地域内でのエネルギー自給力強化のため、コージェネレーション、燃

料電池、再生可能エネルギー、水素エネルギー等の自立分散型エネルギーの導入を推進するとともに、電源の地域分散化を促進する。

企業に対し、災害時における産業活動の継続に必要な非常用発電機等の確保に努めるよう促すとともに、製造ライン等の内部設備を含む産業設備の耐災害性向上のための取組を促進する。また、産業及びサプライチェーンを支えるエネルギーや水の供給、物流基盤等の災害対応力を強化する。さらに、企業等の業務継続の観点から、サプライチェーンの複線化、部品の代替性確保、工場、事業所等の分散、移転等、代替性を確立する方策の検討を促す。グローバルに展開したサプライチェーンの動きを踏まえ、個別企業のBCP策定のみならず、石油業界における「系列BCP」の格付け審査や不断の見直し、民間企業、経済団体等が連携したグループBCP等の策定を推進する。

## 第5節 自助、共助とそれらを支える公助の強化

東日本大震災では、行政自体の被災による行政機能の麻痺等により公助の限界が明らかとなり、住民等の自助、共助による防災活動の重要性が強く認識された。また、低頻度で発生する大規模災害時に起こる事案のすべてに行政が対応するべく、平常時から人員等を確保しておくことは困難であることから、大規模災害時においても適切な自助、共助が行われるよう国民の防災活動への意識向上を図るための啓発活動を推進するとともに、行政があらかじめ対策を講じておく。

### (1) 自主的避難の促進及び避難の円滑化・迅速化

住民が、自分の住んでいる場所の災害リスクを認識し、災害時に自ら適切な避難行動をとる能力を養うため、ハザードマップを繰り返し配布することや街の中に浸水深、避難場所等を記載した標識を設置するなどの取組を進める。また、近年の異常な気象状況にかんがみ、施設整備の想定を超える最大クラスの洪水、内水、津波、高潮に関する浸水想定及びハザードマップを作成するとともに、全国のハザードマップを検索閲覧できる「国土交通省ハザードマップポータルサイト」を活用することにより、災害リスク情報の共有に努め、住民の理解を促進する取組を進める。さらに、幼少期からの防災教育や避難訓練を効果的に進めることにより、自然災害及び避難に関する知識を持つことが必要不可欠である。なお、防災教育や各種訓練については、住民だけでなく、災害時に対応が必要となる行政、公益事業者、教育関係者、医療・福祉関係者等、様々な専門分野における関係者にとっても重要である。

避難の円滑化、迅速化等を図るため、市町村におけるタイムライン（時系列の行動計画）の策定等を促進する。また、避難場所、避難経路等を安全な場所に確保するとともに、大都市においては、避難場所として民間ビル等の活用を促進する。

## (2) 地域防災力の向上等

地域防災力の中核となる消防団の体制、装備、訓練等の充実強化、自主防災組織等の活動の活性化、リーダーの育成等を図るとともに、自主防災組織の活動カバー率の向上、救命活動用の資機材等の自主防災組織への配備等により自主防災組織の育成及び充実に図る。また、地域水防力の強化に向けて、河川管理者と協力しつつ、水防演習の実施や水防団及び水防協力団体に関する啓発活動を実施する。あわせて、大規模災害の発生に備え、災害復旧等に関する支援体制を確保することにより、地方公共団体の支援に取り組む。

これに加え、災害時の住民同士の助け合いと連携による災害対応力の向上や、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティ機能を平時から維持、向上させるため、日頃から行政と住民のコミュニケーションを充実させることが重要である。

国土の約6割を占める雪寒地帯においては、人口減少や高齢化の進展により、冬期における住民の生活に著しい支障をきたしている地域が増えていることから、第1章第6節(2)を踏まえ、雪崩予防施設の整備等のほか、雪処理の担い手確保・育成や空き家等に関する対策を進める。

## (3) 迅速で分かりやすい災害情報等の提供

台風、集中豪雨、地震、津波、火山噴火等に際し、予測や被災状況の把握、適時・的確な防災情報を提供するため、以下の取組を進める。

- ・台風、集中豪雨等の予測精度向上、緊急地震速報等の迅速化のため、気象衛星及び海底地震津波観測網の活用を進めるとともに、活断層等の過去の災害発生状況の解析及び評価等を進める。
- ・火口付近への観測施設の増強等による観測体制の強化や、降灰量に関する情報等の発信の強化に加え、研究開発の推進を図る。
- ・地震、火山噴火等に伴う地殻変動の監視を強化し、津波予測にも貢献するため、国土の位置情報の基盤となるGNSS連続観測システム(GEONET)の高度化を図る。
- ・災害発生時に備えて電子国土基本図等の地理空間情報の整備、活用及び共有を推進する。
- ・国土に関する基礎的な情報を平時から収集、管理するなど、国土の状況を把握するための観測体制の充実を図る。また、被災直後からのリアルタイム情報を把握、共有するために電子防災情報システムの活用、強化を図る。
- ・空中写真等の画像情報の整備、人工衛星データを利用したSAR(合成開口レーダ

一) 干渉解析、航空機搭載小型SAR等による災害対応手法の開発等、災害発生時の被災状況の迅速な把握や円滑な情報共有、提供及びこれらを可能とする防災技術開発に取り組む。

## 第7章 国土資源及び海域の利用と保全に関する基本的な施策

人口減少及び高齢化により、中山間地域等生産条件の厳しい地域を中心に、担い手の不足等により、荒廃農地、必要な施業が行われない森林等の問題が顕在化している。輸入食料の生産に必要な水並びにエネルギー及び多くの天然資源を海外に頼る我が国にとって、可能な限り、これらを国内でまかなえるようにすることは、安全保障上も重要であり、食料、木材資源、水資源及びバイオマス等の再生可能エネルギーを生み出す農地や森林を将来にわたって適切に管理する必要がある。また、農地や森林は、食料等の生産のみならず国土の保全、水源の涵養等多面的機能を有しており、山地災害等の防止や健全な水循環及び土砂移動の観点からも、その適切な管理が必要である。

農地や森林は、農業、林業等による利用を通じて、これまで適切に管理されてきたことから、農地集積・集約化、森林の施業集約化及び森林整備の担い手の確保等により、農林業活動による継続的な利用を通じた良好な管理を図り、あわせて健全な水循環を維持又は回復していくことが重要である。

我が国は、陸域だけでなく排他的経済水域等、周辺海域にも水産資源その他の天然資源を有していることから、海洋環境を保全しつつ、これらを適正に利用、保全することが求められる。

人口減少下における国土管理の手法として、都市住民、NPO、企業等、多様な主体を含む「国民の参加による国土管理」を推進することも、引き続き重要な課題である。

以上を踏まえ、国土資源及び海域の利用と保全に関する施策を、次の基本方向に沿って進める。

- ①農地等の利用の増進
- ②次世代に引き継ぐ美しい森林
- ③健全な水循環の維持又は回復等
- ④海洋・海域の保全と利活用
- ⑤国民の参加による国土管理

### 第1節 農地等の利用の増進

農地は国民に食料等の農産物を安定的に供給するとともに、美しい農村風景、国土の保全、水源の涵養等の多面的機能を発揮する重要な基盤である。しかし、農地面積の減少、農業者の高齢化等が進行しており、農業生産能力の低下だけでなく、多面的機能の発揮に支障が出る事態が懸念される状況にある。このため、農地等の農業資源について、優良農地の確保、荒廃農地の発生防止及び解消等を図る。また、多面的機能の発揮による恩恵を将来にわたって国民が享受することができるよう、農地、農業用水等の美しい農村景観を形成する地域資源について、良好な状態で保全及び管理が行われるための取

組を推進する。

### (1) 農業の担い手への農地集積・集約化と農地の確保

農業の担い手への農地集積・集約化と荒廃農地等の発生防止及び解消を図るため、地域における話し合いにより作成する、地域農業を担う経営体、農地利用のあり方等を示した「人・農地プラン」の作成と定期的な見直しを推進する。加えて、農地の公的な中間的受け皿として都道府県に整備された農地中間管理機構<sup>51</sup>の活用を促進し、地域内に分散、錯綜する農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸し付けたり、農地の大区画化、汎用化等の農業生産基盤整備と連携することにより、担い手への農地集積・集約化を推進する。

また、荒廃農地の発生防止と解消については、農業者が行う荒廃農地を再生利用する取組を推進するとともに、再生利用可能な荒廃農地の農地中間管理機構への利用権設定を進める。

さらに、国と地方の適切な役割分担の下、農用地区域内農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務及び権限の地方への移譲等を行い、あわせて農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用を図ることにより、優良農地の確保と有効利用の取組を推進する。

都市農地については、新鮮で安全な農産物の都市住民への供給、災害時の防災空間の確保等の多様な機能が発揮される都市農業の基盤として保全及び活用を図る。

### (2) 多面的機能の発揮を促進するための取組の推進等による地域資源の維持、継承等

集落において人口減少や高齢化が進展する中で、小規模な農家、兼業農家、高齢者、地域住民等を含め、地域全体でのコミュニティ機能の発揮により、地域の共同活動を通じて営まれる農地等の資源の維持及び継承並びに住みやすい生活環境の整備を推進する。

具体的には、将来にわたって多面的機能の維持及び発揮を図るとともに、担い手への農地集積・集約化等による農業生産の効率化を後押しするため、地域コミュニティによる農地、農業用水、農道等の資源の基礎的な保全活動や質的向上を図る活動を支援する。

加えて、中山間地域等の条件不利地域では、他の地域の担い手が農地管理を行う「通い耕作」等の営農形態や都市と農村の共生・対流等地域間の連携による管理も含め、地域の状況に応じた多様な主体による役割分担のあり方について検討する。

また、中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することにより、条件不利地

---

<sup>51</sup> 更なる農業生産法人要件の緩和や農地制度の見直しについては、「農地中間管理事業に関する法律」の5年後の見直しに際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ、検討する。

(出典：「日本再興戦略」改訂2014(2014年6月24日))

域における農業生産活動の維持を通じた多面的機能の確保を図る。

## 第2節 次世代に引き継ぐ美しい森林

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現や、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動に深く結びつくなど、我が国が有する貴重な再生可能資源である。その恩恵を享受しながら、次世代に美しい森林を引き継ぐためには、森林を適正に整備及び保全することが必要である。また、林業は、適切な生産活動を通じて、森林の有する多面的機能の発揮や山村地域における雇用の創出に大きな役割を果たしている。

このため、森林所有者、国等がそれぞれの役割を果たすとともに、多様で健全な森林の整備及び保全を進め、美しい森林を次世代に引き継ぐ。

### (1) 多様で健全な森林の整備及び保全の推進

森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林の現況、自然条件及び地域ニーズを踏まえながら、森林の整備及び保全を進める。その際、森林境界の明確化、施業や経営の委託等を含め、所有者の責任で適切な森林の整備及び保全を図るとともに、急傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進する。さらに、企業等多様な主体による整備及び保全についても促進する。

森林整備の担い手については、近年、「緑の雇用」事業<sup>52</sup>により新規就業者が増加していることから、引き続き新規就業者の確保に取り組むほか、能力に応じたキャリアアップを図ることができる体制の強化及び安全・安心な就労環境を整備する。

森林の持つ水源の涵養、土砂流出・崩壊の防備等の公益的機能は、国民が安全で安心な暮らしを送るため、着実にその機能を発揮させる必要がある。このため、森林整備を着実に実施するとともに、保安林の適切な指定及び管理、治山施設の整備等を推進する。さらに、集中豪雨、地震等による山地災害等の防止及び軽減のため、荒廃山地や荒廃危険山地の復旧整備、海岸防災林の整備等を推進する。

また、近年野生鳥獣の生息域の拡大等を背景として、再造林地でのニホンジカの食害等の森林被害が深刻化しており、森林整備と一体となった防護柵等の被害防止施設の整備、新たな防除技術の開発等を進める。

国土面積の約2割を占め、我が国の奥地脊梁山脈等に広がる国有林野については、国土の保全、水源の涵養等公益的機能の高度発揮に重要な役割を果たしていることから、国自らが公益重視の管理経営の一層の推進を図るとともに、林業の成長産業化に貢献す

---

<sup>52</sup> 林業へ新規参入する労働者の雇用支援制度。未経験者であっても必要な技術の習得ができるよう、森林組合等の林業事業体に採用された者に対し、同事業体等を通じて講習や研修を行う。



るため、林業の低コスト化等に向けた技術の開発、普及等の取組を推進する。

## (2) 国民参加の森林づくりと木材利用に対する理解の醸成

多様な主体による森林づくり活動の促進に向けて、企業、NPO、森林所有者、地元関係者等のネットワーク化等による連携及び強化、森林づくり活動のフィールドや技術等の提供、企業等の民間資金や「緑の募金」による資金援助等を推進する。また、森林の有する機能、木材利用の意義等に対する国民の理解と関心を高めるため、身近な自然環境である里山林を活用しつつ、青少年等の森林体験活動の機会の提供、指導者の育成等を推進する。

国産材利用の意義について国民の理解を一層醸成することにより、国産材の需要拡大につなげる「木づかい運動」を展開する。また、木の良さや木材利用の意義を学ぶ「木育」の実践的な活動を積極的に推進するほか、森林整備の推進には、間伐材等の木材利用の促進が必要であることから、普及啓発等の取組を進める。

## 第3節 健全な水循環の維持又は回復等

水は、生命の源であり、絶えず地球上を循環する中で、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与えてきた。また、水の恵みは、河川の源流から河口、海域に至る各地域において多様な地域社会と文化を生み、今日の豊かな暮らしの基盤となっている。よって、人の生活や産業活動と自然環境の保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態で循環する「健全な水循環」を維持又は回復することが重要である。

このためには、水が人類共通の財産であることを再認識し、そのもたらす恩恵をすべての国民が将来にわたり享受できるよう、健全な水循環を維持又は回復するための施策を多くの関係者の参画の下に推進することが不可欠である。

水資源政策においても、水の涵養から貯留、利用、排水に至るまでの水が循環する過程を見据えた上で、流域全体を俯瞰した総合的な対応力を強化する必要がある。このため、従来の需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」へと政策をさらに進化させ、安定的な水需給バランスを確保するとともに、地震等の大規模災害等、危機的な渇水、水インフラの老朽化等の水供給に影響の大きいリスクに対しても、良質な水を安定して供給するための取組を推進する。

### (1) 流域の総合的かつ一体的な管理の推進

水量及び水質の確保、水源の保全と涵養、地下水の保全と利用、生態系の保全、災害対策、災害時や渇水時の危機管理等、水循環に係る課題の解決には、流域における様々な主体が連携して、総合的かつ一体的に取り組む必要がある。このため、国及び地方公共

団体は、施策を実施する協議会等の設置等、必要な体制の整備を図ること等により、連携及び協力の推進に努める。

## **(2) 貯留・涵養機能の維持及び向上**

健全な水循環を維持又は回復する上で、森林、河川、農地、都市等における水の貯留・涵養機能の維持及び向上を図ることは不可欠である。このため、流域全体を通じて、貯留・涵養機能の維持及び向上に向けた取組を推進する。

森林については、国、都道府県、市町村、森林所有者等が連携し、体系的かつ計画的な森林の整備及び保全の取組を推進する。特に、重要な水源となっている森林については、水源涵養機能の維持及び増進を図るため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。

農地については、河川からの導水や雨水等を貯留・涵養する機能を発揮していることにかんがみ、農地の確保とその生産条件の維持及び向上を図るとともに、地下水涵養に資する農業用水を河川等から農地に送配水し、河川等に還元する用排水路網の適切な保全管理、整備等を進める。

都市においては、貴重な貯留・涵養機能を持つ緑地等の保全及び創出を図るとともに、雨水の浸透、一時的な貯留等を推進し、浸水被害の軽減を図る取組等を進める。

河川等においては、必要な河川流量の維持に努めるとともに、浸水被害の軽減を図るため、貯留管、貯留浸透施設等の整備を促進する。

## **(3) 水の適正かつ有効な利用の促進等**

### **(水需給バランスの確保)**

全国的には水の供給は概ね確保されつつあるものの、地域的には水の供給が十分に確保されていない状況もみられることから、水資源開発施設の整備については、地域の実情に即して取り組む。

また、水需要予測の変動、気候変動の影響等による水の供給可能量の変化、既往最大級の渇水等を踏まえ、水需給バランスを定期的に評価し、水の安定供給を図る。

### **(安全で良質な水の確保)**

安全で良質な水道水を常に供給できるようにするため、水道原水の水質保全及び水道水の水質基準の逐次見直しや、工場や事業場からの排水規制、耕作、畜産等からの汚濁負荷の軽減を図る取組等を推進する。

また、原水水質等地域の状況に応じた水道における異臭味被害の軽減等のため、高度浄水処理の導入等を進める。

### **（災害及び危機的な渇水への対応）**

大規模災害時にも、国民生活や経済社会活動に最低限必要な水供給や排水処理が確保できるよう水インフラの被災を最小限に抑えるための施設の耐震化等の推進、BCPの策定等を推進する。

また、平常時からの対応、渇水時の対応について検討するために、国、地方公共団体等は、協議会の体制を整備するなど、渇水時の対応措置等について事前に検討を進め、危機的な渇水に対応する。

### **（持続可能な地下水の保全と利用の推進）**

水資源としての地下水の利用に当たっては、地盤沈下、地下水汚染等の地下水障害の防止、生態系の保全等を確保しつつ、持続可能な地下水の保全と利用を推進する。このため、国及び地方公共団体は、地域の実情等を十分に踏まえ、地下水の実態把握、保全、利用等に関して地下水利用者等との連絡調整等を行うために、必要に応じて協議会等を設置する等の取組を地域ごとに段階的に進める。

### **（水インフラの戦略的な維持管理・更新等）**

高度成長期以降に急速に整備された水インフラが、今後、更新時期を迎えるため、流域全体を俯瞰して、老朽化した水インフラの戦略的な維持管理・更新等を図っていく必要がある。取組に当たっては、財政事情、人材確保、技術力維持等の観点から踏まえるとともに、将来における地域の人口動態、施設の機能・サービス水準・安全性の確保等の観点も踏まえて実施する。

### **（水の有効利用）**

水資源の有効利用の観点から、地域において水の用途間（農業用水、工業用水、生活用水等）等の需給にアンバランスが生じた場合、地域の実情と関係者の相互理解により、水の転用を更に進める。

また、雨水や再生水は、平常時の水資源としての利用に加え、災害時等の代替水源としての活用等が期待できることから、その有効利用を進める。

さらに、一層の節水に向けて、産学官連携による節水技術の向上、水を賢く使う意識の普及、啓発等に努める。

### **（水環境の保全）**

健全な水循環を維持し、水資源を持続的に利用するとともに、動植物の良好な生息・生育環境を確保するためには、水量及び水質の確保を含め水環境が適切に管理及び保全

されていなければならない。

このため、水質汚濁に係る環境基準や工場及び事業場からの排水規制について必要に応じた見直し等を進めるとともに、持続的な汚水処理システムの構築に向け、生活排水対策を促進する。また、水環境悪化の著しい河川等においては浚渫等による浄化策を講じるとともに、湖沼や閉鎖性海域の水質改善に向け、排水規制に加え、下水の高度処理を進めるなど総合的な水質改善対策を推進する。

#### **(生態系の保全)**

水循環は、国土における生態系ネットワークの重要な基軸であるとともに、適正な土砂移動や栄養塩類等の物質循環を通じて固有の動植物の生息・生育環境の維持に貢献するなど、生物多様性を保全する観点からも重要である。適正な生態系管理は、水質浄化、水産物の供給等の生態系サービスの向上につながる。

このため、湿地の保全、そのネットワークの構築及び維持、自然再生事業等による自然環境の再生、多自然川づくり等を進めるとともに、自然環境を把握するための調査、モニタリング等を充実させ、効果的な施策の推進を図る。

#### **(魅力的な水辺空間の保全・再生・創出や水文化の継承・再生・創出)**

河川、湖沼、ため池等は、地域の歴史、文化及び伝統を保持、創出する重要な要素でもある。良好な水辺空間の保全、再生及び創出を図るため、親水性、景観等に配慮した河川整備、農山漁村における水路、ため池の整備並びに再生水等を利用した水辺空間の創出及び再生を推進する。また、人々が生活や生業を通じて水とつきあう中で生まれてきた地域の多様な水文化を継承、再生し、また新たな水文化を創出するため、情報発信、水源地域等における体験型観光等を推進する。

#### **(4) 総合的な土砂管理の取組の推進**

土砂は、流水によって山地から下流に運ばれ、堆積することによって平野、海岸線等の地形を形成するとともに、動植物の生息・生育環境等を形成している。

我が国は地質が脆弱で地形も急峻であるため、土石流等の土砂災害が生じやすく、防災の観点から砂防施設の整備を推進する必要があるほか、ダム貯水池への堆砂を減少させる観点から貯水池への流入土砂量の抑制を図るなど、有害な土砂流出を防止する取組が必要である。一方、上流の土砂移動の遮断、陸域から海域への土砂供給の減少や、沿岸漂砂の流れの変化は、海岸侵食を助長し、高潮等に対する防災効果を低減させるほか、砂浜や干潟の減少により良好な自然環境や景観の保全にも影響が出ている。

このため、土砂の流れに起因する安全上、利用上の問題の解決と、土砂によって形成

される自然環境や景観の保全を図るため、山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理を行う。適切な土砂を下流に流すことのできる砂防堰堤等の整備を推進するほか、各種のダムにおいては、ダム貯水池への土砂流入の抑制や土砂を適正に流下させる取組を関係機関と連携し推進する。さらに、河川の砂利採取の適正化による河床管理を適切に行うほか、サンドバイパス、養浜等による侵食対策を進める。

あわせて適切な土砂管理を行うための土砂移動に関するデータの収集及び分析や有効な土砂管理を実現する技術の検討及び評価を行うとともに、総合的な土砂管理の取組をより効率的かつ効果的に実施するため、関係機関との連携を図る。

#### 第4節 海洋・海域の保全と利活用

我が国の周辺海域は、約35,000kmに及ぶ海岸線延長と約447万平方kmに及ぶ世界有数の領海及び排他的経済水域面積を有するなど、広大で、各種資源にも恵まれており、海域を適正に保全、利活用する必要がある。

##### (1) 海洋権益の保全及び海洋資源・海洋再生可能エネルギーの開発等の利活用の推進

貿易の大部分を海上輸送に依存する我が国において、海上輸送は経済社会活動の生命線であることから、安定的な国際海上輸送の確保、シェールガス革命等のエネルギー輸送ルートの多様化に対応した海上輸送体制の確立、港湾の機能強化等を推進する。また、領海警備に万全を期すなど海上における治安の確保を図るとともに、海上交通の安全の確保、海難救助等を適切に実施するため、海上保安体制の強化や海難防止対策を推進する。また、海洋権益の保全や海上の安全確保に資する海洋調査等を推進する。

我が国周辺海域においては、石油や天然ガスに加え、メタンハイドレート等の資源の開発に関する調査及び研究が進み、海洋資源への期待が高まるとともに、東日本大震災後のエネルギー政策の見直しにより、海洋再生可能エネルギーへの期待も大きくなっている。このため、海洋資源や海洋再生可能エネルギーの開発及び利用促進を図るべく、海洋資源開発関連技術の開発支援等の海洋産業の戦略的振興や海洋開発関連技術者の育成を図る。あわせて、海洋再生可能エネルギーの利用促進に向けた安全・環境対策や港湾における洋上風力発電の導入円滑化に向けた環境整備を行う。

また、水産資源状況の悪化、漁業就業者数の減少等漁村の活力の低下や世界的な水産物の需要の高まりの中、資源管理計画の策定や沖合域の漁場整備等の水産資源の適切な管理による水産物の安定供給の確保に努める。また、安全で活力ある漁村づくりを図るため、漁港及び漁村の防災機能の強化、漁港機能の保全及び強化、水産業及び漁村の多面的機能の発揮に資する取組等を推進する。

さらに、クルーズ、マリンレジャー、エコツーリズム等、観光資源や憩いの場としての

海洋を活用した観光産業の振興、海洋観光等の取組を推進する。

## (2) 陸域と一体となった自然環境の保全・再生

陸域と海域は河川、地下水等の水系でつながっており、土砂の移動により沿岸域に干潟、砂浜等が形成されるほか、陸域から供給される栄養塩類は川や海の生物を育み、豊かな生態系を形成していることから、陸域と一体となった沿岸域の自然環境の保全及び再生を図ることが重要である。

このため、総合的な土砂管理の取組の推進、浚渫土砂等を活用した干潟、海浜等の造成、栄養塩類及び汚濁負荷の適正管理と循環の回復及び促進、藻場、干潟、サンゴ礁等の浅海域や島しょに多くみられる固有の生態系等の保全及び再生、美しい景観の保全及び形成、漂流・漂着ごみ対策の推進等を図る。

## (3) 離島の適切な保全・管理と領土・領海及び排他的経済水域等の確保・開発等

国家的権益の保全、癒しの空間の提供等の機能を有する離島については、人口減少、高齢化等の厳しい状況下にあるため、その役割が適正に果たされるよう、第1章第6節(1)を踏まえ、定住・雇用促進策を進めるなどその振興及び保全を図る。また、我が国の領土、領海及び排他的経済水域等を確保するため、位置の基準となる三角点等の整備及び地図情報と地名情報の体系的整備を進めるとともに、沖ノ鳥島を始めとする国境離島の保全、管理及び振興に取り組む。さらに、排他的経済水域等の根拠となる低潮線の保全、戦略的海上保安体制の構築及び海洋の安全の確保に関する取組を推進する。これに加え、排他的経済水域等の保全及び利用の促進を図るため、遠隔離島（南鳥島及び沖ノ鳥島）において輸送、補給等が可能となる活動拠点の整備等を行う。

## (4) 沿岸域の総合的管理

我が国の沿岸域は経済社会活動の拠点として利用が輻輳していることに加え、水質、環境保全等においても様々な課題を抱えている。

これらの課題解決を図り、沿岸域の安全の確保、多面的な利用、良好な環境の形成及び魅力ある自立的な地域の形成を図るため、関係者の共通認識の醸成を図りつつ、地域の自主性の下、多様な主体の参画と連携及び協働により、地域の特性に応じて陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する取組を推進する。また、沿岸域における地域の実態を考慮した海面の利用調整ルールづくりを推進する。

## 第5節 国民の参加による国土管理

急激な人口減少に伴い、今後、地域社会の維持が困難となる集落や無居住化する地域

が拡大し、これらの地域が担ってきた国土の管理が困難となるおそれがある。このため、人口減少下における国土の適切な管理のあり方を構築し、持続可能で豊かな地域社会を次世代に引き継ぐことが急務となっている。

## (1) 人口減少下における国土の適切な管理

### （「複合的な施策」、「選択的な国土利用」の推進における国、地域の役割）

人口減少下でも国土の適切な管理を続けるためには、自然との共生、防災・減災、持続可能な地域資源の供給等、複合的な効果を発揮する施策を積極的に推進する必要がある。また、人口減少等にもなう開発圧力の低下の機会をとらえ、より安全で快適かつ持続可能な国土利用を選択することも重要である。

これらは、

- ・土地利用に当たって複合的な用途を見いだしたり、土地の管理コストを軽減したりすることで土地の利用価値を高めていく点
- ・その実現に自然の力を活用し、自然と共生することで、そのような取組を持続可能な形とする点
- ・土地の有効利用や国土の適切な管理を通じて地域の持続可能で豊かな暮らしに貢献する点

に特徴がある。

このような取組は、地域の自然、社会、経済環境等を踏まえ、地域の発意と合意形成により実現されることから、地域の状況を熟知している市町村が中心となり、自らの地域の将来や土地利用のあり方を考え、地域の住民、団体等との協働により、土地利用を選択していくことが望ましい。都道府県は、広域的な見地から地域のあり方を検討し、産業、交通、防災、環境保全等分野ごとの施策の方向性や、土地利用の用途の方向性を示すことが期待される。土地利用転換を伴うこれらの取組は、数十年の長期を要する場合も多いことから、計画期間を超えた長期的な見通しの上に地域の合意形成を進めるなど、長期の視点から取り組むことが重要である。

土地利用の検討に当たっては、以下の観点についても考慮する必要がある。

- ・土地の持つ多様な機能が発揮できるよう防災、自然共生、国土管理等複数の観点から総合的に検討を行うこと
- ・持続可能性の観点から、短期の経済合理性のみならず、より長期の視点からの合理性を追求すること
- ・都道府県等による広域的な見地からの調整の結果も踏まえるなど広域的な整合性を保つこと

国は、このような地域の取組を支援するため、地域の土地利用のあり方の検討に資す

る防災、自然共生、国土管理等に関するわかりやすい情報提供を行うとともに、地域の選択を土地利用計画等に反映させる仕組みを整備する。また、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理、利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理及び利用を促進するなど、「所有から利用へ」の観点に立った方策を検討する。

#### **(持続的な国土管理に向けた地域の取組の推進)**

都市、農山漁村等、様々な地域に人が住み続け、多様な文化を生み出し、継承するためには、自然と共生し国土資源を持続的に利活用することが不可欠であり、また、防災・減災に配慮した安全な土地利用も持続可能な社会の基本である。人口減少社会においても、「複合的な施策の推進」、「選択的な国土利用」等の創意工夫により、国土を適切に管理し、住み慣れた場所に住み続けられる国土づくりを進める。その際、地域において絶えざるイノベーションにより、時代のニーズに合った産物やサービスを生み出すなど、持続的な国土管理の活動を地域経済に組み込むことにより、経済面での持続可能性を確保することも重要である。さらに、このような地域での持続可能な取組の積み重ねが、生物多様性の確保、地球温暖化の緩和等、グローバルな課題の解決にも貢献するとの視点から地域の活動に意味を見いだすとともに、そのような活動を海外を含めて積極的に発信する取組を進める。

#### **(2) 多様な主体による国土の国民的経営**

人口減少下における国土の適切な管理を実現するためには、地域に人が住み続けることによる地域自らの管理を基本としつつ、公による管理と合わせ、良好な国土の便益を享受する国民各層の国土管理への参画を進めることが一層重要となる。

農地、森林等の国土の適切な管理は、国土保全や食料、水、森林資源の安定供給のみならず、生物多様性の保全、美しい景観、地域の文化等の保全及び創出、郷土愛や地域のアイデンティティの再構築、これらを通じた地域の人材育成・確保等、多くの社会的便益をもたらす。また、その恩恵は当該地域のみならず、都市も含め、広く国土全体に及ぶことも多い。このため、農地、森林等が国土全体に果たす役割について国民全体の理解を基礎に、都市住民、NPO、企業等、多様な主体の国土管理への参画を進める「国土の国民的経営」を推進する。

#### **(地域のニーズの情報発信と中間支援組織の育成)**

従来の農業や林業経営とは異なるノウハウや人材を持つ企業、NPO等新しい主体が農地、森林等を活用した事業を展開することで、高い効果や新しい価値を見いだすこと



が期待できる。一方、これらの団体にとっては、地域のニーズ等に関する詳細な情報を入手しづらいこともあることから、地域の関係機関や行政が積極的に情報発信するとともに、活動を希望する個人又は団体とニーズのある地域のマッチングを行う中間支援組織を育成する。

#### **（ビジネス的手法への支援の充実）**

活動を持続的なものとするためには、ボランティア活動から、ビジネスとして成立する段階にステップアップしていくことも選択肢となる。近年、地域社会の課題解決にビジネスの手法を活かして取り組む試み（ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス等）が活発化しており、これらの活動を支援するため、地域資源の認証制度、クラウドファンディングによる資金調達等、地域外の多様な人や組織が、これらの活動を支援する手法の活用を図る。

#### **（多様な参画手法の確立）**

国土管理に資する活動への直接的な参加だけでなく、国民一人ひとりが多様な方法で国土の管理に貢献できる手法を開発、普及させていくことも重要である。たとえば、地元の農産物や地場産品の購入、自然資源を保全、活用している地域での余暇活動、自然体験学習等、寄付や環境保全を行っている企業への投資、ボランティアとしての専門知識やノウハウの提供等多様な参画手法を確立する。

## 第8章 環境保全及び景観形成に関する基本的な施策

良好な環境を保全し、失われた環境や劣化した環境を再生するとともに、より豊かな環境を構築し、経済や社会にも寄与する観点から、環境と共生した持続可能な国土づくり、地域づくりを行うためには、生物多様性の確保、循環型社会の形成及び地球環境問題への対応に向けた取組を総合的に進め、環境を積極的に活用する視点が重要である。

また、国土管理においては、生物多様性等が暮らしと社会を支える国民共有の財産であるとの観点から、国、地方公共団体、事業者、民間団体、地域住民、NPO等さまざまな主体の協働と参画の下に、科学的知見の充実や技術の開発を進めつつ、このような視点を重視して、国民全体で国土の質を総合的に高めていく必要がある。

以上を踏まえ、環境保全及び景観形成に関する施策を、次の基本方向に沿って進める。

- ①生物多様性の確保及び自然環境の保全・再生・活用
- ②物質循環の確保と循環型社会の形成
- ③地球温暖化の緩和と適応に向けた取組等、地球環境問題への対応
- ④大気環境の保全、土壌汚染対策の推進等
- ⑤美しい景観、魅力ある空間の保全、創出と活用

### 第1節 生物多様性の確保及び自然環境の保全・再生・活用

水、食料等の資源の供給、伝統食等の地域文化の形成、レクリエーションの場の提供、水質浄化、気候の調節、光合成による酸素の供給、土壌流出及び海岸侵食の防止等の防災・減災機能による国土の保全等の生物多様性がもたらす恵み（生態系サービス）は、暮らしや社会にとって必要不可欠なものであり、国土は生物多様性の構成要素である野生生物の生息及び生育の基盤ともなる最も基本的な資源である。自然からの恩恵を将来にわたって継承し、生物多様性を現状以上に豊かなものとするとともに、自然と共生した持続可能な生活や経済活動を行う基盤となる国土づくり、地域づくりのために、生物多様性を確保し、自然環境の保全、再生及び活用を図る。

その際、自然性の高い奥山地域のみならず、里地里山及び里海、都市等の身近な地域も含めた国土全域において、経済社会的な観点からも自然環境の保全、再生及び活用を積極的に図る視点が重要となる。

## (1) グリーンインフラ<sup>53</sup>の取組の推進等の自然環境の保全・再生・活用

### (森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成)

人口減少による開発圧力の低下を好機ととらえ国土利用の質を高める観点から、国土全体にわたって自然環境の質を向上させていくためには、国土レベルで、生態系ネットワークの基軸である森・里・川・海のつながりを確保することが重要である。また、「海の日」や「山の日」が制定されるなど、海や山を始めとした自然からの恩恵に対する認識や重要性も高まっている。

このため、流域全体の生態系管理の視点に立ち、様々なスケールで森・里・川・海を連続した空間として保全及び再生を進めるとともに、これらの森・里・川・海の恵みを享受する国民全体が、自然からの恩恵を意識し支える人的交流、資金メカニズム等の仕組みを構築する。

生態系ネットワークの形成に当たっては、世界自然遺産、ラムサール条約湿地等国际的にも重要性を有する自然を始め、自然環境保全地域、国立公園等各種保護地域制度を活用し、保護地域の十分な規模の確保を図り、適切な配置を行う。特に、開発等により消失や汚染の危機にある湖沼、湿原等の湿地の保全及び再生を図る。

また、都市においては、水と緑によるうるおいあるまちづくり及び生物多様性の確保に資する緑地の保全及び創出を推進するとともに、都市のコンパクト化により生じた低未利用地を緑地化するなど生態系ネットワーク形成の促進を図る。

### (グリーンインフラの取組の推進)

本格的な人口減少社会において、豊かさを実感でき、持続可能で魅力ある国土づくり、地域づくりを進めていくために、社会資本整備や土地利用において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を積極的に活用するグリーンインフラの取組を推進する。このため、社会資本整備や土地利用におけるグリーンインフラの考え方や手法に関する検討を行うとともに、多自然川づくり、緑の防潮堤及び延焼防止等の機能を有する公園緑地の整備等、様々な分野において、グリーンインフラの取組を推進する。

### (自然的土地利用への転換に向けた条件整備)

これまでに人為的な管理がなされた土地は、放棄されれば森林、草地等の健全な生態系に戻らず荒廃し、災害リスクの増大、生態系等に影響を与える一部の鳥獣の増加、外

---

<sup>53</sup> グリーンインフラとは、社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。

来種の分布拡大のみならず、不法投棄の誘因等も懸念される。このような土地を自然的土地利用へ転換するには、適切な初期投資等を行うことが必要であり、具体的な方策の確立に向けた考え方や手法について検討する。

## **(2) 人と野生生物等の関係の適正化**

### **(絶滅のおそれのある野生生物種の保全)**

野生生物は生態系の基本的構成要素、かつ、人類の存続の基盤であり、種の存続の確保は重要である。また、トキの野生復帰による里山環境の保全やトキをシンボルとした米づくりに代表されるように、希少種の保全は自然環境の保全及び再生や地域づくり及び地域産業の促進にも寄与する。このため、絶滅危惧種の保全を全国的に推進することにより、その個体数の減少を防止し、回復を図るとともに、多様な主体と連携した取組を促進し、希少種を地域のシンボル等として保全する。

### **(鳥獣管理の抜本的強化)**

ニホンジカ、イノシシ等の一部の鳥獣による自然生態系や農林水産業への被害が深刻化する一方、狩猟者の減少や高齢化が進行している。このため、「平成35年度までにニホンジカ及びイノシシの個体数を半減する」という抜本的な鳥獣捕獲強化対策（2013年12月、環境省、農林水産省）の当面の捕獲目標達成に向け、都道府県が実施するニホンジカ及びイノシシの捕獲事業を強化、支援するとともに、将来の鳥獣捕獲の担い手の育成・確保を図る。

### **(侵略的外来種による被害の防止)**

人や物資の移動の活発化に伴い、生態系、農林水産業等への被害リスクが増大する外来種問題について、外来種の侵入の未然防止や侵入先での防除を進める。このため、水際での侵入防止対策を強化するとともに、優先度の高い侵略的外来種の防除を実施し、生態系への被害を防止する。また、各種の社会活動に外来種対策の観点が盛り込まれ、行動がなされるよう、外来種に対する正しい理解を促進するための普及啓発を実施する。

## **(3) 自然資源や景観を活かした魅力ある地域経済循環の創出**

### **(自然資源等を活用した地域産業の促進)**

国立公園等の優れた自然の風景地及び地域固有の生態系や自然に根ざした地域の文化は、観光資源として極めて高い価値を有している。これらの自然資源を活かしたエコツーリズム等により、観光を始めとした地域産業を促進する。また、国内はもとより訪日

外国人の関心も高いことから、多言語化を含む戦略的な情報発信により、国立公園等のブランドを活かした国内外の観光客の増加を図る。

田園地域及び里地里山への環境負荷の低減、美しい景観の形成等のため、生物多様性保全を重視した農林漁業生産の推進を図る。

#### **(自然資源等を活用した地域経済循環のための環境金融の普及・強化)**

地域経済の活性化のためには、地域外からの投資等と呼び込むとともに、地域内の資金の循環を拡大することが不可欠であり、地域の自然資源等を活用した環境投資を始めとする環境金融を活発化させることにより域内の資金循環を促進する。このため、民間ベースでは資金が流れにくい環境分野を対象とし、地域低炭素投資促進ファンドを通じた地域の自然資源等を活用したプロジェクトへの出資等による支援、これらのプロジェクトに投資する地域型ファンドの組成の促進等により民間資金を引き出し、地域内での資金循環の拡大を図る。

### **(4) 生物多様性の社会への浸透**

#### **(生物多様性に関する教育・学習・体験の充実)**

生物多様性の重要性を多くの人々の共通認識とし、行動へと結びつけることが必要であり、そのためには各段階での教育及び学習を通じて、生物多様性に関する理解や知識を深め、それを行動へと結びつける能力を養う。このため、国立公園等の自然公園において、自然観察会の実施、ビジターセンターにおける普及啓発活動等を通じて、多くの人が自然とふれあい、我が国の自然の豊かさを実感できる機会を提供する。また、自然公園以外でも、「子どもの水辺」再発見プロジェクト等の推進により、森林、河川、海、公園等のフィールドを活かした体験や教育機会の拡大を図る。

#### **(生物多様性が有する経済的価値の評価の推進)**

生物多様性を保全し、持続可能な形で利用するために必要な行動を人々が認識し、様々な主体が自らの意思決定や行動に生物多様性の価値を反映するためには、生物多様性の経済的価値を適切に評価し、可視化することが必要である。このため、生物多様性の経済的価値、生物多様性の損失に伴う経済的損失、効果的な保全に要する費用等の評価を推進するとともに、評価結果を普及広報等に活用する。また、自然資本会計が国家勘定や企業等の会計制度に反映されるように利用の促進を図る。

#### **(多様な主体の連携による生物多様性保全活動の促進)**

生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を進めるためには、地方公共団体、

事業者、民間団体、地域住民等が連携した上で地域の実情等を踏まえ、それぞれの地域の視点で活動が展開されることが重要である。このため、地域連携保全活動計画の作成等の支援、優良事例の発掘及び顕彰、地方公共団体、事業者、民間団体、土地所有者等の関係者のニーズのマッチング等により、生物多様性の保全の取組を促進する。

## (5) 環境影響評価の実施

環境影響評価の重要性を踏まえ、環境影響評価法を適切かつ効果的に運用し、再生可能エネルギー導入に際しての環境影響評価手続に必要な環境基礎情報の提供等、情報基盤の整備を進めるとともに、必要な人材育成に取り組む。環境影響評価法の対象外である事業についても、必要に応じて、事業の計画及び実施に際しての環境配慮を促進する方策を検討する。

## 第2節 物質循環の確保と循環型社会の形成

自立分散型の社会を形成しつつ、都市と農山漁村が、相互補完によって相乗効果を生み出しながら、それぞれの経済社会活動を行う「地域循環共生圏」の構築を図る。このため、地域に存在する資源を再認識し、有効に活用する自立分散型の持続可能な地域社会を実現するとともに、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する。

### (循環資源の適正な利用・処分に向けた仕組みの充実)

循環型社会の形成を進めるため、排出者責任に基づくリサイクルや適正処分の徹底及び拡大生産者責任に基づく製品製造段階からの環境配慮設計を引き続き推進する。市町村等においては廃棄物の処理責任を十分認識し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に努めるとともに、処理を委託する場合においても適正処理の観点を十分踏まえるものとする。さらに、リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース、リユース）の取組がより進む経済社会システムを構築するための取組を進める。

一定の地域内で循環させることが適当な循環資源については、地域の特性や地域に住む人と人とのつながりに着目し、適正な規模で循環させることができる仕組みづくりを進める。同時に、製品寿命の長期化やリユース及びリサイクルにより、一度自然界から取り出した資源を、有用な社会ストックとして経済社会でできるだけ長く有効活用する。

また、廃棄物等を貴重な資源としてとらえ、エネルギー源として利用するなど、その有効活用を図る。具体的には、廃棄物処理施設の創エネルギー化を進めることにより、自立・分散型エネルギーセンターとして活用し、周辺施設への電気や熱の供給を行うことにより災害対応や地域活性化にもつなげる。あわせて、廃棄物処理施設の省エネルギー化を進め、地域の廃棄物処理システム全体で温室効果ガスの排出抑制及びエネルギー

消費の低減を図る。

さらに、静脈物流に係る環境負荷低減と輸送コスト削減を図る。具体的には、リサイクルポートを活用した海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築等を進める。

#### **(災害時に備えた廃棄物処理システムの構築)**

自家発電設備の設置等により、災害時にも自立稼働可能な廃棄物処理施設を整備するため、ごみ焼却場の老朽化対策とあわせ計画的な廃棄物処理施設の更新を行うとともに、地域ごとに、広域的な処理体制の確保、整備等を行うことにより、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を可能とする廃棄物処理システムの強靱化を推進する。あわせて、個別分散型処理システムとして災害に強く早期に復旧でき、避難所等に設置できる特性を持つ浄化槽の普及を促進し、災害時のし尿処理システムの強靱化を図る。

#### **(循環型社会の形成に向けた国際的な取組の推進)**

アジアを中心とした経済成長と人口増加にともなう電子基板等循環資源の発生量が増加し、質も多様化している中で、リサイクル等を目的とした循環資源の国際移動が活発化している。一方、これにともなう環境汚染等も懸念されている。このため、アジアの各国等において循環型社会を形成するための取組や、地球規模での循環型社会を形成するための国際的取組を積極的に推進する。

### **第3節 地球温暖化の緩和と適応に向けた取組等、地球環境問題への対応**

2013～2014年に「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が公表した「第5次評価報告書・統合報告書」は、このまま温室効果ガスを排出し続けると気候変動の影響がますます深刻になることを指摘している。また、我が国においても気候変動により様々な面で影響が生ずることが予想されている。こうしたことから、地球温暖化の緩和と適応の両方の取組を一層推進する必要がある。

#### **(1) 地球温暖化の緩和に向けた取組の推進**

##### **(温室効果ガスの排出の抑制)**

地球温暖化を緩和するため、徹底した省エネルギーと最大限の再生可能エネルギー拡大を中心に、更なる長期的かつ継続的な排出削減対策を図り、低炭素社会を構築する。低炭素社会づくりは、生活の豊かさの実感と、CO<sub>2</sub>排出削減が同時に達成できる社会の実現を目指すものであり、社会の隅々まで環境に対する配慮を織り込み、従来の環境技術や革新的技術の普及を進めることで、環境保全を成長要因とする経済発展により、豊かな生活を確保する。また、建築物を含む社会インフラの省エネルギー性能の向上や、

都市及びその他の地域の構造や交通システムの見直し等により、エネルギー需給構造そのものを省CO<sub>2</sub>型に変える。

このため、

- ・省エネ基準の段階的適合義務化に向けた環境整備、省エネ性能の表示の促進、低炭素住宅や省エネ改修の促進等、住宅・建築物に係る省エネ・省CO<sub>2</sub>対策の推進
- ・低炭素まちづくり計画に基づく取組の推進を始め、集約型都市構造の実現に向けた取組、都市のエネルギーシステムの効率化、緑地の保全及び緑化の推進、水面（水辺空間）の確保等によるヒートアイランド対策等を通じた低炭素都市づくり
- ・環境的に持続可能な交通の実現に資する公共交通機関の利用促進、円滑な道路交通の実現に資する交通流対策の推進、次世代自動車の導入促進等交通関連の対策
- ・共同輸配送を支援するマッチングの仕組みの構築等を通じた貨物輸送の効率化、輸送機関の低公害化、モーダルシフト、港湾の低炭素化等の物流体系全体のグリーン化
- ・エコレールラインプロジェクトの推進、省エネ船等の建造の推進、エコエアポートの推進等、鉄道、船舶及び航空における低炭素化の推進
- ・地域のバイオマス資源を活用した地域づくりの推進、海洋エネルギー、洋上風力、小水力、下水汚泥等を含む再生可能エネルギー、廃熱・下水熱等の未利用エネルギー等の特色あるエネルギー資源の効率的な地産地消等、地域全体での低炭素化の推進

に取り組む。

また、環境対策とは別目的で行われる取組や事業においても、CO<sub>2</sub>の排出削減に取り組む。

#### **（森林整備等の森林吸収源対策等を通じた吸収量の確保）**

我が国の自主的な温室効果ガス削減目標の達成に向けて、国際ルールの下で、森林吸収源対策について最大限の活用を図るため、健全な森林の整備、保安林等の適切な管理及び保全等の推進、木材及び木質バイオマス利用の推進、成長に優れた苗木による再造林の推進等に取り組む。

また、都市公園の整備、道路、港湾等の公共施設における緑化、民間緑地の確保による都市緑化等の推進を図る。

#### **（２）地球温暖化の適応に向けた取組の推進**

地球温暖化問題は、世界的な規模で深刻化しつつあり、我が国においても、降雨、水害、土砂災害の態様の変化のみならず、農林水産物の品質悪化、熱中症発生率の増加、サンゴ礁の減少、デング熱等の感染症を媒介する蚊の生息域の拡大等、地球温暖化を原因とする幅広い影響が顕在化している。このため、緩和の取組を着実に進めるとともに、



政府全体の適応計画に基づき、総合的かつ計画的に適応の取組を推進する。

地球温暖化の影響による被害を最小化し、迅速に回復できる持続可能な社会を構築するため、地球温暖化は、社会システムや自然システムに幅広く影響を及ぼす可能性があることを踏まえ、様々な分野において地球温暖化の影響を考慮した上で、計画的に施策に適応を組み込む。また、不確実性を伴う地球温暖化の影響に適切に対応するためには、地球温暖化やその影響の状況を適切に観測、監視し、将来の地球温暖化の予測と影響の評価を定期的に行うことが重要であることから、観測及び監視体制の充実や科学的知見に関する調査及び研究を進める。

あわせて、観測・監視技術や予測・評価技術の高精度化、効果的な適応技術の開発等も推進する。

さらに、地球温暖化の影響は、気候、地形、社会条件等によってその内容や程度が異なることから、国レベルだけではなく、地域レベルで適応に取り組む。各主体における適応に対する理解と協力を促進するため、情報プラットフォームを整備し、地方公共団体、企業、国民等が適応に取り組むに当たり必要となる様々な情報を収集し、各主体が活用しやすい形で提供するとともに、地域における適応に関する取組を支援する。

こうした国内における取組に加え、地球温暖化に脆弱なアジア太平洋地域等の途上国において適応計画の策定支援を行うとともに、アジア太平洋適応ネットワーク、世界適応ネットワーク等を通じ、途上国の適応に関する能力強化を図るなどの国際協力を推進する。

#### 第4節 大気環境の保全、土壌汚染対策の推進等

生活環境に影響を与える大気、水及び土壌の保全は重要な課題である。このうち、大気環境の保全及び土壌汚染対策について以下の取組を進めるとともに、水環境の保全については、第7章第3節を踏まえて必要な取組を進める。

##### (1) 大気環境の保全

大気環境の保全について、特に都市では自動車等に起因する大気汚染や、ヒートアイランド現象が問題となっている。

このため、環境的に持続可能な交通システムを実現するため、交差点改良等の道路構造の改善、公共交通機関の利用を促進するための都市の基盤整備、路上工事の縮減、交通流の円滑化対策及びモーダルシフト等の物流のグリーン化を推進する。加えて、開発及び実用化が進んでいる次世代自動車の普及を促進する。このほか、固定発生源や越境汚染による大気汚染についても、ばい煙排出対策、日中韓との技術協力等を推進する。

また、ヒートアイランド現象について、緑地及び水面の減少による蒸発散作用の減少

や地表面の高温化を防ぐため、緑化の推進、緑地の保全等による地表面被覆の改善等を図る。

## (2) 土壤汚染対策の推進

健康被害の防止の観点から、土壤汚染の適切な調査や対策及び汚染土壤の適正な処理を行うことにより、汚染土壤を適切に管理する。

具体的には、有害物質の摂取経路の有無に応じたリスク管理を行うとともに、汚染土壤を要措置区域（土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため汚染の除去等の措置が必要な区域）等から搬出する場合には、適正に運搬、処理し、汚染土壤についてリスク管理に基づいた土壤汚染対策を実施する。また、その他の汚染土壤についてもリスクが拡散することのないよう、適切に取り扱う。

## 第5節 美しい景観、魅力ある空間の保全、創出と活用

### (1) 持続可能な国土管理を通じた美しい景観の形成

美しい景観は、森や田畑、川や海、村やまち等の「ランドスケープ」<sup>54</sup>が、良好に維持、管理され、それぞれの機能を健全に発揮する中で実現されるものである。我が国の多様で美しい地域の「ランドスケープ」は、地域の特色を踏まえた人と自然とのかかわりを通じて、長い年月をかけて形成されてきたが、開発の中で多くが失われ、さらに、本格的な人口減少時代を迎える中で、農林水産活動等人々の営みにより維持、管理されてきた里地里山、里海等の荒廃が問題となっている。これらの地域では、人と自然との良好な関係が損なわれ、荒廃農地、鳥獣被害による植生の変化、放棄竹林の拡大等とともに、地域の伝統や文化も失われる傾向にある。

このため、農地、森林等の適切な保全及び整備等持続可能な国土管理に向けた努力を続けるとともに、これを支える地域の生活環境の整備、地域資源を活用した産業の活性化等による魅力ある仕事の創出等の取組を進める。特に、里地里山等を利活用することにより良好に維持管理される土地については、バイオマス資源の採取地として活用を図るなど新たな時代にふさわしい利活用を進める。また、土地の所有者による良好な管理を基本としつつ、合わせて、公的支援、地域内外の様々な主体が参画する国土の国民的経営の推進等により、人の活動と自然環境との適切な関係の再構築を図り、持続可能な国土管理を通じた美しい「ランドスケープ」を形成する。

---

<sup>54</sup> ランドスケープとは、人の営みや自然の営み、あるいはそれらの相互作用の結果として形成され、かつ、人々がそのように認識する空間的な広がりを用いる。

## (2) 地域の個性を活かした魅力ある景観の形成

良好な景観は、美しく風格のある国土の形成とうるおいある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであるため、国民共有の資産として、将来にわたってこれを享受できるよう、その整備及び保全を図る必要がある。また、その取組については、地方公共団体、事業者、地域住民等が一体となって進めることが必要である。

このため、歴史文化の活用によるまちづくりの推進、「日本風景街道」、無電柱化の推進等の道路空間における取組、魅力ある水辺空間、都市公園等の整備、木材の積極的な利用等社会資本整備等における美しい景観形成の取組等を推進し、良好な都市環境や美しく暮らしやすい農山漁村の形成を推進する。また、国立公園等の制度の適切な活用を通じ、優れた自然景観等の保全を図る。

さらに、地方公共団体による景観計画の策定等を推進するとともに、良好な景観形成に関する国民の意識向上や多様な主体の参画を図るための景観に関する教育の充実、先進的な取組事例に関する情報提供、専門家の育成等のソフト面での充実を図る。また、社会資本等の整備に当たっては、地域の特性等を踏まえ、地域住民やその他関係者、学識経験者等の多様な意見を聴取しつつ景観評価を行い、事業案に反映させる景観アセスメントシステムの運用、事業の景観形成ガイドライン等の活用等により、景観に配慮した整備を進める。

## (3) 美しい景観の活用による地域の活性化

美しい景観は、単にその保全及び再生を図るのみならず、これを活用して地域の活性化につなげる取組が重要である。例えば、伝統建築による古民家の保全及び再生は、地域の景観の維持及び向上において重要な意義を有するとともに、これを観光客向けの宿泊施設として、あるいは移住者又は二地域居住者向けの住宅として活用することにより、地域外からの資金の獲得、地域内の経済循環等を通じた地域の活性化につなげる。また、屋敷林、散居村等の伝統的な農村の生活文化を保全、活用し、観光産業と位置づけ、地域の活性化につなげる。これは、歴史的な、あるいは自然的な文化財等についても広く当てはまることである。また、近年は、工場夜景、産業遺産等が魅力ある景観として認識されるなど、新たな景観の価値を見いだす動きもあることから、このような魅力ある景観を通じた地域の活性化を図る。

こうした取組によって、美しい景観の維持及び向上に加えて、観光客、移住者及び二地域居住者の増加、地域の伝統や文化の継承、技能者の育成、就業の場の拡大、木材等の資材の地産地消等の多面的な効果が期待できる。その際、観光、住宅、教育、雇用、産業、文化等、複合的な観点から、地域内外の関係者が一体となった地域の取組を推進する。

## 第9章 多様な主体による共助社会づくりの実現に向けた基本的な施策

2008年7月策定の国土形成計画において「新たな公」による地域づくりを提唱し、行政だけでなく多様な民間主体を地域づくりの担い手として位置付け、これらの主体が従来の公の領域に加え、公共的価値を含む私の領域や、公と私の中間的な領域で協働する取組を推進することとした。この取組は、その後更に深化、多様化しており、「共助社会づくり」が進展してきている。

一方、本格的な人口減少時代を迎え、地域社会における課題解決のための担い手の不足、コミュニティの弱体化等の問題が顕在化している地域も存在する。多様化、複雑化する地域社会の諸課題に対する処方箋は地域の特性に応じて多様であり、行政中心の取組だけでなく、地域住民、企業等様々な地域社会の担い手が主体的に参画し、ともに課題を解決する共助社会づくりを更に進める必要がある。共助の精神は、コミュニティの力を向上させ、地域社会が抱える諸課題の解決に向けた大きな原動力となることが期待される。

また、このような取組を通じて、住民一人一人が、地域における課題を認識するとともに、地域における地域資源を見つめ直し、時間をかけてそれを磨き上げていくことにより、多様性を持った魅力的な地域社会が形成され、対流が促進されることが期待される。

第1章から第8章において、対流促進型国土の形成のための基本的施策を政策分野別に示した。都市、地方にかかわらず、地域に暮らす人々や様々な主体が、共助の精神の下で、地域の担い手として積極的に地域づくりにかかわり、特色ある資源を活用しながら地域を磨き、また持続可能なコミュニティを形成し、安心して住み続けることができること、さらに、人々が多様な地域や世代を超えて対流することにより、新たな価値が創造され、イノベーションが生まれ、内発的発展につながることで、対流促進型国土の形成に向けて、目指すべき地域社会の姿である。

このような地域社会を目指し、地域が主体的に取り組むためには、担い手の育成・確保が重要である。換言すれば、担い手の育成・確保が対流促進型国土形成の基本であると言える。人口減少が進む中で、地域がこのような担い手を確保することはますます困難となると予想されることから、地域内の人材だけでなく、地域外も含めて、戦略的に担い手の育成・確保を進めていくことが必要であり、また担い手の育成は時間のかかる取組であるため、計画的に取り組むことも必要である。

以上を踏まえ、共助社会づくりの実現に向けた基本的な施策を、次の基本方向に沿って進める。

- ①地域を支える担い手の育成と共助社会づくり
- ②多様な民間主体の発意・活動を重視した地域づくり

## 第1節 地域を支える担い手の育成と共助社会づくり

### (1) 地域を支える担い手の育成・確保

地域社会における課題解決のため、地域を支える担い手をいかに育成・確保するかが重要である。互いに支え合い、多様な主体による有機的な結び付きを構築し、ともに課題を解決していくという共助の精神の下、担い手の最も基本的な単位である個人が、地域社会に対して積極的なかかわりを持つことが求められる。そのためには、まず、地域に住む一人一人の住民自身が、地域における学習や対話を通じて、地域社会に存在する多種多様な課題の存在を認識するとともに、自身が地域社会を支え、また地域社会から恩恵を受けているという、社会の構成員としての当事者意識を持つことが必要である。

地方大学において、地域との協働を専門とする学部の設置等の取組がみられるが、地域の課題を見つけ出し、解決策を企画し、実行できる人材を育成するため、地域の教育機関を活用する。

また、地域内外の多様な人材を地域づくりに活用するため、地域の出身者、近隣に住む家族等地域にかかわりを持つ人々のほか、地域おこし協力隊等外部人材の活用を図る。外部人材の活用は、地域に存在する資源についての新たな気づきを生み出すなどの効果も期待される。

さらに、二地域居住、二地域生活・就労等を進め、地域の産業を継承する人材、小さな拠点で提供するサービス等の運営を担うことのできる人材、専門知識を活かして地域の課題に取り組むプロボノ人材等の確保を図る。

優秀な人材の確保のため、地域づくりに取り組んだ経歴が評価され、地域での雇用に結び付くなど、将来に向けたキャリアパスが形成されるような仕組みづくりを進める。

地域の課題を解決し、地域発イノベーションを創出するためには、地域の現状を把握し将来を見通すことによって、地域に眠る情報や資源を見付け出すとともに、それを活用できる人材に結びつけることが必要である。このため、このようなコーディネート人材の育成を進めるとともに、郵便や荷物の配達人等「地域を歩く人」の持つ地域の詳細な情報に目を向け、必要な時に「歩く人」の持つ情報を活用することも重要である。

### (2) 参加主体の拡大と多様な主体の活動環境の整備

共助社会づくりに当たっては、ボランティア活動だけでなく、NPO、企業、金融機関、教育機関等多様な主体の参画を進め、その活動環境を整える必要がある。

従来から地域に存在する自治会等の地縁型コミュニティは、都市においては衰退し、農山漁村においてはその活動が停滞しているものもみられるが、地域の実情に応じ、その再生、活性化を図り、新たなコミュニティづくりに取り組む。これに加え、NPO等の

民間団体が自由に活動できる環境を整備する。

近年、地域と大学や専門学校が連携して地域活動に取り組む事例が増加している。大学等が、社会に貢献する人材の育成や、地域の連携拠点としての機能を果たし、また、大学等や大学生と地域のかかわりが継続的な活動につながるよう、その取組を促進する。さらに、地域と企業や金融機関が連携して人材育成のノウハウを共有するなど、新しい発想に立った取組を進める。

また、女性、若者、高齢者、障害者等多様な人材について、NPO等の活動を通じて、地域づくりの担い手としての参画を進める。

なお、行政は、地域づくりに参画する様々な主体を、単に不足する担い手を代替するものとしてとらえるのではなく、お互いの持つ特性を活かす形で協働し、いわばWIN-WINの関係を構築することが極めて重要である。

## 第2節 多様な民間主体の発意・活動を重視した地域づくり

### (1) 地域磨きと地域資源の情報発信

地域には、様々な課題が存在する一方で、それぞれ多様な地域資源や伝統文化が存在する。多様な地域資源が磨き上げられることにより、地域ごとの多彩な発展の可能性が生まれてくる。このためには、住民自身が地域の資源の良さを認識することにより、地域に誇りを持つことのできる環境をつくり上げることが必要である。そのための手段として、地元学の取組、ワークショップ等を活用し、地域住民の地域づくりへの主体的な参画を促すことが有効であり、このことは、ふるさとへの愛着や、郷土愛の醸成にもつながるものである。

地域が多様な個性を持ち、いわば顔の見える地域としてそれぞれの魅力を発信することにより、地域に興味を持ち、対流を深めようとする、いわば地域のファンとも言える人材を増やしていく。

特に、近年進展が著しいソーシャルメディア等も活用し、国内の各地域や海外へとその情報を発信することが有効であり、そのような取組を促進する。

### (2) 地域内循環による資金の確保とソーシャルビジネスの推進

地域社会が持続的であるためには、安定的な定住人口を確保することに加え、地域に存在する地域資源を活用することにより、地域外からの購入を減らし、地域外へ販売することを通じて、これまで地域外に流出していた資金を取り戻し、地域に再投資、循環させる仕組みの構築が有効である。

また、企業のCSRの一環としての社会貢献活動及び自社の事業を通じて一定の収益を確保しながら消費者、従業員、株主、地域住民等が求める様々な社会的課題を解決し

ていく取組（CSV）の促進や、ふるさと納税等の活用により、地域住民、地域の出身者等の地域貢献意欲を顕在化させることを通じた資金の確保を進める。

クラウドファンディング等不特定多数の者からの資金調達手法の仕組みづくり、寄付文化の醸成等を進める。さらに、共助社会づくりを行う主体を支援する中間支援組織としてのプラットフォームの構築を図る。

地域を支える活動の実施に当たっては、事業の継続性の観点から、ボランティア活動に依存するだけでなく、事業化が可能なものは収益性のある事業（ソーシャルビジネス）として課題の解決を図るという視点が重要であり、地域における雇用の創出や、資金の地域内循環の促進にも資することから、幅広い分野において、様々な主体によるこのような取組を推進する。

### （３）地域の内発的発展と行政の役割

地域づくりに当たっては、外部から画一的な取組を押しつけることなく、たとえ時間がかかっても、地域住民等が合意形成に向けて話し合いを繰り返し、自らの意思で立ち上がるというプロセスが重要である。一人一人が当事者意識を持ち、地域の産業、技術、人材等の資源を活用しながら、地域の実情に応じた内発的な発展を実現させることが期待される。

市町村は、地域住民のニーズを的確に把握し、多様な主体と協働して地域づくりを行う。都道府県は、市町村と連携するとともに、市町村の圏域を超える広域的な見地からの業務を行う。国は、都道府県及び市町村と連携しながら、地域の個性を重視した必要な支援を行うとともに、広域的な見地からの交通・情報ネットワークの確保等の対応を進める。その際、関係府省の連携により、ワンストップで地域の要望等に対応できるような体制の整備を図る。

人口減少や高齢化が著しく、維持、存続が危ぶまれる集落においては、小さな拠点づくり等の取組が進められているところであるが、国は引き続きその実情を把握するとともに、この取組を支える人材の確保方策、組織のあり方等について検討する。さらに、地理的、自然的、社会的条件の厳しい地域については、当該地域の主体的な取組を尊重した上で、その実情に応じた支援を行う。

### 第3部 計画の効果的推進及び広域地方計画の策定・推進

第1部において、国土の基本構想として対流促進型国土の形成を示し、第2部において、国土の基本構想の実現のために必要な基本的な施策を示した。

これらの施策が相互の連携をもって実施されるよう、計画の実効性を高めるためには、計画策定後において、効率的かつ効果的な進行管理を行う必要がある。

また、広域ブロックにおいて、この全国計画を基本として、広域地方計画を策定し、独自の発想と戦略性を活かした国土形成を進めることが必要である。

第3部においては、この計画の効果的な推進のために必要な事項を定めるとともに、独自性のある広域ブロックの形成に向けて、広域地方計画の策定、推進に関する指針等を示すこととする。

#### 第1章 計画の効果的推進

##### 第1節 国土計画の推進と評価

###### (計画の推進)

第1部第2章の国土の基本構想を実現するため、第2部に示す分野別施策を総合的に実施する。また、計画の実効性を高め、推進する観点から、これらの施策に関し常に点検を行い所要の改善措置を講ずるものとする。

計画の推進に当たっては、まち・ひと・しごと創生及び国土強靱化の施策と連携するとともに、社会資本整備重点計画、交通政策基本計画等の実施を通じて具体化する。

この計画は厳しい財政状況を踏まえつつ、様々な主体の参加を得て効果的に推進されなければならない。このため、国は国土の基本構想の実現に向け、様々な主体によって計画的かつ戦略的に実施すべき施策群について、重点分野における優先度と時間軸を設定しつつ具体的な推進方策を明らかにすることとする。また、国土審議会において、この推進方策について調査審議を行うとともに、施策群の推進状況を点検し、必要な提言を行う。

###### (国土計画のマネジメントサイクルと評価)

計画の策定、推進及び評価のプロセスを通じた効率的かつ効果的な進行管理（国土計画のマネジメントサイクル）を行うため、地理空間情報を活用して、計画のモニタリングを実施する。また、モニタリングの結果も踏まえて、国土形成計画法第7条の規定に基づき、全国計画に係る政策の評価を適切に実施し、その結果に応じて必要な措置を行う。さらに、ビッグデータ等の様々なデータを国土政策や計画のモニタリングに活用する手法について検討を進める。



## 第2節 地理空間情報の活用推進

我が国の国土の上には多彩な自然環境や社会環境が広がっている。その中に散在している様々な国土に関する事象をデータ化した情報を、GIS（地理情報システム）を活用して効率的に分析し、見える化を図ることで、陸域のみならず海域にも広がる国土のあらゆる様相を把握することができる。また、これらの情報を整備し活用することにより、国土の効率的な利用、防災、環境保全、国土の保全、人口減少、少子化や高齢化、国民の安全・安心の確保等、我が国が現在抱える様々な社会的課題の解決や地域活性化に資することとなる。

さらに、行政が保有する地理空間情報のオープンデータ化に加えて、プローブデータ等のビッグデータを含む様々なデータの流通環境を整備することで、地域に関するデータの見える化、地域活動の中でのデータづくり等が促進され、行政、住民等の多様な主体の連携や協働による地域課題の解決が図られる。

このように、誰もがいつでもどこでも必要な地理空間情報を使い、高度な分析に基づく確かな情報を入手し行動できる「地理空間情報高度活用社会（G空間社会）」を実現することにより、計画を効果的に推進する。

### （1）地理空間情報の整備

国土の位置や形状を正確に表した地理空間情報は、国土に関する最も基礎的な情報である。このため、市町村等による地籍調査の実施、国による官民境界情報、基盤地図情報等の整備、更新等を推進する。また、防災・減災対策に資する土地分類基本調査（土地履歴調査）等、健全な水循環の維持等に資する水基本調査等を実施するとともに、国勢調査等の基本的な統計情報、土地利用、自然環境、生活インフラ等に関する情報等、過去の情報を含む様々な地理空間情報の整備、更新等を行う。

### （2）地理空間情報の流通促進

社会全体での地理空間情報の活用の裾野を広げ、様々な課題解決に役立てる観点から、国及び地方公共団体は、様々な主体が整備する地理空間情報の社会全体における共有及び相互利用を図るため、行政が保有する地理空間情報のオープンデータ化、流通基盤の整備等、情報の流通を促進する。

### （3）地理空間情報の活用推進

国及び地方公共団体は、防災・減災の観点から、GISを利用した各種情報を一元的に集約するシステムの整備、活用等を図る。また、地域活性化の観点から、ビッグデータ

やオープンデータも活用した観光動態に関する調査及び分析の実施、地域経済分析の活用、地域医療福祉分析、買い物、教育等の生活サービス機能の分析等の生活者視点での活用、歩行者移動支援サービスの促進等、地理空間情報の活用を推進する。また、地理空間情報を高度に活用できる人材育成を図る。

### 第3節 国土利用計画との連携

国土の利用の基本方向は、この計画と一体的に策定される国土利用計画（全国計画）によるものとし、国土利用関係諸計画の適切な運用により、総合的かつ計画的な国土の利用を図る。

## 第2章 広域地方計画の策定・推進

### 第1節 広域地方計画の役割

広域地方計画制度は、国、地方公共団体及び多様な民間主体が相互に連携し、都府県を超える広域ブロックごとにその特色に応じた施策展開を図り、自立的に発展する圏域の形成を目指すため、地域の実情に即した地域の将来像等を定める即地的な計画の枠組みとして設けられたものである。

広域地方計画の策定に当たっては、広域地方計画協議会の議を経ることにより、国土交通省及び関係する国の地方支分部局、地方公共団体、地元経済界等が適切な役割分担の下に協働しながらビジョンづくりに取り組むこととなる。このような計画の策定プロセスを通じて、各主体が地域整備を進める上での長期的な方針、目標の共有化が図られるとともに、各広域ブロックでの計画策定過程が相互参照、比較され、新たな工夫や連携が促されるという意義も有している。

### 第2節 広域地方計画の基本的考え方

#### (1) 各広域ブロックの現況と課題

広域ブロックにおける現況<sup>55</sup>、現行の広域地方計画の進捗状況、計画策定以降の主な動向や出来事、地方ブロックが有する資源等の強み及びこれらを踏まえた今後の方向性の中で特に重要と考えられるものについて、広域ブロックごとに記載する。

#### ①東北圏

東北圏は、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の7県の区域からなる。本州の最北部、首都圏と北海道の間に位置し、日本海側で北陸圏と隣接している。圏域面積は広域ブロックの中で最大であるが、人口密度は最小である。

圏域人口は約1,135万人。人口減少が進展している。

域内総生産は約38兆円で全国の約1割であり、高速交通ネットワークの整備とあいまって、自動車産業の生産拠点等のサプライチェーンの整備等も進められている。

東日本大震災では甚大な被害を受けたが、被災地の復興とあわせて、災害に強い地域づくりの先進モデル圏域として多様な主体と連携した防災・減災対策も進みつつある。

また、豊かな自然環境や広大な圏土を背景に多くの農林水産資源に恵まれているとともに、独特な風土や伝統文化を活かした観光資源も有している。

---

<sup>55</sup> 第3部において、人口については、総務省「人口推計」（2014年10月1日現在）を基にしたもので、人口当たりのデータに関しては、そのデータ年の10月1日現在の値を基にしたもの。将来人口については、国立社会保障・人口問題研究所の中位推計による。域内総生産については、内閣府「平成23年度県民経済計算」（名目）を基にしたもの。

北海道新幹線開業を見据え、圏域をまたがる広域的な観光等の連携強化が期待される。今後は、日本海・太平洋2面活用型国土の形成や格子状骨格道路ネットワーク等の整備により、隣接圏域とも連携して豊かな地域資源を活かした広域観光、産業育成等の対流を促進し、持続可能な圏域となることが求められる。

## ②首都圏

首都圏は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の1都7県の区域からなる。東京都に我が国の政治、行政、経済の中核機能が集積しており、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えている。

圏域人口は約4,364万人。人口は今なお増加しているが出生率は広域ブロックで最も低い。東京圏は高齢人口が急速に増加しており、介護施設の不足への対応が必要である。

域内総生産は約192兆円で、全国の約4割を占める。

切迫する首都直下地震等大規模災害に備え、隣接圏域とも連携した防災・減災対策が必要である。

東京から伸びる放射状の交通ネットワークに加え、環状ネットワークが概成しつつあり、国際コンテナ戦略港湾、国際空港等の国際交流基盤を有する。リニア中央新幹線によるスーパー・メガリージョンの形成も見据え、さらなる国際的な都市機能の強化が必要である。

今後、次世代産業の育成、ICT等によるイノベーションの創出、観光基盤の充実、都市と農山漁村の対流等により、安全・安心を土台とした世界都市としての機能を強化し、我が国の経済を牽引することが求められる。

## ③北陸圏

北陸圏は、富山県、石川県、福井県の3県の区域からなる。本州日本海側の中央部に位置し、隣接する中部圏、近畿圏に北陸新幹線開業により時間距離の近くなった首都圏を加え、三大都市圏と近接している。

圏域人口は約302万人。女性の労働力率は高く、三世帯同居比率が高いなど子育てに有利な環境を有している。

域内総生産は約12兆円。伝統産業から先端産業まで、機械、繊維産業等の特徴ある工業集積がみられる。

太平洋側の災害リスクの高まりや北陸新幹線の開業を契機に、企業が移転してくる動きもみられる。

広域観光の取組、炭素繊維複合材を活用した取組等、圏域をまたがる広域的な対流も進みつつある。

今後、中部圏を始めとした太平洋側や隣接圏域との連携強化、環日本海の交流の拡大等日本海・太平洋2面活用型国土の形成が求められる。

#### ④中部圏

中部圏は、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の5県の区域からなる。本州太平洋側の中央部に位置し、首都圏、近畿圏の2つの三大都市圏にはさまれ、日本海側に北陸圏と隣接している。

圏域人口は約1,714万人。出生率は三大都市圏の中で最も高く、全国平均を上回る。

域内総生産は約70兆円で、自動車産業、航空宇宙産業等の集積により、製造品出荷額等は全国の4分の1を超える。

我が国最大のゼロメートル地帯を有し、切迫する南海トラフ地震等大規模災害に備え隣接圏域とも連携した防災・減災対策が必要である。

また、航空宇宙産業等における産学官連携、昇龍道プロジェクト等広域観光の取組等の圏域をまたがる広域連携の取組が進められている。

今後、リニア中央新幹線によるスーパー・メガリージョンの形成を見据え、世界最先端のものづくり等、さらなる機能強化が必要である。また、中部圏固有の新たな価値の創造や、北陸圏との連携強化による日本海・太平洋2面活用型国土の形成が求められる。

#### ⑤近畿圏

近畿圏は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の2府4県の区域からなる。三大都市圏の中では最も西側に位置し、中部圏、北陸圏、中国圏に加え、瀬戸内海をはさんで四国圏と隣接している。

圏域人口は約2,075万人で首都圏に次いで多い。出生率は首都圏に次いで低い。

域内総生産は約78兆円。我が国第二の経済圏であり、伝統文化やものづくり文化が継承、集積されており、健康・医療分野を始め、学術・研究機能が集積している。

国際コンテナ戦略港湾、国際空港等、国際的なゲートウェイ機能の集積があり、アジアを中心に近畿圏への訪日外国人数も増大している。

大都市と自然豊かな農山漁村が近接し、大都市と自然の魅力を日常的に享受できる環境を有する。

都市機能が集積するゼロメートル地帯や地下街、密集市街地を有し、津波、高潮等による浸水対策や切迫する南海トラフ地震等大規模災害に備え、隣接圏域とも連携した防災・減災対策が必要である。

今後、リニア中央新幹線によるスーパー・メガリージョンの形成を見据え、健康・医療産業等の成長分野、観光分野等について、アジアのゲートウェイ機能や歴史、文化等の

集積を活用し、対流の拡大を図ることが求められる。

## ⑥中国圏

中国圏は、鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の5県の区域からなる。本州の最西部、近畿圏と九州圏の間に位置し、瀬戸内海をはさんで四国圏と隣接する。山地及び丘陵地の割合は全国で最も高く、山間部まで居住地域が広く分布し、「里山」や「里海」が多く存在する。

圏域人口は約744万人。小規模集落は全国で最も多い。

域内総生産は約28兆円。従業員一人当たりの製造品出荷額等は全国で最も高く、瀬戸内海側を中心に鉄鋼、石油化学、造船、自動車等の産業集積がみられる。

中山間地域において再生可能エネルギーの活用等を通じた循環型地域社会の構築等による対流の動きが起こりつつある。

今後、防災・減災対策の推進、産業集積の競争力強化、広域観光の促進、中山間地域や島しょ部の先進的取組や「小さな拠点」の形成、圏域内外の対流を促進する格子状ネットワーク整備、四国圏を始め近畿圏、九州圏との連携等、隣接圏域のバックアップも含めた安全・安心で多様な地域が共生できる圏域を目指すことが求められる。

## ⑦四国圏

四国圏は、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の4県の区域からなる。瀬戸内海をはさんで、近畿圏、中国圏、九州圏と隣接する。急峻な四国山地やその周辺の中山間地域、瀬戸内海を中心に島しょ部、半島等の自然環境を有している。

圏域人口は約388万人。人口減少、高齢化が進展している。

域内総生産は約14兆円。基礎素材産業の集積地となっている。また、中山間地域においてICTを活用した遠隔勤務等の対流の事例がみられる。今後は、切迫する南海トラフ地震等大規模災害に備え、隣接圏域とも連携した防災・減災対策が必要である。

美しい自然風景、お遍路等の独自の歴史、文化等、地域の独自性を国内外に発信し、中国圏を始め近畿圏、九州圏との連携等、広域的な対流の促進を図ることが求められる。

## ⑧九州圏

九州圏は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の7県の区域からなる。我が国の最西部、地理的にアジアからの玄関口（ゲートウェイ）に位置し、瀬戸内海をはさんで中国圏、四国圏と隣接している。

圏域人口は約1,306万人。出生率は広域ブロックの中で最も高い。

域内総生産は約44兆円。陸、海、空の高速交通ネットワークの効果もあり、自動車産業

の国内主力生産拠点や再生可能エネルギー、ロボット等の産業立地が進展しているほか、工業製品や農林水産品のアジア等との貿易額やLCC就航、クルーズ船寄港等による訪日外国人数が著しく増加している。

南海トラフ地震等大規模災害に備え、隣接圏域とも連携した防災・減災対策が必要である。

今後、多層的な圏域構造を確立するとともに、アジアの成長力を引き込む日本の成長センターとなって、我が国の経済成長に貢献することを目指し、九州圏と他圏域との交流・連携を促進することが期待される。

## (2) 広域ブロック間の連携及び相互調整

各広域ブロックにおける取組に加えて、ブロック相互やブロックの境界にまたがる複数都道府県等の間での連携及び相互調整を進める必要がある。

特に、北陸・中部の両圏域及び中国・四国の両圏域については、交通基盤整備の進展等により日本海から太平洋にわたる地域の一体感が強まりつつあるとともに、国際観光ルートの構築を始め、産業、物流、防災、瀬戸内海における国土の保全、管理の一体的推進等の共通の課題を有していることから、引き続き、日本海から太平洋にわたる発展の全体構想等について合同して検討することが求められる。また、首都圏のうち北関東3県と隣接する福島県及び新潟県の磐越2県は、これまでもブロックを超える広域連携の取組を通じて、交通基盤整備の進展等を活かした地域の自立的発展を推進している地域であることから、引き続き分科会の活用等により当該地域の特性に応じた発展構想等を描くことが求められる。

以上に加え、広域ブロックの境界に位置する都道府県では、隣接する広域ブロックと密接な関係を有するものがあり、これまで様々な取組が進められてきていることから、新たな広域地方計画の策定に当たっても、必要な連携及び相互調整を行うことが期待される。

## 第3節 北海道総合開発計画及び沖縄振興基本方針と国土形成計画との連携

北海道及び沖縄県については、それぞれ北海道総合開発計画並びに沖縄振興基本方針及び同基本方針に基づく沖縄振興計画が存在していることから、法律上、広域地方計画の対象外となっているが、以下に示すように独自性の高い圏域を形成していることから、それぞれが広域ブロックに相当するものと考えらるべきであり、これらの圏域についても、地域の実情に即した独自の発想と戦略性を活かした国土形成を進める必要がある。このため、両圏域の自立的発展に向けて、北海道総合開発計画及び沖縄振興基本方針と国土形成計画との間で必要な調整が行われ、相互の連携が図られる必要がある。

## ①北海道

北海道は広大な面積を擁し、豊かな自然を始めとした多様な国土資源に恵まれ、積雪寒冷な気候、アイヌ文化等、アジアの中でも特徴的な資源、特性を有している。

人口は約540万人で、人口密度は全国最小であり、また、人口減少、高齢化が全国平均より進んでいる。

域内総生産は約18兆円。全国に比べて製造業の構成比が低い一方、農林水産業の構成比は高く、食料自給率は全国で最も高い。また、北海道新幹線開業を見据え、北海道内外で広域的な観光等の連携の動きもみられるほか、地熱、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーが豊富に賦存している。

近年、局地化、集中化、激甚化した風水害等の頻発、冬季における異例の降雪が発生し、今後も気候変動による災害の頻発等の懸念がある一方、首都圏等から遠距離にあり、首都直下地震等における同時被災のリスクは小さく、また、北海道の港湾には北極海航路のアジアの玄関口としてのポテンシャルがあるなど、我が国の北の国境地帯に位置することによる地理的特性を備えている。

北海道には、その時々課題、要請に応えるために、種々の資源の開発が計画的に進められてきたという歴史的経緯があり、上記のとおり、北海道の地域特性を踏まえた経済・生活圏の形成、多様な人材の確保と対流の促進、世界に目を向けた農林水産業・食関連産業、観光立国の実現と地域の活性化に寄与する観光の振興等が重要であること等を踏まえ、新たな北海道総合開発計画を策定する必要がある。

## ②沖縄県

沖縄県は、東アジアに近接し、亜熱帯・海洋性気候、豊かな自然環境、独自の文化等の地域特性を有する。

人口は約142万人。出生率や若年人口の割合が全国で最も高く、2020年頃まで人口増加が見込まれている。高齢化率は全国に比べて低く、今後も全国に比べ低位で推移すると予想されている。

域内総生産は約4兆円、一人当たり県民所得が全国下位に留まり、失業率も全国平均に比べ高い。

台風常襲地帯にあるとともに、津波等の自然災害を被りやすい条件にある。

2012年に沖縄振興特別措置法が抜本的に改正され、沖縄振興計画の策定主体が国から県に移行した。国が定める沖縄振興基本方針においては、沖縄の優位性を活かした民間主導の自立型経済の発展、我が国及びアジア・太平洋地域の発展に寄与する21世紀の「万国津梁」の形成、潤いのある豊かな住民生活の実現を基本的方向として沖縄振興に取り



組むこととしている。これに基づき、2012年度から2021年度を計画期間とする沖縄振興計画が策定されており、アジア・太平洋地域の平和と発展に貢献する先駆的地域の形成、経済情勢を踏まえた自立的発展の基礎条件の整備、我が国の発展に寄与する新生沖縄の創造、自然、文化等のよき沖縄の価値を高めていく再生沖縄に向けた諸施策を推進することとしている。

#### 第4節 広域地方計画策定及び実施に当たって必要な検討事項

本計画が目指す対流促進型国土の実現に向けて、広域ブロックがそれぞれに強みを活かして、地域全体の成長力を高め自立していくためには、特色ある地域戦略となる計画を策定することが必要である。このため、広域地方計画は、全国計画を基本としつつ、その内容については、方針及び目標の設定の仕方も含めて、地域の独自性を強く意識したものとするべきである。

広域地方計画の策定及び実施に当たっては、広域地方計画協議会等の枠組みを活用して関係主体間の協働と合意形成を促しつつ、次の事項についての検討を進めることが重要である。国は、広域地方計画協議会における検討に資するため、計画の策定、点検等に関する情報を提供するなど、必要な支援を行う。

##### ①地域の現状分析に基づく地域特性の把握

広域ブロックが持つ地理的・経済社会的・文化的条件等における地域特性を明確にした上で、独自性のある地域発展の方向性を描くことが求められる。

具体的には、人口、産業、地域資源の状況、都市の立地状況、都市的サービスの提供状況等、地域の現状に関する客観的なデータの関係主体間の共有及びそれに基づいた分析を行うとともに、これらを通じて把握された地域の強みと弱みを十分に踏まえて、地域発展の方向性を検討する必要がある。

その際、地域づくりの担い手となる多様な主体の参加を求めるとともに、広域地方計画協議会が実施する学識経験を有する者からの意見聴取については、若手経営者、女性起業家、医療福祉関係者等、幅広く意見を聴取することも重要である。

##### ②地域の発展に向けた独自の地域戦略の立案

国、地方公共団体、経済界等、地域の関係主体の協働と合意形成を促進しつつ、広域ブロックの地域特性を踏まえた独自性のある地域整備の戦略を立案する必要がある。特に対流促進型国土の形成を進めるに当たり、地域においては、対流の原動力となる地域に密着した独自の個性、強みを活かし、多様な主体の関与による対流の発生、維持、拡大に向けた具体的な取組方針等を検討する必要がある。その際、全国共通の課題に対しても、

全国計画で示された方向性を踏まえるだけでなく、それぞれの広域ブロックが持つ地域特性に応じた独自の対応方針等を即地的かつ具体的に検討すべきである。

また、全国計画の中では必ずしも明確に示されていない、地域特性に由来する地域固有の課題や、関係主体の合意によって重要性が認識されたその他の課題に対しても、積極的に取り組むことが期待される。その際、地方創生に係る支援制度を始め、国家戦略特区、地域再生等の制度を活用することも考えられる。

### ③独自の地域戦略に基づく重点的・選択的な資源投入

上述の地域戦略の達成に向けて、広域ブロックにおいて、関係主体の合意と適切な役割分担の下、地域整備のための具体的な各種の事業・プログラムを立案、実施する必要がある。立案に当たっては、事業・プログラムの広域性、戦略性、総合性及び実効性に留意しつつ、限られた財源、人的資源等を最も有効に活用する観点からの重点的、選択的な資源投入が求められる。その際、地域間、分野間の総合的な調整が十分図られることが重要である。

### ④地域戦略の実効性の確保

新たな計画について、実施過程における実効性を担保するための適切な推進体制及びモニタリング体制を整備することが重要である。

広域地方計画において立案された地域戦略を推進する上で、全国的見地からの新たな対応が必要となった場合は、国において適切に対応する。

国は、関係省庁が連携し、地域戦略に対応する施策を集中的、重層的に講じるとともに、地域が主体となって自立的な取組をしやすくする環境を整備する。

国国土審第 16 号  
平成 27 年 7 月 30 日

国土交通大臣  
太田 昭宏 殿

国土審議会会長  
奥野 信宏

### 国土形成計画（全国計画）の変更について

国土形成計画法（昭和 25 年法律第 205 号）第 6 条第 8 項の規定により準用する同条第 5 項の規定により、平成 27 年 7 月 30 日付け国計第 102 号をもって意見を求められた国土形成計画（全国計画）（平成 20 年 7 月 4 日閣議決定）の変更については、当審議会において調査審議の結果、国土交通大臣から提示のあった別添国土形成計画（案）を概ね妥当なものと認めるので、この旨報告する。

国土形成計画（全国計画）の実施に当たり、特に留意すべき事項は次のとおりである。なお、本審議会としても、計画の推進状況を点検し、必要に応じて提言していくこととする。

1. 計画で示された国土の基本構想の実現に向けて、政府一体となって計画の強力な推進を図ること。また、その推進に当たっては、行程表の作成、モニタリングの的確な実施等により、効率的かつ効果的な進行管理を行うこと。
2. 対流促進型国土の形成に向けて、計画的かつ戦略的に取り組むべき施策について、様々な主体の参加を踏まえた具体的な推進方策を明らかにして、重点的に取り組むこと。
3. 計画の推進のため、「対流」の意義、「コンパクト＋ネットワーク」の考え方等本計画の趣旨及び内容を、国民にわかりやすく周知するとともに、地域において主体的に取り組が進むよう、きめ細かな対応に努めること。
4. 長期計画である国土形成計画については、計画の内容を硬直的に考えることなく、時代の変化に対応し適宜見直しを行うこと。

5. 広域地方計画の策定に当たっては、本計画を基本としつつ、自立的に発展する圏域を形成するための具体的な検討が進むよう努めること。また、検討に際しては、地域の個性、強みを活かしながら、民間主体を含む地域の多様な主体の連携により、地域全体の活力の維持・増進が図られるよう努めること。加えて、広域地方計画の推進に当たっては、関係機関の緊密な連携に努めること。

以上

(参考)

#### 計画的かつ戦略的に取り組むべき施策の例

- 重層的かつ強靱なコンパクト+ネットワークの構築
- ヒトの対流による東京一極集中の是正
- 高齢化への対応をはじめとする東京圏等大都市圏の整備
- スーパー・メガリージョンの形成
- 地域発イノベーションの創出
- 国民の参加による国土管理
- 地域を支える人材の育成と地域の内発的発展による共助社会づくり

# 国土審議会委員名簿

平成27年6月15日現在  
(◎会長、○会長代理)

## 1. 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者（6人）

|        |       |        |        |   |
|--------|-------|--------|--------|---|
| 金細前松森山 | 子田原浪本 | 一博誠健英公 | 義之司太介一 | 衆議院議員<br>衆議院議員<br>衆議院議員<br>衆議院議員<br>衆議院議員 |
|--------|-------|--------|--------|---|

## 2. 参議院議員のうちから参議院が指名する者（4人）

|      |      |      |      |                                  |
|------|------|------|------|----------------------------------|
| 田鶴長吉 | 中保沢田 | 直庸広博 | 紀介明美 | 参議院議員<br>参議院議員<br>参議院議員<br>参議院議員 |
|------|------|------|------|----------------------------------|

## 3. 学識経験を有する者（20人以内）

|           |  |
|-----------|--|
| ○石原邦夫     | 東京海上日動火災保険(株)相談役<br>(社)日本経済団体連合会副会長  |
| 沖原大隆      | 東京大学生産技術研究所教授<br>(株)三菱東京UFJ銀行特別顧問、<br>(公社)関西経済連合会副会長   |
| ◎奥野信宏     | 中京大学総合政策学部教授   |
| 小田切内勝村原田  | 明治大学農学部教授  |
| 垣川木清崎佐々木  | 政策研究大学院大学教授<br>静岡県知事<br>(財)日本都市センター参与<br>三鷹市長<br>ジャーナリスト、環境カウンセラー  |
| 佐澤田田西原御宮望 | トヨタ自動車(株)相談役・技監<br>(社)中部経済連合会副会長<br>九州大学大学院農学研究院教授<br>全日本自治団体労働組合副中央執行委員長<br>(株)時事通信社解説委員、政治評論家<br>新潟大学危機管理本部危機管理室教授<br>東京大学先端科学技術研究センター所長・教授<br>東京大学大学院工学系研究科教授<br>放送大学教授<br>北海道大学公共政策大学院教授<br>独立行政法人住宅金融支援機構理事 |
| 藤田崎村田厨脇月  | 宣陽史圭幸  |
| 子郎子夫昇貴淳子  | 久美子  |

(50音順、敬称略)

## 国土審議会計画部会委員名簿

(◎：部会長 ○：部会長代理)

平成27年4月21日現在

|          |                               |
|----------|-------------------------------|
| 家 田 仁    | 東京大学・政策研究大学院大学教授              |
| 大 西 隆    | 豊橋技術科学大学学長、日本学術会議会長           |
| 岡 部 明子   | 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授           |
| ◎ 奥 野 信宏 | 中京大学総合政策学部教授                  |
| 小田切 徳美   | 明治大学農学部教授                     |
| 垣内 恵美子   | 政策研究大学院大学教授                   |
| 柏 木 孝夫   | 東京工業大学特命教授                    |
| 坂 村 健    | 東京大学大学院工学情報学環・学際情報学府教授        |
| 佐々木 眞一   | トヨタ自動車(株)相談役・技監、(社)中部経済連合会副会長 |
| 高 橋 泰    | 国際医療福祉大学大学院教授                 |
| 田 村 圭子   | 新潟大学危機管理本部危機管理室教授             |
| 寺 島 実郎   | (財)日本総合研究所理事長、多摩大学学長          |
| 橋 本 哲実   | (株)日本政策投資銀行常務執行役員             |
| 藤 沢 久美   | シンクタンク・ソフィアバンク代表              |
| 藤 原 忠彦   | 全国町村会会長、長野県川上村長               |
| ○ 増 田 寛也 | 東京大学大学院客員教授、元総務大臣、元岩手県知事      |
| 望 月 久美子  | 独立行政法人住宅金融支援機構理事              |
| 森 民 夫    | 全国市長会会長、新潟県長岡市長               |
| 矢ヶ崎 紀子   | 東洋大学国際地域学部国際観光学科准教授           |
| 野 城 智也   | 東京大学副学長・生産技術研究所教授             |
| 鷺 谷 いづみ  | 中央大学理工学部人間総合理工学科教授            |

## 国土審議会計画部会における検討経緯

**第15回国土審議会：平成26年 9月18日（木）10:00～12:00**

- ・ 会長互選
- ・ 国土形成計画等の改定について(計画部会の設置等について)

**第1回計画部会：平成26年10月 2日（木）17:00～19:00**

- ・ 国土形成計画の改定に向けての視点について

**第2回計画部会：平成26年10月24日（金）10:00～12:00**

- ・ 国土形成計画見直しに当たっての基本的考え方
- ・ （視点1）個性ある地方の創生について

**第3回計画部会：平成26年11月 7日（金）10:00～12:00**

- ・ （視点2）活力ある大都市圏の整備について
- ・ （視点3）グローバル化への対応について
- ・ （視点4）国土基盤の維持・整備・活用の方向性について

**第4回計画部会：平成26年11月14日（金）16:00～18:00**

- ・ （視点5）安全・安心で持続可能な国土の形成について
- ・ （視点6）地域を支える人づくり、共助社会づくりについて
- ・ 中間整理の骨子案について

**第5回計画部会：平成26年12月 4日（木）10:00～12:00**

- ・ 総論（国土の基本構想、整備方式）
- ・ 中間整理の素案について

**第6回計画部会：平成26年12月16日（火）17:00～19:00**

- ・ 中間整理の案について

**第7回計画部会：平成27年 3月 6日（金）10:00～12:00**

- ・ 新たな国土形成計画（全国計画）中間とりまとめ（案）について
- ・ 第五次国土利用計画（全国計画）骨子（案）について

**第16回国土審議会：平成27年 3月24日（火）16:30～18:30**

- ・ 計画部会からの報告について  
（新たな国土形成計画（全国計画）中間とりまとめ）

**第8回計画部会：平成27年 4月21日（火）16:00～18:00**

- ・ 新たな国土形成計画（全国計画）第2部骨子（案）等について
- ・ 第五次国土利用計画（全国計画）素案について

**第9回計画部会：平成27年 5月28日（木）15:00～17:00**

- ・ 新たな国土形成計画（全国計画）最終報告（原案）について
- ・ 第五次国土利用計画（全国計画）最終報告（原案）について

**第10回計画部会：平成27年 6月 5日（金）10:00～12:00**

- ・ 新たな国土形成計画（全国計画）最終報告（案）について
- ・ 第五次国土利用計画（全国計画）最終報告（案）について

**第17回国土審議会：平成27年 6月15日（月）17:00～19:00**

- ・ 計画部会からの報告について  
（国土形成計画に関する報告）  
（国土利用計画に関する報告）

**第18回国土審議会：平成27年 7月30日（木）15:00～17:00**

- ・ 国土形成計画（全国計画）（案）について
- ・ 国土利用計画（全国計画）（案）について



# 国土形成計画(全国計画) 参考データ集

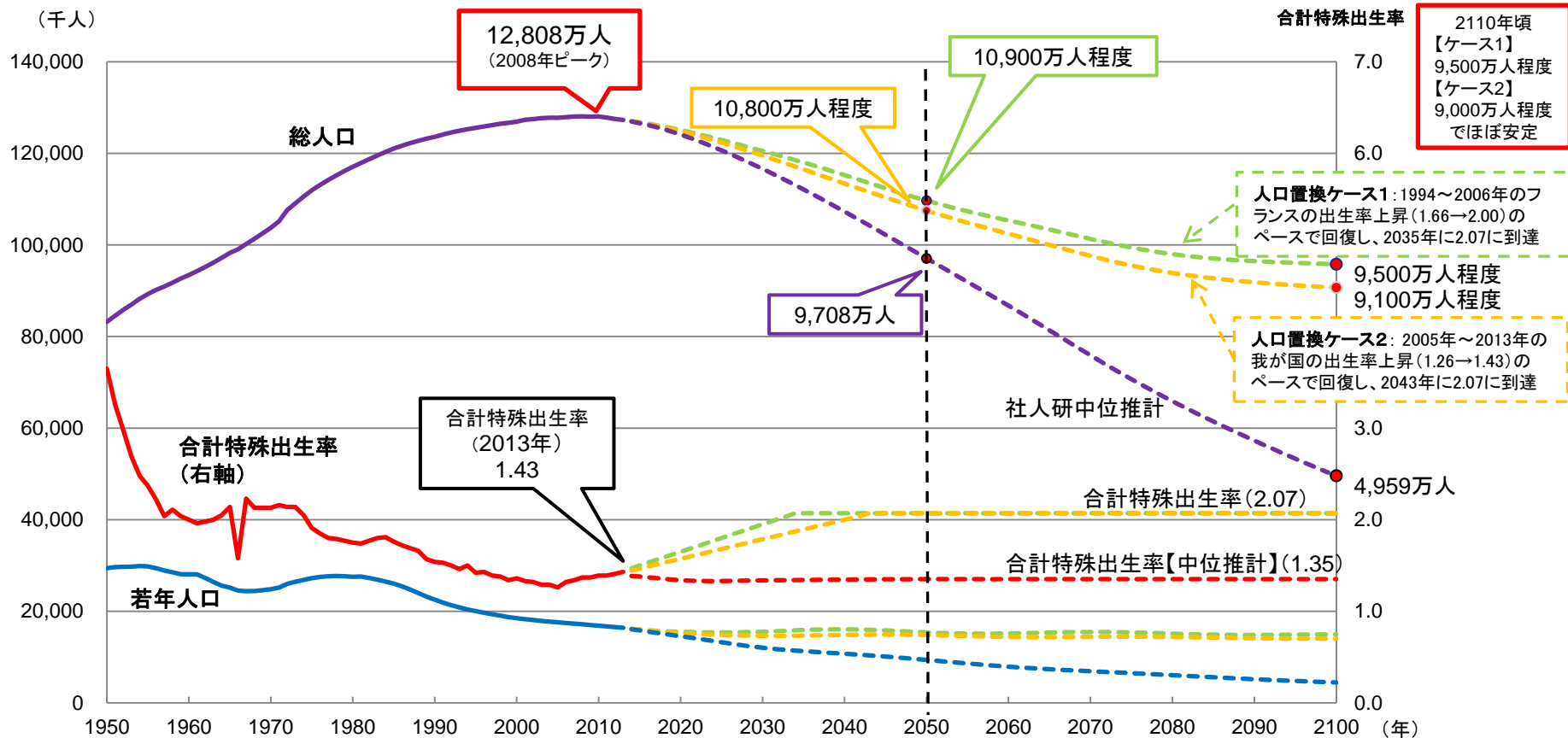
---

平成27年8月  
国土政策局

- 本格的な人口減少社会の到来 p2
- 東京圏、大阪圏で低い合計特殊出生率 p3
- 2050年の我が国の国土の姿 p4
- 三大都市圏・地方圏の人口移動の推移 p5
- 3大都市圏への人口移動と所得、雇用格差 p6
- ライフステージでみた人口移動の状況 p7
- 地方における人口移動の推移・「対流」の状況 p8
- 地方への移住の意向とその条件 p9
- 高齢化の急速な進展 p10
- 東京圏における高齢者数の急増 p11
- 郊外部における「街の高齢化」 p12
- 高齢化と介護・認知症の高齢者数の増加 p13
- 高齢者単独世帯の増加、生活上の不便 p14
- 地方の労働力人口の減少 p15
- 連携中枢都市圏の形成～都市圏の変化～ p16
- 人口規模とサービス施設の立地 p17
- 我が国の経済の成長力の低下 p18
- 貿易収支・経常収支の推移 p19
- アジアにおける中国のプレゼンスの増大 p20
- ロシアとの貿易量増加 p21
- 外国人旅行者受入数の国際比較 p22
- アジアの中間層・富裕層の急速な拡大 p23
- 首都直下地震、南海トラフ巨大地震の切迫 p24
- 風水害の局地化・激甚化 p25
- 巨大地震、風水害等の切迫（災害リスク地域の広がり  
と人口分布） p26
- 社会資本の老朽化 p27
- 世界の食料の需給動向と日本の食料自給率 p28
- 日本と世界の水資源 p29
- 世界のエネルギー需要予測 p30
- 省エネと再生エネルギーの活用、新たなエネルギー供給  
の可能性 p31
- 日本の気候変動とその影響 p32
- 空き家の増加／土地の放置による国土の荒廃 p33
- 国土空間の変化（国土の管理状況（農地、森林）） p34
- 国土空間の変化（森林資源の充実） p35

# 本格的な人口減少社会の到来

- 総人口は、2050年では1億人、2100年には5千万人を割り込むまでに減少。
- 今後20年程度で出生率が我が国の人口置換水準(2.07)まで回復した場合には、人口減少のペースは緩やかになり、総人口は2110年頃から9千5百万人程度で安定的に推移。



(出典) 1950年から2013年までの実績値は総務省「国勢調査報告」「人口推計」、厚生労働省「人口動態統計」。推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」、厚生労働省「人口動態統計」をもとに国土交通省国土政策局作成。

(注1)「中位推計」は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」の中位推計(出生中位、死亡中位)。その他は同推計の年齢別出生率の仮定値と2012年の生命表による生残率を用いた簡易推計による。「中位推計」と簡易推計の乖離率を乗じて調整。各ケースの値はそれぞれの合計特殊出生率の想定にあう出生率仮定値を水準調整して試算。

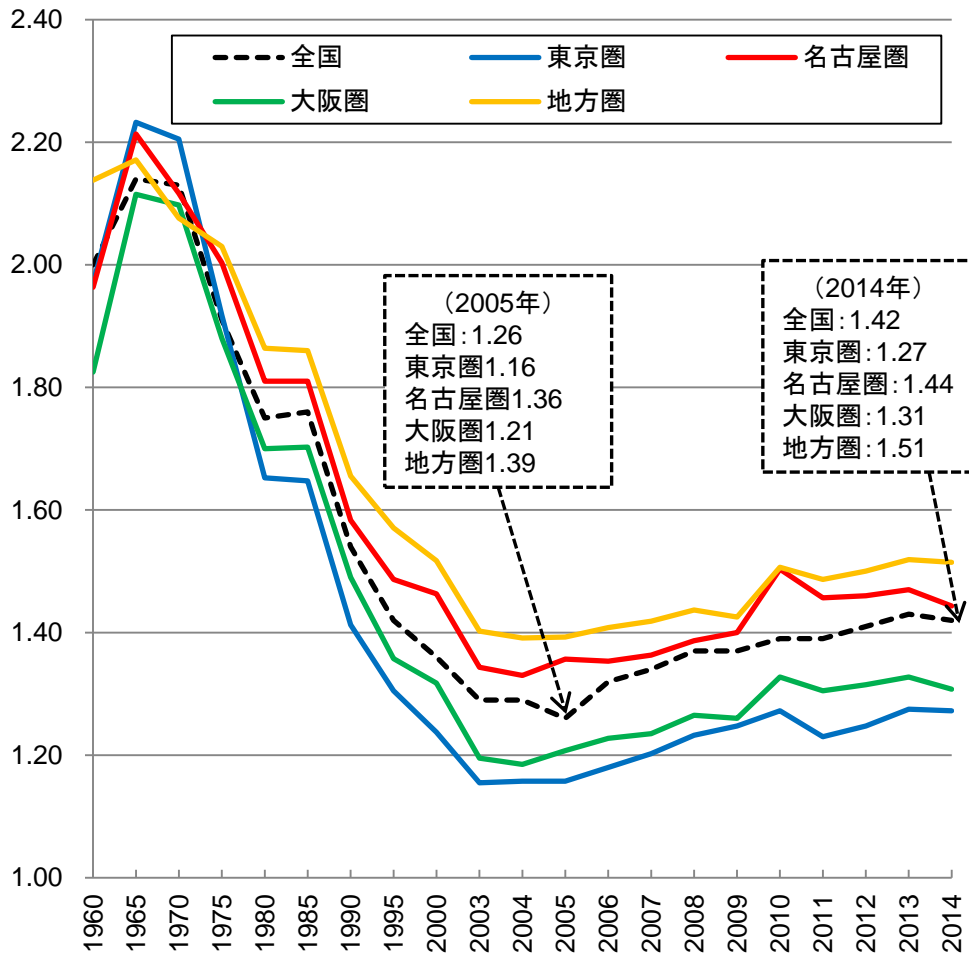
(注2)「人口置換ケース1(フランスの回復ペース)」: 2013年男女年齢(各歳)別人口(総人口)を基準人口とし(合計特殊出生率1.43)、1994~2006年におけるフランスの出生率の変化(1.66から2.00に上昇)の平均年率(0.03)ずつ出生率が年々上昇し、2035年に人口置換水準(2.07)に達し、その後同じ水準が維持されると仮定した推計。

「人口置換ケース2(日本の回復ペース)」: 2013年男女年齢(各歳)別人口(総人口)を基準人口とし(合計特殊出生率1.43)、2005年~2013年における我が国の出生率の変化(1.26から1.43に上昇)の平均年率(0.02)ずつ出生率が年々上昇し、2043年に人口置換水準(2.07)に達し、その後同じ水準が維持されると仮定した推計。

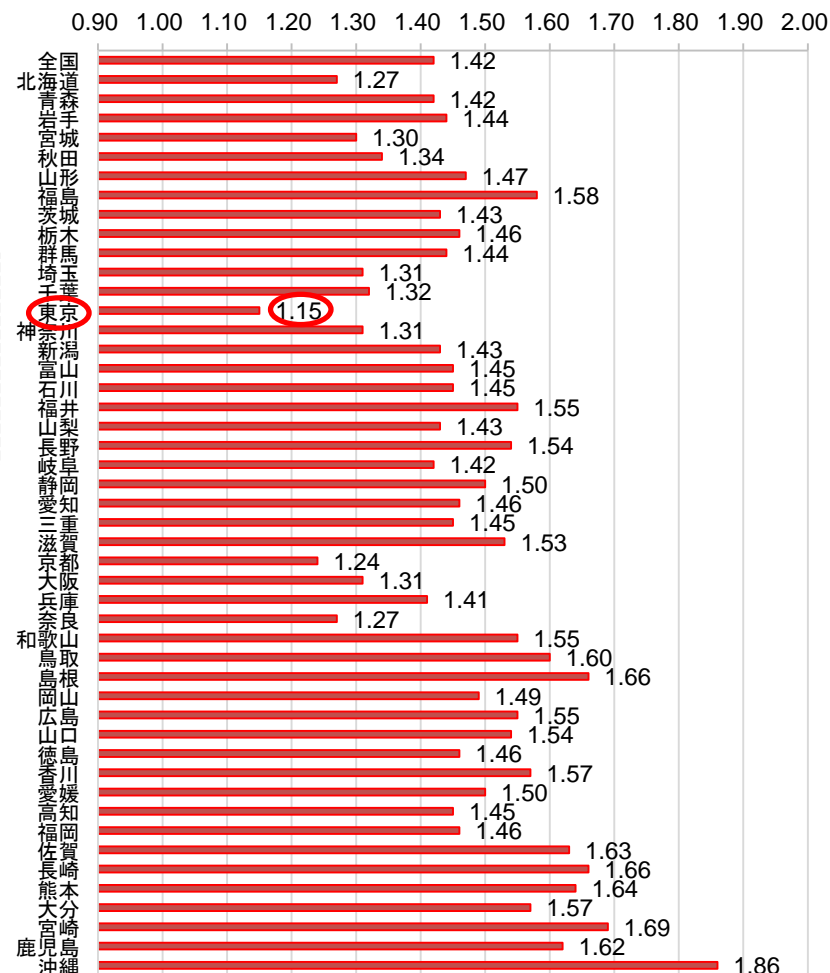
# 東京圏、大阪圏で低い合計特殊出生率

○東京圏、大阪圏といった大都市圏で出生率が低く、特に東京都で、極めて低い。

## 圏域別の合計特殊出生率の推移



## 都道府県の合計特殊出生率(2014年)

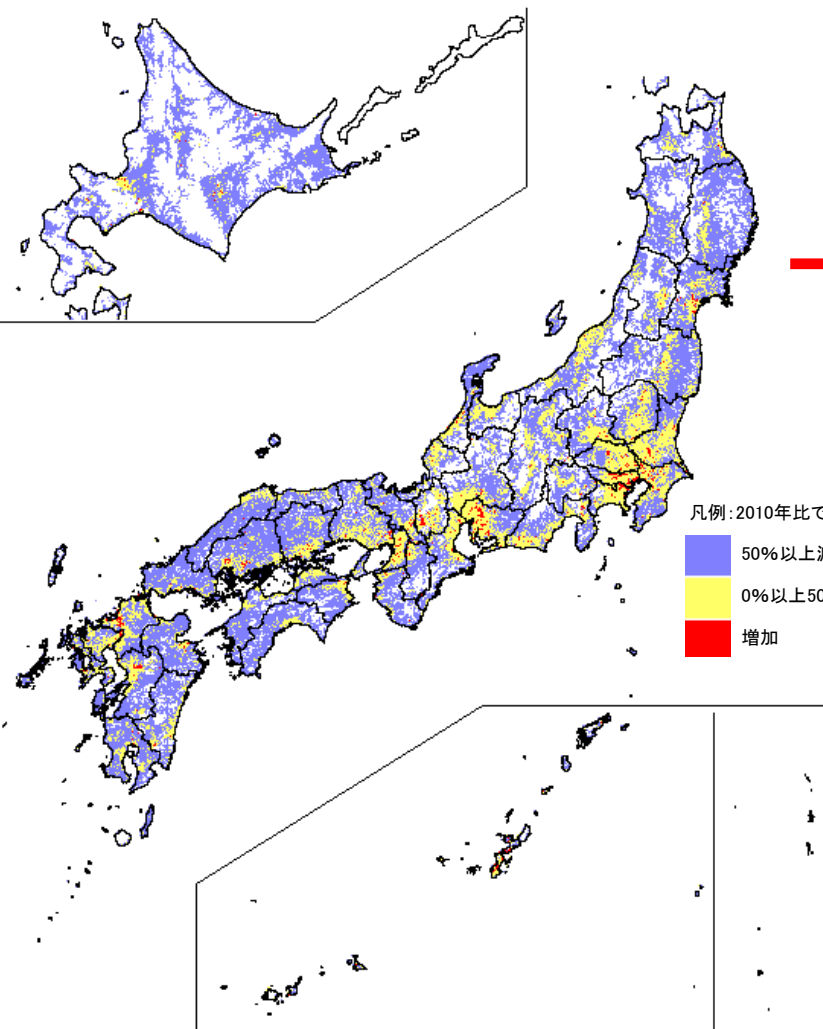


(出典)厚生労働省「平成26年人口動態統計」をもとに作成

○2050年の我が国全体の姿を「1km<sup>2</sup>毎の地点」に区切ってみると、人口が半分以下になる地点が現在の居住地域の6割以上に（※現在の居住地域は国土の約5割）。

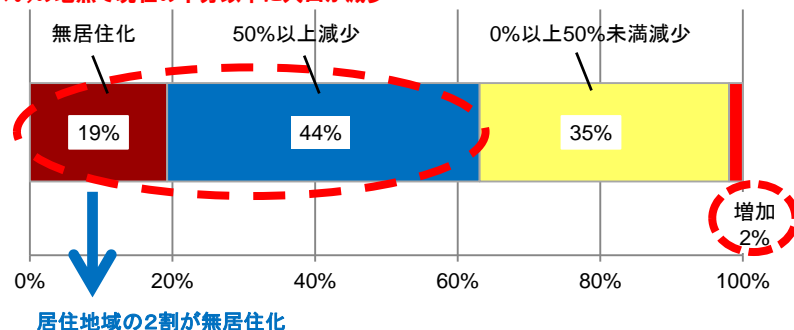
○人口規模が小さくなる市区町村ほど、人口減少率が高くなる傾向。特に、現在人口1万人未満の市区町村では人口がおよそ半分に減少。

【2010年を100とした場合の2050年の人口増減状況】

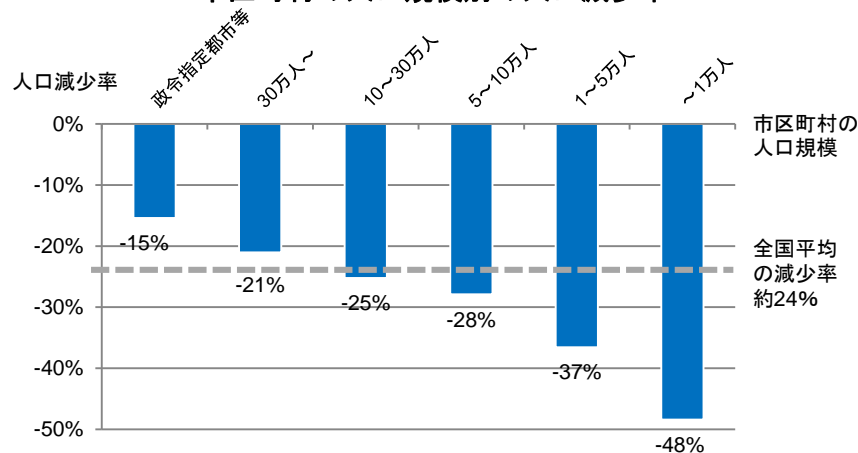


人口増減割合別の地点数

6割以上(63%)の地点で現在の半分以下に人口が減少



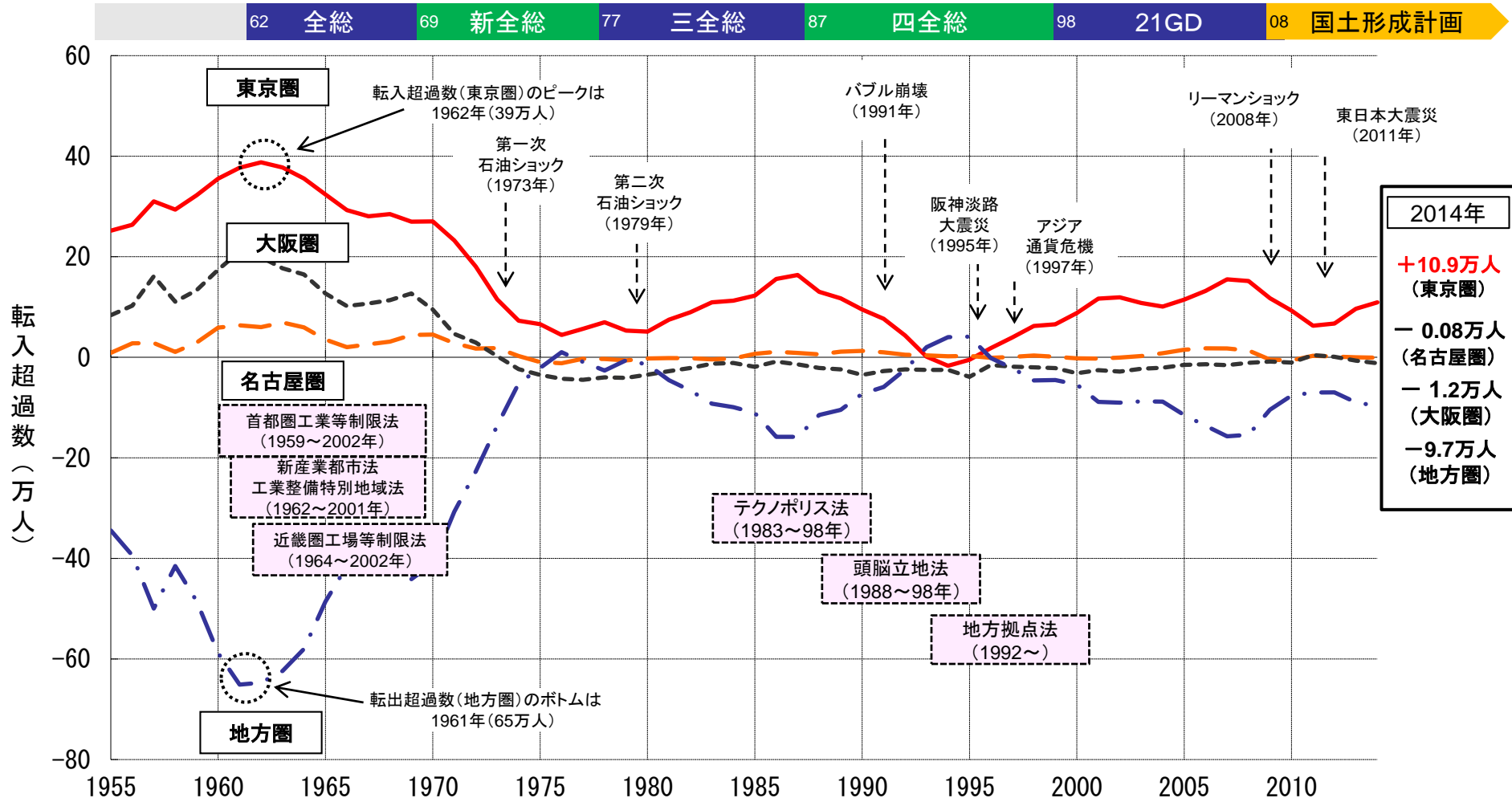
市区町村の人口規模別の人口減少率



(出典) 総務省「国勢調査報告」、国土交通省国土政策局推計値を基に作成。

# 三大都市圏・地方圏の人口移動の推移

- 高度経済成長期には三大都市圏に人口が流入した。
- 1980年頃にかけて人口流入は沈静化した。その後、バブル期にかけて東京圏に人口が流入。
- バブル崩壊後は東京圏が一時的に転出超過となったが、2000年代には再び流入が増加した。



(出典) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」をもとに国土交通省国土政策局作成。

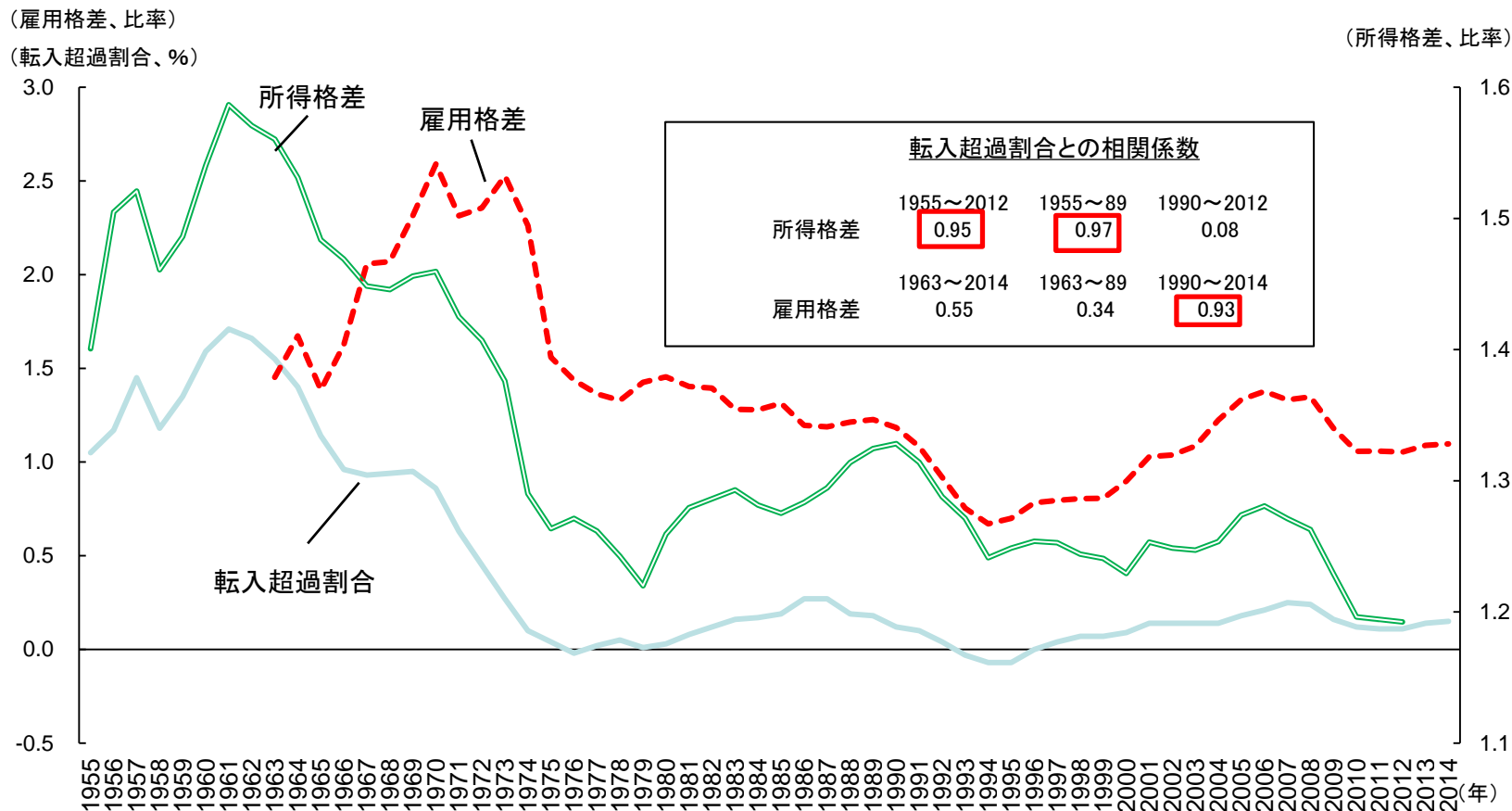
(注) 上記の地域区分は以下のとおり。

東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県    名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県    大阪圏：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県  
 三大都市圏：東京圏、名古屋圏、大阪圏    地方圏：三大都市圏以外の地域

# 3大都市圏への人口移動と所得、雇用格差

○3大都市圏について転入超過割合と所得格差、雇用格差の関係をみると、

- ①1990年以前は所得格差との相関が高く(所得が高まると人口流入が増加)、
- ②1990年代以降は雇用格差との相関が高い(有効求人倍率が相対的に高まると人口流入が増加)。



(出典) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」、厚生労働省「一般職業紹介状況(職業安定統計)」、内閣府「県民経済計算」より国土交通省国土政策局作成。  
 (注1) 3大都市圏は、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)、名古屋圏(岐阜県、愛知県、三重県)、大阪圏(大阪府、京都府、兵庫県、奈良県)をさす。  
 (注2) 転入超過割合は「(転入者－転出者)／日本人人口」、所得格差は「1人当たりの県民所得の3大都市圏平均／全県計(3大都市圏除く)」、有効求人倍率格差は「有効求人倍率の3大都市圏平均／全国値(3大都市圏除く)」で計算。  
 (注3) グラフ内の数字は各期間の転入超過割合と格差指標の相関係数。

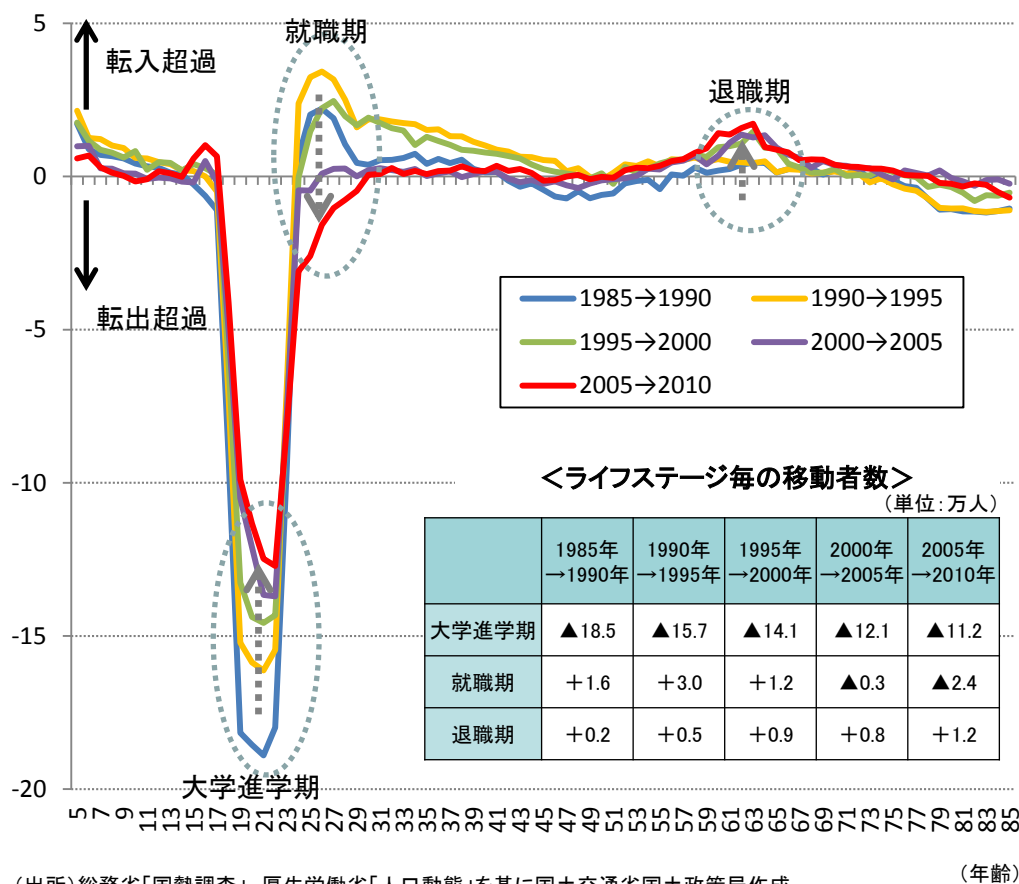


# ライフステージでみた人口移動の状況

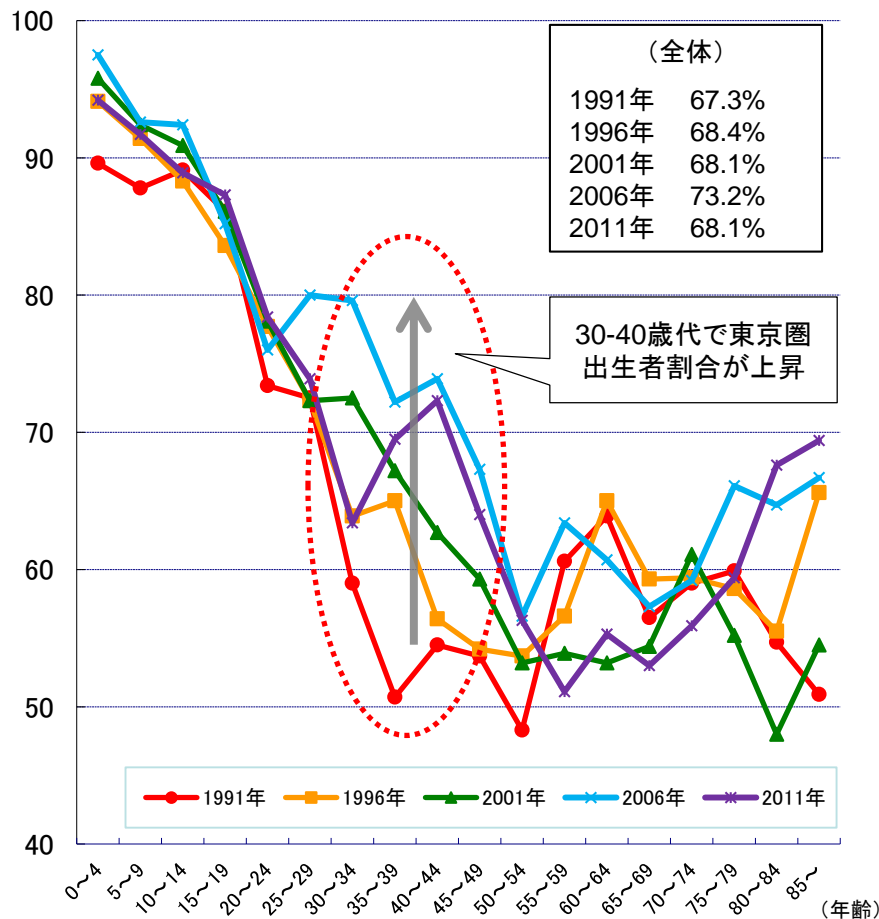
- 地方圏においては、進学期の人口流出が減少している一方で、就職期にはかつては流入超に転じていたが、最近では流出超となる傾向。一方で、退職期には、地方圏への人口流入が増加。
- 東京圏に居住する者のうち東京圏生まれの比率が特に30-40歳代で上昇。

転入超過数(万人)

## 地方圏における年齢別人口移動の状況



## 東京圏居住者に占める東京圏出生者の割合(年齢別)



(出所)総務省「国勢調査」、厚生労働省「人口動態」を基に国土交通省国土政策局作成。

(注)1. 各年齢の人口移動は、5年前からの移動を示す。

2. ライフステージ毎の移動の数値は、大学進学期は19～21歳、就職期は24～26歳、退職時は58～62歳の平均。

3. 地方圏は、三大都市圏を除く都道府県の合計。

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「人口移動調査」を基に作成。

(注) 1. 東京圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県。

2. 出生県不詳を除く。

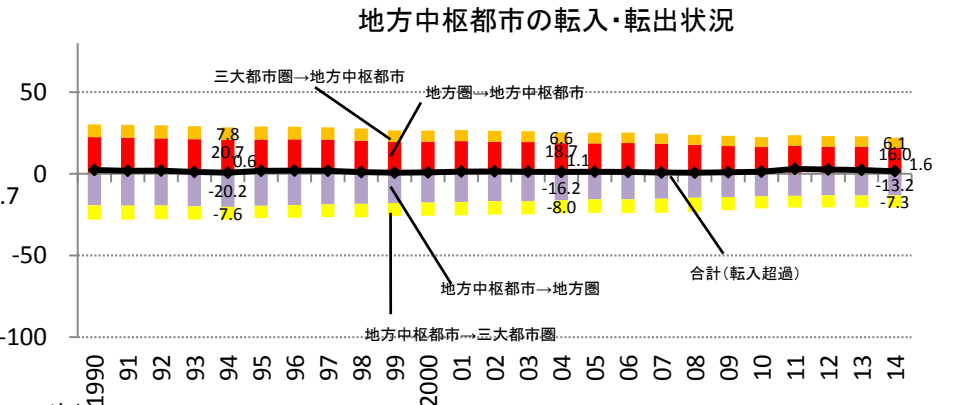
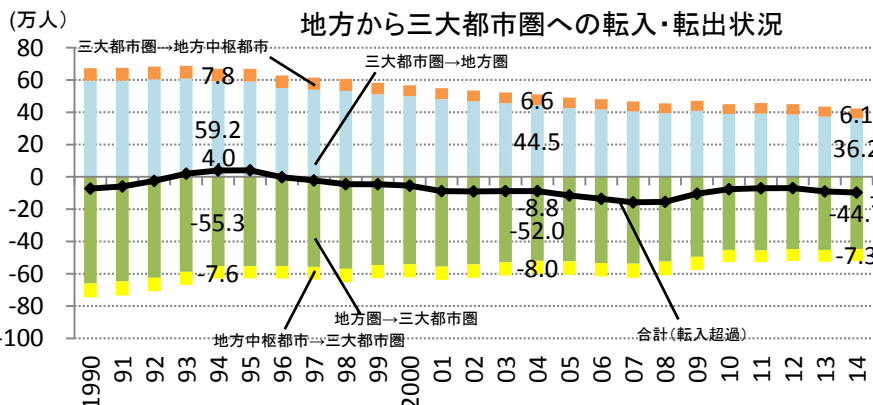
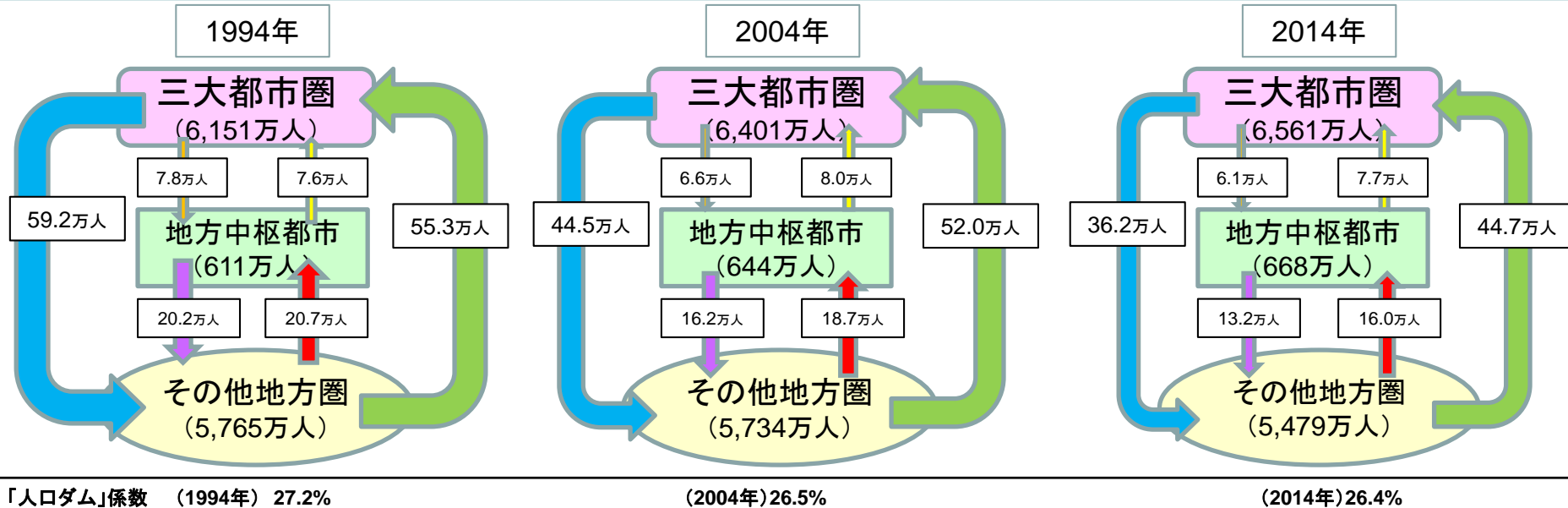


# 地方における人口移動の推移・「対流」の状況

○最近では、人口移動の規模が全体的に縮小傾向。

○また、地方から都市への人の流れが、逆方向の人の流れを上回っていることから、転入、転出のバランスがとれなくなっている。

○その他地方圏からの人口流出の約3割が地方中枢都市に留まる傾向は継続（「人口ダム」係数）。



(出所)総務省「住民基本台帳人口移動報告」より国土交通省作成。

(注)1.地方中枢都市は、札幌市、仙台市、広島市、北九州市、福岡市 2. その他地方圏は、三大都市圏及び地方中枢都市を除く合計。

2. 人口ダム係数は、(その他地方圏から地方中枢都市圏への転出) / {(その他地方圏から地方中枢都市圏への転出) + (その他地方圏から三大都市圏への流出)}により算出。

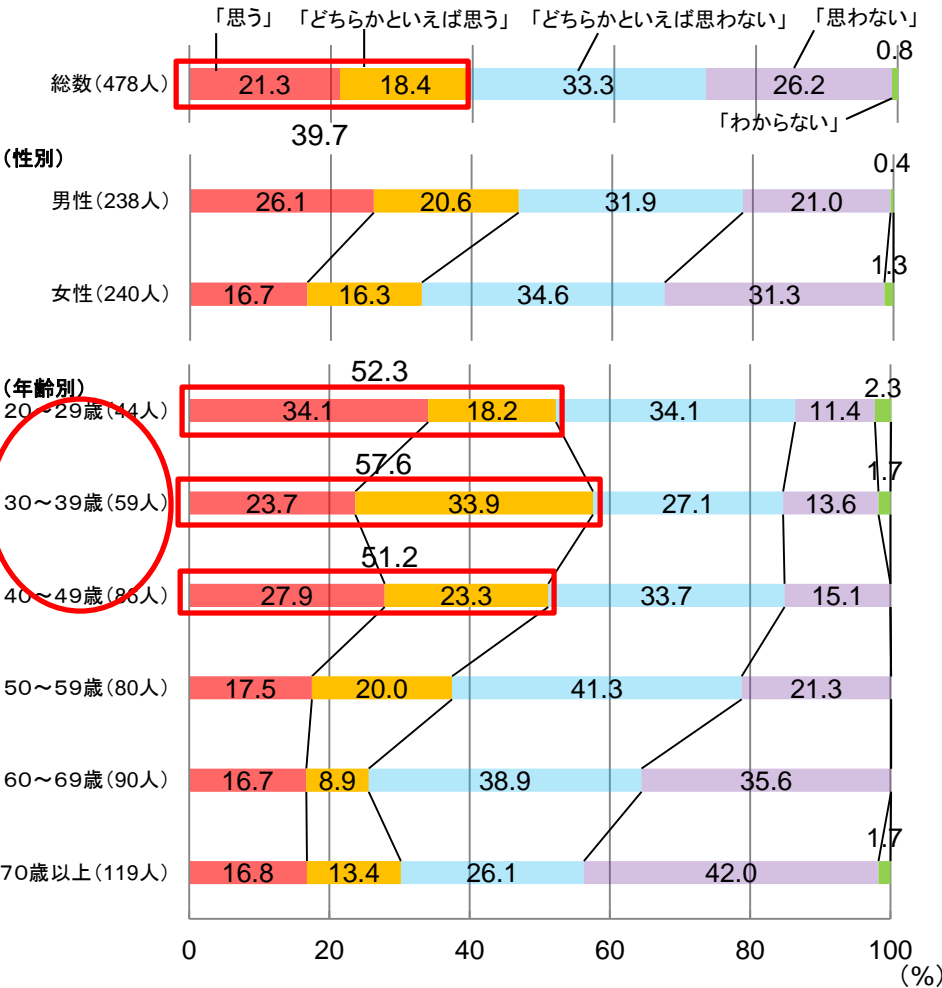
3. 括弧内の数字は、各圏域の総人口。

# 地方への移住の意向とその条件

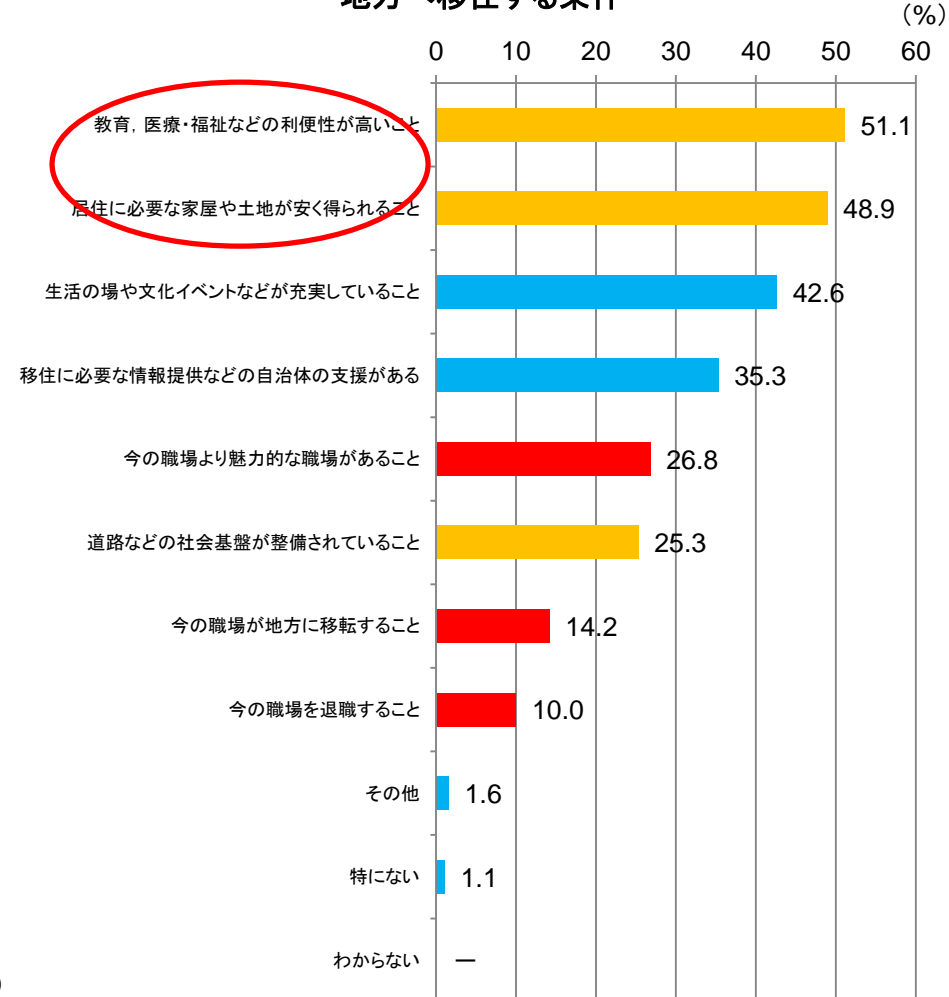
○都市に住む人の4割が「地方に移住してもよいと思う」又は「どちらかといえば思う」と考えており、年齢別にみると、20～40歳代でそれぞれ半数を超えている。

○地方へ移住をする上での条件は、半数の者が、「教育、医療・福祉などの利便性が高いこと」、「居住に必要な家屋や土地が安く得られること」といった生活関連の充実を挙げる者が多い。

### 地方への移住の意向



### 地方へ移住する条件



(出典)内閣府「人口、経済社会等の日本の将来像に関する世論調査」(平成26年10月)を基に作成。

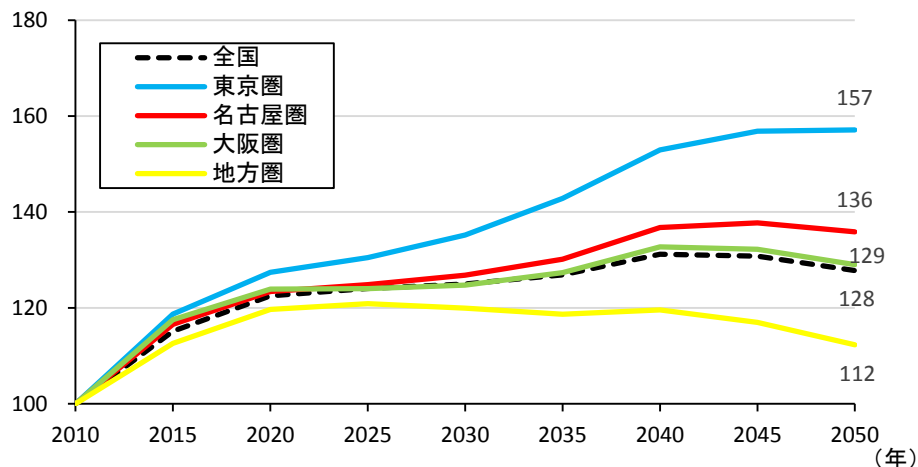
(注)右グラフの色は、赤:雇用関連、黄:生活関連、青:その他の項目。

# 高齢化の急速な進展

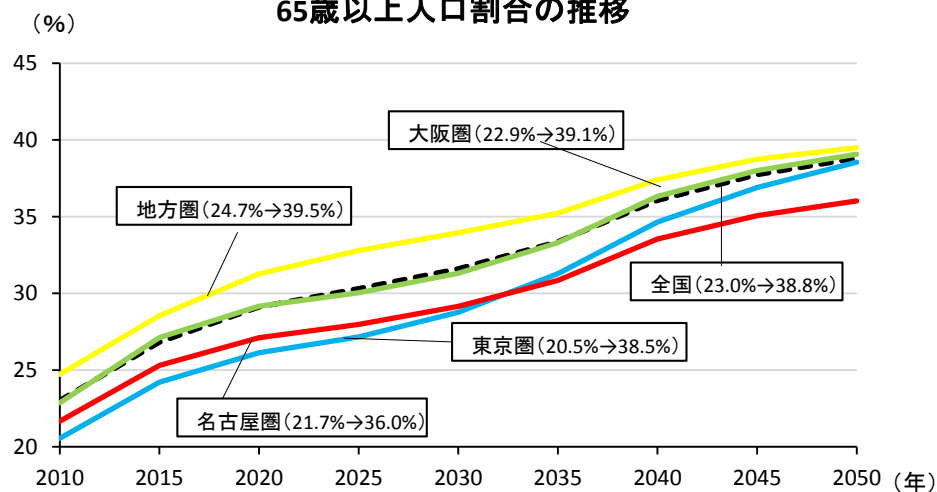
○高齢人口の指数(2010年=100)をみると、2050年にかけて東京圏における増加が顕著。特に80歳以上人口は大幅に増加。

○高齢化率は、全ての圏域において上昇し続け、地方圏が三大都市圏を一貫して上回って推移。

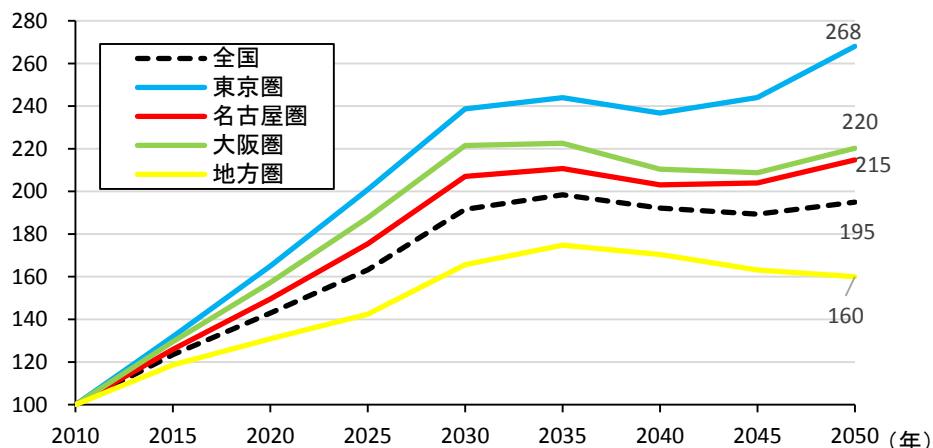
### 65歳以上人口の推移(2010年=100)



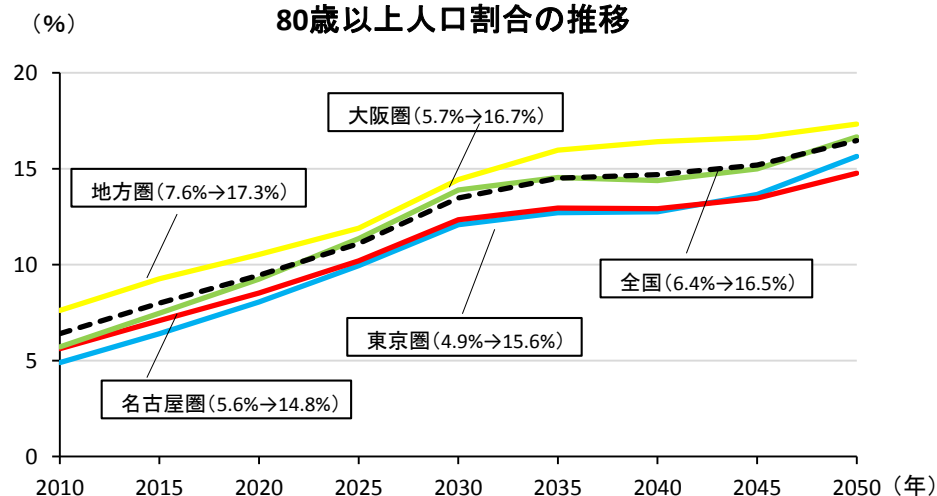
### 65歳以上人口割合の推移



### 80歳以上人口の推移(2010年=100)



### 80歳以上人口割合の推移

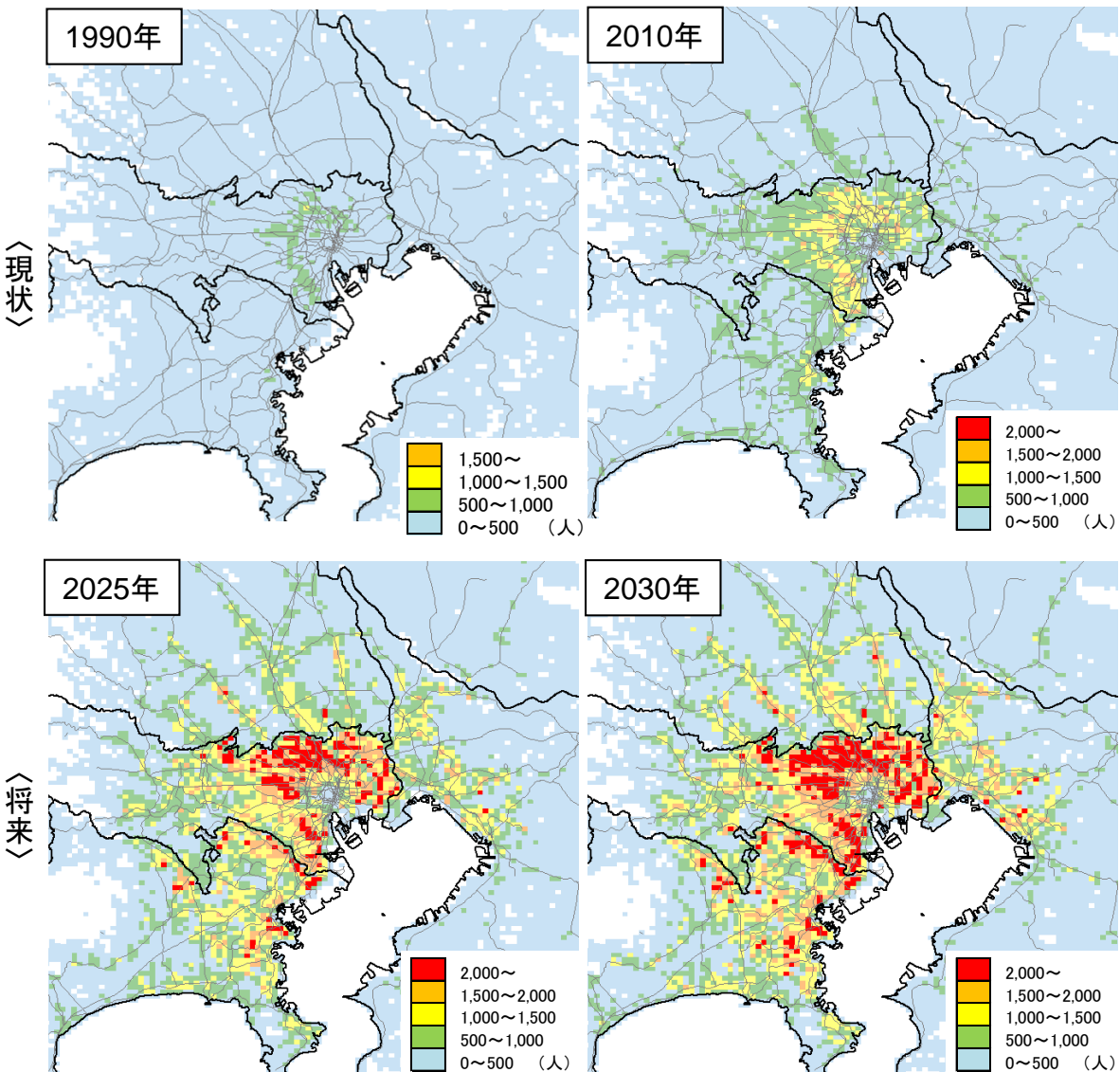


(出典) 2040年までは国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月推計)の中位推計。2045年及び2050年は国土交通省国土政策局による試算値。

(注) 割合の推移のグラフ中の括弧内は、2010年及び2050年のデータ

# 東京圏における高齢者数の急増

○都心部を中心に高齢人口、特に80歳以上の高齢者数の増加が今後予想され、特に団塊の世代が80歳以上となる2030年には、特に東京都区部及びその近郊で急増し、医療・介護等需要が急速に高まるおそれ。



東京圏の80歳以上人口(80歳以上人口比率)

|       | 1990年             | 2010年             | 2025年               | 2030年               |
|-------|-------------------|-------------------|---------------------|---------------------|
| 東京圏   | 56.0万人<br>(1.8%)  | 174.1万人<br>(4.9%) | 349.8万人<br>(9.9%)   | 415.6万人<br>(12.1%)  |
| 東京都   | 24.2万人<br>(2.1%)  | 68.2万人<br>(5.2%)  | 122.4万人<br>(9.3%)   | 142.0万人<br>(11.0%)  |
| うち特別区 | 17.7万人<br>(2.2%)  | 46.7万人<br>(5.2%)  | 80.3万人<br>(8.9%)    | 92.6万人<br>(10.5%)   |
| 神奈川県  | 12.8万人<br>(1.6%)  | 43.6万人<br>(4.8%)  | 92.2万人<br>(10.2%)   | 109.7万人<br>(12.4%)  |
| 千葉県   | 9.6万人<br>(1.7%)   | 30.7万人<br>(4.9%)  | 65.2万人<br>(10.9%)   | 78.9万人<br>(13.6%)   |
| 埼玉県   | 9.4万人<br>(1.5%)   | 31.6万人<br>(4.4%)  | 69.9万人<br>(10.0%)   | 85.0万人<br>(12.5%)   |
| 全国    | 295.5万人<br>(2.4%) | 820.1万人<br>(6.4%) | 1338.9万人<br>(11.1%) | 1571.1万人<br>(13.5%) |

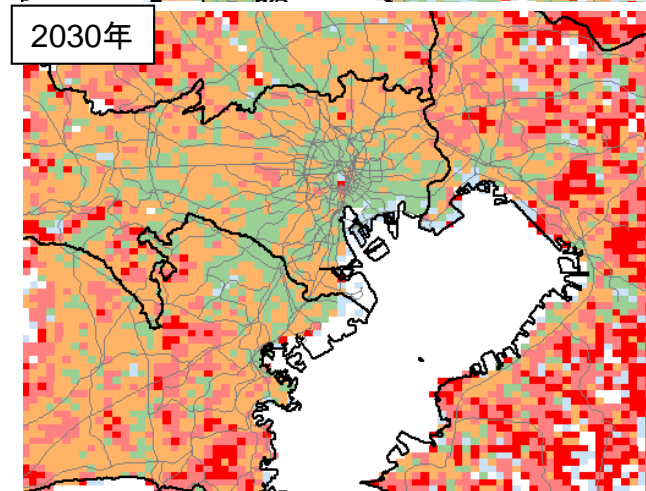
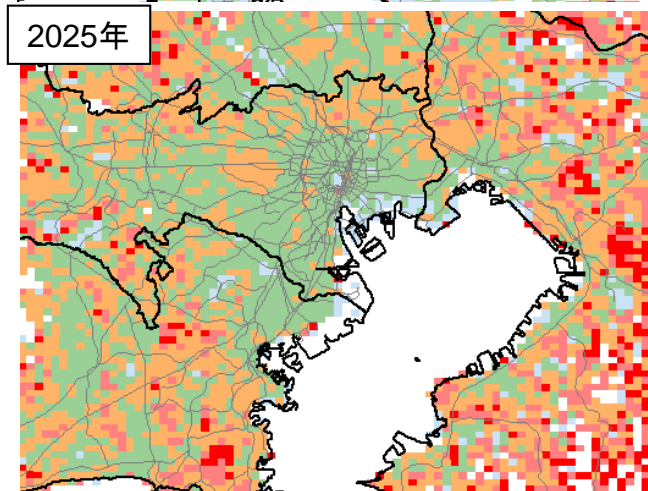
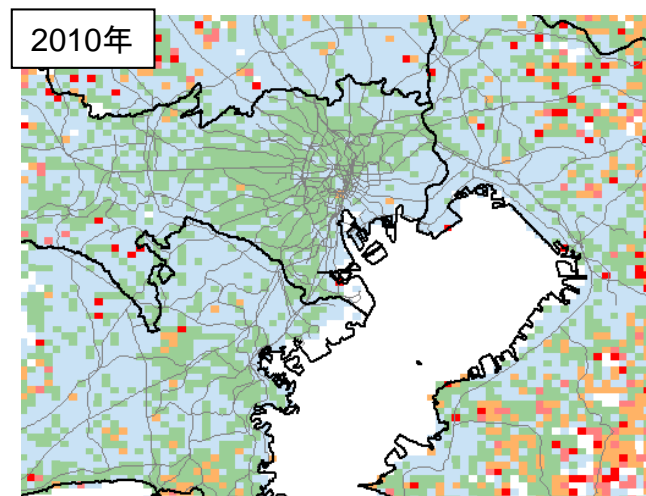
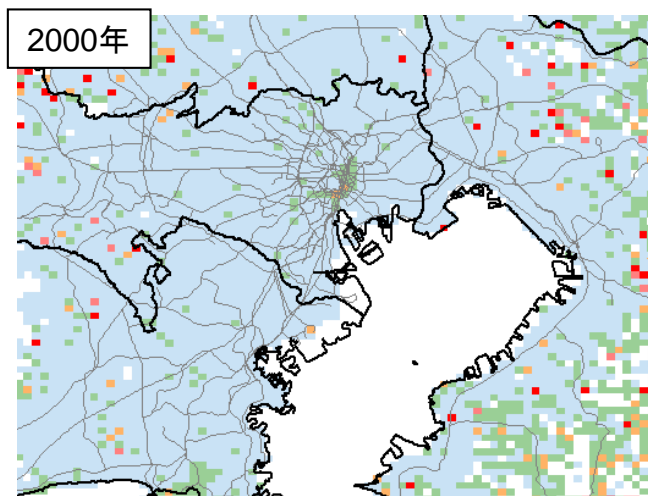
(備考)カッコ内は80歳以上人口比率

(出典)総務省「国勢調査」、国土交通省推計値により作成。

(注)左図は約1km<sup>2</sup>当たりの80歳以上の高齢者数

# 郊外部における「街の高齢化」

○ 高度成長期にニュータウンなどの大規模開発及び住民の入居が同時期に進んだ郊外部では、今後も80歳以上の高齢者比率が急速に高まり、「街の高齢化」が進行することが予想される。



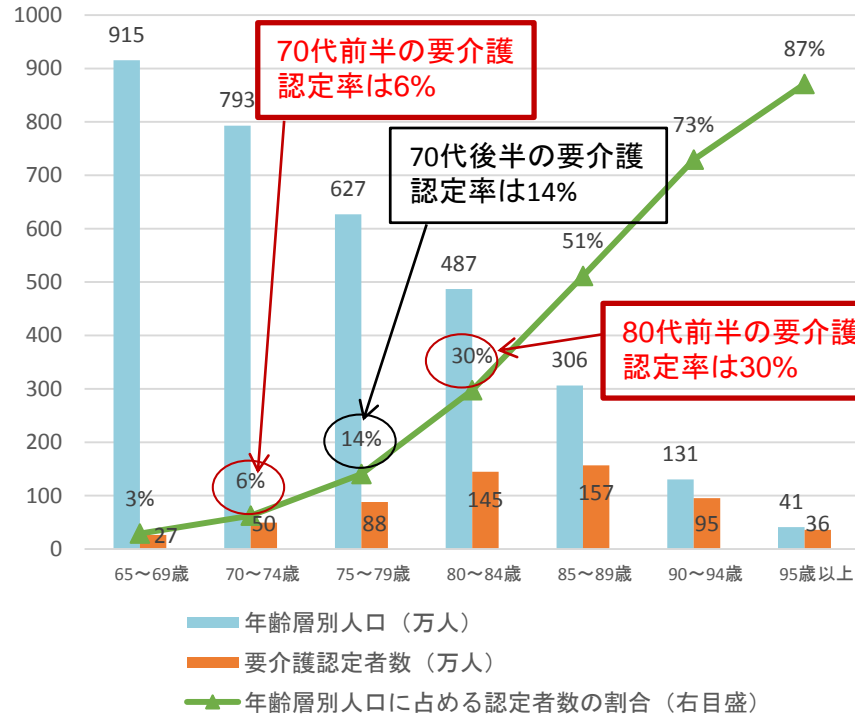
高齢者比率

|  |       |  |         |  |         |  |        |  |       |
|--|-------|--|---------|--|---------|--|--------|--|-------|
|  | 20%以上 |  | 15%~20% |  | 10%~15% |  | 5%~10% |  | 0%~5% |
|--|-------|--|---------|--|---------|--|--------|--|-------|

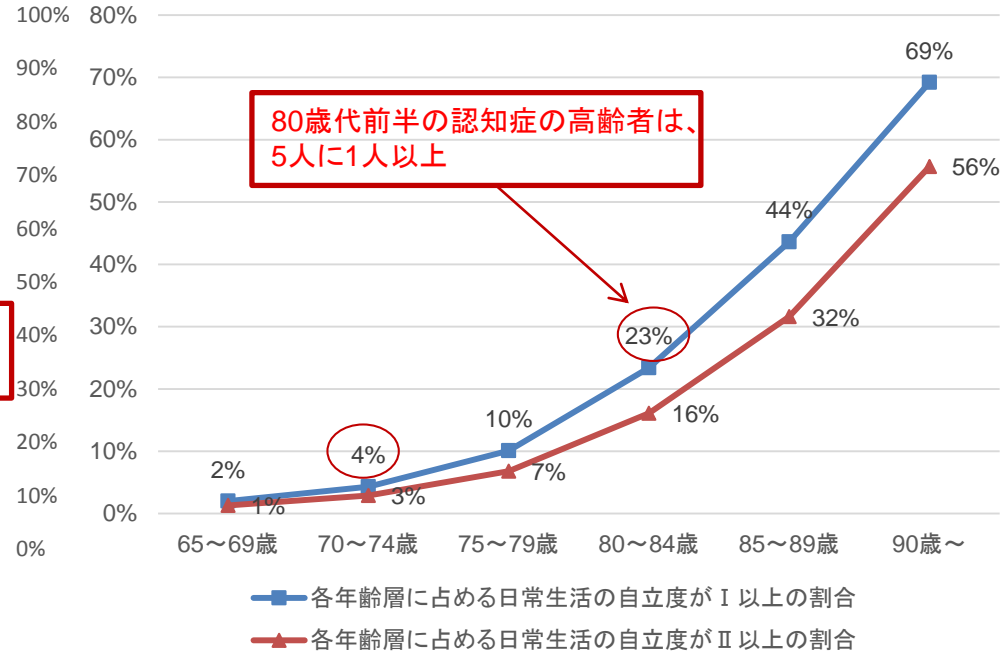
(出典) 総務省「国勢調査」、国土交通省推計値により作成。  
 (注) 高齢者比率は、80歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。

- 要介護認定率は70歳代前半では6%にとどまるが、80歳代前半になると3割に達する。
- 認知症の高齢者の割合は、70歳代前半では、4%程度にとどまるが、80歳代前半になると2割を超える。

高齢者人口と要介護認定率(全国)  
(年齢階級別、2014年)



認知症高齢者の割合(東京都)  
(年齢階級別、2013年)



※認知症高齢者の日常生活の自立度がⅠ以上: 何らかの認知症の症状がある  
 //  
 Ⅱ以上: 見守り又は支援が必要

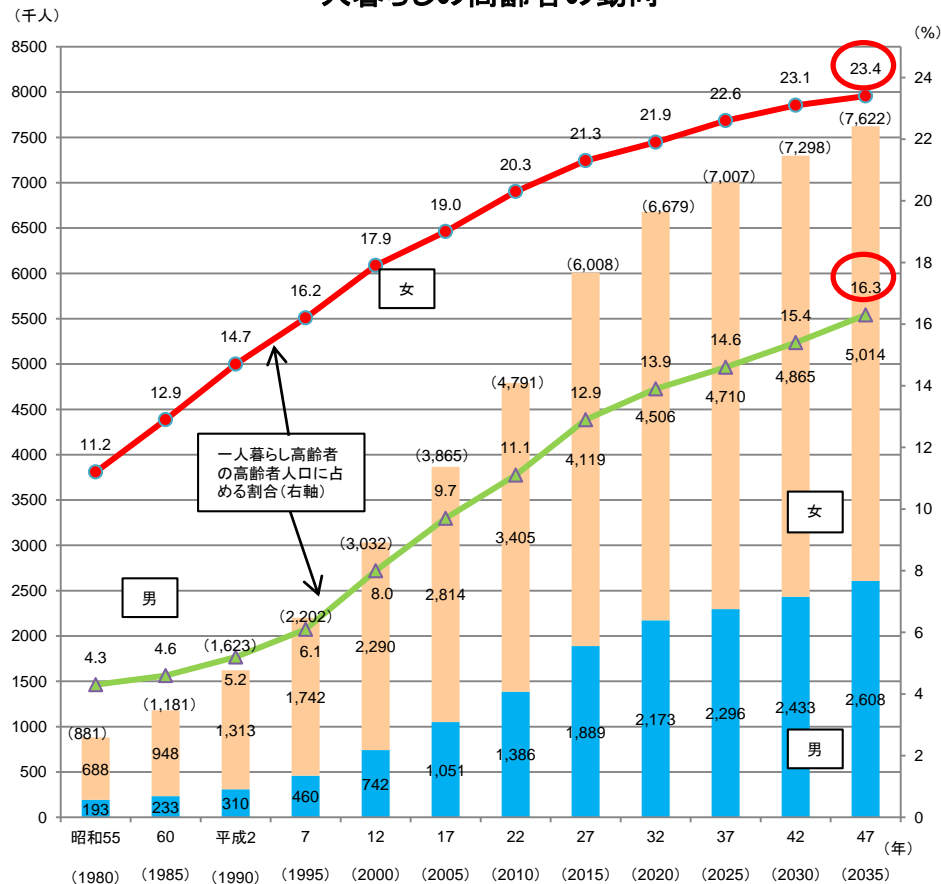
出典: 介護給付費実態調査月報(厚生労働省)、人口推計(総務省)

出典: 東京都認知症対策推進会議第7回認知症医療部会(平成26年7月)資料10より作成  
 東京都福祉保健局高齢社会対策部「要介護者数・認知症高齢者数等の分布調査」  
 (平成25年11月)による。

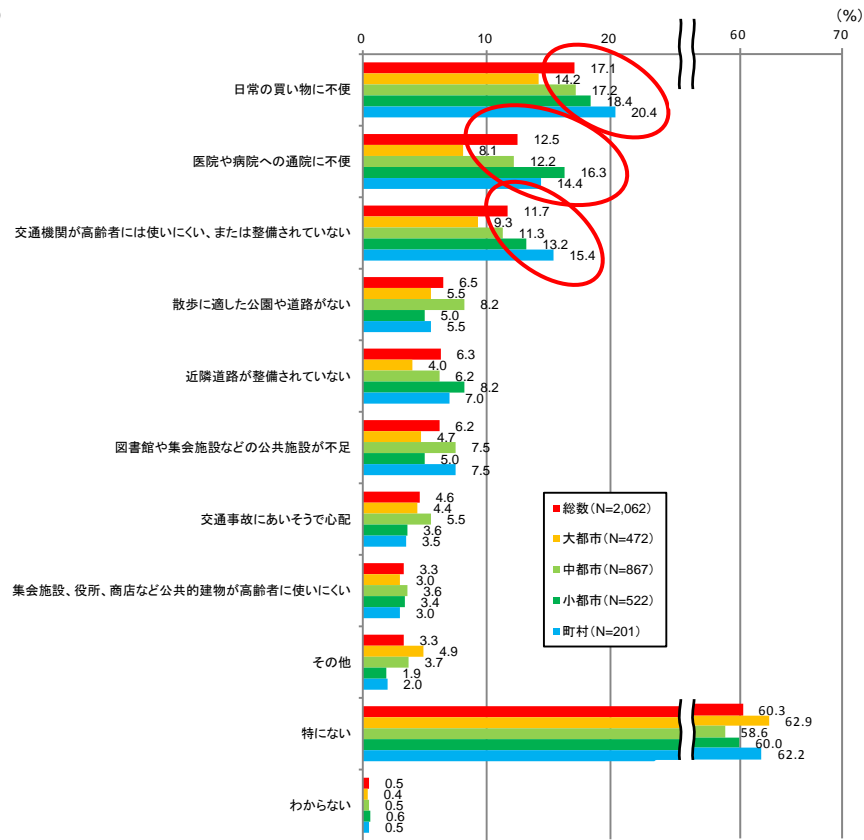


- 一人暮らし高齢者数は男女ともに顕著に増加しており、2035年には高齢者人口に占める割合は男性16%、女性23%にまで上昇。
- 高齢者の生活の困難化・孤立化・無縁化が懸念されるが、特に買い物や通院、交通サービス等では、小規模なまちであるほど不便を感じている。

### 一人暮らしの高齢者の動向



### 地域の不便な点(都市規模別)(複数回答)



(出典)内閣府「平成26年版高齢社会白書」を基に作成。

(注)1 平成22年までは総務省「国勢調査」、平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(平成25(2013)年1月推計)」、「日本の将来推計人口(平成24(2012)年1月推計)」

2 「一人暮らし」とは、上記の調査・推計における「単独世帯」のことを指す。

3 棒グラフ上の( )内は65歳以上の一人暮らし高齢者の男女計

4 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

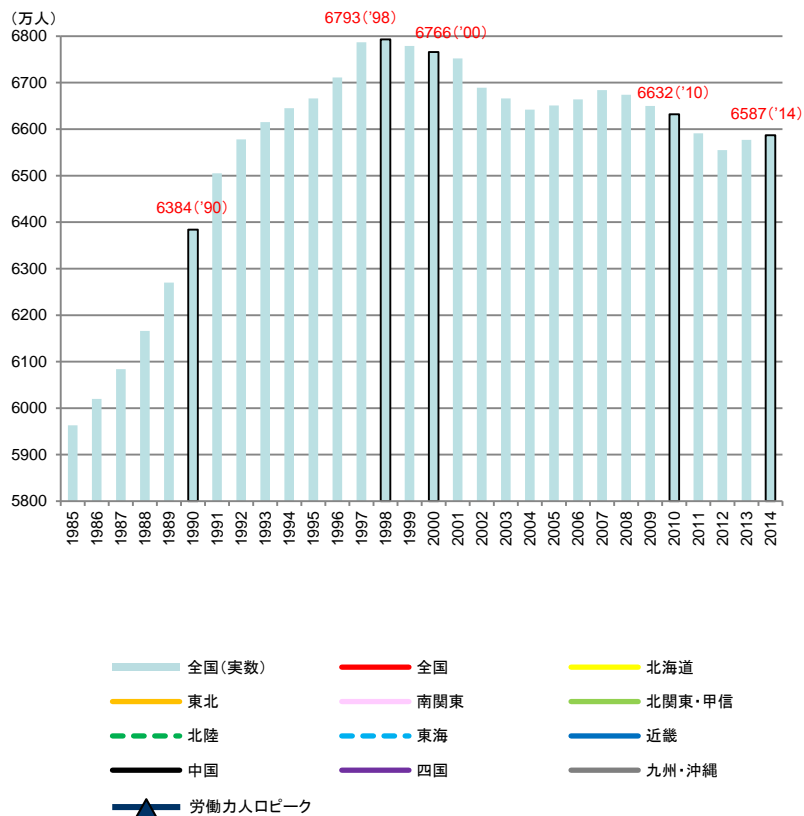
(出典)内閣府「高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査」(平成23年3月)を基に作成。

(注)「大都市」は東京都区部と政令指定都市、「中都市」は人口10万人以上の市(大都市を除く)、「小都市」は人口10万人未満の市。

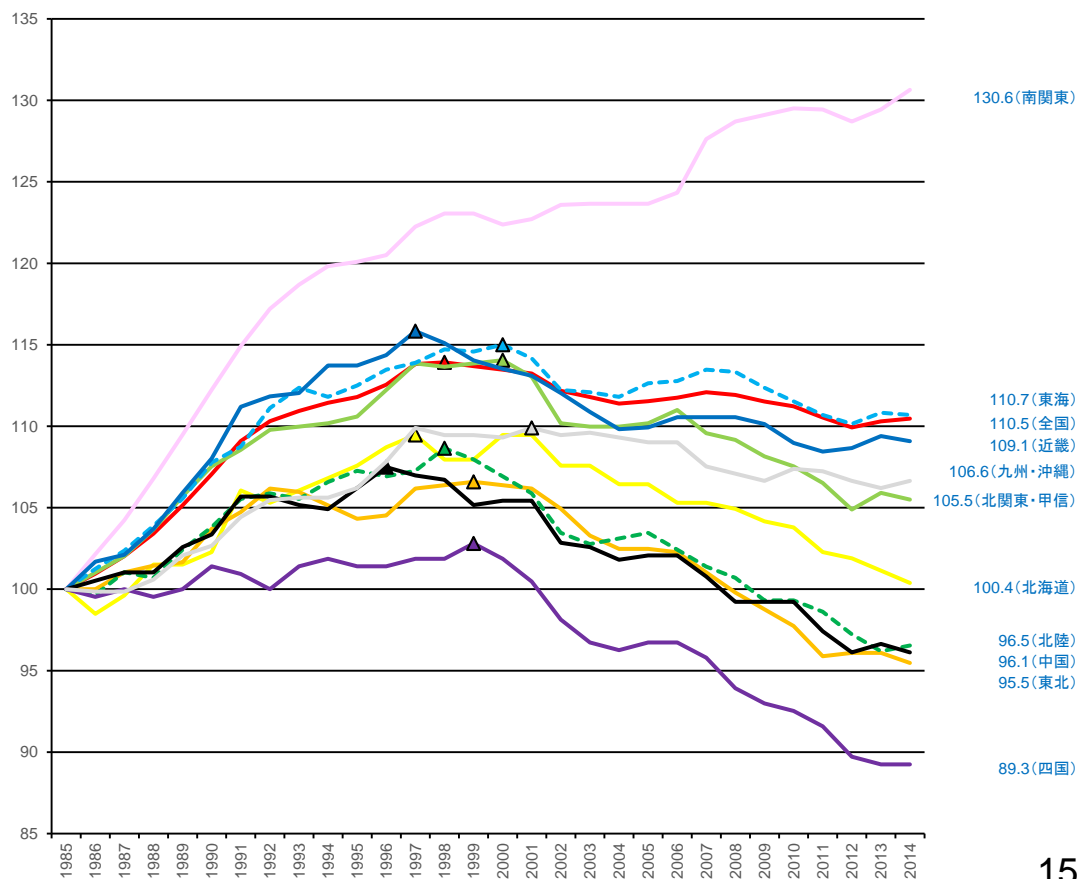
# 地方の労働力人口の減少

- 全国の労働力人口は、1998年に既にピーク(6,793万人)を越えており、長期的に減少傾向。
- 各地域の労働力人口の推移を比較すると、南関東のみ増加傾向だが、その他の地域は近年減少傾向。特に東北、北陸、中国、四国地域でその傾向が大。

### 労働力人口の推移(全国)



### 労働力人口の指数の推移(1985年=100)



(出典)総務省統計局「労働力調査」を基に国土交通省国土政策局作成。

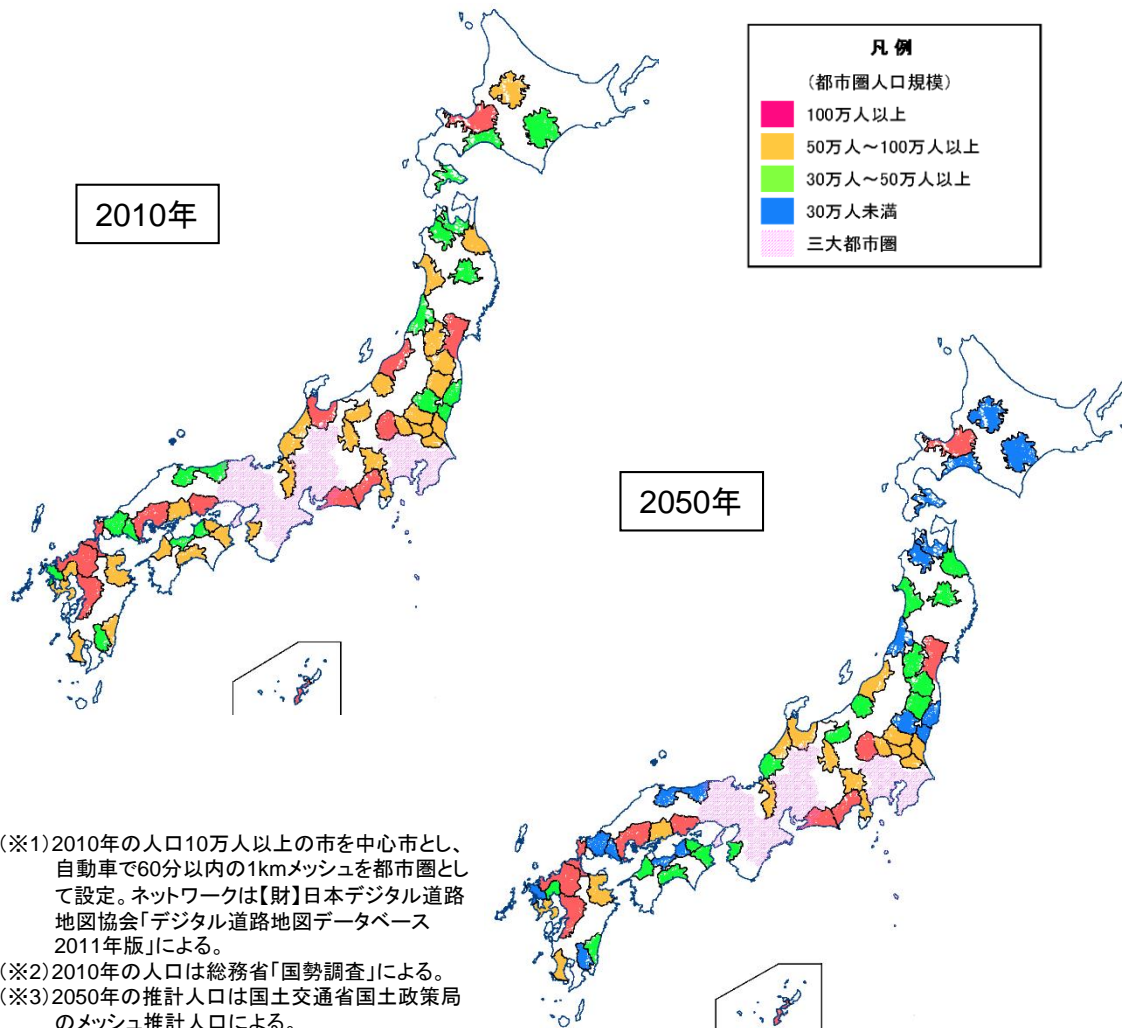


# 連携中枢都市圏の形成～都市圏の変化～

○30万人以上の都市圏※は、61(2010年)から43(2050年)へと激減。

※)三大都市圏を除く。

## 2010年に人口30万人以上の都市圏 (三大都市圏を除く)の人口の変化



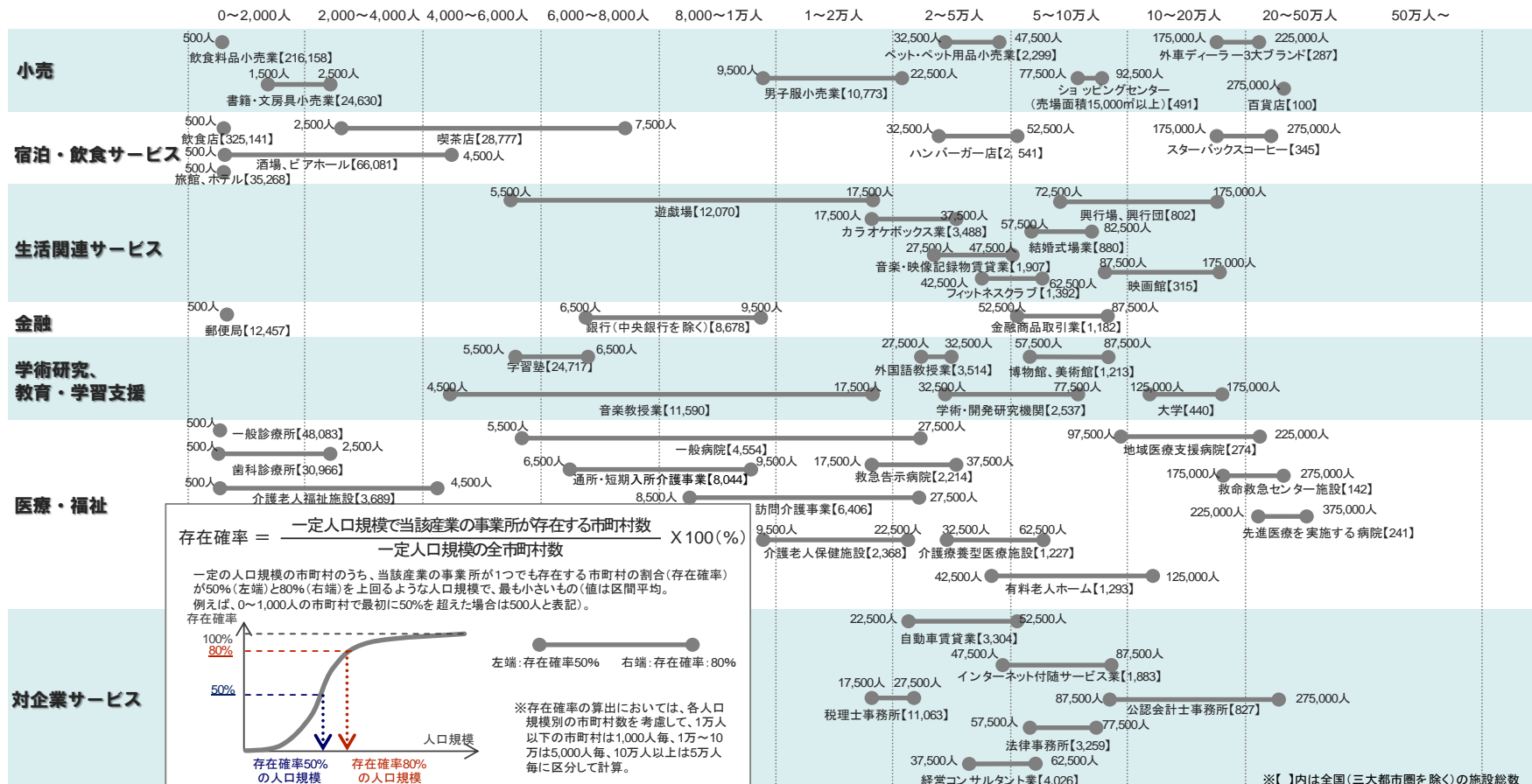
| 2050年に人口30万人を維持できる都市圏(中心市) |  |
|----------------------------|--|
| 【43都市圏】                    |  |
| 札幌・小樽・江別                   |  |
| 八戸                         |  |
| 盛岡                         |  |
| 仙台・大崎                      |  |
| 秋田                         |  |
| 山形                         |  |
| 福島                         |  |
| 郡山                         |  |
| 水戸・ひたちなか                   |  |
| 土浦・つくば                     |  |
| 宇都宮・鹿沼                     |  |
| 栃木・小山・筑西                   |  |
| 足利・佐野・桐生・太田                |  |
| 前橋・高崎・伊勢崎                  |  |
| 新潟・三条・新発田                  |  |
| 長岡                         |  |
| 富山・高岡                      |  |
| 金沢・小松・白山                   |  |
| 福井                         |  |
| 甲府                         |  |
| 長野                         |  |
| 松本                         |  |
| 沼津・三島                      |  |
| 静岡・富士・富士宮・焼津・藤枝・島田         |  |
| 浜松・掛川・磐田・豊橋・豊川             |  |
| 長浜・彦根・東近江                  |  |
| 和歌山                        |  |
| 岡山・倉敷                      |  |
| 福山・尾道・三原                   |  |
| 広島・呉・廿日市・東広島・岩国            |  |
| 徳島                         |  |
| 高松                         |  |
| 松山                         |  |
| 高知                         |  |
| 北九州・下関                     |  |
| 福岡・飯塚・筑紫野・春日・久留米・唐津        |  |
| 佐賀                         |  |
| 長崎・諫早                      |  |
| 熊本・大牟田・八代                  |  |
| 大分・別府                      |  |
| 宮崎                         |  |
| 鹿児島                        |  |
| 那覇・浦添・沖縄・うるま               |  |

| 2050年に人口30万人を維持できない都市圏(中心市) |  |
|-----------------------------|--|
| 【18都市圏】                     |  |
| 函館                          |  |
| 旭川                          |  |
| 帯広                          |  |
| 苫小牧                         |  |
| 青森                          |  |
| 弘前                          |  |
| 鶴岡・酒田                       |  |
| いわき                         |  |
| 日立                          |  |
| 那須塩原                        |  |
| 鳥取                          |  |
| 米子                          |  |
| 周南                          |  |
| 山口・防府                       |  |
| 丸亀                          |  |
| 新居浜・西条                      |  |
| 佐世保                         |  |
| 都城                          |  |

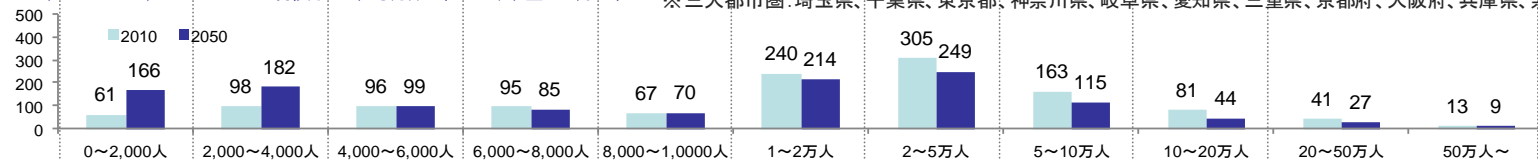
(※1)2010年の人口10万人以上の市を中心市とし、自動車で60分以内の1kmメッシュを都市圏として設定。ネットワークは【財】日本デジタル道路地図協会「デジタル道路地図データベース2011年版」による。  
 (※2)2010年の人口は総務省「国勢調査」による。  
 (※3)2050年の推計人口は国土交通省国土政策局のメッシュ推計人口による。

# 人口規模とサービス施設の立地 (三大都市圏※を除く)

○様々なサービス供給は、需要の大きさ等を踏まえ、人口規模により施設の立地がされる傾向。  
 ○将来的には施設立地の状況は変わり得るものであるが、今後の都市機能の確保や都市間の連携等を検討する際には、こうした状況を十分に踏まえて検討することが重要。



(参考) 2010年と2050年における人口規模別の市町村数 (三大都市圏※を除く)

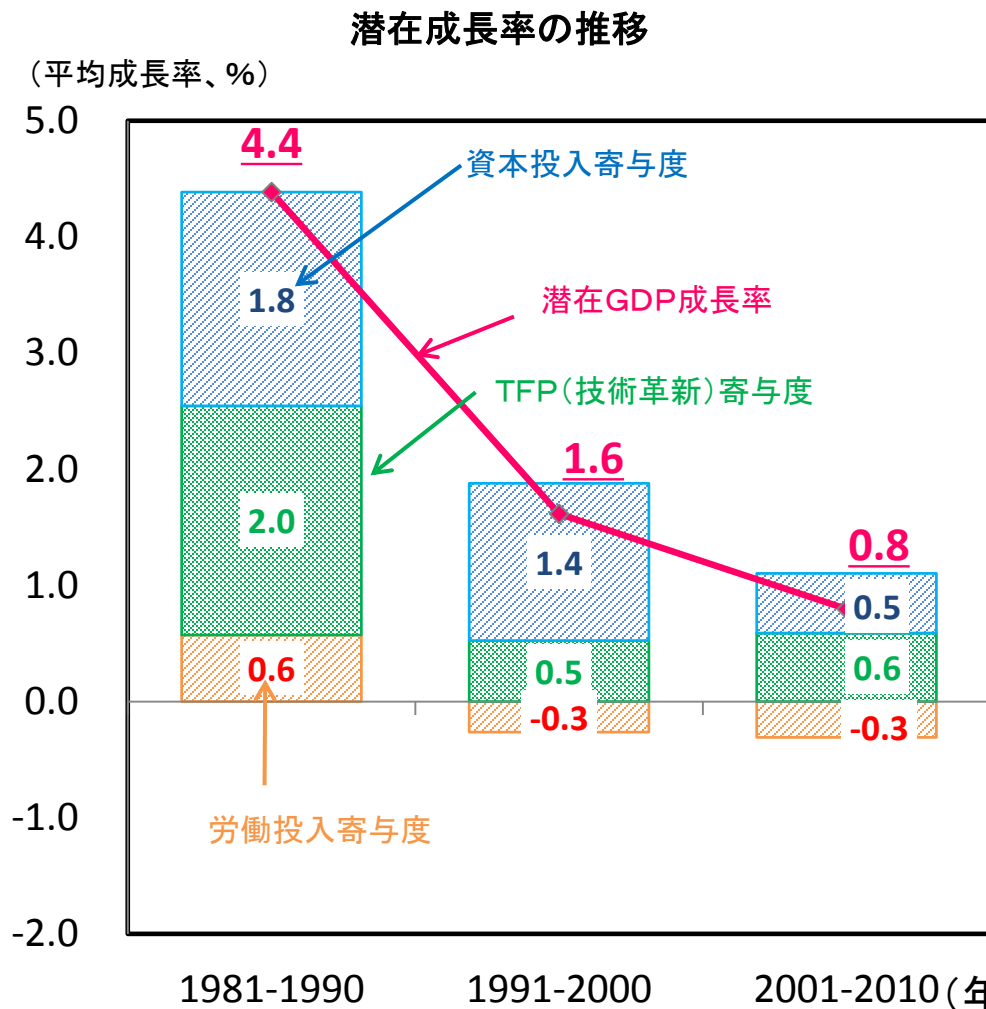
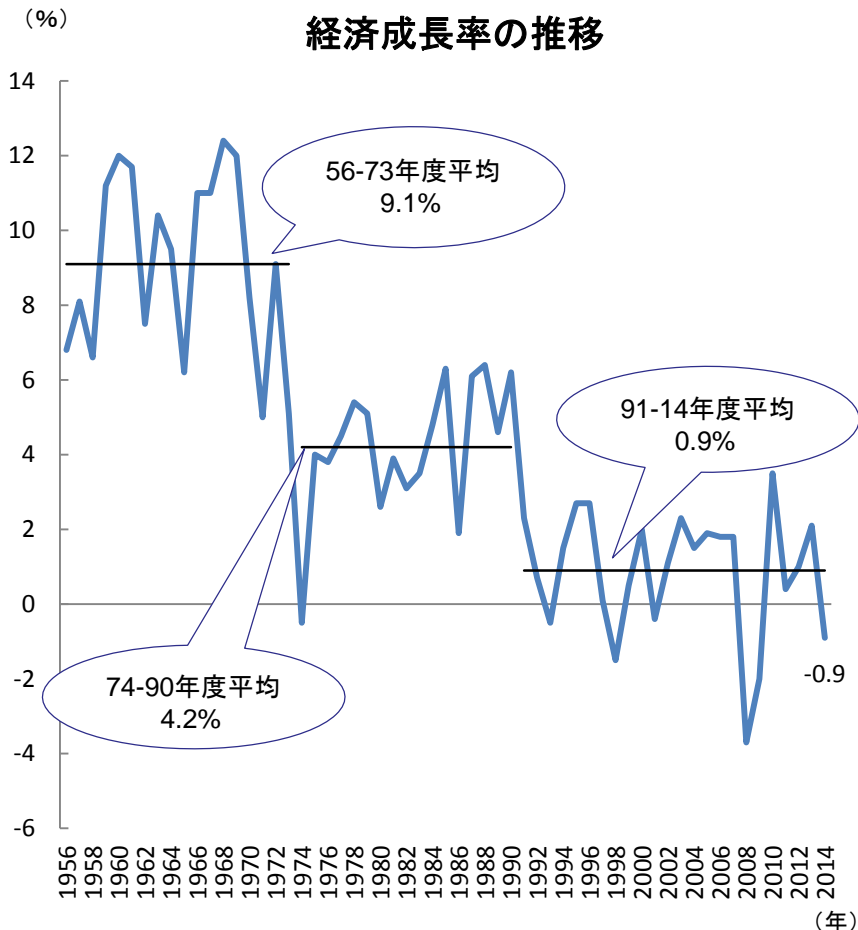


(注1) 2050年の市町村別人口は、国土交通省国土政策局推計値  
 (注2) 2010年、2050年ともに、人口規模別の市町村数は、平成22(2010)年12月1日現在の三大都市圏を除く1,260市区町村を基準に分類

(出典) 総務省「平成21年度経済センサス」、厚生労働省「医療施設調査 病院報告(平成24年10月)」、同「介護サービス施設・事業所調査(平成24年10月)」日本救急医学会HP、wellnes HP、日本ショッピングセンター協会資料、日本百貨店協会HP、メルセデスベンツ・フォルクスワーゲン・BMW各HP、スターバックスコーヒージャパン資料をもとに、国土交通省国土政策局作成

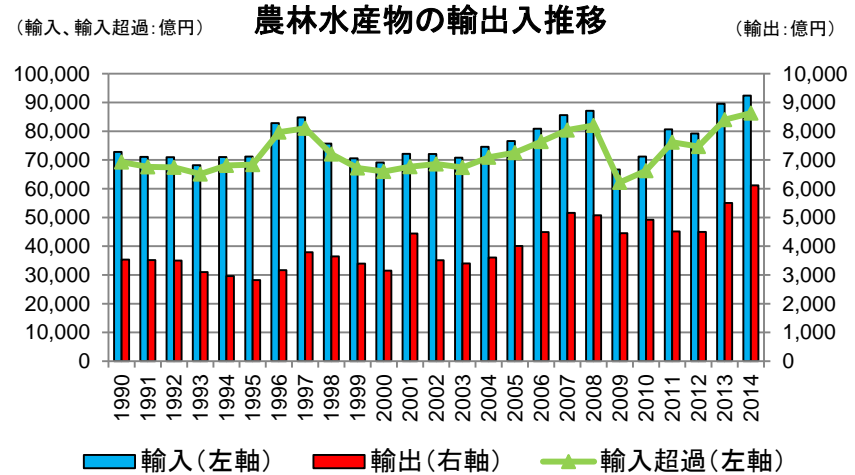
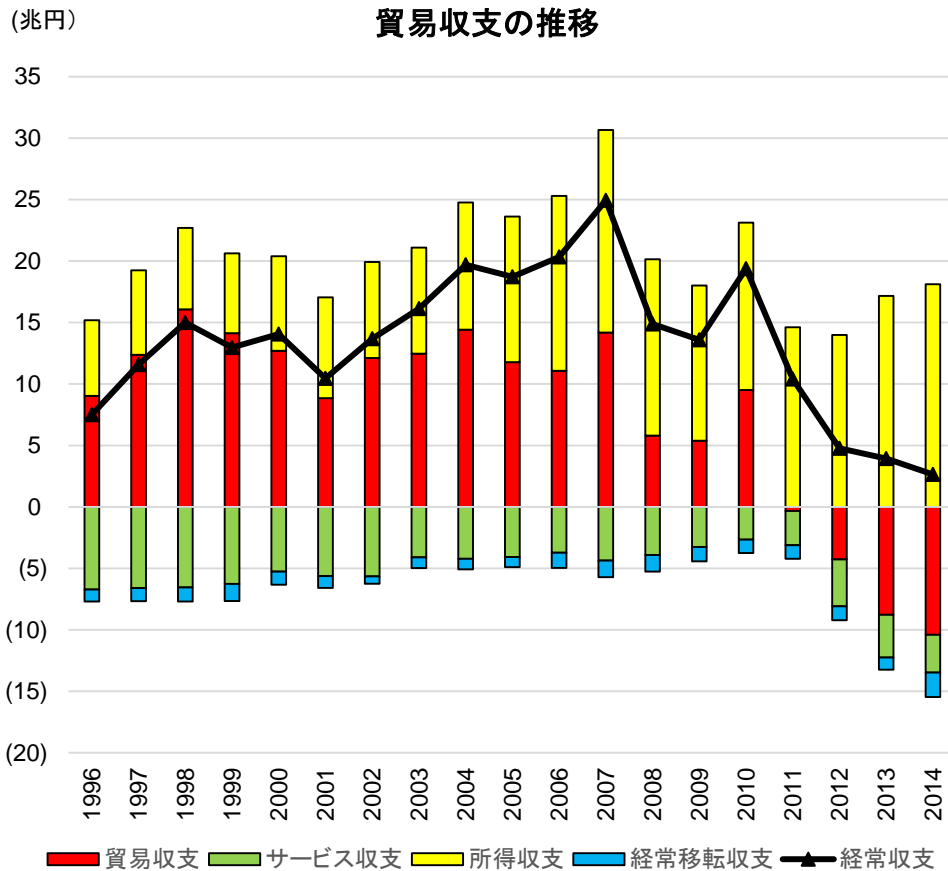
# 我が国経済の成長力の低下

- 我が国経済の成長率は長期的に低下傾向。
- 90年代からは、労働力人口の減少が経済成長にマイナスの影響が出ているものの、資本や技術革新(TFP)の影響の方が大。

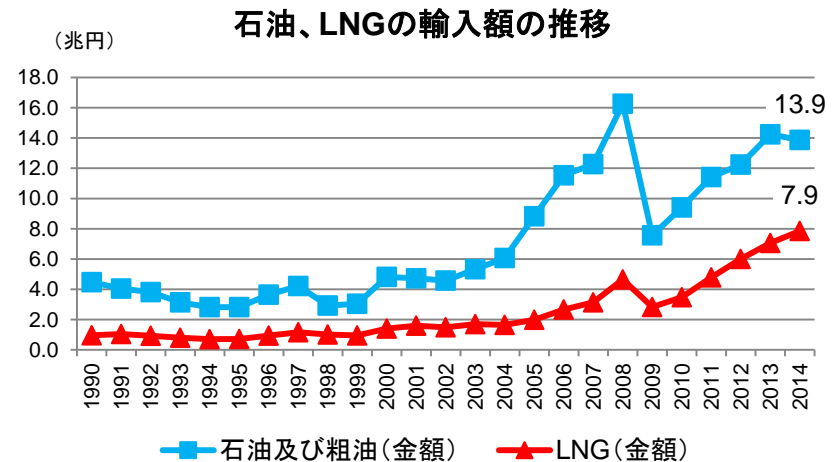


# 貿易収支・経常収支の推移

- 所得収支の拡大等を反映して、2000年から経常収支が貿易収支を上回っている。
- 2008年はリーマンショックにより貿易収支の黒字幅が大幅に減少、2011年の東日本大震災後は、LNGの輸入増などにより貿易収支が赤字化。
- 農林水産物の輸出は近年やや増加しているものの、大幅な輸入超過が続いている。



(出典) 農林水産省「農林水産物輸出入概況」

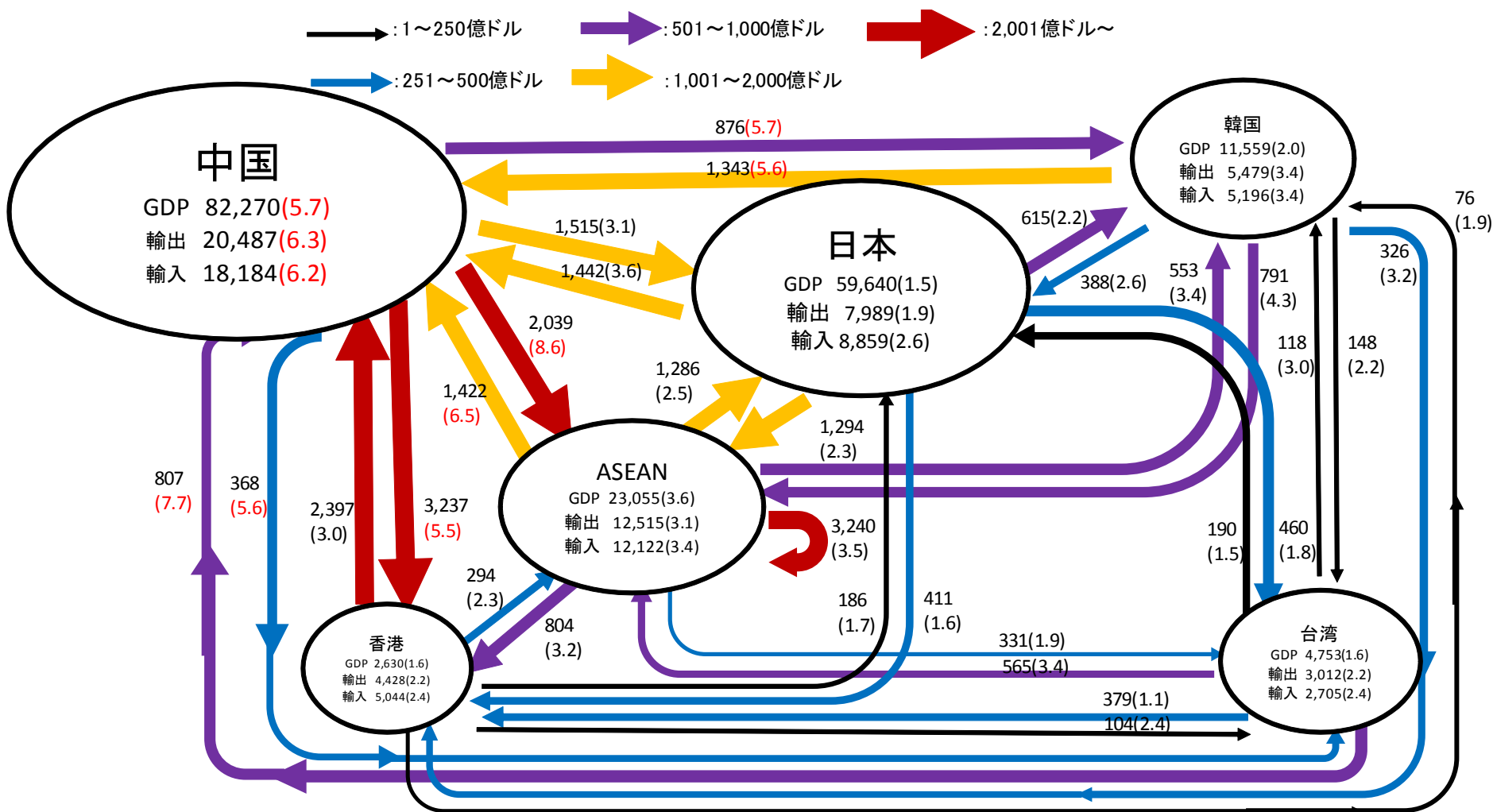


(出典) 財務省「貿易統計」

(出典) 財務省「国際収支状況」

# アジアにおける中国のプレゼンスの増大

○アジアにおける近年の貿易構造の変化をみると、中国と各国・地域との関係の強まりが顕著。



(出典)IMF、各国統計、内閣府資料より作成。

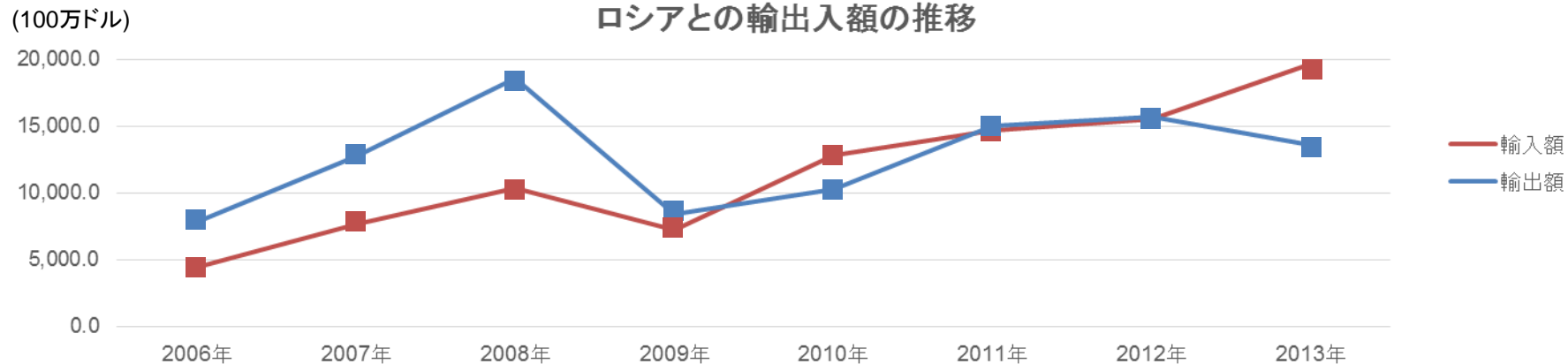
(注)1. 図中矢印の数字は2012年の輸出額(括弧内は2002年からの変化率(倍))。単位は億ドル。楕円内のGDP、輸出入額の表記も同様。

2. 赤字は5倍以上の増加を表す。

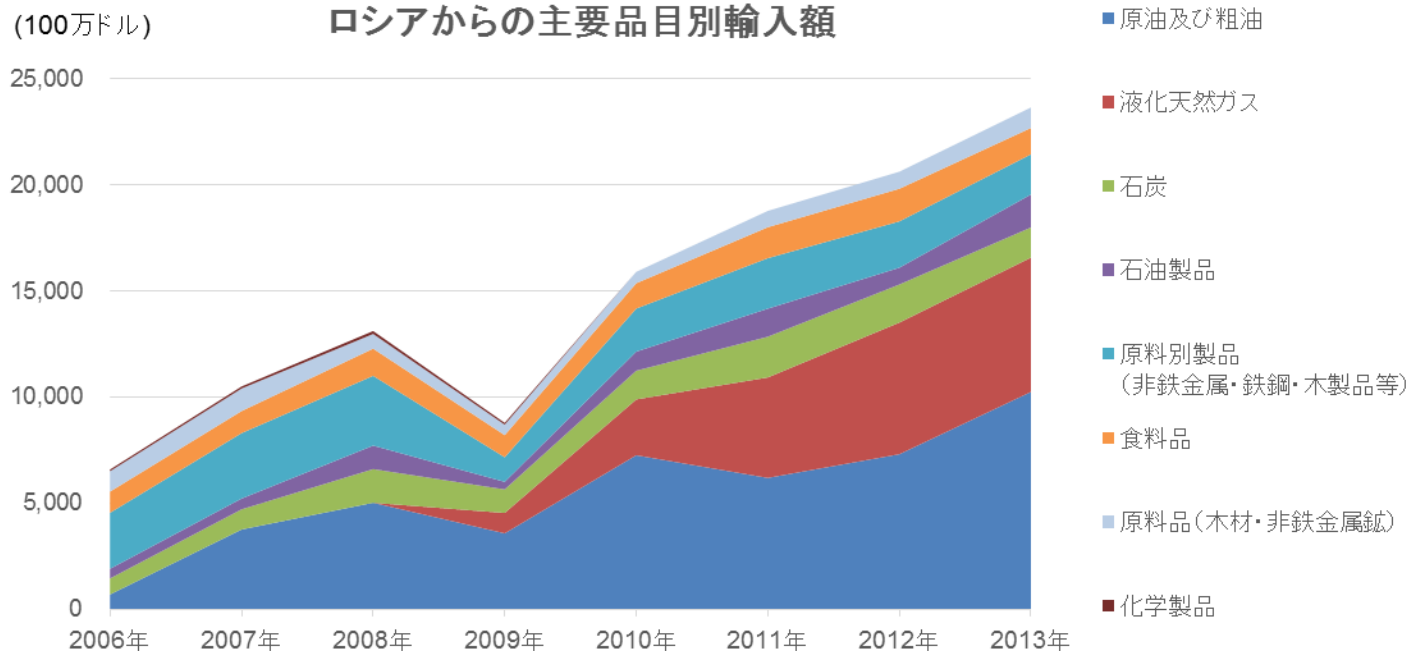
# ロシアとの貿易量増加

○ ロシアとの貿易量は、近年増加しており、特に、液化天然ガス、石油等の鉱物性燃料の輸入額の増加が著しい。

### ロシアとの輸出入額の推移



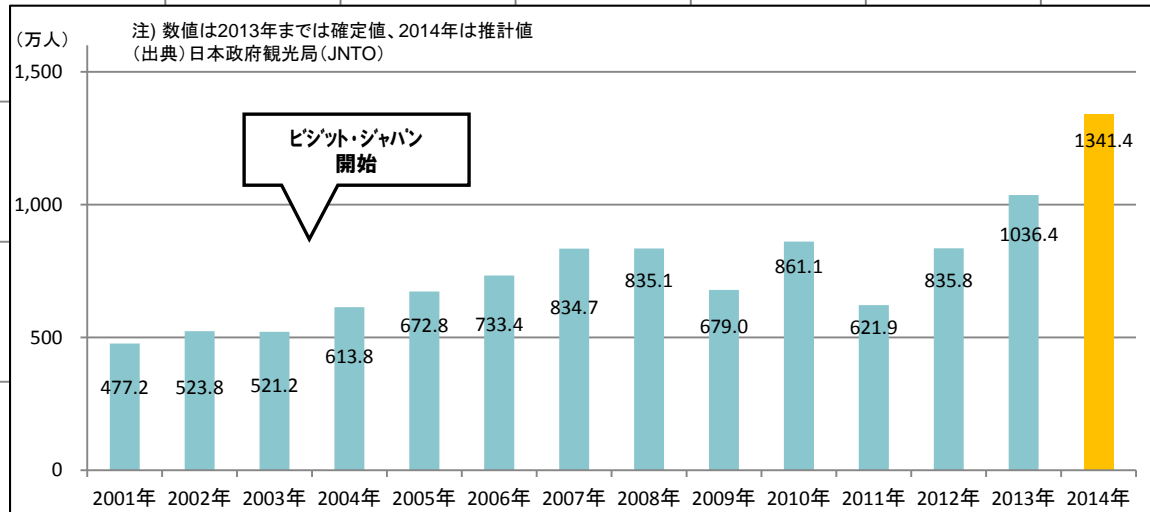
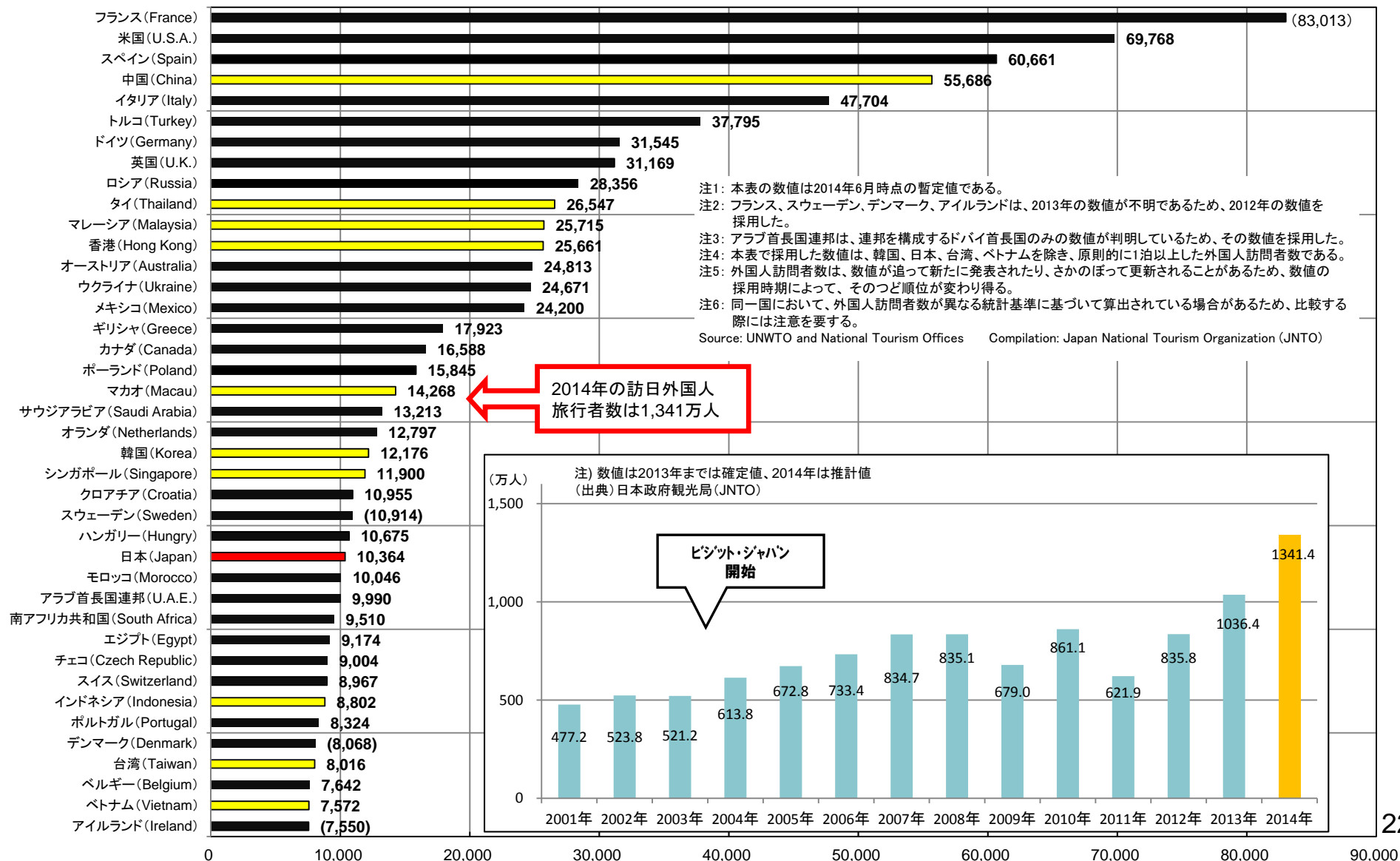
### ロシアからの主要品目別輸入額



(出典)JETROホームページより、国土交通省国土政策局作成。

# 外国人旅行者受入数の国際比較

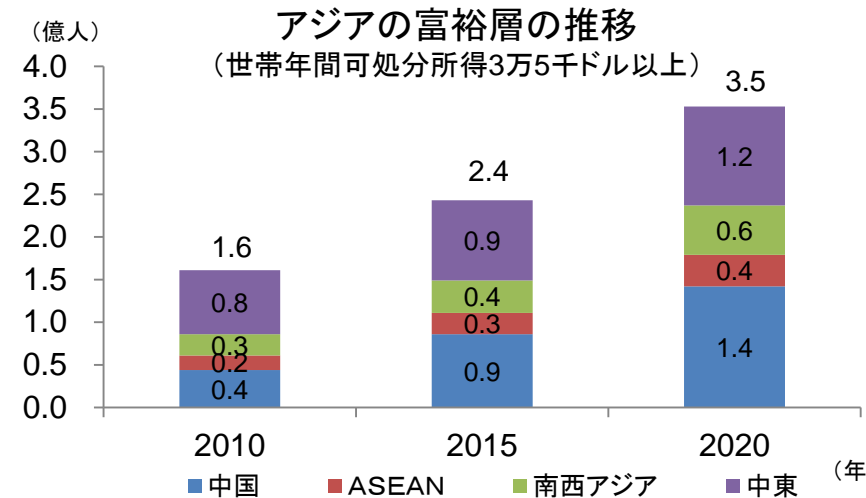
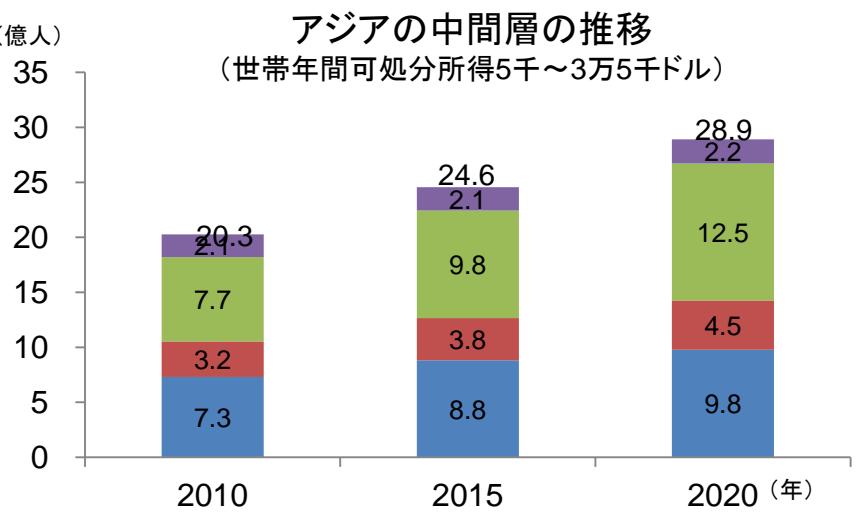
○ 2013年の日本への外国人旅行者受入数は約1,036万人。2003年のビジット・ジャパン事業開始以来の政府目標であった年間1000万人を史上初めて達成。世界で27位、アジアで8位。2014年は約1,341万人（推計値）



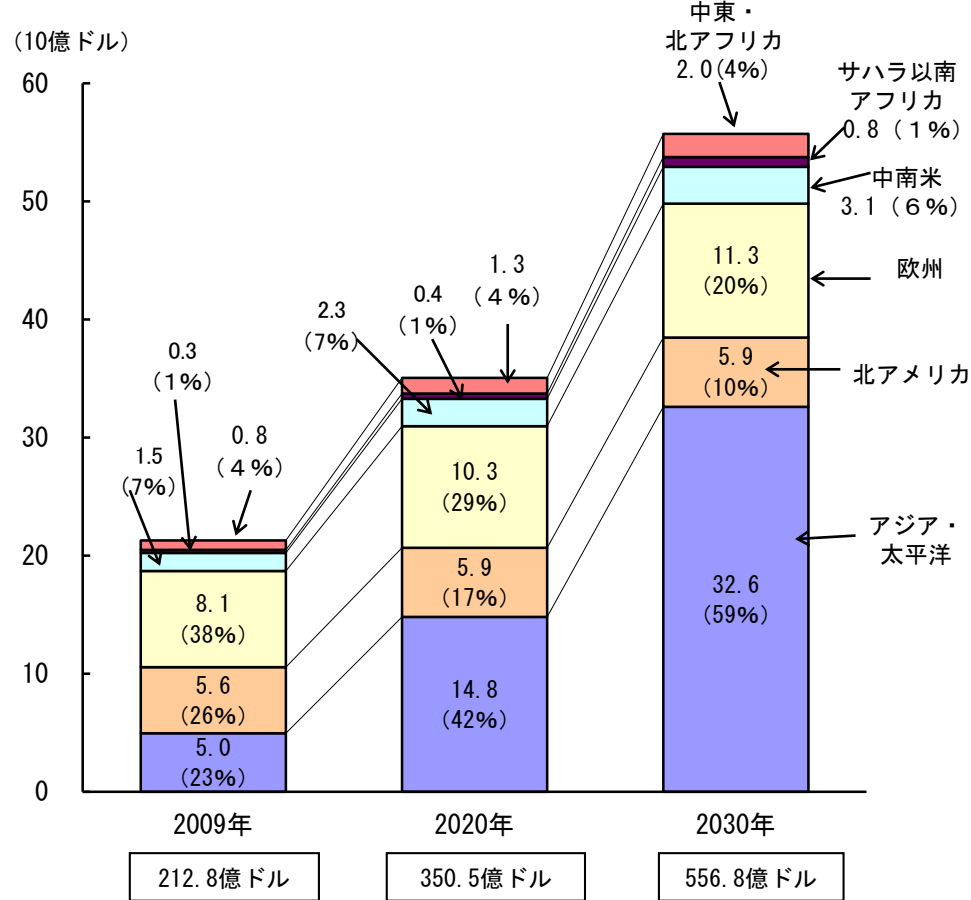


# アジアの中間層・富裕層の急速な拡大

○2020年にはアジアの中間層は28.9億人に、富裕層は3.5億人に拡大しており、大きな市場へと成長。



### 世界の中間層による消費額推移



(出典) 経済産業省「平成25年版通商白書」を基に国土交通省国土政策局作成。

(出典) OECD、内閣府「世界経済の潮流2010年 I」より作成。  
 (注) 四捨五入により、合計が必ずしも一致しない場合がある。



# 首都直下地震、南海トラフ巨大地震の切迫

## ○首都直下地震

地震の規模 : M6.7~7.2程度  
 地震発生確率: 30年以内に、70%程度  
 平均発生間隔: 23.8年

## ○南海トラフ巨大地震

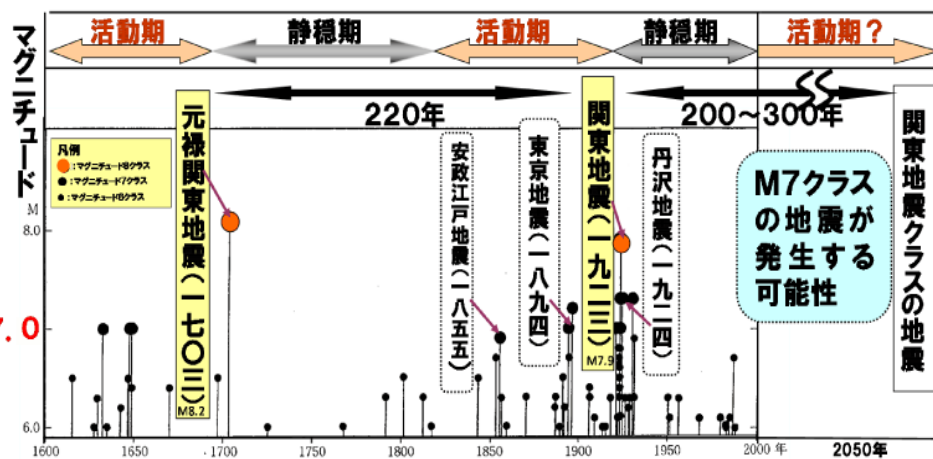
地震の規模 : M8~9クラス  
 地震発生確率: 30年以内に、70%程度  
 平均発生間隔: 88.2年

## ○被害想定 (主なもの)

- ・全壊家屋: 約17万5千棟
- ・建物倒壊による死者: 最大約1万1千人
- ・焼失: 最大約41万2千棟
- ・死者数: 最大約2.3万人
- ・建物等の直接被害: 約47兆円
- ・生産・サービス低下: 約48兆円

## ○被害想定 (主なもの) (基本ケース)

- ・揺れによる全壊家屋数: 約62万7千棟
- ・液状化による全壊家屋数: 約11万5千棟
- ・焼失数: 約31万棟 (冬・夕・風速8m/sのケース)
- ・死者数: 最大約32.3万人
- ・資産等への被害【被災地】: 97.6兆円
- ・経済活動への影響【全国】: 35.1兆円



1600年以降に南関東で発生した地震



破壊領域 (震源域がしめる範囲)

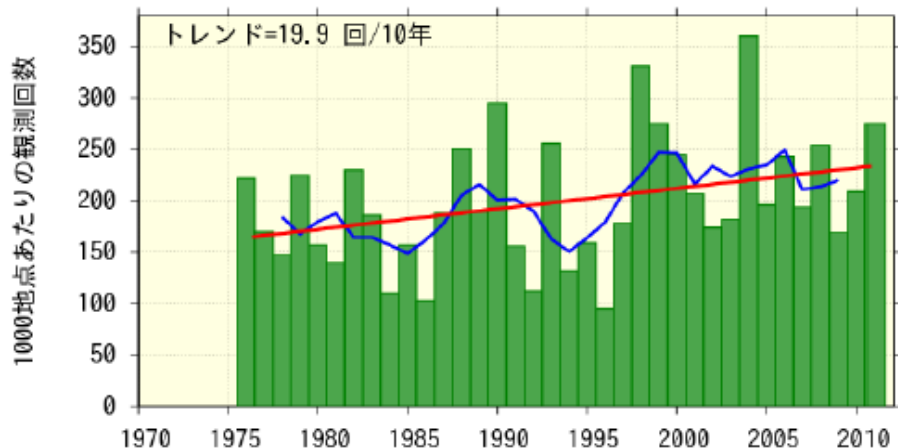
1600年以降に南海トラフで発生した巨大地震

資料: ・地震発生確率は地震調査研究推進本部ウェブサイト (地震調査研究推進本部地震調査委員会が公表した評価) による。  
 ・被害想定は、首都直下地震対策検討WG最終報告 (平成25年12月) による。  
 ・被害想定は、南海トラフ巨大地震対策検討WG最終報告 (平成25年5月) による。  
 ・1600年以降に南関東で発生した地震は、防災白書 (H24) による。

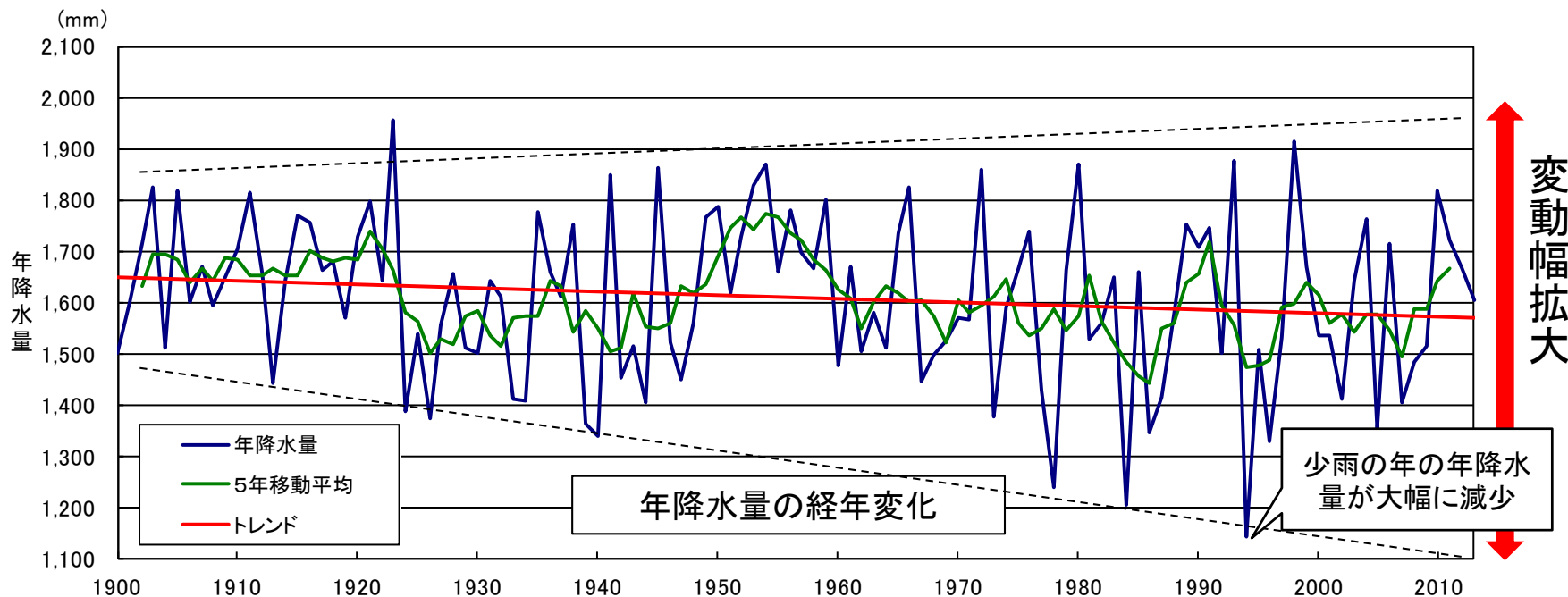
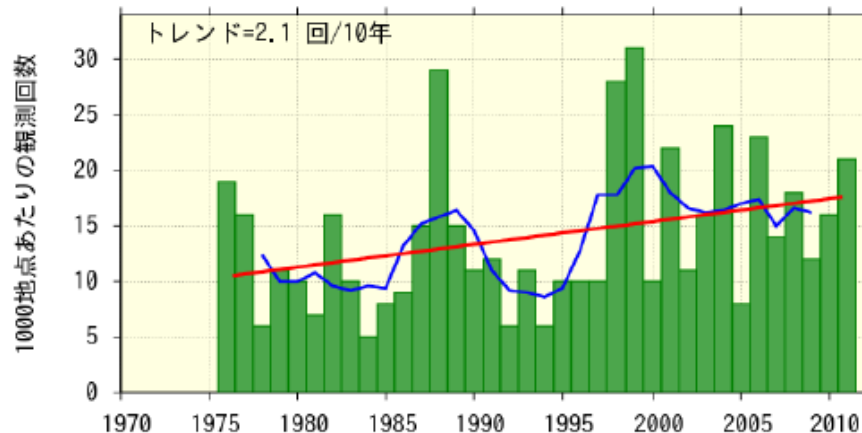
# 風水害の局地化・激甚化

○ 時間降水量50ミリや80ミリ以上の年間観測回数は増加傾向にあり、雨の降り方は局地化・激甚化している。

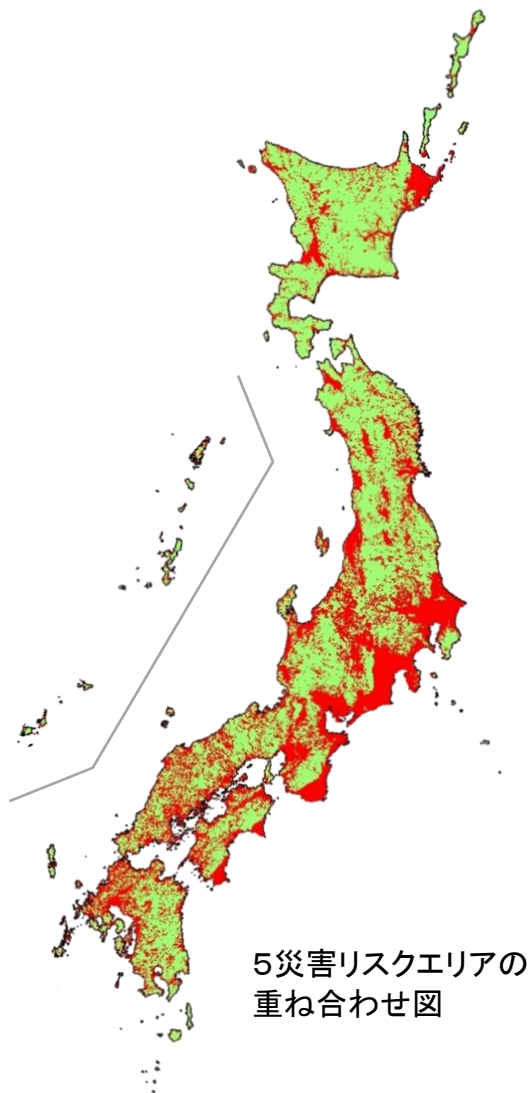
[アメダス] 1時間降水量50ミリ以上の年間観測回数



[アメダス] 1時間降水量80ミリ以上の年間観測回数



- 災害リスク地域は全国に広がっており、国土の約35%が何らかの災害リスク地域となっている。
- しかし、災害リスク地域に居住する人口(2010年)は全体の70%以上であり、災害リスク地域に人口が偏っていることを示している。



| 対象災害           | 災害リスク地域面積<br>(国土面積に対する割合)              | 災害リスク地域内人口(2010)<br>(全人口に対する割合) |
|----------------|--|---------------------------------|
| 洪水             | 約20,000 km <sup>2</sup> (5.3%)         | 3,671 万人(28.6%)                 |
| 土砂災害           | 約59,200 km <sup>2</sup> (15.7%)        | 613 万人(4.9%)                    |
| 地震災害(震度被害)     | 約44,300 km <sup>2</sup> (11.7%)        | 5,888 万人(46.3%)                 |
| 地震災害(液状化被害)    | 約48,700 km <sup>2</sup> (12.9%)        | 5,743 万人(44.8%)                 |
| 津波災害           | 約19,000 km <sup>2</sup> (5.0%)         | 2,610 万人(20.4%)                 |
| <b>5災害いずれか</b> | <b>約131,400 km<sup>2</sup> (34.8%)</b> | <b>9,442 万人(73.7%)</b>          |

注)1. 各災害のリスクエリア定義

【洪水】: 国土数値情報の「浸水想定区域データ」より、浸水深が「>0」となるエリア。

【土砂災害】: 国土数値情報の「土砂災害危険箇所データ」のうち、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊に関する危険区域等のエリア。一部、点データや線データが含まれることから、各箇所の全国的な平均面積を踏まえて面データに変換している。

【地震災害(震度被害)】: 地震調査研究推進本部が公表している「確率論的地震動予測地図」における、30年間で震度6弱以上となる確率が25%以上となるエリア。

【地震災害(液状化被害)】: 日本の地形・地盤デジタルマップの微地形区分メッシュとメッシュ傾斜から、学術的に液状化の危険性が高いとされているメッシュを抽出したエリア。

【津波災害】: 簡易な数値計算で算出した津波浸水エリア。津波防災地域づくり法に基づく「津波浸水想定」が未だ全国で設定されていないため、簡易な想定で代用している。

2. リスクエリア内人口は、2010年国勢調査地域メッシュ統計(総務省提供)の人口分布からリスクエリアに重なるメッシュ(1km)の人口を抽出した。メッシュ内にリスクエリアの境界がある場合は、面積按分を用いた。

# 社会資本の老朽化

- 今後20年間で、建設後50年以上経過する施設の割合は加速度的に高くなる見込み。
- 20年後の社会資本(10分野)の維持管理・更新費は、約4.6～5.5兆円程度と推定。

表 建設後50年を経過する社会資本の割合<sup>(注1)</sup>

|                                 | 2013年3月 | 2023年3月 | 2033年3月 |
|---------------------------------|---------|---------|---------|
| 道路橋<br>【約40万橋(橋長2m以上の橋70万橋のうち)】 | 約18%    | 約43%    | 約67%    |
| トンネル<br>【約1万本】                  | 約20%    | 約34%    | 約50%    |
| 河川管理施設(水門等)<br>【約1万施設】          | 約25%    | 約43%    | 約64%    |
| 下水道管きよ<br>【総延長:約45万km】          | 約2%     | 約9%     | 約24%    |
| 港湾岸壁<br>【約5千施設(水深-4.5m以深)】      | 約8%     | 約32%    | 約58%    |

## 社会資本(10分野)の維持管理・更新費(推計)<sup>(注1)</sup>

- 2013年度: 約3.6兆円程度
- 2023年度: 約4.3～5.1兆円程度
- 2033年度: 約4.6～5.5兆円程度

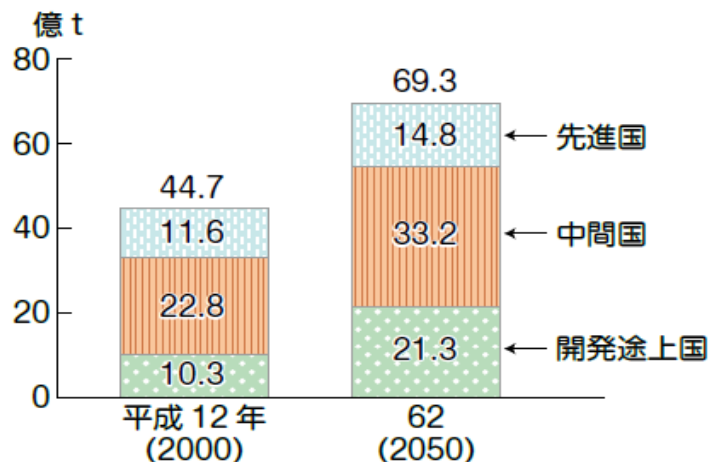
注1:平成25年度 国土交通白書

注2:社会資本(10分野)とは、道路、治水、下水道、港湾、公営住宅、公園、海岸、空港、航路標識、官庁施設である。

# 世界の食料の需給動向と日本の食料自給率

- 世界の食料需給は、世界人口の増加や近年の異常気象の頻発等の要因により逼迫する可能性。需要量は2050年には69.3億tと2000年の1.6倍に増加する見通し。生産量も生産性の向上や農業投資の増加により69.3億tの見通しだが、地球温暖化、水資源の制約、土壌劣化等が不安要素。
- 日本の食料自給率は供給熱量ベースで39%（2013年度）であり、1997年度以降は40%前後で推移。自給率の低下は、米の消費量の減少、輸入飼料穀物や輸入油糧作物に依存する傾向が高い畜産物や油脂の消費量増加等が背景にあり。食料・農業・農村基本計画（平成27年3月）では、2025年度に供給熱量ベースで45%、生産額ベースで73%を目標自給率として設定。

## 世界全体の食料需要の見通し

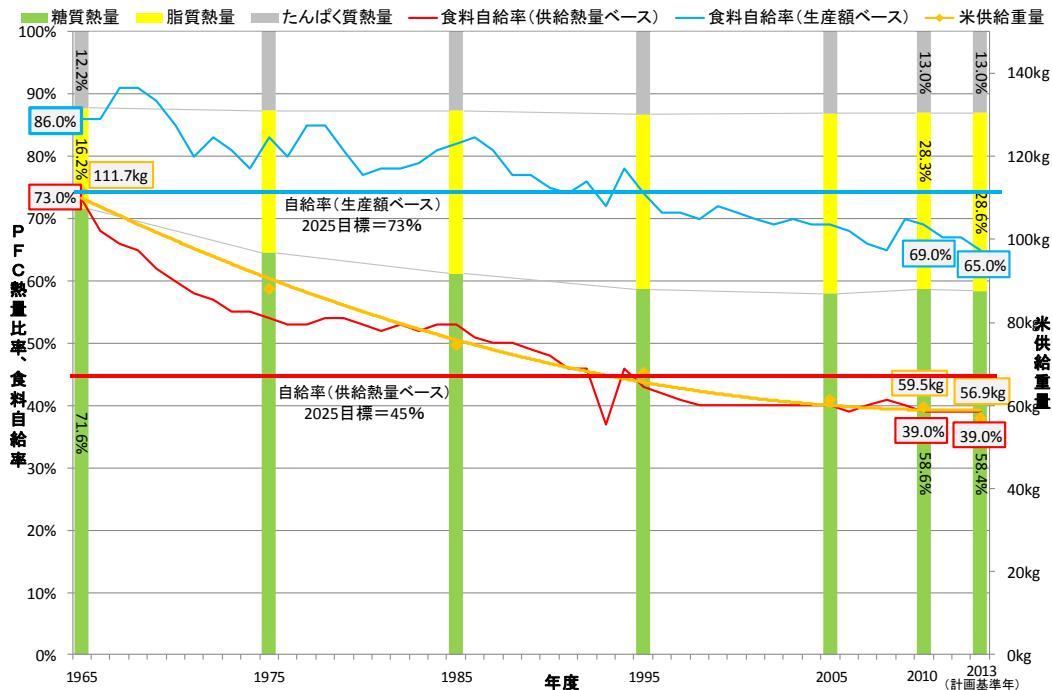


資料：農林水産省「2050年における世界の食料需給見通し」

注：平成12(2000)年の世界銀行データ(1人当たり国民総所得(GNI))により、先進国(9,266ドル以上)、中間国(756~9,265ドル)、開発途上国(755ドル以下)に区分

※農林水産省「平成25年度 食料・農業・農村白書」より

## 日本の食料自給率、PFC熱量比率、米供給重量の推移

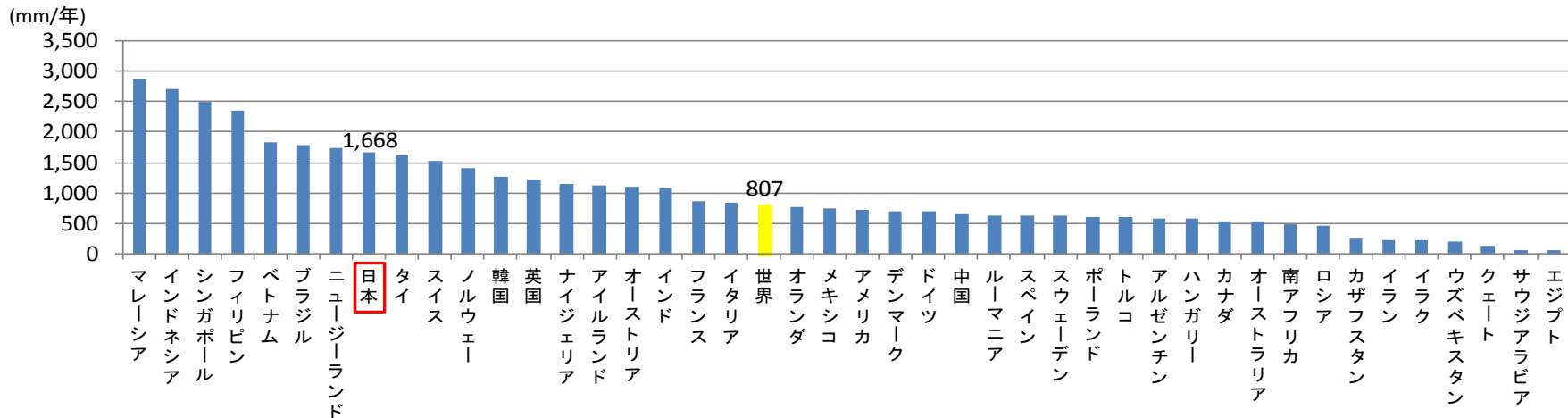


※農林水産省の平成25年度食料需給表(H26.8)、食料・農業・農村基本計画(H27.3) から国土政策局作成

# 日本と世界の水資源

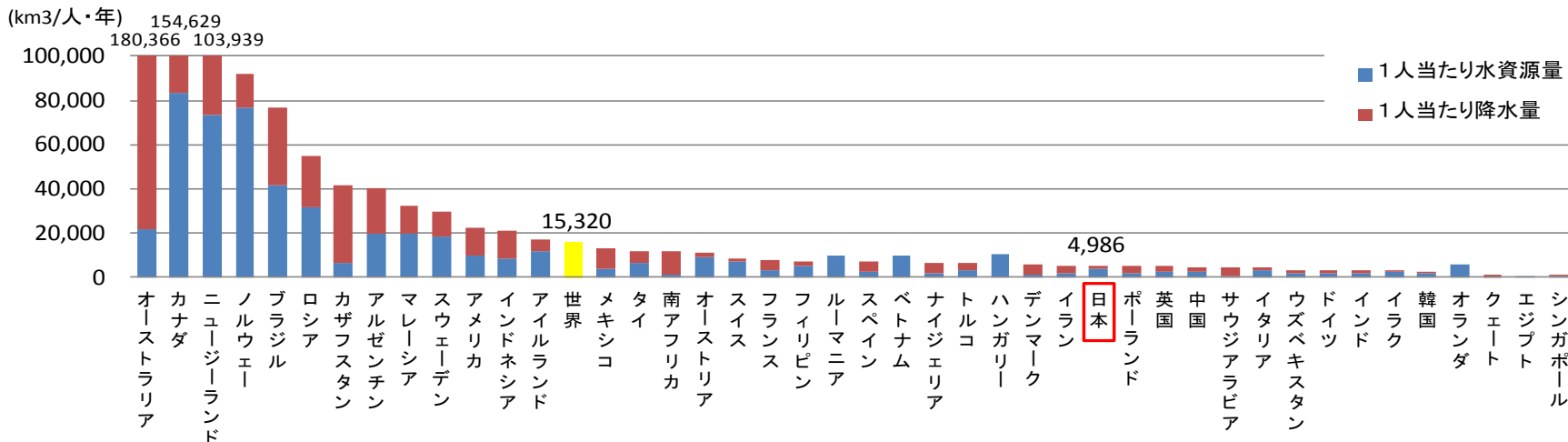
○年平均降水量は世界平均の約2倍となっているが、一人当たりの年降水量は世界平均の1/3程度にとどまる。

## 平均降水量



出典: 平成26年水資源白書 (FAO「AQUASTAT」)

## 1人当たり年降水量・水資源量



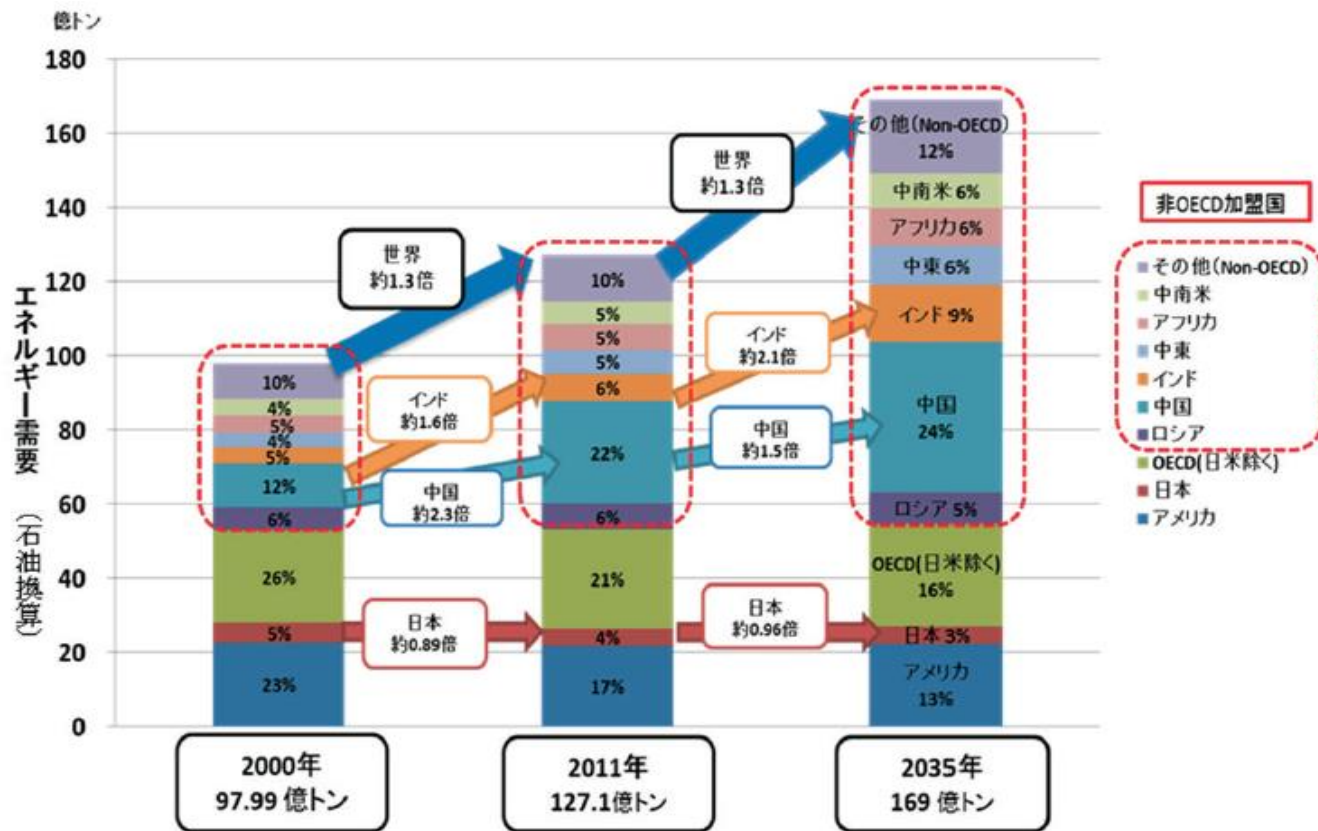
※水資源量は表流水と地下水の合計

出典: 平成26年水資源白書 (FAO「AQUASTAT」)



# 世界のエネルギー需要予測

○世界のエネルギー需要は、2035年には2011年の約1.3倍まで増加すると予測されている。  
 ○特に非OECD加盟国での増加予測が大きく、インドでは約2.1倍、中国では約1.5倍に増加すると予測される。



○固定価格買取制度(FIT)の開始前(平成24年6月末まで)における再生可能エネルギー発電設備の累積導入量は約2,060万kW。FIT開始後、新たに1493万kWの発電設備が導入された。

○一次エネルギーの国内供給量に占める再生可能エネルギー(水力、新エネルギー・地熱等の合計)の割合は、2013年度で8%程度。

### 再生可能エネルギー発電設備の導入状況

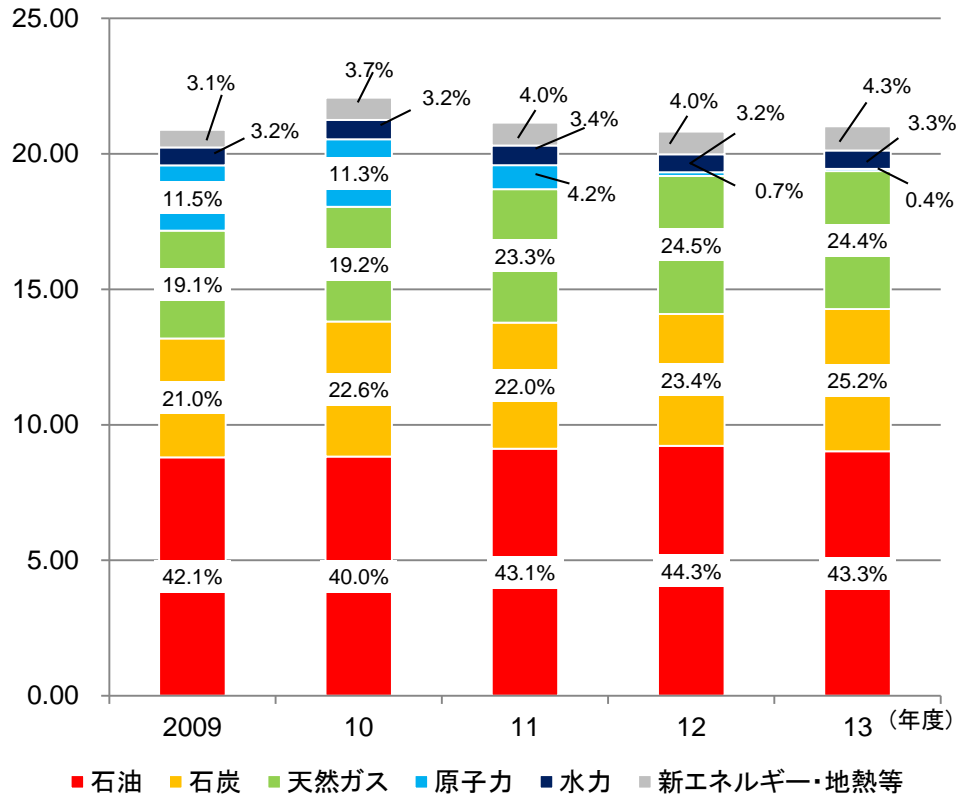
| 再生可能エネルギー発電設備 | 固定価格買取制度導入前      | 固定価格買取制度導入後             |
|---------------|------------------|-------------------------|
|               | 平成24年6月末までの累積導入量 | 新規認定設備の導入量(平成26年11月末時点) |
| 太陽光(住宅)       | 約470万kW          | 280万kW                  |
| 太陽光(非住宅)      | 約90万kW           | 1176万kW                 |
| 風力            | 約260万kW          | 22万kW                   |
| 中小水力          | 約960万kW          | 3万kW                    |
| バイオマス         | 約230万kW          | 12万kW                   |
| 地熱            | 約50万kW           | 0万kW                    |
| 合計            | 約2,060万kW        | 1493万kW                 |

※各内訳ごとに四捨五入されているため、合計において一致しない場合がある。

(出典)資源エネルギー庁公表資料をもとに国土交通省国土政策局作成。

(10<sup>18</sup>J [エクサジュール])

### 一次エネルギー国内供給量の推移



(出典)資源エネルギー庁「平成25年度(2013年度)エネルギー需給実績(速報)」をもとに国土交通省国土政策局作成。



# 日本の気候変動とその影響

○地球温暖化により、以下をはじめとする影響が予測されている。

- ・21世紀末の日本周辺の気候は、年平均気温が**平均4.4°C (3.9~4.7°C) 上昇し**、大雨による降水量が**平均40.5% (33.2~53.4%) 増加**

(※いずれもRCP8.5シナリオで、将来気候の予測(2080~2100年平均)と現在気候(1984~2004年平均)との差による)

- ・河川の基本高水を超える洪水の発生頻度は現在の**最大4.4倍にまで増加**

(※SRES A1Bシナリオによるもの)

## 気候

年平均気温: 平均4.4度上昇  
降水量: 平均40.5%増加

## 自然生態系

チョウ類、トンボ類の分布域の北上、拡大  
熱帯・亜熱帯サンゴ礁の分布に適する海域の消失

## 農業、水産業

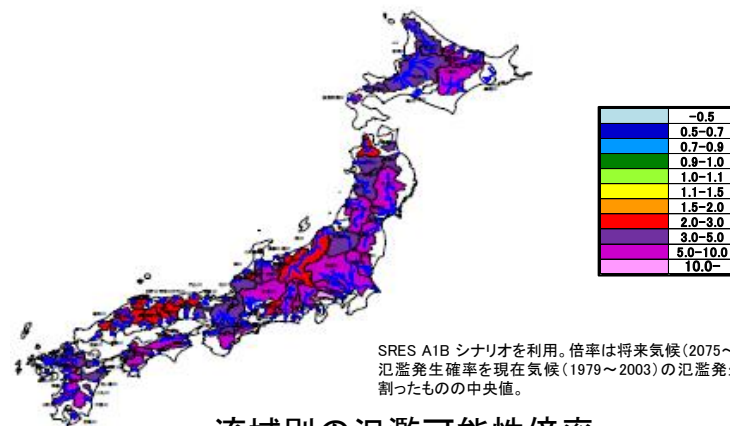
コメ: 生産地が北上(品質悪化の懸念)  
サワラ: 漁獲量の増加 スルメイカ: 漁獲量の減少

## 災害

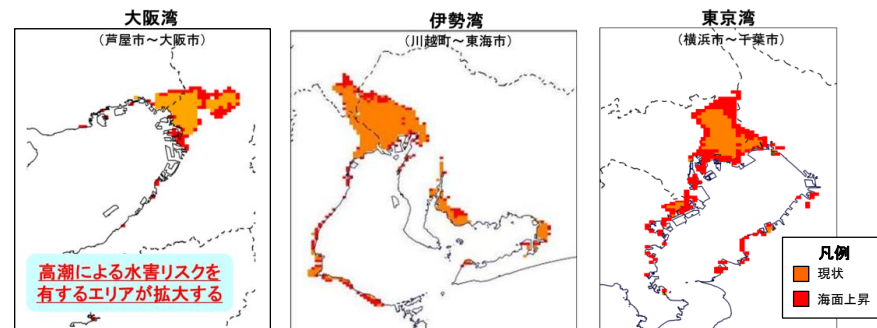
洪水: 河川の基本高水を超える洪水の発生頻度は現在の1.8~4.4倍程度に増加  
高潮: 仮に海面が60cm上昇すると、ゼロメートル地帯の面積、人口が5割増加  
渇水: 無降水日数の増加、積雪量の減少  
土砂災害: 大雨による斜面崩壊リスクの増加

## 健康

熱中症: 1995年以降年間死亡者数の増加  
ヒトスジシマカ(デング熱を媒介): 分布域の北上



流域別の氾濫可能性倍率



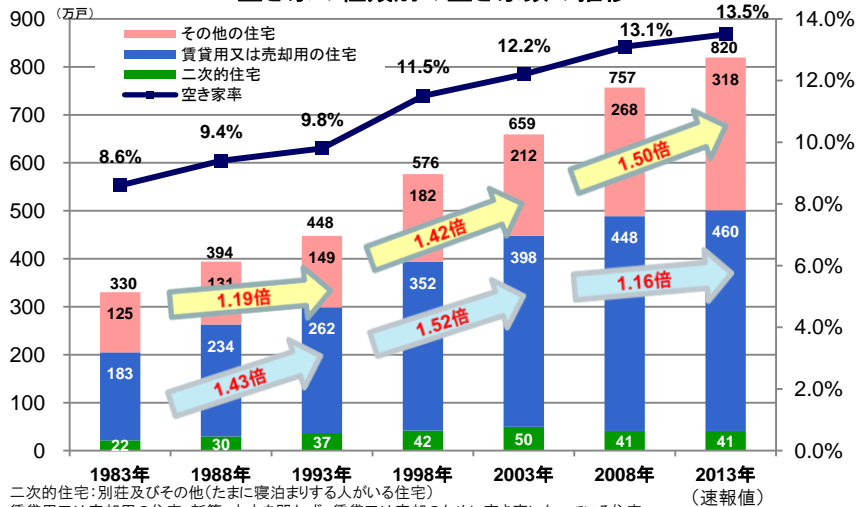
約60cmの海面上昇とは、AR4で21世紀末に予測される全球平均海面水位の上昇の予測の上限(A1F1シナリオ: 59cm)に相当する。現在気候は1979~2003年、将来気候は2075~2099年

三大湾における高潮リスクを有するエリアの拡大

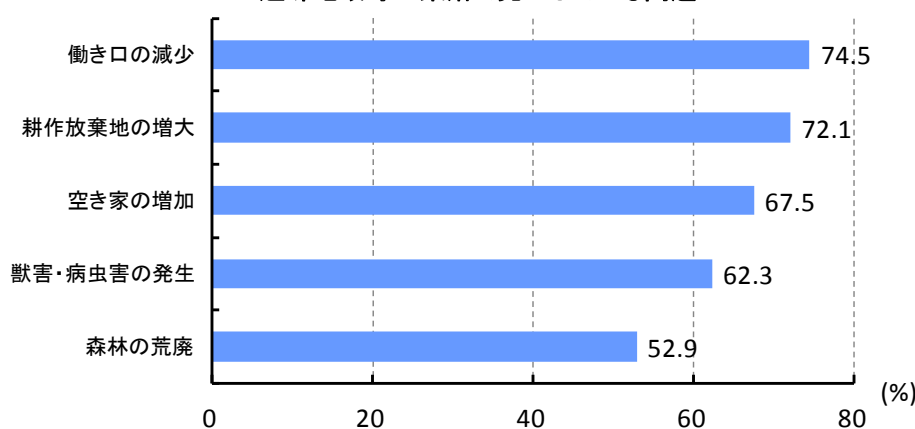
# 空き家の増加／土地の放置による国土の荒廃

- 空き家は、一貫して増加傾向にあり、この20年間で倍増。地域的には、甲信、四国地方で、空き家率の高い都道府県が見られる。
- 特に過疎地域の集落では、荒廃農地や必要な施業が行われない森林等の問題が顕在化。
- 長期にわたり土地を放置すると、①土壌浸食等による治山・治水上の問題、②農作物・林産物被害等の経済上の問題、③景観・生態系に係る問題等多岐にわたる問題の発生が懸念。

空き家の種類別の空き家数の推移



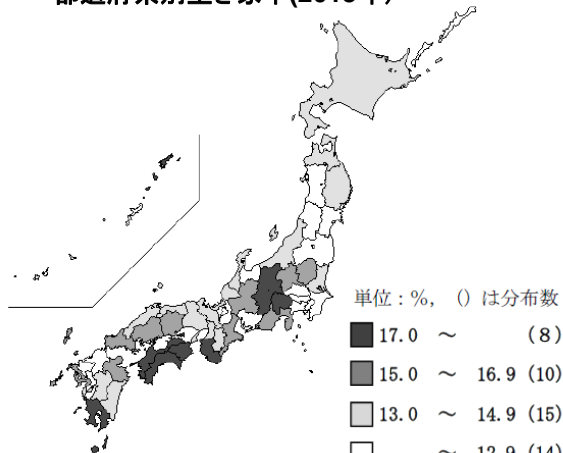
過疎地域等の集落で発生している問題



(出典)総務省・国土交通省「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査」(平成23年3月)を基に作成。

(注)市町村担当者へのアンケート結果(複数回答可)

都道府県別空き家率(2013年)



長期にわたり放置した土地の状態



**安全に係る問題**

- ・ 間伐未実施による林内の光環境悪化やシカ食害等の林床植生の減少による土壌浸食
- ・ 風倒被害

**生産に係る問題**

- ・ 耕作放棄地における草本植生の繁茂が、イノシシ・サルの温床となることによる周辺耕作地農作物被害
- ・ シカによる苗木の採食、樹皮剥ぎ
- ・ ナラ枯れ、松食い虫被害

**景観・生態系に係る問題**

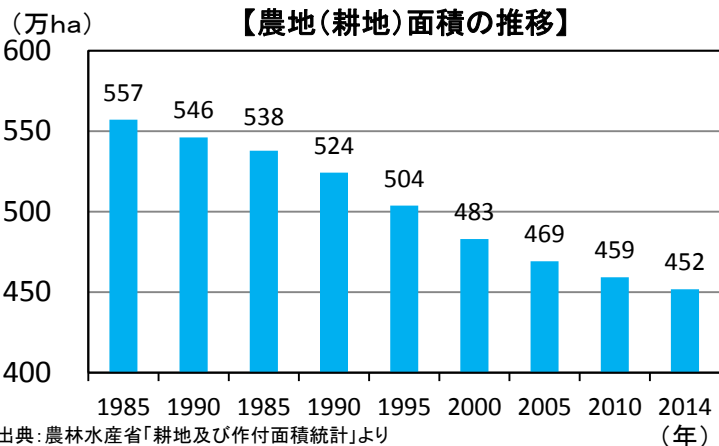
- ・ 耕作放棄された棚田等の植生遷移に伴う景観の悪化
- ・ 間伐未実施による林内の光環境悪化と林床植生の減少
- ・ シカ食害による天然更新の阻害

(出典)国土交通省国土政策局「長期的な国土の管理水準向上に資する選択的管理に関する調査」(平成24年3月)を基に作成。

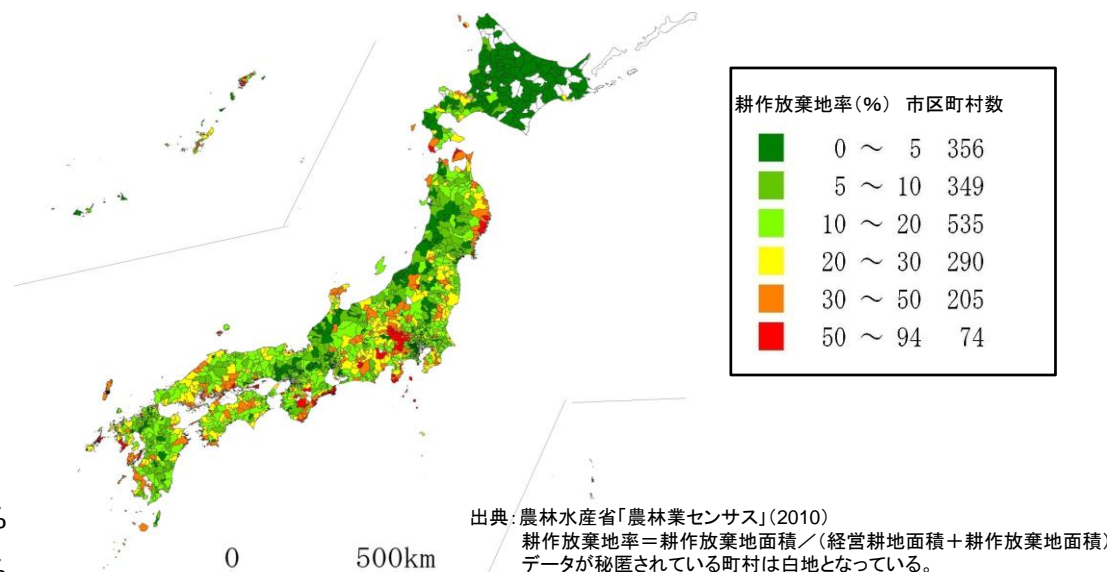
# 国土空間の変化(国土の管理状況(農地、森林))

○農地が減少する中、荒廃農地【客観ベース】は27.3万ha(2013年)。また、耕作放棄地【主観ベース】は39.6万ha(2010年)でありこの20年間増加(耕作放棄地率は10.6%)。耕作放棄地率の高い市町村は山間部、半島部に多い。

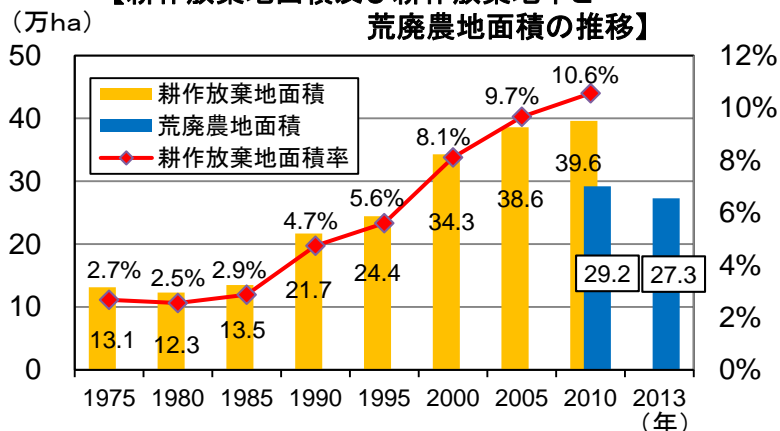
○山林の保有規模が小さい林家は、施業や経営に対する意欲が低い傾向がある。



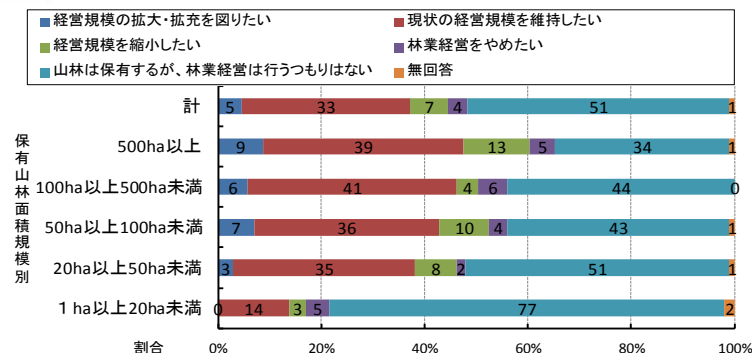
### 【市区町村別耕作放棄地率分布(2010年)】



### 【耕作放棄地面積及び耕作放棄地率と荒廃農地面積の推移】



### 【今後の林業経営についての意向】



出典:林野庁「森林・林業白書(H25)」

出典:農林水産省「農林業センサス」、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」より  
※「耕作放棄地」とは、以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地。

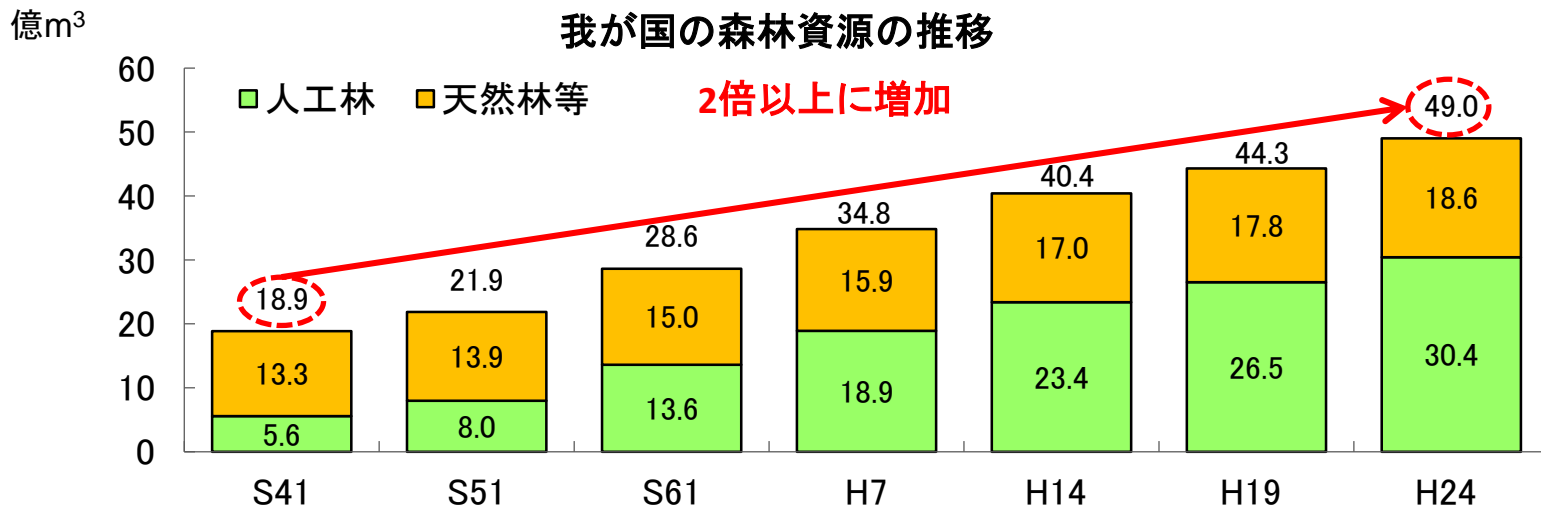
※「荒廃農地」とは、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」

# 国土空間の変化(森林資源の充実)

農林水産業・  
地域の活力  
創造プランの  
実行

- 人工林が本格的な利用期を迎える中、豊富な森林資源を循環利用することが重要。
- 新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築により、林業の成長産業化を実現し、人口減少が進展する山村地域に産業と雇用を生み出す。
- 森林の整備・保全を通じた森林吸収源対策を推進。多面的機能の維持・向上により美しく伝統ある山村を次世代に継承。

## 豊富な森林資源



資料：林野庁「森林資源の現況」(各年の3月31日現在の数値)  
注：総数と内訳の計の不一致は、単位未満の四捨五入による。

新たな木材需要の創出、国産材の安定供給体制の構築、多面的機能の維持・向上

林業の成長産業化の実現、山村地域の産業と雇用の創出